秋田叢書

第二巻

絹飾著者鈴木重孝翁肖像及題讃

由利郡院内村禪林寺より眺望せる由利氏の居城趾
（後山根館と稱し仁賀保氏これに居る　×本丸）

（昭和三年十月撮影）

山根館仁賀保氏居館平面圖

角館町蘆名氏菩提寺たる天寧山山門
及蘆名氏歴代墓（蘆名記參照）

（昭和三年十月角館町新山寫眞館撮影）

秋田叢書第二卷　目次

絹篩

口繪寫眞版

◇絹篩著者鈴木重孝翁肖像及題讃
◇由利氏の居城址、山根舘平面圖
◇蘆名氏菩提寺及歷代墓碑

解題

六郡郡邑記　一巻

校訂者　細谷則理

この六郡郡邑記は一に享保郡邑記とも稱し靑龍堂岡見知愛の享保十五年に編纂したものである。本叢書第一巻所收の「杵山峯の嵐」もこの人の著述である、その履歴はその書の解題に詳記してあればこゝには略する。

各郡の町村及び戸數の調査は最も正確なれば、菅江眞澄の遊覽記には秋田六郡の町村戸數等は主としてこの書から引用してある。この書は本縣鄕土史硏究者必讀の貴重のものなれば、苟も鄕土史を談ずるものはこの郡邑記を口にせざるものはない。郡邑記にはしかぐ\、享保郡邑記にはかく\／と語るものは多くあれども、多くは遊覽記に引用したるを見たるのみにて原書を通讀したるは極めて稀である。それはこの書の甚だ稀少であるからである。鄕土史に心を寄する者の本書を要望するは實に大旱の雲霓も啻ならざれども、希世のものであれば徒に鏡花水月之を手に入れること難きを恨みるのみである。然るを今回北秋大館町栗盛教育團の好意に由つて之を本叢書中に収め、洽く世人の切望を滿

さしめることを得るに至つたのである。原書は菅江眞澄の手澤本で、もと眞崎勇助の珍藏であつたが今は栗盛敎育團の有に歸してゐる。表紙に「六郡々邑記」「靑龍堂撰」と書せるは眞澄の眞筆で實に珍中の珍たるものである。

原書、菅江氏の手を離れて後所藏者の爲せるわざにや、後人の加筆とおぼしきもの往々見える。その明知せられるものは『　』の中に入れて本文と區別した。補筆にや誤脫にや文意の通ぜざるものもあれど、そは妄に補訂を加へぬ。

原書中文字の明かに知られぬのは□の印を置いて缺いておくことゝした。

村里の上に●又は○の印を附したるは追補とは思はれるが、明かならざればそのまゝに記すことゝした。

町村の字の名の傍に線を引きたるは是も後人のしわざと思はるれど、之亦明かならざれば原書の如くに記すことゝした。そは原書尊重の意に外ならぬ。

原書秋田郡比内の分は混交して調査に不便なる故にや村里の上に「南」又は「北」と朱書してある。後人の追記と思しくて細密なる區別にあらざれども、便利と思はれる故に今は南北に區別して各町村を分記した。いかゞはしく思はれるもあれど原書區別のまゝに分つて記すことゝした。讀者しか諒せられよ。

絹篩　三卷

深澤多市

本書は、南秋田郡船越町の人鈴木重孝翁が嘉永年代に編著された雄鹿半島の地誌である。全島五十八個村の沿革と風俗、並に名所舊蹟、産物等皆此の中に網羅し盡して餘蘊なし、洵に努めたりといふべきである。此の外翁の著録せるものに雄鹿海岸圖繪一卷、眞本兩山圖繪一卷あり、皆家に傳へてある。

著者鈴木重孝翁は文化八年鈴木平助重郷の二男として生れ、幼にして太田勘助の養子となりしも文政十年離縁となり、翌年土崎港の提灯屋へ弟子入し、天保三年十二月田地五百刈、宅地及び畑等を與へられて分家となつた。納谷善五郎の女そよと婚し一子恒吉を擧げたが幼弱にして死し、親戚なる脇本村下間木四郎の女兒を養ひ、後一日市村の畠山善五郎の子彦吉を迎へて之を妻した、之を二代目平十郎といふ。二男二女あり長子民治其の家を繼ぐ、之を三代目平十郎といふ。二男三女あり、當主順治氏は其の嗣子である。

著者重孝翁は幼より文事を好み吏才あり、天保四年より郡方へ勤務し同八年より藏方勘定役を勤め、弘化三年七月居下御免となつた。其の詳細なる官歴は卷頭掲ぐる處の題識によりて明らかである。翁

は精勵恪勤なるを以て歷次官邊の賞賜を受けた。一農人の身を以て藩公の親褒を得たる一家の名譽此の上なしとし、是を圖示して子孫に傳へたもので卽卷頭掲ぐる處の翁の肖像である。翁は文久三年十月六日五十三歲を以て卒す、釋德受と佛謚した。

本書は元來寶物として家に傳へありしが何時の間にか紛失した、然るに偶然にも五城目町の質屋の藏より發見して之を買得し、爾來門外不出としたので本書の校訂には頗る不便を感じたが、幸に同地の篤學者大野權治郞君が原本と對校せらるゝことを快諾せられ、校訂と補綴のため十幾日間を犧牲として本書のため努力を吝まれなかつたことは地方文獻保存のため本叢書のため、會員一同と共に深く拜謝する處である。

尙「絹篩圖繪」は原著「絹篩」の處々に挿入してある圖繪を輯載の都合上假に編者に於て一括して斯く標示したもので原著中圖繪の挿入してある個所にはそれぐ\註を附しておいた。

○

由利十二頭記　一卷

校訂者　深澤多市

由利郡中の古事を談ずるもの必ず先づ由利十二頭記を擔す。而も此の書或は由理十二頭記と書せら

れ、或は矢島十二頭記とも呼ばる。現に私の机上に上りしものも八種の多きを算し、而して各々共の内容に於て若干の相違あり。蓋し古く好古の士の編纂せしものなるべきも今是を知るに由なきを憾む。

本書は此の如く古くより傳へられたるを以て、好事者の間に傳寫せられ補修せられたり、故に共の何れが原著作者の意思なるや今得て考へがたし。且魯魚焉馬の誤りも多かるべきを信ず。本叢書に採錄するに當り共の孰れを採るべきかに惑はされた。

舊龜田藩に於ける名儒梅軒佐藤憲欽翁が嘉永年代に由利十二頭記を校訂し、且つ史論を附載したるもの一卷あり、先輩故齋藤正幸翁之を藏する年あり、予、翁の生前に之を借り謄寫し約して是を世間に頒布すべきを以てせり。翁今は既に世を降りしと雖も約言尙耳底に在り、叢書本卷に收めたるもの即是である。

事實以上の如くなるを以て、同原の異本を以て校訂することが出來なかつた。但し、他日別異の由利十二頭記を探り本叢書の後卷に採錄せん考である。

○

蘆名記　一卷

校訂者　深澤多市

本書は、蘆名氏の舊臣たりし川原田氏の裔孫川原田次重氏の經營せる晩香寮に於て復寫したるタイプライター本を以て底本とし、是に同じく蘆名氏の舊臣の裔たる千代立太翁所藏の記錄によりて對校したり。

本書の底本によれば延寶元年辰の六月十七日逸見氏の記錄せるものに係るが如きも、千代翁の所藏本奥書には延寶元年五月長野氏の記錄したものらしく、而して享保二十年滋彌といふ人の謄寫したものなることが判る。本書末尾に見ゆるが如く江井氏、長井氏、田中氏、逸見氏等が延寶元年五月相會して編著したるものなるを知ると共に、各自轉寫して角館士間に傳へて今に至つたものなることが想像される。

蘆名氏は人も知る如く系を平氏に享けた關東の名族である。源頼朝の伊豆に興るや、中祖三浦義明一族子弟を携へて頼朝に應じ、運拙くして戰死したが子弟克く遺命を奉じ源家無二の忠臣となつた。文治の役三浦義連戰功ありて奥州會津に封ぜらる。一盛一衰ありと雖も止々齋盛氏に至りて甚だ大をなした。然るに、天正十七年内訌に乘じて伊達政宗大兵を率ゐて會津を侵略した、衆寡敵せず當主蘆名盛重身を以て遁れ、其の兄佐竹義宣に據つた。

天正十八年豐臣秀吉蘆名氏の舊領會津を以て寵臣蒲生氏郷に授け、蘆名氏を以て江戸崎四萬八千石とし其の祀を存せしむ。慶長五年關ケ原役には佐竹氏に黨したるを以て其の家除かる。七年義宣の秋

田入國に際して共に秋田に來り、角館一萬五千石を賜ひ佐竹氏の附庸として一門の上席たり。此の間の事情は會津四家合考及び池田儀八氏の會津史、菊池研介氏の會津資料叢書等によりて詳悉することが出來る。

角館に於ける蘆名氏は當主千鶴丸四才を以て承應二年六月夭折して嗣絶えた。舊臣の一團深く之を遺憾とし屢次藩主に其の再興を歎願したが用ふる處とならなかつた。舊臣の一部は角館に殘つて北家に仕へ、一部は移住して檜山に在り。本書は主として是等の經緯を敍したるものである。但、行文は當代のものにして了解に苦しむ點なきにあらざるも根本史料として最上乘のものである。

本書成る、謹みて蘆名氏歷代の英靈を弔ふ。

六郡郡邑記

六郡郡邑記

青龍堂撰

雄勝郡

御墨印八十八ヶ村、内七十ヶ村高辻帳出

○湯澤　昔城主三春信濃也(小野寺氏臣なり)。小野寺遠江守景道、信濃を誅して天文廿三年迄移居と云。羽林左中將君遷封の時最上一族豊前守居城、南左衛門義種を居らしむ。國中支城元和六年破却の時破らる。

侍町　淡路屋鋪(南北百間、東西百三十間餘)　南館新町　同上町　同下町　同荒町

內館町(足輕町)　內廻輪(陪臣)　荒町　根小屋町　金池町　大工町　新町。

○湯澤町　惣名唱也、驛馬、下院内三里三十丁四十間、横手え四里三十二丁三十二間、西馬音内村二里十八丁十間、高松三里八丁二十間、飯田へ一里廿六丁廿間。淺舞え三里五丁。商町市舊二日、五日、

九日、十二日、十五日、十九日、廿二日、廿五日、廿九日。

吹張町家數八十八軒二百廿間餘慶長十九年御竿より町也　田町同百三軒二百十六間餘御竿同斷　大町同八十八軒御竿同斷　柳町同八十七軒百七十二間餘御竿同斷

前森町同九十六軒百十四間餘、慶長十九年竿迄は田町と前森町と二分け唱候得共正保四年御竿より前森町と云　平清町同六軒、延寶七年より町居始

中野今目村寛永二年給人鈴木太郎左衛門上り地御割御本帳より御打扱成湯澤町墨印の内。唯今村居なし　大島村同十五軒。正保四年羽立　鐘打澤村同十一軒、上と同斷、今家なし

○岩崎村　家數百六十八軒。平鹿郡本吉内村と川境、此川岩崎宿頭より七町五十九間、川幅一丁廿一間内廿間水の内舟渡、同六拾一間川原内四十間水有り。舟渡之處より古内村迄二丁五十三間。

上駒木村家貞三十五軒　下駒木村同三十一軒　森合村同七軒

●角間村　惣名唱。

上角間村家數二十軒。平鹿郡與作開村之内柳原村と川にて境　下角間村同廿三軒。平鹿郡源太村之内左馬村と川にて境　館角間村同三十四軒。平鹿郡志摩村と川にて境

福島村同四軒。平鹿郡源太村之内左馬村と川にて境、左馬村は當村より北に當り見當之村にて地境は平鹿郡今泉村川原と當村川原と大川にて境

○八幡村　惣名唱也。

京塚村家貞十六軒、慶安二丑年より羽立　高屋敷村同廿二軒御竿同　鍛冶屋敷村同六軒御竿同

下荒處村同五軒同　古館村同十三軒同　上荒處村同三軒同

○杉澤新處村　家數三十一軒、寶永二酉年羽立、郡村改新田村新處村となる。

○杉澤村　家數三十三軒。　三ッ屋村家數廿八軒。貞享元年利左衛門忠進開

●成澤村　同四十七軒。

○森　村　同五十九軒。　下大島村家数一軒。慶安元年羽立

○柳田村　同廿三軒。

●倉内村(藏の字倉に改)　同四十一軒。　柿在家村同二軒

○關口村　同七十八軒。　戸澤村同十五軒　道地村同十一軒

○關　村　上下有り、郡村改に上下之關村と改。

上關村家數四十一軒　下關村同五十一軒　上新處村同廿八軒　上新町村(かみあらまち)同十五軒　下關(マヽ)村同廿九軒

十里塚村同二軒　下小屋村同一軒　下本内村同十五軒

●「山田酒巻村」　村居なし。山田酒巻は雨村湯澤給人石井權右衛門、同與惣兵衛忠進開、延寶八申年迄上關村之肝煎支配致候。

○金屋新田村　先年は新金屋村と云、改に直る。家數十五軒、寛文十戌年久助忠進開。

豐場村家數三軒。寛文十年羽立　沼向村同三軒御竿同斷

○金屋村　家數五十七軒。　西野々村家數三軒。慶安元子年羽立

○吉野村　同十八軒。平鹿郡横手山内平野澤村之内武道村と山にて境、但通路小道有り。『吉野は西湯ノ澤東中に田子内川あり、是もと平鹿郡也。』

下吉野村家數廿三軒。西は平鹿郡增田村之内眞當村と山川にて境。北は平鹿郡增田村之内くつかり澤村山にて境　飛ケ澤村同二軒。享保三戊年羽立

○湯野澤村　同三十五軒。平鹿郡横手山内平野澤村之内武道村と山にて境、助九郎澤え通路有り。

●田子内村　同八十九軒。

瀧野澤村家數四十三軒。平鹿郡横手山内之内武道臺村三ツ野又村菅江村三ケ村山境　三作澤村同三軒。野野澤村をまたぎ吉野村湯野澤村宿間也　下田村同十五軒

北蛭（ひる）川村平鹿郡横手山内之内三ツ野又村と山にて境　南蛭川村家數十七軒　肴澤村同十一軒　前山村同四軒　菅生田村同十軒

向田村同八軒　野中村同七軒　そろが臺村同二軒

●岩井川村　同二十軒。東は仙臺領上伊澤郡シト舞村と山にて境、北は平鹿郡横手山内村之内三ツ野又村と峯にて境。

上野村家數十八軒　東村同廿軒　城下村同十一軒　馬場村同一軒　柳澤村同三軒。南部領和賀郡川尻村之内本内村と山にて境

入道森村同九軒。『たばこの名處』

●手倉川原村　同七軒。仙臺領上伊澤郡下嵐江（おろしえ）村と山にて境。

柳澤村家數五軒　下久保村同五軒　シネ畑（新右衞門畑也）村同五軒　岩野目（岩野目澤）村同七軒

中村同十五軒　下村同八軒

○檜臺村　同十八軒。

小五里臺村家數十六軒　五里臺村同十三軒　谷地村同十二軒　天江村同四軒　大柳村同十六軒

萬之代村同七軒　寄子村同二軒

●檜山臺村　同十四軒。東は仙臺領西岩井郡水山村と山にて境、同方同領上伊澤郡下嵐江村と山にて境、南は同領栗原郡山内村と山にてさかひ。

切留村家數二軒

●荻野袋村　同三十四軒。平鹿郡増田村之内藤左衛門村と川にて境、藤左衛門先年川押切に被成候節川向に被成、唯今此村地形畑壹枚出る。

大穴澤村家數七軒　安養寺村同十一軒　菅生村同八軒　鍋ケ澤村同七軒

○熊野淵村　同六軒。北は平鹿郡増田村之内關口村と川にて境、西は平鹿郡縫殿村之内五輪持村と野にて境。

大穴澤村家數十一軒　上熊野淵村同二軒　飯館村同七軒

○猿半内村　同五十二軒。『七曲りたばこ名物、七曲りは山の名』

川口村家數十三軒　小栗山村同廿八軒　中村同五十軒　火石田村同廿八軒　上畑村同五十九軒

天江村同四軒　瀧ノ下村同廿一軒

○三梨子村　同十七軒。

板屋町村家數五軒　上堀村同十軒　下堀村同七軒　檜木小屋村同十六軒　トツチキタ村同一軒

清水小屋村同四軒　新處村同三十四軒　●ドウメキ村同十一軒　大澤村同二十軒　鱒澤村同一軒
ガツキダ村同二十三軒　●『ミタケ堂村同廿八軒　●下ノ宿村同四十六軒　中野村同七軒　清水ノ川村同三軒
●上窪村同廿二軒　●京政村同廿八軒　●羽龍村同廿一軒　●沼尻村同三軒

●**稻庭村**　同百三軒。天正の頃重道十六代孫小野寺中書此の城より平鹿沼館城移と有、或稻庭甲斐守經道と云者あり。市日朔日、六日、十一日、十六日、廿一日、廿六日。『新町、中町、本町、三島、桂塚』

●鍛冶屋敷村家數廿九軒　●熊野堂村同四軒　野中村同一軒　●觀音寺村同二軒。『法教山大乘寺』　谷地村同四軒
●新屋鋪村同十一軒　●新城村同廿一軒　●澤口村同十一軒　●中臺村同六軒　●三島村同十九軒
麓むら同廿軒　ヒデリ田村同一軒　早坂村同十四軒。『麓むらに跨り古館の跡』　●關ノ口村同十九軒。『今新處と云』
●小澤村同廿七軒。『鎌研礪石名物』　●下大谷(しも)村同廿五軒　●上大谷村同十三軒　●岩木村同十八軒　●下川原村同八軒

○**川連村**　家員廿九軒。天正の頃川連藏人綱道と云有り。

久保村家員七十二軒　中窪村同十二軒　萬九郎屋敷村同二軒　○大館村同五十五軒郡村改分る　清水川村同一軒
野村同三十三軒　山田村同一軒　麓村同八十軒

○**八面村**　家數五十三軒。肝煎荒町に居。『八面荒神』

中島村家數十二軒　八面村同十五軒　羽立村同十三軒　鼠館村同一軒　松館村同二軒
左野村同二軒　仙道村同十七軒　西川連村同四十一軒　雪戸村同壹軒、寛永三年八面村より與左衛門移

●**飯田村**　同二十七軒。湯澤一里廿六丁廿間、宮田より十五丁廿間、三梨へ十一丁、三梨より稲庭廿丁四十間、板戸一里十五丁四十七間、板戸より小安湯本二里十二丁四十三間。

羽　場　村家數五軒　谷　地　村同五軒

●**宮田村**　同六十五軒。　新鄉清水川村家數軒

○**三又村**『古名三ッ面村』　家員四十三軒。平鹿郡縫殿村之內五輪羽場村と古川にて境。『三面荒神』

アク戸村家員廿二軒　三ッ屋村一軒、延寶六年作右衞門忠進開　高　村同五軒　二ッ屋村寶永元年開返り。二軒

●**東福寺村**　家數六十九軒。　上東福寺村家數十軒

○**大門村**　同十六軒。『古に駒形根の神の大門有しよし』

○**大倉村**　同五十二軒。

●**戸波村**　同十二軒。平鹿郡八木村と川にて境。『諸島まねをせり川島鎮流『永慶軍記廿三慶長五年仙北古由合戰のへ六日、旗手の旗本戸波平右衞門』

羽　場　村家數十四軒

●**川向村**　同四十九軒。板戸村肝煎申候は板戸村、菅生村、長石田村、市野村、小安村、皿小屋村、貝沼村、瀬野ヶ澤村、佛師ヶ澤村、白澤村、雨生（あんにふ）村、藤倉村、水澤村、古來より右村々にて合候て川向村と唱候。畑等村も川向村の內、畑等村是又惣名とこへにて十二ヶ村合候て畑等村と云こ

アラ澤村家數十七軒　大谷地村同五軒　野　中　村同十二軒　菅　生　村同十三軒　長石田村同□軒

市野村同十四軒　『もと』小安村同五十二軒　皿小屋村同十八軒　貝沼村同廿三軒　瀬野ケ澤村同十五軒

佛師ケ澤村同廿二軒　白澤村同十四軒　雨生(あんにふ)村同十七軒　藤倉村同四十四軒　穴澤村同二軒

水澤村同四軒

●畑等村　惣名唱也、川向村之内をは被相止候。

瀧向村家數十三軒。仙臺領栗原郡花山村之内温(ぬる)湯村と山にて境　桂澤村同五軒　瀧野原村同十軒　羽場村同十九軒

外山村同十軒　生保内村同七十二軒　中之臺村同廿二軒　落合村同二十三軒　沖之澤村同十三軒

アラ所村同五軒　若畑村同九軒。『川向板戸村の奥宮山の禁在り』　小湯村同十三軒。『小安の温泉の事也』

●高松村　家數二十一軒。湯澤三里八丁二十間、川原毛湯本三里十四丁二十間。

久子合村家數三十五軒　當平村同九軒　惡戸村同七軒　大比内村同十二軒　中屋敷村同十五軒

八乙女村同十二軒　中留村同十一軒　上地村同廿五軒　仲野澤村同三軒　沼野澤村同八軒

向野村同廿一軒　三途川村同十二軒　新田村同十三軒

●宇留院内村　家員卅六軒。

七十苅村家數五軒　沼野澤村同五軒

○鮎川村　同五十一軒。

中山村家員廿一軒『東鳥海』　田畑村同三十軒。『若の澤いなり』　倉木野村同廿軒『大栗産、古名狐町。稲荷社水戸よりうつし奉る』　須川村同卅九軒。『水神神明山神』

川口村同廿軒「文珠」　外野目村同四十五軒。「御嶽、あたご」　『麓村廿戸。湯澤青涼寺末梅松山雲岩寺、禪林』

●桑崎村　惣名唱也」

上谷地村家數三軒　●御返事村同十軒　平城村同卅二軒　三ツ村同十一軒　中泊り村同廿一軒

●小野村　家員三十一軒。

境村家員三十一軒　古戸村同廿三軒　飯塚村同十八軒　十日町村同十八軒　水口村同十六軒

大澤田『宮内チ』同二軒

●泉澤村　家員廿八軒。

京櫃村家員九軒　久保村「畑となる」　『羽場村』

●上院内村　同百三軒。松根古城は眞崎五郎成方其弟靏若丸天正十一年亡ふと云云。山中坂の下に一里塚有、是迄一里廿八丁十五間、夫より杉峠出羽新庄領村山郡之内朴木澤村と峯にて境也。山中艸木蓊欝として歎石如レ升レ階是な駒なかせ共云危橋消レ魂誠に一夫當關萬卒難進の地。上院内村より一里余山中關門有、院内給人同處卒守之往來者改之○西矢島領由利郡笹根子村の内西久米村トウ合村と峯にて境。

南澤村家員七軒。元祿元年羽立　長倉村同十一軒　山野田村同十三軒。寛文三年より　外ヶ倉村承應二年同九軒。　立石前村同三軒。貞享元年より

シツチカノ村同三軒。元祿五年より

●**横堀村** 家數百二十軒。昔院内城主三浦氏の時此處境と見る也。川橋有り○市日四日、八日、十四日、十八日、廿四日、廿八日。

●**寺澤村** 古代より横堀村御黒印加の由、惣名唱、御改の時二ヶ村八御黒印給る。

赤 塚 村家員四軒 横堀村の内　小澤田村同一軒　新 田 村同一　上ノ坊村同二　西 村同三軒

千苅田村同一軒　岩 宿 村同八軒　田 中 村同二軒　道中屋敷村同六軒　ソリ田村同七軒

東 村同三軒　稲荷林村同一軒　堀野内村同一軒　重運寺村同一軒　淺 萩 村同十三軒

●**下院内村** 家數七十五軒。驛馬、湯澤三里三十丁四十間、銀山え一里十九丁十一間、新庄領及位三里

御体南北五十間 東西三十間　暦應年中桓武天皇末系三浦大助義明十八代後胤三浦治兵衛義末住居。羽林左中將公遷封之後箭田野安房寛文十二子年八月十一日矢田野四郎左衛門守護令さし出足所司職也。後延寶八申年三月廿一日大山因幡義武を代しむ。今は大山十郎義□屋敷五十間四方 士家屋敷内町、田町、新町。

新馬場村家員三十軒　本馬場村同十五軒

●**酒蒔村**逆巻村改る　家員四十六軒。

●**中　村**　惣名唱也。

澤　村家數廿八軒。南北の間大澤越新庄領村山郡及位村と峯にて境、澤村間木村に他領小道二路關所留物御札二枚有。其村百姓澤村與治右衛門、間木村十右衛門相守勤故郷人足雨人許す云々

間 木 村同十二軒。間木村の内間木澤越南北の間新庄領村山郡及位峯にて境　田 尻 村同二軒　福 田 村同一軒　漆 澤 村同六軒

寺村同四軒　川原村同五軒　中野村同六軒　川久保村同四軒　田ノ澤村同五軒

拚上村同二軒　下中島村同三軒　夜手村同五軒　久保村同二軒　川原田村同一軒

關ノ口村同四軒　下谷地村同一軒　下樺山村同八軒　上樺山村同三軒　下拚村同十一軒

上谷地村同四軒　張山村同三軒　田中村同一軒　山岸村同六軒　屋倉屋敷村同軒

檜ノ澤村同六軒　城之內村同三軒　木ノ下村同二軒　南村同七軒　廣野村同四軒

砂田村同七軒　野村同九軒　小淵ケ澤村同二軒　宮ケ澤同一軒

●川井村　家數十七軒。

淸水村家數二軒　豊（樋）ノ口村同九軒　竹（嶽）下村同十一軒　礒村同十五軒　作リ石村同二軒

●役內村　家數七軒。

薄久內村家數八軒。西は最上新庄領村山郡有屋村黑森峯にて境　湯ノ平村同十五軒。南は仙臺領栗原郡鬼首村水境峯にて境　根小屋村同十軒

大田村同六軒　川連村同十軒　水無村同六軒　荒屋敷村同四軒　中里村同五軒

內城村同五軒　上野村同三軒　駒ケ澤村同一軒　小杉山村同七軒　根ノ木村同六軒

大屋敷村同一軒　檜山ケ澤村同四軒。元祿十二年羽立

●山田村　『惣名也』家員四十六軒。『串柿產物』

田野澤村家員十三軒　四ツ屋村同六軒　若狹村同五軒　十里塚村同二軒　萩生田村同六軒

新田村同廿七軒　中屋敷村同十九軒　川原村同十二軒　連代寺村同二軒　人市村同一軒

板越村同六軒　六日町村同五十一軒　大橋村同七軒　樋（ひ）ノ口村同七軒　上宿（かみのしゆく）村同卅六軒

門前村同四軒　土澤村同廿六軒　福島村同十四軒。寛永六年より　長信太（ながしだ）村同九軒。延寶六年羽立　金助開村同一軒

ニラカ平村同二軒　ヌクミ平村同一軒

●赤袴村　家數五十軒。

本貝澤村家數十軒

●石塚村　同二十六軒。

佛師ヶ澤村家數二軒　留池村同十軒　岩野澤村同五軒　漆山村同六軒　與市ヶ澤村同一軒

高屋村同四軒　高畑村同二軒。延寶二年羽立

●貝澤村　家數八十三軒。

京塚村家數廿一軒　外鳥井村同四十軒

○深堀村　同八十五軒。

鎌切村同五十軒天和二年　淵上村同十二軒　宮田村同九軒　川原村同六軒　高屋敷村同一軒

向深堀村同六軒

●松岡村　家員廿六軒。昔城主千葉九郎と云。『中田村に在り』

ヒチリケ澤村家員十軒。『七里か澤又聖か澤といふ、此村切畑に在り』　中田村家員十六軒　下保戸岡村同二軒『今なし』

笹ケ平村同七軒。『七間畑、カミ畑といふ、不動瀧あり』　外堀村同廿二軒　新城村同十二軒　打越村同四軒

●切畑村　家數三十軒。

眞木（間木）ノ澤村家數十一軒　八幡林村同八軒　カチヤウ畑村同一軒　上保戸岡村同四軒。『八幡社』

水澤村同十四軒。延寶七年より『二軒』　蓮花平村同八軒

○西馬音内堀廻村『今下木といふ』　家數百十軒。

麓村家數五十九軒　岩土村同十一軒　鹽出村同七軒　先達澤村同一軒

○鹿内村　家員十軒。

小澤口村家員二軒　中保村同二軒　カツチ村同三軒　不動堂村同一軒

○堀野内村　家數四十一軒。

平村家數五軒。元祿五年より　宇部澤村同三軒

○林崎村　同十六軒。　小林村家數十二軒貞享二丑年

○田澤村　同十軒。

宇津野村家數七軒　西野澤村同二軒　ヒサク下村同五軒　長橋村同十三軒

○飯澤村　家員四十一軒。

赤　澤　村家員十一軒　下飯澤村同十軒　小黒澤村同五軒　土　倉　村同九軒　上ケ臺村同十一軒
水呑蟻坂村同九軒　外館畑村同四軒

●床舞村　惣名唱也。

寺　澤　村家員廿三軒　大平村同六軒　荒　處　村同十一軒　細越村同三軒　外堀村同四軒
門　前　村同十六軒　中　村同十一軒

○拂躰村　家員廿四軒。

田　中　村家員五軒。矢島領由利郡善徳山と笹葉山峯にて境　小澤村同三軒

○水澤村　同十七軒。　植澤村家員九軒

○下仙道村　惣名唱也。

棚　場　村家員四軒　畑　村同十軒　中山村同八軒　楢崎村同十八軒　新屋敷村同十一軒
田　中　村同二軒　コタマリ村同十軒。矢島領小川村と國見峠にて境　松原村同廿五軒　中泊リ村同十五軒

○中仙道村　惣名唱也。

西野澤村家員廿七軒。矢島領由利郡小川村と追立山峯にてさかひ　小森山村同二軒　眞木ノ口村同四軒　八幡村同二軒
泉　澤　村同卅軒　森越村同四軒　南　村同三軒　藤巻澤村同六軒　堀野內村同十軒
平　村同二軒　松倉村同五軒　杉ノ下村同六軒

●上仙道村　惣名唱也。

仙道澤村家員十三軒。矢島領由利郡笹根子村と豊前長根峯にて境　ツナキケ澤村同六軒右同断　西野澤村同十九軒。矢島領由利郡笹根子村と落合長根峯にて境

檜山村同十八軒。矢島領由利郡上笹根子村と武道澤村と峯にて境　久保村同七軒　中村同十四軒　上戸澤村同九軒

二ツ橋村同六軒　山岸村同十六軒　新所村同四軒

●上到米村　惣名唱也。

田麦澤村家員四軒　畑野村同一軒　高橋むら同二軒　坂ノ下村同十二軒　鳴屋村同十二軒

蒲生村同十二軒　上澤村同十七軒。北は矢島領由利郡の内松澤村と鷹巣峯にて境　唐松村同二十五軒。北に矢島領由利郡松澤村と峯にて境

小米澤村同十八軒。北は矢島領由利郡の内ムカラ澤と峯にて境　大谷地村同十二軒。延寶六年羽立、六左衛門中者也

●輕井澤村　惣名唱也。

田茂ノ澤村同十三軒。西に矢島領由利郡の内坂下村と峯にて境　藤倉村同十五軒。西に矢島領由利郡の内村木村と峯にて境　井出村同廿一軒

牛ノ澤村同廿五軒　杉澤村同十二軒　岩瀬村同十五軒　落合村同十軒。北に矢島領由利郡の内知者鷹村と峯川關にて境

カリサ澤村同六軒。西に矢島領由利郡之内坂ノ下村と峯にて境　莇澤村同十九軒右同断　谷地岸村同六軒　上村同十二軒

山根村同九軒

○田代村　惣名唱也。

畑野村家員三軒　向川原村同四軒　天王拂道村同五軒　山口村同六軒　中野澤村同九軒

尼　澤　村同十七軒　カマケ澤村同二軒　菅　生　村同十三軒　盆子澤村同十一軒　タンコ森村同十三軒

黒　澤　村同三軒　朴木淵村同廿七軒　時　通　村同二軒　麓　村同廿二軒　大水口澤村同十二軒

門　前　村同五十二軒

●西馬音內前鄕村　家員百四十四軒。驛馬、湯澤二里十八丁十間、大澤二里廿五丁十間。市日三日、八日、十日、十三日、十八日、廿日、廿三日、廿八日、卅日。『二五八也』

小　松　村家員七軒　浦　田　村同二軒　五把出村同三軒　中　町　村同廿七軒

○島田村　同三十三軒。

鵜野巢村家員十軒。延寶十年島田村長十郞野形へ御竿中受屋敷被居候。平鹿郡道地村と川にて境、同郡西野々村と大川にて境、大谷トロ川向川原は下堀村西野々村當村三ヶ村入會之田地致候川欠

○大久保村　家數六十四軒。平鹿郡今泉村之內中島村と川にて境、同郡下堀村川原境。

●糠塚村　同三十軒。

●杉宮村　同八十軒。三輪大明神社領五十石諸役御免、別當吉祥院納る。

田　畑　村家數十五軒　林　越　村同八軒

○多高田村（たかうだ）今高尾田村に改る　同卅二軒。

田　中　村家數三軒。貞享三年發立　中川原村同九軒。寶永二酉年發立

○新町村　同三十六軒。

高寺村（家數四十軒。故館。矢島領由利郡善德村と鷹野巢山峯にて境）　戸安澤村（同九軒）

○下郡山村　同三十七軒。平鹿郡下堀村と川原にて境。

四ツ屋村（家數十五軒）

○二条道村（条改條）　同十八軒。

古館村（家數三軒）　二条道開村（同廿四軒）

○上郡山村　同十九軒。

○足田村　同三十六軒。

谷地中村（家數十一軒）　野際村（同六軒）　要害村（同六軒）　泉田村（同十一軒）　土館村（同廿四軒）

●大戸村　同卅四軒。

淺井村（家數十八軒）　横枕村（同九軒）　原子村（同六軒）　峯崎村（同八軒）

●野中村（墨印帳不出る也）　同五十一軒。

小山田村（家數三軒）

○大澤村　家員九十二軒。西馬音内二里廿五丁十間、淺舞二里廿二丁四十八間、今宿一里十八丁卅八間、沼館一里廿四丁廿間、矢島領老形三里十三丁。

西矢島領由利郡老形村と山峯にて境、北平鹿郡新山村同郡今宿村峯通山にて境、東平鹿郡道地村同

郡深井村と大川にて境。金峯山上法寺宮え社領六十七石三斗三升被附置、別當喜樂院頂戴す。

上法寺村家數十五軒　坂ノ下村同十軒　飛ヶ澤村　寺田村同五軒。正德五年大澤村百姓羽立

「○二井田村　郡村黑印帳山崎村別る。高六百九十九石六斗六升一合と有る。」

一七拾ヶ村　高辻帳村名

惣家數　九千百四十四軒。

平　鹿　郡

御墨印百五十ヶ村、内七十二ヶ村高辻帳出

●杉澤村　惣名唱焉。

彌　勒　村彌勒堂有。北は仙北金澤前郷村と山境（）民家十六軒　上臺村藏石山と云有り先年開坝發る時水本仙北郡金澤中野村より取る處に代に錢三貫文と藏石山を遣ける故仙北山に指合さる焉、右堰は上臺村の北の方有りて三貫堰と云。北は仙北郡金澤中野村と山境倉石ヶ澤限る、西は同郡金澤中野村之内法花塚古街道限る也（）民家八軒　館　泉　村民家八軒　谷地中村西は仙北郡往還街道限〇民家十軒

御所野村東北は仙北郡金澤中野村往還街道限、西は同郡安本村と田にて境。地形は同郡安本村の内に候處に寛文四辰年茂木彌三郎、横手給人上遠野監物、同小左衛門、小貫次右衛門畑野共に開高處杉澤村水隔次第依て當村より土民七軒引移田地付人となる、右高當村之御墨印入るなり。附札、仙北郡安本村の土地にて開、郡境吟味の上安本村え可入　中杉澤村民家十一軒　中　嶋　村同十四軒　見入野村同七軒〇延寶九酉年開出

青　澤　村同七軒

●杉目村　民家十軒。

荒屋敷村民家四軒『今八戸』　エボ小屋村同一軒　野　中　村同十六軒『今九戸』〇北は仙北郡安本郡道にて境

●三原村字除る吉田の　民家十一軒。延寶元丑年關根村、杉目村、上境村の土地横手給人吉澤宗四郎開出。西は仙北郡金澤西根村と野形柳村入合、三原村川端迄野にて境。

中川原村民家四軒　平　城　村同一軒

●關根村　民家二軒。『今一戸』

久保野目村民家十四軒『二十四戸』　明永野村延寶七未年横手給士菅生庄之助忠進開く民家四軒『一戸』　大鳥井山村民家三軒つ昔御嶽山鳥井有之舊跡の傳なり

●明永野　開、古來より横手給士百三十人余手作地畑起立御判紙に結ひ、先年追回し見入野下川原忠進開に仕混亂仕、當時有高難相分の訴。

●見入野新田村　延寶七未年横手給士安士孫兵衛滑川又市忠進開。民家三軒。

狼澤村同年より村始民家三軒　七日市村同九酉年村始、寅年不作に付立除く

●八幡村　往古より正八幡宮有り、神領に前郷村御物成の内五石苑神主高瀬安藝守受取神祭をなす。

民家十軒。

石町村民家九軒

●靜町村　民家十軒。『○北小屋四戸』

フコヤ村民家七軒

●三本柳村　同十八軒。

寺田村同三軒　助太郎小屋村同五軒　六郎小屋村同六軒

●下境村　惣名唱焉。

八卦村民家二軒　櫻町村同二軒　抑切東は仙北郡金澤西根村古鍋子淵古堰堀切の處にて境、北は同處川向古川道限にて境、西は右同村の内觀音堂の下畑横丸内見通にて境く民家七軒

新田村家數六軒　馬場村家數五軒　板杭村同二軒　日向村同三軒
三ッ栗村同十一軒　大島村同一軒　中村同六軒　大屋敷村同三軒　太郎小屋村同五軒
小次郎小屋村同一軒　日那川村同二軒　稗巻村同三軒　根田川村同十一軒　堰合村同六軒

●上境村　惣名唱焉。

甘邊村『一戸』北東の方川向に上境村田地有、但北金澤西根新田村の内同郡飯泉村へ之山道にて境也、但人居三軒有。右支郷分り申候不知右下川原川手前南の方甘邊村田地の内は金澤西根新田村地形入組境也。昔より人居なし
間明田村家數十軒『今十一戸』　間ヶ沼村同二軒『四戸』　大藏小屋村同五軒『六戸』　菅生村同二軒　杉目境村同一軒『二戸』
上むら同十軒『十三戸』　河原田村同三軒　館村同廿一軒『卅一戸』　大田ノ上村同五軒村の内に入『館

●下八丁村　惣名唱也。

谷地小屋村家數一軒　上小屋村同二軒　中むら同四軒（）先年下八丁村と云。附紙、上小屋村中村明永村合て三ヶ村を下八丁村可唱と有り　明永村同五軒『今十戸』
『ヒデリ一ッ屋八戸』　吉田小屋村同一軒　松林村同四軒『七戸』。阿彌陀屋敷と除キ地一軒有い　寺田村同一軒
下閼村同一軒、下堰と云堰家二軒有るか村名唱也　赤平村邑の近く赤平と云田字有以村名とす○家一軒　中島村家數三軒『五戸』　田中村同六軒
境田村同一軒『今四戸』　小三條村同三軒『今四戸』　堰合村同一軒

●上八丁村　惣名唱焉。

谷地中村『小屋』家數八軒（）この村を上八丁村と可唱也　天神町村同一軒『三戸』　上小屋村同三軒『今五戸』　明永村同二軒『三戸』
水越村同二軒　森塚村同一軒『一戸』　赤川村同一軒『二戸』

●赤川村　家數十八軒。

下　村家數五軒

●塚堀村　同八軒。

半谷地村家數六軒　釜蓋村同四軒

●井野岡村猪岡村に改ためる　同三十二軒。

中猪野岡村家數十三軒　岩野澤村同六軒　水越村同一軒　高口村同一軒

●赤坂村　同四十軒。

上野岡村家數十軒　森崎村同一軒　柴崎村先年は家三軒、元祿七戌潰れて今なし　伏山村同六軒

○横手前鄕村　家數七十三軒、內三十軒借屋。

ホン鄕村家數十七軒　松原村同四軒　八ツ口三枚橋村同二軒

●大澤村　往古は岩瀨御前樣化粧田の由傳ふ。旭岡山大明神社領五石正保四年より神主鈴木越前守給り神祭をなす。家數廿軒。

庭當田村延寶八申年菅生庄之助忠進開○家數五軒　沼山村天和三亥年忠進開○家數十軒　廻立村家數十五軒　羽根山村同上三軒

●山內村　惣名唱也。九ケ村御墨印九本給る。土淵村肝煎一人之預置く。

●土淵村家數支鄕之通り○墨印村となる　皿木村同十三軒　茂竹村同九軒　根子村同二軒　小田(こた)村同九軒

下　村同十七軒　虫内澤村同九軒　坂井澤村同十七軒　岩瀬　村同十軒　二瀬（にぜ）　村同三軒

内淵（ないぶち）　村同三軒　平石　村同八軒

○平野澤村　山内村之内支郷候得共別御墨印。家數三十九軒。

相野々『ノ』村家員十三軒　岩野目村同十軒　檜澤（ひざは）　村同二十二軒　中野又村同三軒　何盃（なん）　村同四軒

吉谷地村同十二軒　猿坂（ないぬ）　村同四軒　武道　村同二十一軒『廿五戸』○雄勝郡湯ノ澤村と武道村の内小安澤の奥助九郎澤山にて境、瀧ノ澤えは道筋なし、同郡吉野村え小道有り

湯ノ澤村の内助九郎澤山にて境也。『譽吉か煉製水蠟樹有り』

◉筏　村　山内村支郷別墨印。家數十四軒。

大場澤村家數十八軒　新所（あらとこ）　村同十二軒　伯耆（ほき）澤村同二軒　一ノ渡村同十軒　大堤　村同八軒

大穴　村同七軒　植田野村同五軒　澤田（さだ）　村同七軒

◉南江村　山内村支郷別墨印。家員支郷の通。

大平　村家員十六軒『同一大平内也』　甘池　村同一軒　下南江村同十軒○下の字止南江村と可唱なり　上　村同七軒

中嶋　村同五軒　三ツ屋村同六軒　杉　村同八軒　中嶋（マヽ）　村同三軒　旗南江村同十一軒

雄勝川村同十軒　鹽カイ（しよ）村同一軒　丸シダ村同十軒　粕子瀨（かすこぜ）村同二軒

○三ツ野又村三又村改らる　山内村之支郷別墨印、但惣名唱。家數支郷に有り。

二瀬（ふたせ）　村家數六軒　貝澤　村同七軒）慶長九年に本田と申處より仁兵衛と申者初て移　開む　いふ『下ゟ村といふ『同二十三軒』）寛永年中和泉と申者南鄕村に移、須田美濃守也忠進開出に付開村と云

本田村同廿三軒〇雄勝郡岩井川村の内馬場村と申所より尾張と云者引越夫れより本田村と云

雄勝郡岩井川村之内上野村之山にて境、但冷水澤甲澤迄峯限り。

〇黑澤村　山内村支鄕別墨印、惣名唱也。

°上黑澤村家員十八軒〇北の方南部領湯田村の内菅生村と山にて境　天狗森村同二軒　°下黑澤村同廿五軒〇東の方南部領和賀郡湯田村の内菅生村と御領水境山にて境

田代澤村同六軒〇東の方南部領湯田村の内菅生村と山にて境

〇小松川村　家員三十五軒。山の內支鄕別墨印、東方南部領和賀郡越中畑の內七曲りと云山にて境、南部街道有。御領は白木峠關所番所有り。　李原村同廿軒

〇大松川村　山內村支鄕別墨印、惣名唱也。

高根子村家員二軒　霜燒村同二軒　落合村同十二軒　°下村同九軒　向松川村同廿二軒〇向の字止大松川村と可唱也

°上松川村同廿二軒　°田代村同十二軒　°福萬村同十四軒　赤水村同八軒〇南部領和賀郡澤內湯田村の內サツウ村と山にて境。但御領四本フナと云處也

外山村同三十八軒〇御嶽山鹽湯彥神社有り　赤倉村同十軒　祖父臺村同一軒　一野坂村同一軒

板谷平村同五軒〇北の方南部領和賀郡ヌル水と云山と御領の內土子森と申山にて境、北の方仙北郡六鄕東根村の支郷四ツ屋村　小平有り

〇丹波開村開字除かる　家員八軒。山內村支鄕別墨印、或は古間木村とも唱也。

●橫手支城

山城にして升形規矩馬出九折坂牙城殿門有りて本丸數十丈也。二の丸は諸司代職居處也、慶長年中

羽林公の封遷の先には小野寺遠江守景道の居城也（古實は略なり）○郡誌に記、慶長七年天英公遷封の時臣和田安房守、川井伊勢守、白土大隅守、桐澤久右衞門命して此の城を請取しめ伊達參河守盛重を諸司代職命して居らしむ。子共左門宣宗迄同職して卿有罪祿沒收せらる。寛永元年甲子五月二日須田美濃守盛秀、同八兵衞盛久を横手諸司代職に命らる。寛文十二年壬子七月十九日、戸村十太夫義連横手城代須田主膳盛式に代らしめ居かしむ。○横手驛馬より湯澤四里卅二丁三十五間、金澤一里卅二丁卅二間、增田三里廿三丁四十九間、淺舞二里廿二丁四十四間、角間川三里十七丁三十間。

表　町（二百四十八間余）　同　町（二百十一間余）　川　端　町（百四十三間）　小　路（四十七間）　御　廐　町（六十間）

陪　臣（百廿間）　下根岸（い）内同町（七十四間）　御　免　町（百十五間余）　新　町（二百十六間）　北の方足輕町（八十六間）

同　町（九十七間）

下根岸町（大手下馬百六十八間余）　上根岸町（百廿五間余）　羽　黒　町（二百五十四間余）　鶴　崎　町（百十三間余）　羽黒新町（六十間余）

川　端　町（九十二間余）　足　輕　町（八十八間半）　同　町（七十八間）　同　町（八十六間）　同　町（九十八間）

野御扶持町（百七間余）

屋敷百八十九軒戸村十太夫組下。但組下外物頭兩人同組。

百六十五軒程　但邑地月俸給士

六軒　月俸大工の類

九十軒　足輕三與一與十太夫二與山縣高屋

十一軒　使番頭升取等也

屋鋪百五十四軒向右近與下慶長年中より久保田向清兵衛舊羽黒町給人を預らる）元和五己未年四月向正九郎命して云二千石家督時清兵衛指揮横手羽黒の士及足輕等其身は窪田に在て指南せしむべしと

內八十四軒　給士祿月俸輩

同十軒　大工鍛冶の輩

同六十軒　足輕二與。

●横手町　驛馬。前鄕村、關根村、八幡村加驛馬也。無高の處に右三ヶ村高被附置御墨印給る○市日三日、五日、八日、十日、十三日、十五日、十八日、廿日、廿三日、廿五日、廿八日、卅日。

大　町家數百廿一軒二百七十間　四　日　町同百十八軒二百六十七間　二　日　町同七十八軒　五　日　町百四十三間　柳　町同廿七軒九十二間

裏　町同五十五軒　後　町同二軒寺八軒百九十六間　川　原　町同十軒百十一間　田　中　町同十六軒五十三間　馬口勞町八十八間

正平寺町四十二間　鍛　冶　町百七十八間

●安田村　家數十七軒。

田　渡　村家數三軒

●婦氣大堤村　家數廿四軒。

野　中　村寛永元申年人居三軒

○大谷寺內村屋字改　同十三軒。

楢澤村家數五軒　熊野澤村同七軒　後　村同六軒　寺　村同六軒　堀野內村同十軒

長畑村同八軒

○大谷新町村屋字改　家數廿六軒。

中里村家數廿三軒　鬼嵐（がらし）村同六軒　杉野下村同三軒

●新藤柳田村　同四十三軒『今四十戸』先年支鄕餅田村名を唱べき也。

禮塚村寛永七寅年本鄕引移る　柳田村潰候人居なし　新藤村家員八軒『今七戸』

●°馬鞍村　同四十二軒。三島と云處正八幡の社あり神體鞍の由、其故を象り馬鞍村と云。

阿彌陀田村家員三軒○先年より阿彌陀堂有り其唱なかたとる　澤山村馬鞍村一鄕の水上上地山有り。運上銀三十目指上同村の薪山水野目山相濟

二ッ家村才の神山と云山御札山成、山守二軒右山邊引越夫れより今は四軒家員成　三嶋村家員十一軒○正八幡社有、馬鞍村醍醐村石成村の產神祭也　道中村同五十四軒

金屋村同廿四軒　白山田村同四軒○白山權現社有り、白山田と唱也

●°明澤村『古名赤澤』　同廿六軒『今廿三軒』

下町村家數一軒　館屋敷村同四軒　闕合村同十七軒『今十六戸』　釜野川村同五軒『六戸』○先には龜田分斗住居致居候處に寛文年中明澤村地之横手給士石井彌右衛門忠進開致候故明澤村者と入込罷有候）附札に云、先年明澤村地形之內龜田村より御開致村居立候處に忠進開に相成明澤村より百姓十軒移り候由。龜田村にて取立釜野川村に候間此末明澤村にては鎌野川と唱不申明澤村と唱候樣可被仰付候

澤口村同七軒

●龜田村『增田より』　家員廿軒。元和八戌年狩部と申者明澤村より引越明澤村升田村両土地開出致候。
倉狩澤村家員五軒　龜ヶ森村同上軒　鷹野淵村延寶七年より分家數十四軒　平鹿村延寶七未年より分し家數九軒　半助村同上二軒
上關合村同十四軒　在長村『在城』延寶年より分家數一軒　下町村家數十七軒　箱臣舖村同七軒　鎌野川村同上三軒
阿彌陀田村、三嶋村同三軒）右両村馬鞍村の支郷龜田村にて高返り野開共に致直作ニ百姓移候付両所共に龜田村も支郷に唱候。馬鞍分には本百屋敷有之古來の支郷に付向此末龜田村にて唱相止馬鞍村と唱べき事
●腕越村『增田より』　家數十三軒『今十三軒』
左吉開村家數十三軒『今九戸』）寛永九酉年多賀屋左兵衛開出候て唱仕候　摩當『開上村』同上五軒『今十戸』〇多賀屋左兵衛眞崎兵庫開出より唱
●縫殿開村開発除きたか『增田より』　同三十五軒。向川上東は雄勝郡狹野袋村と田子内川にて境、同下東南よりは同郡熊野淵村田子内村にて境、田子内村稲庭川當地形之内にて落合。〇慶長年中升田村住居小原藏人先祖にて開發、雄勝郡の内平鹿郡と入交分無之雄勝郡の田地は熊淵村支郷分る、平鹿郡は增田村支郷分る。
五輪羽坳村家數廿一軒〇昔五輪有之村名唄、地形は雄勝郡候。東は雄勝郡熊淵村田畑入合、南は同郡三ツ又村とヱイナ川にて境、西は同郡トナミ村と稲庭川にて境
●增田村『親郷』　家數三百三軒。村始不知、村南の方古城有り西東百二十八歩程、北南百三十歩程、土居築の跡有。昔城主土肥相模守道近と云々。或說、慶長年中、羽林左中將君遷封の時最上より長瀞內膳城代に居る、前澤筑後入道藝球受取也、暫東將監義堅を居しむ。按、元和六年諸所の要害の城破却有りける時此城も破却有らん不審。〇東は雄勝郡吉野村境、道は石橋と云處にて境、夫れより大

川にて向は同郡荻野袋村熊野淵村田子內川にて境、山は摩當黑尊佛岩と中處にて雄勝吉野村山と境。市日三日、七日、十三日、十七日、廿三日、廿七日。

横手三里廿三丁四十九間　　淺舞一里卅四丁二間　　八面卅四丁四十一間

稲庭一里卅三丁廿間　　板戸一里十五丁四十七間　　小安湯本一里十二丁四十三間。

關ノ口村（家數八軒○本田在所本田堰下堰と云近處故關の口と唱也）　藤左衞門村（「カラヤシキともいふ」同三軒ノ藤左衞門と云者村始故名唱也）　福嶋村（同八軒）慶長年中開起初

●八木村　同四十一軒。南東は雄勝郡戸波村と大川にて境。寛文十三丑年郡奉行見分と士民云也。

大川下は同郡岩崎村、草荊山境は大川中同斷。

●新田村（二井田村改る）　同四十九軒。雄勝郡岩崎村と境、上は瀧淵、下は岩崎村館ノ下限り。大川中通川は付次第。寛文十三年丑九月廿七日郡奉行令す。

●本古內村（本字除かる）　同十五軒。雄勝郡岩崎村の前の大川限り境、寛文十三年丑郡奉行令す。新古內村新田村と家入與也。

●新關村　同二十九軒。南の方雄勝郡岩崎村大川中にて境、西は同郡角間村と大川中にて境。寛文十三丑年郡奉行令す。

●新古內村　同四十一軒。雄勝郡岩崎村手前大川にて境也。

●與作開村（開い字除かる）　同二十二軒。寛永十六卯年開出。

石河原村家頁九軒〇雄勝郡境は大川中限、川向は岩瀬村古館と向申候。寛永十六卯年始、同辰年川際柳林御札立つ　下河原村同五軒〇南は雄勝郡境大川中限り、川向は岩崎村川原柳村と指向申候。右岩崎村へ當村の田畑入組候雄勝郡分無之候。附　柳原村家數十六軒『今廿三戸』〇南は雄勝郡境は大川中限り、川向同郡上ノ内村と指向申候。此所に寛永十五寅年より於同十七辰より柳林御札被建置候札、雄勝郡岩崎村黑印可被入置候

新所村同十二軒『今十一戸』〇寛永十八巳年和右衛門、文藏と申者始て居申候

●梨木幅村羽場改なかる　家數二十三軒。

下村家數二軒〇延寶六年醍醐村より分

●石成村　同二十三軒。『正保四年に』馬鞍村より分る、其節に澤山と申山を被付置候。醍醐馬鞍村へ入組罷有候。

關合村家數二十軒　明野村同四軒　大橋村同三軒〇街道に大橋有、故に村名とす

●外野目村野の字除かる　同三十軒『今十八戸』

櫻澤村家數十六軒『今十四戸』　五百苅村同四軒　金屋村馬鞍村の内『分也』金屋村五郎兵衛と云者金屋村上樋口村兩地形の内忠進開仕候〇人居なし

●客殿薢谷地村薊に改る　同六軒。

川登リ村家數五軒

●上樋口村　同十三軒。

田野尻村家數六軒　沖田村同廿一軒　石ノ塔村同四十軒『今六戸』〇淺舞村街道石塔と云有、村名象候也。『□載□十三戸』　藤島村同五軒『今二戸』

松館村同二軒〇正保四年筆より田畠名を村名唱候　金屋村『馬倉村分也』馬鞍村の内金屋村五郎兵衛と申者當村外野目兩村地形の内にて忠進開、金屋村有高五石八斗三升七合有之内三石七斗三升四合上樋口村、

同一石一斗三合外野日村□兩村一ヶ年分金屋村と也。人居無之、右により附札、金屋村被相止候て兩村え御墨印可被下候由

●醍醐村　家數五十軒。

野中村（家數十軒○寛文丙辰年村始る）　籠田村（同十一軒○多賀屋左兵衛高上り地被成田地字を村號被唱）　佐馬村（同四軒）　形部村（同四軒○寛文十二子年始る）

石成村（同十六軒）

●十五野目村　同四十二軒。寛文丑新古内村より分る。

三ッ屋村（寛文元丑年より開出る、元祿年中潰る）　四ッ屋村（家數六軒○同年尊介と云者居初る）　上村（同四軒○延寶五丑年より）

●上鍋倉村　同二十九軒。

勘六村（同十軒）　富澤村（同廿三軒）

●下鍋倉村　同八十三軒。城形は居屋敷に成る、堀跡關苗代に成る。

羽場村（家數七軒「今四戸」）　河前村（同十軒有之處に元祿年中潰れ候）

中吉田村　惣名唱也。

藤根村（家數四十一軒○附札、此村を中吉田村と唱ふ）　柳餅村（同六軒）　西小路村（同十八軒）　福田村（同廿四軒）

中村（同十一軒）　下藤根村（同十四軒）

●深間内村　家數十四軒。

高口村（家數七軒）

●**下樋口村**（ひのくち）　同廿四軒『今五十六戶』

内野目村 家數三軒○古館の内澤に候故村名象る　新所（あらところ）村 同廿軒『今廿二戶』○先には辨才天の堂有之候故辨才天村と云、下樋口村肝煎彌惣野御扶持忠進開仕候付新所村と云

本堂村 同十軒『今八戶』）澤入に『御嶽』權現堂有故本堂村と云　宿田村 上吉田村の內。元和元二兩年下樋口村肝煎右馬之允忠進開致候。附札に右馬允開村上吉田地形の內也）上吉田村支郷分る

『善福寺村』

●**上吉田村**　惣名唱也。

野田村 家數廿一軒『今十六戶』附札、上吉田村と可唱也　三ツ屋村 同十軒『今二戶』　田中村 同四軒　田野上（うへ）村 同十九軒『今十七戶』

新城（にんじやう）村 同二軒　御公地（ごくち）村 同二軒『今壹戶』清水町村と入相に　福田村 同二軒『中吉田入合』　野中村 同三軒　四ツ屋村 同十軒

間角（まつかく）村 同四軒　朴田村 同十七軒『今十五戶』　高野（たかの）村 同七軒『今五戶』　茅屋鋪（つはな）村 同二軒　五十田村 同三軒

福嶋村 同七軒　『竹原六戶』

●**東石塚村**　家數十一軒。御墨印石塚と有、西在に石塚村有る故東石塚村と云。附札に石塚村と可唱也、西在に石塚新田村と可唱なり。

八氣村 家數三軒

●**下吉田村**　同五十四軒。

下福田村 家數廿二軒　高口村 同七軒　四ツ屋村 同六軒

●**木野下村** 野字除かる　同十三軒『今十一戶』。野字可止と也『甚兵衛村』

澤田村家數八軒『今四戸』　小澤村同廿二軒〇『北澤上六村と云』　後―村同六軒　御藏前村同十四軒『今十一戸』

●源太左馬開村源太左馬村に改まる　同十軒。慶安年中源太と云百姓開故村名とす。附札は植田村と源太左馬両村地續之事故支郷に可仰付候。

左馬村家數八軒〇左馬と云百姓開故村名とす。南は雄勝郡角間村と大川にて境　三ッ屋村同八軒

●谷地村新田字添らる　家數十三軒。古來植田、越前、今泉地形開之由也。

樋場河原村家數八軒『今樋場三戸河原二戸』〇慶安三年寅より　中村同十八軒『今廿戸』〇慶安卯四年より　桑ノ木村同十五軒『今十四戸』

沼田村同十三軒『今廿四戸』〇明暦四年より　根木場村同十四軒『今五戸』〇明暦三酉年より　バラ島村同廿軒『今廿二戸』

●今泉村　家數六十三軒。南は雄勝郡角間村福島村大川限りにて境、岩崎川役内川落合より下は平鹿郡雄勝郡の境、右川にて。

羽場村家數六軒『今三戸』　宿村同十九軒『今十一戸』　館前村同廿軒『今七戸』　新所村同八軒『今三戸』　中島村同五軒『今八戸』

三ッ屋村同十軒『今五戸』　駒引村同八軒『今四戸』　眞角村同廿一軒『今十一戸』　下今泉村同十六軒　一―關村潰れ、村居なし

『大村　新三ッ屋六戸』

●志摩開村『新田村に改らる』　家數十六軒。古來植田村地形越前村に居候志摩と中者開立候由、少郷故植田村支郷に被仰付候。南は雄勝郡大川限にて境。

●植田村　同七十四軒。邑の西に古館、昔城主大石與九郎住居すと云。南は雄勝郡角間村と川にて境。

田野村家数五軒　羽場村同四十八軒　高口村同四軒十四年巳年亡二
田中村同三軒。今は潰てなし　堀米村同四軒
上二ツ橋村同六軒　下二ツ橋村同八軒　吘澤村同四軒　北澤村同一軒　沼尻村同十一軒
福島村同六軒　八日市村同六軒

●越前村　同五十軒。慶長十五戊年開出地。

上二ツ橋村家数廿四軒（同年以前と云人聞、植田村支配二ツ橋近處にて上に候故上二ツ橋村と云　四ツ屋村同七軒、開發に四ツ屋有る村名とす
八日市村延寶六年年始る。毎月八日植田村吉田王社祭日通路故八日市と云（家数七軒

●住吉荒田野目村野字除かる　同十五軒。附札、住吉両字除き荒田野目村と可唱也。

住吉村家数十□軒
●海蔵院村同十二軒、慶長十二未年海蔵院と云山伏并江内勝蔵半右衛門孝文に開出地。御國移以後に開補て出る
三ツ屋村同四軒　新開村同二軒　四ツ屋村同四軒　牡丹野村同四軒　新所村同六軒

●淺舞村　家数三百四十八軒。慶長年中有林左中将公遷封の時小野寺義道子左京進光道住居す、茂木監物淺舞の城請取と云。其以後支城之破却の時此城も破却と見る也。（湯澤え三里五丁、横手二里廿二丁四十四間、大澤二里廿二丁四十八間、増田一里卅四丁二間、今宿一里廿九丁五十間、沼館二里卅二間、田村二里卅三丁四十歩。

市日一日、四日、六日、十一日、十四日、十六日、廿一日、廿四日、廿六日。

加羽四ヶ村（新堀と云に先年家三軒、今はなし。蒋（ガツギ）沼は十二軒有り。酌子沼、井野岡谷地と云は帳の字にて村居なし）　豊前谷地村（家数十三軒、今九戸）

蛭野村（同廿軒）　本新平川村（家三軒○處蛭野村引移る）　大中島村（同八軒、今九戸）　上中野村（同十四軒）　高口村（同九軒）

高野村（同十九軒）　五味川村（同十一軒）　沼下村（同十七軒）　道川村（同十軒○先年慈叢坊と云山伏閑地）　下中野村（處々殘人引移り人居なし）

●樽見内村　同四十三軒。

中ノ在家村（家数十一軒）　水里境村（同一軒、今ヤクシ村）　柄内村（同五軒）　荒屋村（同四軒）　小豆田村（同五軒）

平清水村（同八軒○平地に清水有、村名とす）　古館村（同四軒○古館有り今は田に罷成候）

●砂子田村　家數十八軒。

中村（家数四軒○慶安八年より）　下谷地村（同元年より○家数十軒）　治兵衛村（承應四年より○家数五軒）

●別明村　同廿二軒。

●下堀村　同四十軒。南は雄勝郡六久保村川原と下堀村福島河原にて境、下モは同郡西馬音内村川限、西は下郡由村畑入合と境、同郡島田村境、上ミは畑、下モは古川限り境也。福島川は先年田畑共に有り、貞享酉卯年呆女川と中川田押切れ大川向に成、今は畑斗り。

中島村（家数九軒、今七軒○慶長十三年中村立也）　一野關村（同年村立、享保元申年川缺、村潰る）　下モ河原村（明暦元未年村立、其後今稲荷社有り）

●眞木村　同七軒。

●西野村　同廿九軒。西野々村と云、郡村改野字除かる。西は大川向中島ラン場川原と云當村地形

也、氏神社有り。新川向に一本柳川原と云處有り、右兩川原に御藏入畑高有り。南西に大船トロ川と有、此處雄勝郡島田村と右川にて境、夫より下モ山岸に鵜野巢村と云處正保年中梅津半右衛門開出地、鵜野巢村の內に當村山有。東西は雄勝郡高寺新田村之堤よりトヤガ森と云山にて境、西は同郡大澤村より西馬音內村の街道にて境。大川境の處川並度々變し候故實說難定也。

八ツ口村家數十八軒　　雀柳村同十二軒（）正保五年羽立

●常野村　家數廿一軒。常野々村と云野の字除かる。寛永元年雄勝郡山田村より藏人と云者移入る。

●道地村　同四十八軒。元和五年羽立村也。南は大川向雄勝郡島田と川岸境、飯堀川原にて境塚有り。享保三戊年川押切□夫にて境を被建也。

中島村　貞享四卯年亡、民家なし。

●柏木村　同四十二軒。元和二年辰沼館村四郎右衛門開出地。

三ツ屋村家數十一軒

●南形村　同二十九軒。

●深井村　古來南形、今宿、沼館三ヶ村地形開候て村立候由。高四百石余。

中島船場村洪水以後本郷え引移。西は雄勝郡大澤村之山と大川限りにて境也

○下深井村　古來沼館村上溝村地形之內起候由、村居田地共に薄井村支郷になる。

八卦村家數二軒

●造山村　同三十軒。

●東里村（とうざと）　同二十七軒。

新屋村家數三軒　カハ内村同十一軒　北澤村同二軒　針貫田村同七軒　水里村同廿七軒

東ヅキ村同十四軒　廻リ館村同十五軒

●今宿村　同百三十八軒。大澤一里十七丁卅八間、淺舞一里廿九丁五十間、沼館六丁四十三間、角間川三里卅四丁五十歩。

向江村家數四軒）西は雄勝郡大澤村大ハ年の後七代ノ木澤より分か堺澤に　作野瀬村寛永十酉年村始元祿二巳年亡

●沼館村　沼館城廻村と云、改らる。家員百十八軒。昔沼館庄司次郎居城、中古小野寺遠江守の居城なるの由し、慶長五年戰爭に落城と云。故城の跡に眞言宗藏光院と云寺あり。

大澤一里廿四丁廿歩、今宿六丁四十二歩、淺舞二里卅二間、角間川三里廿八丁八間。

八卦村家數十三軒　上中島村同十三軒　下中島村同七軒　兵部澤村元祿元年亡村居たし

●矢神村　沼館支鄕之處御改の時別村に被建置候。延寶年中に正右衛門と申者御開地立候由し。

○家員二十五軒。　『狼澤一戶』

●下河原村　家數三十三軒。沼館村より延寶五巳年分り申候。

八卦村家數六軒

◎西石塚村　家數三十四軒。改に西の字加る。

高口村家數一軒　下野村同五軒

◎東大塚村　家數十軒。改東の字加る。

下大塚村同十軒　念佛谷地村同二軒　新所村同十三軒

◎薄井村　同八十四軒。

舟沼村家數四十七軒　大見内村同□□軒　新城村同十四軒　下開村同三十五軒

◎小出村　家數九軒。

◎平柳村　同十三軒。

念佛谷地村家數一軒　せゝなき『源』谷地村同一軒

◎宮田村　同六軒。

念佛谷地村家數三軒　荒處村同五軒　田町村同十八軒　中島村同十軒

◎上溝村　惣名唱也。此末支郷之中野村を上溝村と可唱也。

道田村家數六軒〇元祿年中四郎三郎と云者開地　武道臺村西は矢島領高村の内強清水谷地、岩井澤山、浮蓋山、御領の強清水谷地。山取場長根、茶筅木長根、堂野澤、大タワ杉山續き峯にて境。右は慶長年中支郷末野村より内藏助、由助と云者引移申候〇三軒杉野澤、六軒上武道臺、十軒下武道、合十九軒。西東は御領也

末野村天正年中民部五郎と云者罷有候由也〇家數十七軒　極樂寺村家數五軒〇極樂寺と云もの屋敷跡あり

坂野下村天正年中大森村九兵衛と云者引移り坂の下に有之故居處を村名にす　家數六軒　中野村家數二十軒　慶長年中五郎兵衛、三右衛門、治左衛門イカリと申處より移り其處中谷地有之故中野村と云

上野村同廿一軒　元和年中治右衛門と申者中野村より移少々高き處に居、上野村と云　清水野上村正保年中中野村より多郎作清水有之處移居村名とす　家數五軒　霞ヶ澤村家數十軒

○寛永年中武左衛門と申者武道臺分霞除の處田畑開候故村名とす　亀子澤村同七軒　元祿十年新屋敷より源兵衛と云者引移、山の字を附候て村名とす　新屋敷村同四軒○正保年中市右衛門と申者引移申候

寺内村同十一軒　天正年中左馬助と云者引移此村寺有之以て村名とす　笹川村同十一軒　正年中藏前と云者居、傳て云其居處清水在り保呂羽權現之萱道の處也とて除き田畑七十刈有て大友治部少輔一無禮候米納る

須子田村同三軒　元和年中大森村より長左衛門と云者移り田地字を村名とす　手取中島村延寶年中中野村移り四軒、先には遠野中島村と云、今手取改る

新山村二井山村と改る　家數五十四軒。南は雄勝郡大澤の内上法寺山と新山村の竹子澤山と小野田長根路

通水落次第山にて境。

水澤村家數七軒　西矢島領由利郡老形村の内にカマカ代村の山と御領キハタ山と長根通水落次第にて境　明暦元年新山村より勘左衛門、與惣右衛門と申者引移村居始る　境田村同一軒○上溝村との境、田地字

村名とす。天和元酉年村居始る

八澤木村　八澤木村と云は澤八ヶ所の象、然れとも何れ澤と云事不知、澤の小名に八澤木と云處も

有り。高百五十八石九斗六升二合保呂羽山御神領、別當大友治部少輔、森谷遠江守領す也。内高十

七石六斗一升三合御供田也。惣名唱、家次第は支郷に有り。

クヾ谷地村（莎艸、貝々）亀田領由利郡羽廣村と八澤木村との境、北の方に三森より堀引川限り山野田畑にて境、元祿十三辰年將軍家より檢使相濟。當村は寶永二酉年土民三軒引移る、地形新發次第有三軒土民作り取

也田數九十九枚也、畑數廿四枚起立候。苗代は十枚の名也　善知鳥蓋村家數五軒　亀田領由利郡矢島領の内ボッコ又と云處境。御領は大臺寄木より山峯續き水落次第　小山村同九軒

瀧野上村同九軒　瀧野澤村同十五軒　塚須澤村同十二軒　六小屋村同三軒　南の方山に大臺寄木と申境に候是は御領也、南は矢島領由利郡法内村、西は亀田領由

利郡坂部村右三ヶ處山にて境、右坂部村之內家數廿四軒は御領地形之內に居候。元祿十三年台室の檢使令に物成諸役人馬調共龜田領へ相勤候。右境は御[illegible]引川限、龜田領田畑は御領え入込候　中　村同四軒

屋敷臺村同四軒、內一軒保呂羽別當大友治部少輔『福命(ヨシノブ)』屋敷也　上八澤木村同九軒〇郡前改上ノ字除き八澤木當と可唱也　前田村同二軒

折居村同十軒〇保呂羽山末社折居堂別當折居村に居る、右社之地名を村名とす　繫キ村同七軒　山崎村同二軒　北村同六軒

大平村同四軒〇仙北郡外小友村の內瀧村と當村の內大平との境は先年郡奉行合す。後正保三亥年檢使にて境定め、東は山峯續き水落次第、下は小澤限下領之田地堰之手限り、西にはザマカブキリ松山の平にて境

本木村同九軒　中野又村同八軒　中房村同八軒　大日村同二軒　クヅカ澤村『葛ガ』同十軒

ホツトウ『掘戶』村同八軒、內三軒は大友少輔家內也　木野根坂村同十二軒、內四軒大友家內也　高『守』屋村同十一軒、內九軒守屋氏家內也

●猿田村　家數九軒。昔猿の開き候田地在之山にて村名とす、中村とも云。附札、右村之內前見澤仙北郡外小友村水落に候右澤高村居共小友分に合さるべき哉。

鉢山村家員七軒〇昔は大社之正觀音堂有之小社也、然共社領御高三石八斗一升　六盃村同三軒〇鉢位山え佛米六盃上るより村名とす　蠟土村同四軒

山崎村同四軒　阿彌陀地村同七軒　夏見澤村同九軒〇北は仙北郡外小友村の內[illegible]代村橫山峯限りにて境也

●。大森村　家員百六十四軒。古來大山の森在り大森村と云、小野寺孫五郞輝道故城有りと云々。慶長年中羽林左中將公遷封の時最上伊良子將監當城に居るを鹿子畑玄蕃請取之と云々、以來國中支城破却の時廢する哉。上溝村は當村の先には支鄕故田畑百姓共入合、地境なし。

市日二日、五日、八日、十二日、十五日、十八日、廿二日、廿五日、三十日。

菅生田村家員四軒　寺內村同三軒　手ヶ澤村同四軒　本鄕村同六軒。先には四十七軒、川缺となる

●十日市村　家員十二軒。古來小野寺孫五郎領地大森村之內。

劔鼻村（家員九軒〇劔鼻山正八幡宮社下に在り、右社は天平十五未年開闢之由、當村佐竹山城より五袋氏難之に[illegible]大森村高ニ石附らる）　女郞出村（同廿二軒）　二ッ森村（同十軒）

神成村（同十二軒）　一本柳村（同二軒〇一本柳有ル村名とす）

●袴形村　家員十三軒。板井田村より分る。

越前林村（家員三十七軒）寛永年中越前より云者開出地）　神成村（同十三軒）　砂間內村（同廿一軒）　泉橋村（同十六軒〇和泉と云者橋之岸に居候故名とす）

一本柳村（同三軒）

●板井田村　惣名唱也。支鄕之內平野村を板井田村と唱へしとの令也。

境田村（家員三軒〇板井田村内袴形村之境有村故境田村と云也）　平野村（同十二軒〇郡村改板井田村可唱と也）　小澤村（同五軒）　小猿田村（同五軒）

道目木村（同四十四軒）　山崎村（同廿軒）　小水澤村（同二軒）　水澤村（同九軒〇西は仙北郡外小友村と八方峠道限りにて境也）

下田村（同五軒〇西は仙北郡內小友村と治部山峯限りにて境、北は同郡中田村と繩手限、夫より大[illegible]添甲[illegible]在り仙北[illegible]三ソ屋村との境、かね添角間川出候太道限り之境也）　新所村（同五軒）

小中島村（同五軒〇古川中島開地也）

●松田村（新田ゟ家員二十二軒。板井田村地形之內野ノ□出川原限書見出。仙北郡宮林村勘右衛門參

候て開出地也。

〇阿氣村　家員二十八軒。此處は將軍山甲峯と云、康平五年八幡太郎義家公安部貞任退治之時此處え

軍勢引揚陣被取、以後峯の里と云。其後義家公當社え片鐙を奉納に今寶物として八幡宮の社殿に

あり、以後文字改る。

°木戸口村 家員十五軒〇大森城主小野寺孫五郎居城之時一の木戸口なる故村名とす　°館屋鋪村 同十九軒〇昔古館在るを崩して屋鋪とし村名とす　高野村『不焚野』同壹軒〇地形名也

豊脇村 同九軒　櫻森村 同廿三軒　六町村 同十一軒　高口村『今野關、門屋』同廿四軒〇家四軒有之四ツ屋村と云ふ、水口高く岐て漸く開水入る故高口村と云

藤巻村 同卅五軒〇延寶六年より村居始る　セヽナキ村 同七軒　石持村 同九軒〇開く土地石多く在り、漸く持ハセテ開とするを村名とす

°折橋村『田村より』同四軒　三　村 家員廿一軒〇三ヶ處に人居するを名とす　大慈寺谷地村 同廿四軒〇大慈寺と云寺あり大森村移る、其跡を村名唱也

°船場村 同十二軒〇物成船着場渡舟有處故村名唱也　乘阿氣村 同廿三軒　°靏巻田村 同八軒　中島村 同七軒〇大川と内川の境中故村名とする也

三『山』王村 同五軒〇山王社有るを以て村名とす

●櫻森村　家員十一軒。

一ノ堰村 家員十八軒　柏木村 同三軒　四ツ屋村 同四軒　狐塚村 同二軒　西谷地村 同二軒

●七日市村　家員十五軒。

西谷地村 家員四軒　田尻村 同一軒　桑野木村 同十三軒

●八柏村　家員三十六軒。

釜蓋村 家員八軒〇寛文六年年に始る　文藏開村 同五軒〇寛文七未年文藏開也

●清水野町村 新田町と改め　家員十七軒。明暦年中最上牢人出雲と云者忠進開にす。

一城村 家員三軒　中村 同六軒　雀田村 同九軒

●根田谷地村〔新田 字添〕 家員三十七軒。天和三亥年多賀屋左兵衛忠進開村立。

中野村〔家員十五軒○元禄四未年羽立〕 下村〔同十三軒 同年より〕

●黒川村 家員五十五軒。北は仙北郡金澤西根村横手川向に當村地形入合也。附札、金澤西根村の墨印に可入哉。

落合村〔家員九軒○北は仙北郡金澤西根村と當村横手川向川原にて境、横手川鵜渡川の落合之故落合村と云〕 河原村〔同六軒○北は仙北郡金澤西根村と横手川向畑にて境、地形入合〕

悪土村〔同四軒○北は仙北郡二本柳村と横手川向畑にて境、地草入合也〕 横山村〔同壹軒○仙北郡二本柳村と當村の境横手川向限にて境也〕 下上野村〔同六軒〕

上ノ上野村〔同六軒〕 今宿村〔同八軒〕 田中村〔同三軒〕 鷹巻田村〔同八軒〕 余ル目村〔同三十軒○慶安元子年より〕

南谷地村〔同五軒○寛文六年午より〕 牛柳村〔同二軒〕 姜名川村〔同八軒〕 西野々村〔同五軒〕 千本野村〔同二軒〕

館村〔同三軒〕

●百萬苅根田川村〔村改らる〕 家員八軒。慶安元子年より。

落合村〔家員十二軒○東北之方仙北郡金澤西根村支郷笹巻村と當村と横手川にて境、横手川鵜渡川落合故落合村と云〕 下根田川村〔同十二軒○慶安元子年村始る〕

上根田川村〔同四軒○慶安元子年村居始る〕

●田村 家員八十二軒。常處芝田孫助先祖六代先與惣右衛門最上より牢人參候て慶長廿年忠進開す。淺舞え二里卅二丁四十歩、角間川一里十五丁廿歩。

福島村〔同七軒 崩寺云〕 森岡村〔同十二軒〕 折橋〔今九戸〕 大慈寺谷地村〔同十五軒 今九戸〕 傾城塚村〔同十五軒○慶長廿年明也〕

『田村』四ッ屋村同四十四軒○宅家四軒有以村名門也　下モ高口村同七軒○寛文八年より　上ミ田村同卅七軒　釜蓋村『八柏入込』同六軒正保四年開出地也

根田谷地村同四軒○同年より始也　『中野』

○門野目村　家員三十一軒。

布晒村家員三軒　木内村同廿一軒

○角間川鬨新角間川村改る　給人開故村名なし。墨印布晒村肝煎預る。○小野寺遠江守家臣牢人にて罷越當處野谷地を拜領仕開仕候。寛永十一年御藏入被召上候御物成上納直々給人罷登相勤申候。高八百七十石一斗二升五合給人知行被下候、但慶長八年より。

布晒村（給人手作村）家數十一軒○先年給人拜領仕候土地故直々居候。遠方故田畠作下人移置候段々人居に成肝煎なも立置候　木内村同廿一軒　中野村同六軒

●角間川村　家員百九十一軒。東は仙北郡金澤西根村支郷大久保村と川にて境、西同郡内小友村支郷宮林村と大川にて境、但川向に當村草苅場所有。北は仙北郡藤木村支郷八卦村と川にて境也。

角間川給人七十三人　屋敷七十三軒。

上村町　四ッ村町　大館町　裏町　中村町　同裏町　下村町　新町

商町　上町　中町　本町。

右は梅津半右衞門組下也。

横手三里十七町三十歩、大曲一里廿五丁十間、花立二里八丁四十二歩、今宿三里卅四丁五十歩、沼館

三里廿八丁八歩、田村一里十五丁十歩。〇市日は三日、七日、十三日、十七日、廿三日、廿七日。

●門目村（門野目村改る）　右二ヶ村黒印帳有。

總家數合九千百九十七軒。

仙北郡

昔は山本郡、皆誤る。寛文四甲年四月台命の判物に仙北郡と改る。嚴有院の御代義隆君の時也。黑印村百七十五ヶ村、内百三十六ヶ村高辻帳出る。

●境村『寄郷五ヶ村也』　家員八十五軒、内一軒寺。　驛馬、淀川八丁三十二間、豊島元町三里廿五丁廿二間。
川邊郡舟岡村との境合貝野カリ谷澤水落街道橋限也。

●上淀川村『堺村寄郷』　家員六十軒。百三四年以前羽立、驛馬苅和野二里九丁三十六間、和田三里十丁四十三間、角館六里四丁五十三間。

●中淀川村『堺村寄郷』　家員十四軒、内一軒寺同二軒『廢山伏一戸』山伏『金沼山清水寺』。仙尺村とも云。
一ノ澤村『家員二軒』　古種澤村『同四三軒』　下村『同二五軒』　上宿村『同十三十二軒』　山田村『同壹六軒』
田屋村『同三二軒』　野合村『同十三十二軒』　白岩村『同十二十二軒』　中村『同九軒』　小栗山村『同十四七軒』
山田村『三十年以前禿、人居なし』　外ノ澤村『同三軒()センシヤク村より五六ヶ年以前移る。川邊郡種ヶ澤と境、嶋田『下淀川』是根切り忠進舘山切り境』

●下淀川村『堺村寄郷』　家數七軒。字名川原村『十二戸』とも云。

深澤岡田村家数九軒『三戸』　熊野堂村同六軒『二戸』　中島村同三軒『二戸』　中宿村同二軒『一戸』中里村共云也　沼野上村同八軒『十一戸』

猿田村同一軒『二戸』　馬場村同十六軒『十五戸』　山居村同四軒　二ノ代村同七軒　大田村同十二軒『十四戸』

宮田村同一軒）龜田由利郡大正寺村の内清水村と川切境　西村同九軒『十五戸』

●小種村『寄付』　家員十七軒。或は田中村又は下村とも云。

土淵村家数八軒（）川邊郡種澤村と境林叢切、同郡左手子村高野境塚切、龜田由利郡之内大正寺村と境野開塚切、同郡之内碇田村同かさケ澤村と境川切り　上野村同四軒

大新田村同十一軒（）矢島領龜田由利郡小子澤村同杉山田村と境川切り　川、口村同十二軒、内一軒寺『寺山伏合十六戸』　中澤村同四軒

中新田村同六軒○矢島領由利郡木賣澤村と川境

●福部羅村　家員十軒。根元は小種村に居候處澁江十兵衛邑地候得共困窮に付地頭取立、寶永二酉年御藏入に成る。

矢島龜田由利郡クツキ橋より笹山堤境關切、大場ヶ崎村より金山澤村街道南高城、大森山根より由利郡海道、赤坂より上子坂迄由利街道矢島領大澤村迄境。

●強首村（二）　家數八十四軒、内壹軒寺、同二軒山伏、同二軒社人。

子巣越村家数二軒　大場ヶ崎村（だいば）　御藏地　龜田領由利郡江原田村と境關切、家数十三軒（）右境開之内御田地七十三反と畑二[illegible]龜田百姓開候て指上候に付右畑共被仰受度由龜田より被仰遣候に付八十年斗以前之由御使にて井上三郎右衛門、井上藤治右衛門[illegible]吟味[illegible]、水かゝり堤五ヶ處共に龜田より被進置候明承候。大場ヶ崎村之儀は菊池村嘉助と申者候て御開仕村方共に萬治元年より取立（但荒屋百三十段と田畑共に江[illegible]田村木賣澤村慶長十九年頃迄之由、墨印高七十高八斗五升ノトウ田、同六升鳥海佛供田（）龜田矢島由利郡江原田村木賣澤村矢島領杉山田村右三ヶ村と境は田境クロ境、下金山澤村より上子坂由理街道切境

(刈)(二)
●**金山澤村**　家員十二軒。新田郷矢島領境由利街道切境、同矢島領と境十二橋境關切り。

(刈)(三)
●**九升田村**　三十五軒、内壹軒寺有り。『十二橋』

(刈)(四)
●**大卷村**　九軒。三十二年以前に支郷に成る、墨印村と成る、御墨印高外二斗九升三合鳥海佛供田。

〇大森山より由利街道道切矢島領と境、同矢島領と寺館村と境田境クロ境。

(刈)(五)
●**高城村**　七軒。龜田由利郡北野目村と境四ッ屋關限り、街道橋切境、同矢島領由利郡北野目村由利郡街道境其外田畑境。『右河内五ヶ村といふ也。』

(刈)
●**寺館村**（尻引村と改る）　家員二十四軒、内壹軒寺、同一軒山伏。

°尻引村（家員八軒、内二軒矢島領百姓、同六軒御當領。但慶長十九年荒屋百三段と御引替地寺館村之内郷高百八石御百姓分れ龜田え被遣候條今御百姓之儀は龜田矢島領御當領入合罷有候）

●**峯吉川村**［論地］　同百九軒、内二軒寺、同一軒山伏。

湯野澤村（家員三十一軒）　小平村（人居なし、湯野澤村百姓跡田地作候）　本木村（人居なし、元祿元年の頃より峯吉川村にて跡田地作り候）

中村［論地裏書］（當村と龜田領由利郡北野目村境八卦村通、矢島領寺館尻引村と境八卦通四ッ屋關悪水堀落口迄境、但おもの川向野間入合）

°高寺村（苅和野村より鐵延作二軒『六軒』あり）　前澤村（四軒「七軒」あり〇龜田由利郡北野目村同郡矢島領海別當村と境大川切、但北野目村御國處御番所在り）　°芦澤村（人居なし今四軒あり）

●**苅和野町**（村改る。『寄郷十二村』）　古來町數五町有之明暦二申年囘祿に二日町、五日町兩町になる。八日町、本道町、六郷町減目となる。〇百九十一軒、内七軒寺、内三軒山伏。〇市日は二日、五日、八日、十二日、十五日、十八日、廿二日、廿五日、廿八日。

°半道寺村天和二戊年より苅和野村入驛馬勤め。澁江內膳峯光組下侍屋鋪三町在り〇家員三十軒。組下藥刑部大錄にて大方事擢御休の處居住也

御休　南北五十七間餘、東西は『東』四十六間余『西』三十九間余

商家入口　足輕町九十五間　五日町、二日町兩合五百八十間余

●**南楢岡村**『北のより』　支郷村之內川口村と中處にして村形の始と相見得候。

平形村家數十七軒　°木直村同十二軒　田中田村同六軒　坊田村同十三軒　°田屋村同八軒

柳町村同六軒　沖田村同八軒　川口村同八軒　°舟橋村同四軒　西板戸村同十一軒

青木澤村同壹軒　佛堂臺村由利郡矢島領戸川村と境金助長根澤水落切。但四十五年以前より御境據人御當領强首村百姓之內より一軒引越、今は二軒有り

°猿倉村家數三軒　°上ケ土村同十軒　坊田石村同十三軒　北田村同十二軒　°大杉村同廿軒

和合村同三軒　中宿村同六軒　田中村同十二軒　寺澤村同六軒　新屋鋪村同三軒

水澤村同十四軒　除木村同三軒　平澤村同七軒　西ノ又村同二軒　カト『門』ノ澤村同四軒

中ツタ土『中渡戸』村同一軒　瀧ノ澤村同二軒　土場村同三軒　十二ケ澤村同二軒　細越村同一軒

平家村同二軒　六呂澤村同五軒　赤平村同七軒　高野村同十軒　大畑村同十六軒

小出村同廿四軒　尻貝田村同三軒　中川村四十年以前川邊郡米女木村より移六軒〇龜田領由利郡硯松村との境ヒバ長根峯限り

『小豆澤村　元澤村』

●**外小友村**『北のより』　或向村とも云。家員四軒、內一軒山伏。

下袋村家員五軒　鎌田村同八軒　杉橋村同四軒　石佛村同二軒　大コテ村同二軒
橋場村同九軒　三ノ澤村寛永二酉年亀田より社人移一軒　外ドバ村家員三軒　中袋村同十軒　金谷村同十二軒
大卷村同二軒　臺林村同二軒　中向村同一軒　小林村同二軒　松ノ木田村同七軒
熊ノ澤村同三軒　湯本村同四軒　荒又村同十二軒、内一軒行人○亀田領由利郡三森湯の頭横長根物見トフケ矢立長根上山峯續チヂカ森ヒバ長根峯限境
釜坂村同十一軒　黒瀧村同一軒　サンサラ瀧村同四軒　十二ケ澤村同十一軒○平鹿郡八澤木村とい境三森山よりコウ杉峯限□□□迄さかひ
上荒澤村同一軒　下荒澤村同六軒　荒澤村同七軒　傳上坊村同三軒　大平村同一軒○平鹿郡八澤木村との境カブキリ杉より小澤限境也
眞方澤村同一軒　田野尻村同六軒　澤村同五軒○平鹿郡八澤木村境トフケ峯續四天山きり　夏見澤村同四軒○平鹿郡猿田村との境横山限
桑木臺村同七軒○平鹿郡板井瀧田村との境當村山限　村同十三軒　赤坂村同二軒　上巣野澤村同三軒　下巣野澤村同七軒
中野村同十四軒　湯上臺村同二軒　丸木橋村同五軒　藥師堂村同八軒　坊　村同八軒

御墨印高之外二斗一升七合　鳥海佛供田。

●北楢岡村　家員百十三軒、内一軒寺、同二軒山伏、同二軒座頭。○萬治三子年より近在村々より引移申候。花立へ一里卅二丁、苅和野へ一里廿丁十一間、外小友湯本へ二里廿九丁廿二間也。

高屋鋪村家員八軒　狐堂袋村同三軒　宇留井谷地村五十八九年以前村居立候地方之儀は北楢岡村分に候へ共神宮寺村御開場被仰付神宮寺村の支配に成る。矢島領由利郡戸川村との境大川限
高花村同二軒○御北西ノ屋百姓二軒移る　遠月村地方は古來より北楢岡村分に候へ共神宮寺村へ御開場被仰付よい支配郷に成る　八石村右同斷　大浦村右同斷

●神宮寺村　家員百九十軒、内二軒寺、同壹軒社人、同一軒神子○大曲へ一里廿六丁五十二間、花館一

里七丁廿間、北楢岡二十四丁四十間、刈和野二里八丁五十壹間。

宇留井谷地村家員二十軒（）五十八九年以前北楢岡村の内を御當年開場合る　遠月村同九軒右同斷　八石村同廿三軒右同斷　大浦村同十三軒右同斷

貳子澤村同五軒　宮田村同一軒　福島村同廿五軒　長山村同五軒　蒲村同廿七軒

金葛村同十八軒　關口村同八軒　荒床村同六軒

●松倉村　家員十六軒。

大川原村家員八軒、內三軒小杉山村支鄉大久保小や場古川端より古川□切こ松倉村分五軒

●小杉山村（刈）　家員六軒。中村とも云。

辰ノ口村家員十軒　關田村同二軒　沖田村同五軒　鳥井野村同壹軒「五戶」　上道(うはみち)村「中村とも」同十四軒「十九戶」

蕨田澤村同四軒「六戶」　佛澤村同五軒「六戶」　柳澤村同五軒「八戶」　杉澤村同廿軒　明光澤村同三軒

大田谷地村同七軒「十一戶」　亂橋村同三軒　大川原村小杉山村松倉村支鄉「スバラヤチ村六戶」

小杉山村の內より貞享三丑年長戶呂村遠方玉川向故別鄉と成る。

御黑印之外愛宕堂佛供田一枚「三十刈」觀音堂佛供田一枚「四十刈。今一枚」

●半道寺村（刈）　家員十四軒、內一軒寺、內一軒山伏。

大野村家員六軒「七戶」　薦谷地村同二軒　共町村同五軒　岡明田村同七軒　黑澤村同七軒「十七軒」

大谷地村同一軒

御墨印之外鳥海佛供田。

●（刈）今泉村　家員十三軒。

中里村家員十五軒　堤村同五軒　殿屋鋪村同十軒　和泉澤村同三軒『二戸』　西村同四軒『三戸』

大樂村同二軒　田野澤村同六軒『五戸』

御墨印之外鳥海佛供田。

●（刈）心鑢改像村　家員廿三軒。

鬼壁（おにかうべ）村家員六軒『七戸』　中畑村同廿一軒『九戸』　市道村同六軒　瀧ノ澤村同四軒『三戸』　瀨ノ又村同十四軒『九戸』

荒屋鋪村同十三軒『二戸』　野中村同七軒　生内（おさない）村同七軒『六戸』　筏場村同廿軒『十六戸』

御墨印之外鳥海佛供田六升七合。

●（刈）稻澤村　家員七十七『八十』軒。川邊郡舟岡村の内金山との境もろ杉山峯限。

落合村家員七軒『十三戸』　上（うへ）野村同九軒『六戸』　本鄉野村同六軒　水澤村同三十軒　屋鋪ヶ澤村同七軒『九戸』

●荒川村『堺村寄鄉』　家員三十四軒。

下荒川村家員三十二軒　アンノ前村同二軒　漆原村同十二軒『十三戸』先年荒金澤村と云　一羽根村同一軒　新田面村同一軒

丈平（ひら）村元祿十二橫堀村より移○五軒　橫道村同十五軒　面日（なるにち）村元祿七年橫堀村より五軒移る　宮田村同十軒

曲師澤村同四軒○川邊郡舟岡村の内川臺村との境長根水落限り　瀧澤村寶永三年宮田村より五軒移○川邊郡舟岡村之内庄内村との境マキ森山長根水落限り

徳勢村（村名古來より家數十三軒） 畑銀山町（五軒、內一軒寺高無之處焉）

●**高關下鄉村** 家員百九十一軒。花立驛馬。

古川村（家員三軒○神宮寺村との境先年玉川大亘舟越致す。右玉川寛永十一年今有る處の川と堀替る、但今の川は花立村の土地の內也） 豊後野村（同二軒） 中野村（同十九軒）

馬倉村（古來治右衛門と云土氏平鹿郡馬鞍村より移、尤野形處な民家十三軒になる） 大戸村（同廿軒） カラ關村（同二軒） 下杉本村（同一軒）

鳥屋場村（五六十年以前花館村へ引越人居なし） 上杉本村（同二軒） 福田村（同三軒） 井戸關村（同二軒）

上坊寺村（同二軒） 萩代村（花立へ引越人居なし） 殿屋鋪村（右同斷）

●**蛭川村** 家員廿八軒。

瀧村（延寶二寅年開發）

●**長戸呂村** 同二軒。

西村（家員廿軒） 東村（同五軒） 川端村（同八軒）

右者貞享元子年迄小杉山村の內に候へ共山川隔迷惑仕別御墨印になる。

●**新谷地村** 家員四十軒。

下袋村（家員十五軒） ヲ中野村（同二軒）

●**四ツ屋村** 同三十四軒。

百瀬村（家員四軒） 中島村（同三軒） 谷地村（同一軒） 西田村（同四軒） 川崎村（同四軒）

東下瀨村同六軒　諸又村同五軒　新谷地村同十軒　°ハラ野村同六軒　水呑場村同九軒
ハタ織野村同一軒　荒屋鋪村八十年前草刈野開地となし本郷より移こ廿五軒　北田村同二軒　松葉村同二軒
草刈野村同九軒　惣野村同九軒　八幡野村同一軒　古道通村同十軒　°竹原村同七軒
°開町村同十三軒　西下瀨村同八軒　前村同十二軒　揄田村同十二軒　上町村同十二軒
東町村同七軒　釜地村同二軒　鼠田村同一軒

●鐙見內村　家員十五軒。

前田村家員十一軒　逢野々村同四軒　境田村同六軒　石持村同十軒　野中村同十軒
豐口村同二軒　幕林村同三軒　島村同二軒　小島田村同三軒　水上村同五軒
下大倉村同四軒　板屋村同六軒　鍛治屋鋪村同二軒　佐野村同四軒　川戸嵜村同十一軒
星野宮村同五軒

●高關上鄕村　家員七軒。

カラ關村家員一軒　西野々村同四軒　野キハ村同九軒　蕨野村同十軒　不動堂村同五軒
高屋鋪村同二軒　田中村同七軒　前野村同七軒　横張田村同二軒　關根村同五軒
半在家村同六軒　上谷地村同三軒　中谷地村同十五軒　堅田村同三軒　太村同二軒
卯時村同廿軒）付札、支郷に間違書上候本郷に罷成候と在之候　杉本村同十六軒）考に卯時田村の支郷哉不審未準之　中貫村同一軒

中屋鋪村同三軒　櫻田村同四軒　九日田村同二軒　松野木屋敷村同三軒　鳥屋場村同二軒

右は寛文十三年平均御竿入高關上郷下郷二ッ分、下郷は加傳馬處に合れ六十二年以前町に移居花立村とも申候。

●大曲村　家員二百三十五軒、外に寺三ヶ寺、同門前十五軒、同一軒修驗、同一軒寺、同門前六軒。○市日は五日、十日、十五日、二十日、廿五日、卅日。驛馬、六郷二里十三丁八間、花立十九丁卅二間、神宮寺一里廿六丁五十二間、角間川一里廿五丁十間。

大槻村家員一軒

●戸地谷村　同十四軒、外寺一軒。

花蘭村家員二軒　上畑ヶ田村同七軒　下畑ヶ田村同五軒　觀音地村同二軒　下觀音地村同四軒

沖田村同八軒　島田村同三軒　アマガ澤『天ガ澤』村同六軒　彌勒村同一軒　赤關村同四軒

下「谷地村同六軒　上谷地村同二軒　中村同一軒　『本郷村同十二戸』

●福田村『拂田』　家員十三軒。

中村家員六軒　後谷地村同十軒　落合村同一軒　喜右衛門村同四軒

●拂田村　同十一軒。

中村同十軒　横關村同四軒　田中村同五軒　森崎村同二軒　カラス川村同四軒

森合村同八軒　金佛屋鋪村同八軒　婦氣村同七軒　午島村同三軒　高柳村同二軒

境田村同五軒　田野尻村同五軒　杉本村同二軒　川原村同四軒　館前村同四軒

●川野目村　家員四十二軒。

茶屋村家員九軒

●堀見內村『拂田』　同廿四軒。

田茂木村家員四軒　相野々村同一軒　谷地村同七軒　ヨハセ村同七軒　中屋鋪村同十軒

堂屋鋪村同十軒　赤沼村同九軒　矢名澤村同三軒　落合村同一軒　福島村同廿八軒

內巻村寅年本郷へ移る〇人居なし

●高梨村『拂田』　惣名唱焉。

下川原村家員十一軒　福田村同二軒　大島村同十八軒　沖田村同十軒　芦掛（あしかけ）村同四軒

谷地中村同二軒　一野坪村同二軒　五拾野目村同二軒　九良兵衛屋鋪村同一軒　上高梨村同六軒

繁昌村同一軒　ほた原村同九軒　上矢島村同十四軒　田茂木村同三軒　水里村同一軒

下田中村同一軒　金堀村同五軒　米打橋村同八軒　中野坪村同三軒　麻生村同二軒

新（あら）屋敷村同六軒　田屋村同五軒　高ハッケ村同一軒　田中村同三軒　あがつぱ村同三軒

柳田村同三軒　車瀬村同九軒　北福田村同一軒　谷地添村同一軒　二枚橋村同一軒

●戸蒔村「大曲」　同廿七軒。

二枚橋村家員五軒　長橋村同二軒

●東野川村野字除る「大曲」　同十軒。

法長村同一軒　佐戸村同一軒

●萩野目村野字除る「大曲」　同一軒。

坪立村家員二軒　勝負關村同六軒

●小貫高畑村（おぬきたかはたけ）畑字除る「大曲」　同四十四軒。

七ツ小屋村家員六軒　大島村宮林村百姓開出貞享元年移る（）九軒　高島村同十五軒　荒町村同十三軒　笑野口村（ゑみのくち）同九軒

中荒所村同三軒　本館新開村同廿軒〕慶長元年御帳仙北山本郡と有、元祿五年御帳仙北郡と在六郷本館餘水を以開發、田地慶安元年より小貫高畑村え入申候

●飯田村「大曲」　同廿軒。

笑野口村（ゑみのくち）家員三軒　下飯田村（しも）同廿軒

●宮林村新田村と改る　同七十一軒。

大島村家員五軒　燒石村同一軒

右は平鹿郡の內角間川村松田村との境横手川見通し、當村土手境にて南は角間川村分野形有、道より北は當村地方、松田村との境は先年は角間川村え出る大道切、近年川缺に罷成唯今は大川境。

宮林村は内小友村本田畑返寛文七未年開仕本田に内小友村返し出目高以御墨印頂戴別郷に成る。

●**中田村**新田村改る　同廿六軒。

仙北屋村家員十五軒　四ッ屋村同三軒　大段村同五軒

右は平鹿郡之内板井田村との境當村より南の方治部山境、田地中道有之田畑之間に郡境の大柳一本有之、夫より當處三ッ家に添小道有、夫より角間川え出る大道大川切は平鹿の境焉。

●**内小友村**　同七十六軒。

中山村家員二十九軒　小出澤村同十五軒　荒山代村同七軒　地藏田村同六軒「二戸」　伊岡村同十七軒

鳥海村同二軒　下小屋村同三軒　淺川村同三軒　松澤村同六軒　太田村同六軒

落合村同五軒　本木村同九軒　石持村同五軒「三戸」　福田村同六軒「四戸」　高寺村同七軒

寺山村同七軒　津久茂澤村同廿一軒　前田橋村同十四軒　余目村同五軒　馬場村同十軒

山根村同二軒　中澤村同十六軒　泉澤村伊岡村へ移人居なし、寅年也　トウコ澤村寅年に石持村へ移人居なし「三戸」

『深山』宮マ村同年に福田村へ移人居なし「三戸」　赤持村同年に寺山村へ移人居なし「二戸」

右は平鹿郡之内板井田村との境、南は治部山境より板井田村山峯切水落次第境也。

●**大曲西根村**　同十七軒。

仁王寺村家員九軒「今四戸」　道地中島村享保七年移二軒「四戸」　島村同卅二軒　ナンバン傳村同四軒「三戸」　内野代村同五軒「九戸」

成澤村同八軒　切止村同八軒『廿戸』　新堀村同二軒『八戸』　下阿久戸（した）同十七軒『十四戸』　鳥部村同廿七軒

『深田戸』　『中西根』

●六郷本館村　同八軒。

八幡村家員一軒　大原田村同一軒

六郷の本館、高野、河内池三ヶ村驛馬、金澤一里十五丁二間、大曲二里十三丁八間、角館五里七丁四十三間、花立二里卅二丁四十間。

●六郷高野村　家員五百三十一軒、外十九軒寺、同四十五軒門前、四軒社人、一軒修驗。附札に云、六郷村と改名、御墨印は一本本館、高野、川内池三ヶ村書分可指置候哉。○市日は三十日に二四六九。慶長七年左中將君遷封之時常陸之助義重公六郷兵庫頭居城住し玉ふ。同八年十月君の御館え百姓一揆有り諸臣數輩居しむ。君の薨去の後御暇取納め諸臣久保田府中移、于今街道東北の田の間に御館跡有り。

『野荒町、下畑中、二坂村。町内栗谷川橋』

●六郷川内池村　同九十六軒。

熊野宮村人居なし

●[illegible]田村　同十一軒。

神尾村家員一軒

●**安城寺村**　同十九軒。

張山館村家員二軒　谷地中村同四軒　切上ヶ村同七軒　狐塚村同一軒　四十八村同一軒

柳林『原』村同一軒

●**畑屋村**畠に改る　同廿九軒。

神尾町村家員三軒　戸館村同八軒　稲荷村同一軒　狐塚村同五軒　大田口村同二軒

羽黒傳村同二軒　深田村同一軒　紫島村同一軒

●**六郷中野村**六郷字除也　同十七軒。

砂『子』立『館』村同六軒『二戸』　沖田村同三軒『二戸』　寺田村同四軒『五戸』

●**上深井村**　同三十軒。

田中村家員一軒　谷地中村同一軒

●**小荒川村**　同十四軒。

十二村家員一軒

●**佐野村**　同十八軒。

土場村家員三軒　中村同三軒　谷地中村同三軒

●羽貫谷地村　同十六軒。

ツキ館村家員二軒　中　村同二軒　『大』荒田村同二軒　紫島村同一軒　出川村同三軒

●法門清水村　同六軒。

坪立村家員三軒　寺　村同三軒

●大坂村新田の字加る　同二軒。

田野澤村家員一軒　高野村同八軒　狐森村同七軒　宇津ノ村同卅三軒　サブ〱村同一軒

谷地中村同二軒　西野神村同二軒　荒井村同一軒

元來元本堂村に候處に山坂にて不自由に付寛文十年戌三月七日御墨印給る、大坂村と別村に成候。

●本堂城廻村　同六十六軒。

百目木村家員十二軒　寺館村同廿一軒　島村同二軒

●逆高野村　同五軒。

千苅田村家員七軒

●土崎村　同壹軒。

久保田村家員一軒　諏訪田村同三軒　横關村同七軒　矢橋川村同一軒　林野越村同一軒

栗谷川村同九軒　砂子田村同一軒　下川原村同三軒　長面村同一軒　館村同二軒

谷地中村同三軒　皿野子村同一軒　八卦村同一軒　館野内村同四軒　新寺村同一軒

田中村同一軒　六本塚村同二軒　羽貫谷地村同一軒　寺屋敷村同二軒　上館村同一軒

十二村同一軒　蛇野口村同一軒　のさは村同三軒　中村同二軒　本屋敷村同二軒

北小屋村同五軒　橋本村同三軒　飛澤村同九軒

●上野田村『拂田』　同壹軒。

樋口野村家員九軒　四十八村同一軒　浮『沖』田村同五軒　中村同四軒

●橋本村『拂田』　同十六軒。

鶴田村家員三軒　中井村同八軒　中谷地村同六軒　婦氣村同六軒　稲荷村同七軒

田中村同十軒

●六郷西根村　同廿三軒。

中深井村家員廿四軒『前享保十三年、』　下深井村同十軒○郡村改高三百十二石六斗七升九合墨印ヲ賜る『別、享保十三年一』　石堂村同十九軒

沼口村同九軒　大保村同九軒

●藤木村　同五十四軒。

新藤木村家員廿六軒　大久保村同七軒　壹本柳村同卅三軒　カツキ澤村同三軒　上深井村同一軒

島田村同二軒　深谷地村同十七軒　大保村同十九軒　八景村同十三軒　小舟橋村同一軒

百目木村同一軒

右者平鹿郡境當村之内八景村と申處境は家に御座候。南は横手川切、川向は角間川迄、八景村の西は大川境にて川向は柳林見通し角間川地形也。

●金澤東根村　同十七軒。

澤口村家員二軒　下村同三軒　上村同六軒　田中村同一軒　湯野澤村同九軒

蛭川臺村同二軒　青原村同一軒　川原田村同五軒　柳田村同十二軒　雀柳村同二軒

寺村同八軒　本屋敷村同六軒　外川原村同廿九軒

●仙谷村千字に改る　同九軒。

善知鳥村家員三軒、内一軒は御番所、南部領御境也　釜淵村同二軒　小森村同十一軒　上野村同四軒

門ノ目村同八軒　田中村同二軒　餅田村同一軒　荒町村同九軒　下合野村同二軒

川原田村同一軒　座土村同一軒　谷地中村同四軒　山野根村同一軒　上村同八軒

神敷村同二軒　馬場村同七軒　内村同十三軒　形田村同三軒　荒屋鋪村同五軒

花岡村同十一軒　保臺澤村同二軒

右は南部領の境也、南は女神峯よりアキ通澤山、瀧ケ澤、馬コロバシ澤、小峠、松坂則善知鳥御番所關處より南部通路也　大藏澤眞蛭峯迄峯切水落次第御當領、右峯より從東の方南部領分、北はなか

澤よりヱボシ長根、泉ノ澤、大畤、善知鳥より通り道有り、苑臺内フクサシ外フクサシ女神峯後迄南部領也。

●六郷野中村　同十一軒。

（六）竹原村家員一軒　前村同一軒

●天神堂村　同七軒。潟尻村御開高地形天神堂村、岩野町村、境田村、野荒町村、六郷東根村之内開潟尻村御開村名にて村居無之六郷東根居相勤候。

（六）扇田村家員一軒　問谷地村同二軒　松野木村同五軒　小荒田村同三軒　四ッ屋村同二軒

耳取村同二軒　小出村同二軒

●岩野町村　同九軒。

薇崎村家員一軒　石名立村同二軒　バンシヤウ目村同六軒　大橋村同四軒

（六）●境田村　同廿一軒。

籠林村家員四軒　前村同三軒　八百苅村同四軒

（六）●野荒町村　同三十軒。

和田村家員一軒　野田村同一軒

（六）●六郷東根村　同五軒、内一軒寺也。

蓬野々村家員六軒　イルイ博村同四軒　立堀村同八軒　藤屋鋪村同二軒　田中村同三軒
中谷地村同一軒　味噌田村同三軒　下ノキハ村同十三軒　下中谷地村同一軒　横山村同二軒
山野根村同二軒　青ヶ澤村同五軒　上ノキハ村同四軒　野來傳村同一軒　八景村同一軒
四天寺村同十軒　一ツ屋村同九軒　二ツ屋村同一軒　田ノ尻村同十二軒　ヘビ澤村同四軒
鐵ヶ崎村同四軒　荒川村同十三軒　四ツ屋村同八軒　湯田村同八軒　七瀧村同三軒
中村同十三軒　關田村同十軒　筑後屋敷村同二軒　雀柳村同四軒　細田村同六軒
ヲツキリ村同二軒　紀伊國村同四軒

右は南部領と平鹿郡境也。北は目上嶽よりシクラ澤、ユダ長根也、南は水落次第御領分、同處東の方は南部シタマイ澤よりトクサ澤迄南部領、ユダ臺より黒森嶽迄後通りは平鹿郡横手山內の大臺と申處と郡境也。

●潟尻村。。　惣名村居家なし。四十年以前開致候地形は天神堂村、野荒町村境、同村岩野町村、六郷東根村の地を開、高五十七石二斗九升三合御墨印被加置、御金藏御皆濟にて潟尻村と被下候。肝煎六郷東根村。

●金澤寺田村　同五軒。
川口村家員五軒　ウツノ袋村同一軒　バラ島村同二軒　荒屋鋪村同五軒　味噌田村同三軒二戸

橋本村同一軒　川原グタ村同六軒　岡本村同二軒　坂野下村同四軒　柳原村同二軒
米野口村同四軒　ハコイ傳村同二軒　ゴアン傳『五羽田』村同六軒　鼠田村『根氷田村』同二軒

●金澤西根新田村　家員九軒。

十二處村元祿十四年一軒移る

東は平鹿郡杉澤村之內法景塚海道切金澤中野村地形。延寶七未年より御竿入金澤中野新田村御墨印給る。

●金澤中野村　家員五十三軒。

十二處村家員一軒　八木澤村同一軒　新（にひ）小屋村同四軒　十文字村同五軒　澤村同一軒

南は平鹿郡杉澤村之內三貫文關切東は藏石ヶ澤山と中山古來は當村分に候へ共杉澤村より水を取開起立候付右水代錢三貫文と藏石ヶ澤山之平杉澤村へ遣候由、澤之內田地當村分候故三貫堰と云。金澤村は田地有之驛馬也、御高札も有延寶九酉年一ヶ月に十日被驛馬勤、同十年一ヶ月十五日替り令る。御用には金澤新町と云、鄉高六十五石二升三合除屋敷有り諸役物成共に免許、後米四十石賜驛馬勤をなす、右米中野村より相濟す。延寶七年御竿入にて金澤中野新町村と云。

●安本村　家員四十二軒。

御處野村家員五軒

南は平鹿郡杉目村の内野中村と境横手と通路切源右衛門坂通にて境也東は平鹿郡杉澤村と海道境『照井治部之介　平鹿郡山内土淵の根子村照井六之丞、萬治年中燒失せり。其後小筑村七改めて雅樂之丞といふ。』

●飯詰村　家員廿五軒。

向小屋村家員一軒　矢口村同九軒　辻貫村同一軒　沓形村同三軒　鶴田村同十軒
君堂村同九軒　川原村同六軒　橋本村同十軒　山本村同廿二軒　中島村同十一軒
西方寺村同六軒　後前村同七軒　カッキ澤村同五軒　町田村同四軒　千間谷地村同十二軒

平鹿郡上境村之内横手川北はハブ山道切境、印塚有り。平鹿郡仙北郡と分る焉。

●金澤西根新田村金澤新西根村改る　同廿七軒。

四ッ屋村家員十五軒『廿二戸』　町田村同八軒　ヌカラ淵村同五軒　ガッギ澤村同八軒　牛ガハカ村同五軒『三戸』
上谷地中村同十二軒　今泉村同一軒　切上村同二軒　萬願寺村同一軒　カマフタ村同二軒
下谷地中村同一軒　石町村同三軒　大久保村同二軒　菅谷地村同二軒　熊野堂村社人一軒
淨圓惡戸村同四軒『二戸』

古來金澤西根村の内新開出、正保四年御竿分候。南は横手川切の處に平鹿の内下境村の畑當村之内古鍋子淵惡戸へ入込候依て右在處押切と申傳候。横手川向に淨圓寺と申當村に候家一軒田畑有、

上境と入込郡境に候。横手川手前に上境之內アマ部村と中村田畑家境也。

●金澤西根村　同廿五軒。

耳取村家員四軒　熊野堂村同二軒　八景村同六軒　石町村同八軒　二ツ柳村同七軒
笹巻村同卅六軒　大久保村同十八軒　萬願寺村同十六軒　下谷地中村同十三軒　今泉村同廿二軒
カマフタ村同一軒　道目木村同九軒　土位村同三軒　千間谷地村同五軒　切上村同三軒
ヌカラ淵村同十四軒　ガッギ澤村同十六軒　『本田（ほんでん）、菅谷地二村入る』

平鹿郡横手川切向は同郡下境村、黒川村、百萬苅、角間川村に候、黒川村は田畑入込に候。金澤西根新田村と云は當村地形之內開上致候、正保四年御竿に別村に成る。

○二本柳村　同八軒。

當村向悪土之義春中までは平鹿郡境横手川限、川向は百萬かり村と境に候。黒川村之內開仕候まて相違に候、右在處は當村之內に候。當村御墨印高之內高十七石八升六合、横手川押切罷成川向に候、古來之古川者唯今之川向に候、右在處は平鹿郡境也。

●金澤前郷村　同四軒。

地藏堂村家員三軒　下館村同一軒　番匠谷地村同一軒　カッコ邊村同一軒　押切谷地村同四軒
川原田村同三軒　杉野下村同一軒　小杉山村同二軒　下川原村同一軒　野中村同一軒

小山城村 同十軒　向小屋村 同五軒　森崎村 同三軒　谷地中村 同十軒　倉掛村 同三軒

中関村 同十五軒　谷地川村 同三軒　十二處村 同一軒　長足森村 同一軒　川原保村 同四軒

榊柳村 社人一軒　ツノカミ『津野神』村 同二軒　立石村 同七軒『入込』　今寺村 同一軒　合切村 寺一ヶ寺

板ヶ澤村 同三軒　川口村 同三軒『入込』

平鹿郡と境に候。寺澤山板ヶ澤山南の方平鹿郡杉澤村彌勒山との境也。

◯金澤町 本町　家員十八軒。驛馬田地無之、鄉中除屋敷鄉高六十五石二升三合諸役物成御免、後中野村より御物成之内四十石被下候。金澤中野村と十五日替りに驛馬相勤候。

横手一里卅二町卅二間、六鄉一里十五丁二間。

横手町より金澤本町間山故城在り、堀塀なし。◯考、寛治四年庚午源義家將軍父に襲て陸奥守任に往、三郎清原武衡、四郎家衡叛く。共居城羽州仙北郡金澤の館を義家公攻、五年十一月十四日金澤城陥る。武衡を捕へて斬罪、家衡は縣小次郎次任と組て梟首せらる。

立石村 家員五軒『石一ツ立。前鄉入込。本町五戸、今十戸』　川口村 同四軒『今七軒』

◯横澤村『親鄉、寄鄉十二村也』　同五十四軒。『白旗清水』

内村 家員一軒　八幡村 同二軒　扇島村 同一軒　谷地中村 本鄉移、人居なし　田中村 本鄉移、人居なし

大橋村 家員五軒　石川原村 享保七年本鄉より移家一軒

南部御境目當處北は青鹿山より風倉山迄、南は御領分、東はタモノ澤より戸澤松川迄南部峠道限水落次第御境焉。

●中里村『横澤十二村の內』　惣名唱也。

新町　村家員十八軒　石畑　村同六軒　鏡田　村同一軒　西中里村同二軒　コボ田村同二軒
中屋敷村同五軒　荒屋敷村本郷へうつり　マメダ村同一軒　谷地　村同二軒

●横堀村『雄勝郡に同名あり』　同三軒。

上川原村家員四軒　猿形村『道限崎（たうがんさき）』同三軒　清水屋敷村同四軒　田中　村同二軒　山王堂村同一軒
竹屋花村同二軒　十佛田村同二軒　タラノ木村同二軒　住吉　村同五軒　靇田　村同九軒
大荒田村同二軒　『大』荒田村同五軒『□戸』　地藏清水村同二軒　王野田村同五軒　タンゴ町村『福島』同十軒『十五戸』
佐野　村同一軒　向佐野村同四軒　杉野下村『清水』同三軒　星野宮村同十三軒

●今宿村『平鹿郡に同名あり』　同四軒。

島　村家員二軒　谷地中村同三軒　立石　村同四軒　吉澤　村同四軒　谷地　村同四軒
堤　村同四軒　荒屋敷村同二軒　一野坪村同二軒　川原　村同四軒　上川原村同八軒
中川原村同一軒

●宮野內村野の字除る『横澤十二村』　同二軒。

中　村家員五軒　三本柳村同四軒

●駒場村「横澤十二村」　同四軒。

柳持村家員七軒　引田村同三軒　福田村同二軒　板戸村同三軒　田中村同三軒

大屋敷村同二軒　赤坂村同四軒　中荒井村同五軒　飯島村同四軒　羽『黒』堂村同四軒

子ッ田村同一軒　福島村同一軒　下田村同三軒　橋本村同三軒　寺田村同二軒

尻黒村同二軒　米桶田(よのけだ)村同三軒　沖田村同三軒　荒屋敷村同三軒　稲荷堂村同一軒

清水向村同三軒　中　村同一軒　關合村同一軒　寺　村同三軒　羽見內村同六軒

●板見內村　同三十六軒。

高野村家員一軒　關口村同六軒　蛇塚村同九軒　北畠村同三軒　長仙寺村同四軒

新關村同六軒　小荒卷村同十六軒　セリ『芹』又村同一軒　荒關村同三軒　谷地中村同二軒

一ッ森村同十軒　善長坊谷地村同五軒　橋本村同六軒

●小神成村「横澤十二村」　同四軒。

小三竹『御嶽』村家員一軒　寺田村同五軒　館越村同二軒　十二田村同一軒　高野村同五軒

小田中村同五軒　根笹村同三軒　田野尻村同十四軒　內御堂村同四軒

●黒澤村「横澤十二村」　家員十二軒。

柳　原　村家員三軒　久保田向村同五軒　下　村同十一軒

●今泉村　同廿軒。

壹木木村家員一軒　田　中　村同一軒　中　村同十一軒　サクラ堂村同四軒

●齋內村　同四軒。

鴨之首村家員四軒　上齋內村同五軒　下齋內村同三軒　北　開　村同十四軒　豊野口村同五軒

栗野木村同二軒　中　城　村同二軒　樬（くるみだい）臺村同四軒　小倉野村同廿四軒　中　關　村同四軒

●元本堂村　惣名唱也。

上　村九軒　北　村十四軒　ソリ『反』橋村三軒　雨　池　村一軒　大　坂　村二軒

ババテ村廿軒　荒　屋　村四軒　中。　村一軒　石　原　村二軒　ザス　村一軒

南部御境也。北は冷水臺峠道より御堂山眞蛭山峠道迄水落次第、南は御領分、東は南部領松川越道山境ウハカフトコロ山境。○大阪村『新田』と云は支郷の處山道往還不自由にて寛文十年別墨印給る。

●太田村　十軒。

眞木村四軒　見タケ『嶽』村五軒　長　田　村二軒　荒　屋　村三軒　コン傳村七軒

石神村八軒　惣　行　村九軒　ツキ塚村四軒　辻　村五軒　柳　田　村一軒

新田村十一軒

南部境目北は小杉山、大杉山澤、藥師嶽、竹クラ澤、小カフト山、甲ト澤、中野澤、金堀澤、シツ『リ』高澤、シツセ澤迄峠道切、南は御領分、東は南部ハ『ワ』カノ澤よりタモノ澤迄。

●永代村　七軒。

東　村六軒　後　村二軒

●長信田川口村川口村と改る　二軒。

千保野村二軒　北川口村七軒　荒屋鋪村五軒　前郷村六軒　中　村四軒

清水川村四軒　後　村七軒　北田村二軒

●小勝田村　十八軒。

北澤村二軒　法花川原村人居なし

○川原村　九軒。

寺澤村八軒　羽黒堂村七軒　八氣村五軒　阿久戸村十一軒　北澤村六軒

赤平村三軒

○山谷川崎村　六軒。

上野村三軒　高野村十四軒　『横間館』黒森村十一軒　大堤村三軒　雪下田村比三市銅山なり。五軒

山谷村（川邊郡舟岡庄内村之内瀧野又との境は川崎村之内小玉澤山峯切境水落次第〇家數六軒）

〇小山田村　十三軒。小山田村の内大石山との境は川邊郡舟岡村庄内村之内瀧之又山峯切水落次第境、小山田村の内大石山との境は川邊郡岩見村之内鵜養村荒木又峯限水落次第。

高野村五軒　赤岩村三軒　山シナヘ村二軒　館野下村四軒　澤口村二軒
堀野内村廿軒　小原木村四軒　中村九軒　林崎村三軒　八ツ村十一軒
鎌足村十二軒

●下檜木内村　惣名唱也。下檜木内村之内ニンセイ澤との境は川邊郡岩見村之内鵜養村朝日又山峯切水落次第。

下田村七軒　相澤村七軒　久保村十二軒　大臺村三軒　小澤村十六軒
宿山口村九軒　中山村二軒　澤村四軒　畑中村四軒　北田村二軒
小屋村十二軒　松葉村十三軒　相内村四軒　小瀧村十二軒　駒木村二軒
惡戸村九軒　向小瀧村六軒　小波内村（民家五軒〇秋田郡大阿仁荒瀬村之内小臺倉と小波内村の境は小波内村之内中野又山峯切境水落次第）
中里村十六軒　除野村三軒

〇上檜木内村　惣名唱焉。

瀉尻村五軒　細野村　軒　黒澤村一軒　ハシカ臺村六軒　栗カケ村二軒

左通村二軒　堀野内村二軒　西　村七軒　野田村秋田郡大阿仁荒瀬村之内小臺倉との境は野田村大佛峯切水落次第、民屋六軒
宮田村四軒　久保村一軒　横枕村二軒　大地田村四軒　比内澤村九軒
中泊村三軒　寺　村四軒　福田村四軒　楢澤村四軒　トヤ森村五軒
坂本村秋田郡大阿仁荒瀬村之内小臺倉との境坂本村ヨネマチ山峯限境水落次第○民家六軒　モミ内村一軒　水久保村二軒
戸澤村秋田郡大阿仁荒瀬村之内にヘテカハ、イ[illegible]リノ鼻山との境は戸澤村丁澤也ノ又山峯切境水落次第○民家九軒　五枚平村一軒

○玉川村　十三軒。秋田郡大阿仁荒瀬村の内打當との境は上檜木内村の内川崎掄の上湯淵安森山峯限境、同郡大阿仁砂子澤との境上檜木内村之内石黒澤、柳澤山峯切境。○南部領鹿角郡長手村之内夜明島澤との境上檜木内村之内玉川村澁黒澤、三森山峯切境水落次第。同領鹿角郡水澤村之内ソリ瀧澤との境は上檜木内村の内玉川村石ヂト燒山峯切境水落次第。同領鹿角郡水澤村之内赤川との境は上檜木内村之内玉川村湯田又澤引分境水落次第。

●田澤村　三十六軒。湯本へ二里三十三丁廿間。
湯野又村六軒　小澤村六軒　鎧畑村三軒　見付田村八軒　張山村三軒
大谷地村二軒　張坂村一軒　上　村廿六軒　先達村二軒
南部領鹿角郡熊澤との境は田澤村之内引分フナ森山峯切境水落次第。同領岩手領岩手郡の境は田澤村之内モロヒ臺山峯限境水落次第。同領岩手郡松川との境は田澤村之内マシギカ嶽峯切境水落

次第。同領岩手郡カツカウマとの境は田澤村の内乳首嶽峯限境水落次第。

○生保內村　七十九軒。角館四里廿八丁廿二歩、田澤湯本三里卅三丁廿歩、新湯本四里十二丁卅間、南部橋場五里。

石神村十七軒	町田村四軒	漆立村一軒	荒田村一軒	ヲマヘ村四軒
中村四軒	ハツケ村三軒	三ツ屋村三軒	黒澤川村一軒	中島村三軒
黒澤村七軒	瀧澤村四軒	手倉野村十六軒	中宿村十二軒	相田端村十一軒
田向村十一軒	道田村十四軒	赤石村十二軒	四十程村六軒	天上田村四軒
清水村一軒	竹原村一軒	舟場村三軒	清水臺村一軒	

南部領岩手郡橋場村湯ケ野澤との境は生保內村の內駒ケ嶽峯限り境水落次第。南部領岩手郡橋場村澤內澤との境は生保內村の內的形貝吹長根峯限境水落次第、但的形南部領橋場村への街道有り。

南部領和川郡カフネ村との境は生保內の內モツカウ嶽長根峯切境水落次第。

●簗場村新田の字加らる　七軒。

●白岩前鄕村　六十三軒。市日一日、十一日、廿一日。

高屋鋪村七軒　田中村三軒

南部領岩手郡志ト內との境は白岩村の內モツカウ嶽峯限境水落次第。同領和川『賀』郡の內カフネ

カイ澤との境は白岩村の内阿彌陀嶽峯切境水落次第。

●廣久内村（白岩の字加る）　八軒。

舟場村十四軒　相野々村十二軒　野屋鋪村二軒　寺内村三軒　田尻村五軒

下荒田村九軒　中川原村十一軒　下町（した）村十九軒　水神柳村一軒

●堂野口村（白岩堂口村と改る）　惣名唱也。

大柳村一軒　下村一軒

○國館村　十軒。

中村十軒　板屋村六軒　館屋鋪村六軒　猿出村七軒　戸伏村十二軒

○西荒井村　惣名唱也。

荒屋鋪村二軒　中野村一軒　高見村三軒　番屋村五軒　熊野殿村一軒

野中村一軒　向村二軒　荒田村二軒

○上宮田村　惣名唱也。

狼淵村六軒　前田村八軒　落合村二軒

●鎌野川村（野い字除る）　十軒。

キツ市村十一軒　前村四軒　大屋鋪村十三軒　谷地中村二軒　内村二軒

長面村一軒

○東前郷村角館字加る　惣名唱也。

中關村八軒　前野村八軒　六丁野村二軒　ヲリ橋村三軒　杉林村三軒

柳持村九軒　太田村五軒　德田村二軒　油田村一軒　七ッ關村三軒

下道田中村五軒　赤平村四軒　西野村二軒

●上花園村　惣名唱也。

シタ村三軒　荒田村三軒　荒田上村三軒　イカメシ『不甚』村一軒　齋藤川村三軒

●下宮田村　惣名唱也。鎌野川村より鍬延に田作す。

●下花園村　惣名唱也。

左治兵衛村四軒　別當村四軒　中村十軒　田向村五軒　板屋村四軒

○小淵野村　廿軒。

落合村十軒　後川村九軒　山崎村十七軒　小田川村八軒　前田村八軒

○角館城廻村　九軒。

野中村四軒　羽根臺村四軒　山崎村一軒

○本町村角館字加る　八軒。

下本町村六軒　トウラメキ村一軒

○田中村　十三軒。

○院内村　惣名唱也。

神成澤村二軒　坂野下村二軒　大乘坊村六軒　鳥居野村十六軒

◉卒田村　十二軒。

柴倉村四軒　出口村六軒　夏瀨村一軒　上卒田村四軒　吉田村六軒

眞崎村十三軒　黑倉村七軒　ハヤ『早』田村三軒　下村七軒　中屋鋪村四軒

荒町村廿三軒

○上荒井村　惣名唱也。

山崎村二軒　中屋鋪村十一軒　西野村五軒　臺野關村九軒　荒谷村四軒

小保田村五軒　上野村六軒　寺村十三軒

○西明寺村　十六軒。

松野木臺村一軒　瀉野村十一軒　田野澤村五軒　小山寺村一軒　サソウ田村十四軒

荒町村廿四軒　大久保田村一軒

◉梅澤村　惣名唱也。

森野越村三十九軒　田屋村十二軒　谷地川村十三軒　フモト村四軒　テタラシ『手足』村十一軒

東田村六軒　大舟村三軒

○熊野林村　十五軒。

竹原村一軒　谷地中村一軒

●野中村　惣名唱也。

アイ『相』中村一軒　石畑村四軒　中西村三軒　羽黒杉村五軒　大堀村二軒

田野尻村四軒　カナイ『金井』神村五軒　中荒井村六軒　ミウネ村二軒

●瀉村新田と加る　惣名唱也。

大澤村八軒　田子野木村十六軒

●遠藤野村新田と加る　田地荒跡四十年以前作左衞門忠進開になし寳永元申年御竿入。家數七軒。

半在家谷地村一軒　田中村七軒

●下延村　廿六軒。

切カケ田村六軒　明通村一軒　メウカ村一軒

●野田村　十一軒。

●葛川村　十八軒。『親鸞上人自筆あみだ佛所藏の家あり。□部助右衞門。』

●柏木田村（新田字加る）　九軒。寛文年中開發。

三畝『棟』村一軒　上谷地村四軒『二戸』　ハカサ野村十軒　野キハ村三軒『三戸』

●指巻村（刺字改る）　五軒。

赤平村廿一軒

●長野村　二百三軒。慶長七年遷封後長野紫島城北又七郎義廉を居しむ。後城を收廢せらる。

開　村九軒　高瀨村四軒　下河原村六軒　神林村二軒　關根村一軒

立石村九軒

●西野（野字除る）長野村　惣名唱也。

小米澤村十軒　下小米澤村一軒　釜野川村三軒　川下田村五軒　上野村四軒

熊野堂村七軒　清水端村一軒　野田村七軒　岩淵村一軒　二十苅村二軒

中泊村六軒　田中村二軒　中道村四軒　古寺村七軒　鬼カベ村三軒

桂淵村七軒　山根村一軒　八百河村三軒　月見出村四軒　堂野前村二軒

高森村七軒

●袴田村　六軒。

田頭村二軒　大宮田村二軒　鍛冶屋敷村三軒　熊野堂村一軒　荒田村一軒

●谷地乙森村　六軒。

谷地中村五軒　大宮田村一軒

●八幡林村　三十七『六』軒。

傳馬柳村二『四』軒　荒田村三『五』軒　手車村一軒　『寺。山伏』

●東長野村　二十五軒。

持正村四軒　谷地中村二軒　坂野上村六軒　瀬川村一軒

●雲然村　惣名唱也。

山口村三軒　山崎村二軒　寺信太村一軒　上町屋村六軒　下町屋村七軒

荒屋鋪村十三軒　谷地田村三軒　田頭村三軒　中島村八軒　中野村一軒

田野尻村一軒　八ソリ野村二軒　田中村三軒　碇村十軒○元祿十四年置返り利兵衞忠進開也

●黑土村　廿一軒。

野口村二軒　高谷村三軒　道萬村一軒　板谷村三軒　一部村三軒

前村四軒　三尺村四軒

●門屋村　廿三軒。

大關村二軒　屋敷田村六軒　トウメキ村四軒　中屋鋪村三軒　漆原村八軒

入江　村十三軒　六本杉村八軒

●上鶯野村　十七軒。

四ッ屋村五軒　熊野村一軒　石持村十五軒　押上村四軒　中道村七軒

新關村五軒　澤田村十軒　上遠藤村一軒　小八卦村三軒

○小館村　六軒。

岩瀨村八軒　石淵村一軒

●下櫻田村新田字加ゝる　八軒。

小瀧川村一軒　ヒラキ村三軒

●八日市村　八軒。

二本木村軒〔三〕

●小沼村　十三軒。

●椿　村　四軒。

十六澤村五軒　中西村三軒　高屋村七軒　中荒井村三軒　カナイ神村一軒

五百苅田村十軒　田中村五軒　寺信太村一軒

●栗澤村　十六軒。

大下村三軒　大工『番匠』村四軒　大澤村三軒　ヲマシ『タ』村一軒

●大神成村　三十八軒。

上村七軒

●長樂寺村　三軒。

上關村四軒　谷地中村二軒　白田村一軒

●館野郷村野字除る　七軒。

ヨモキ田村二軒　チヤ畑村七軒　板屋村一軒　浮島村二軒　谷地中村四軒

野口村一軒

●金鐙村　惣名唱候。

ノブタ村八軒　後村八軒『川原となる』　下村四軒

●鶴田村釣田新田村改る　廿二軒。

田向村二軒　中村二軒　ゴリン田村一軒　上鶴田村八軒

●村杉村　四軒。

下村三軒　野ハキ村四軒　駒坂村二軒　田中村二軒　横枕村三軒

●野口村　六軒。

四ッ屋村四軒　石田村四軒　ヱ島村二軒　二ッ屋村二軒　龜谷澤村三軒
大形村四軒　七ツ鎌村四軒　相野々村一軒　田中村一軒　天王村一軒
谷地村一軒

●八割村　八軒。

センソノ村四軒　西野村七軒　大澤村三軒　鹽手澤村五軒

●勝樂村　廿六軒。

下川原村四軒

●沖野鄉村沖鄉村改る　惣名唱也。

後村四軒　切上ケ村六軒　天王村一軒　細田村六軒　大清水村一軒
館越村七軒　關合村三軒　三ッハタ屋村六軒　クハノ木田村二軒　万願寺村十三軒
沖田村六軒　大フケ村八軒　水上村一軒　南谷地村三軒　『カサキ』川崎村一軒
新屋鋪村一軒　北谷地村二軒

●大藏村　十二軒。

鷹田村六軒　七曲村一軒　西野神村六軒

●上櫻田村上字除る　惣名唱也。

下延村四軒　中　村五軒　今月村六軒

●國見村　惣名唱也。延寶五巳年高畑村の刑部左衛門と申者開出、末八ヶ村を國見村にて勤肝煎八人相勤、以後延寶六年四人相勤享保二酉年一人相勤候。

齋内村六十三軒　金鐙境村廿七軒　黑土境村八軒　村杉境村六軒　沖野郷境村六軒
野口境村三軒　駒場境村廿五軒

●下鶯野村　惣名唱也。

長瀬村四軒　下川原村九軒　羽々村七軒　太新田村二軒　荒屋鋪村四軒
中道村一軒　鍛冶屋鋪村二軒　安樂寺村一軒　中　村二軒　上(うは)村八軒
下　村一軒　田中村五軒　大谷村七軒

●米澤村新田加る　三十五軒。寛文年中上花園村理左衛門□返り野開忠進致候。

●荒川尻村　三十一軒。寛永十一戌年同處作兵衛忠進開仕候。

野中清水村五軒　猿出村三軒　源藤野村一軒　生田村十四軒　熊堂森村四軒
谷地村二軒　生田川原村二軒

●若松村　十九軒。延寶元丑年荒川尻村肝煎作兵衛開出、闕破損闕亡所を角館町進藤作右衛門忠進開致候。依爾人に辛勞免被下候。

大石野村六軒　一本木野村三軒　黒倉村二軒

○角　館　左中將君の遷封前には戸澤九郎平盛安住、後沼館移。本町川北當て故城有り。慶長七年葦名主計盛重住す。明暦二丙申年北河内義隣所司代令移る。北の方に御館有り、北南五十八間、東西五十間。

表　町士家兩かは三十軒　裏　町士家三十一軒　御歩町士家十八軒　勝樂町鹽谷彌太郎住士家十九軒　御小人町士家三十軒

谷地町通り也　山根町士家三軒　藏屋鋪足輕二與　河原町陪臣廿軒程　竹原町足輕也

菅原田町、下田町、同新町士家百三十軒餘

○角館町　惣名唱。無高庄屋二人、支配町九町之内七町は驛馬諸公用勤二町は無役、右の八町庄屋六右衞門、同一町は小右衞門。○市日三日、五日、七日、十日、十三日、十五日、十七日、廿日、廿三日、廿五日、廿七日、卅日。

横　町六十九軒。驛馬庄屋六右衞門　中　町三十八軒同右同斷　下中町四十四軒同右同斷　上新町三十五軒同右同斷　岩瀬町四十三軒同右同斷

下新町五十三軒同右同斷　七日町三十八軒同右同斷　下岩瀬町三十五軒同右同斷　勝樂町五十八軒同右同斷　袋　町寺町也

六郷五里七丁四十三歩、刈和野五里廿一丁廿九間、淀川六里四丁五十三間、境六里十丁廿五間、生保内四里廿八丁廿二歩。

北は本町川川外故城西は檜木内川、川向に山有り貝吹山と云て近處の大山故よく廿町ほと府中悉見ゆる

中には川内は河原町也。川は舟亘、西南の川有りて舟亘勝樂町へ出る。小倉山と云は川の外也。南は岩瀬川、川の內大山田畑あり廣地也、下岩瀬町の街道にして川は舟渡り玉川村の水流也。東は諸山續く。

角館城は元和六年庚申三月廿六日梅津憲忠破却なす。

總家數一萬二千百五十一軒。

河邊郡

墨印村五十七ヶ村、内四十一ヶ村高辻帳出。

先には豊島郡と云、寛文四年甲辰四月五日台室嚴有院殿よりの御判物に河邊郡と改る。

○新屋村百三段の字加る　家員四百六十軒。久保田一里十八丁、龜田領長濱一里廿三丁廿歩。

新屋村、濱田村、石田坂村の三ヶ村は百三段三ヶ村内而往古は龜田領由利郡の内也。義宜公城下の境甚た近き故にや三ヶ村を引替領と成たきの事を台室訴る。元和八年十月十二日台室使令伊丹喜助、近藤勘右衛門百三段に來着す。國老梅津半右衛門憲忠出迎、河邊郡之内黒瀬村、仙北郡之内荷村、木賣澤村、北野目村、寺館尻引村分支郷共に指向引替の事終る。土民訴には黒瀬村奈良田村、湯野目村、君ヶ野村、妙ヶ澤村、城根村を遣云云。

○濱田村百三段加る　家員四十一軒。

中　村三十四軒　瀧ノ下村四十五軒○瀧ノ下は龜田領城根村との境野中川切。久保田驛馬より一里半余也

○石田坂村百三段加る　家員六十二軒。

○**豊蒔村**　同六十七軒。龜田領城根村長濱との境後山長根水落次第。

中　村十八軒　前郷村廿軒

○**小山村**　四十軒。龜田領八田村奈良田村との境田中の小關橋切。

○**相川村**　八十七軒。龜田領君ヶ野村との境長根通峯切。

○**外ヶ澤村**戸賀澤に改　二十軒。

○**女米木村**　九十三軒。龜田領君ヶ野村大正寺村との境長根通峯切り、上は手ノ前館と云處半分に境塚有り、證文有り。

●**新田村**二井田改る　百十九軒。

大野村廿二軒　福島村廿二軒　横山村十七軒　二ッ屋村十軒

●**目名形村**　三十五軒。

寶領『量』崎村三軒　姥堤村『なべて澤と云』四軒〇天和年中より立

○**小阿地村**　十四軒。

○**四ツ小屋村**ッ字除く　四十一軒。

○**芝野村**新田加る　四十四軒。

寺澤村六軒〇寛文年中村分

○田艸川村　三十八軒。

山崎村廿軒　沖ノ郷村三十軒

○畑谷村畠谷改る　三十四軒。

丸山村四軒　野田村六軒

○末戸村　廿七軒。

御所野村六軒○天和年中羽立

○松本村新田加る　廿一軒。

○豊成村　十二軒。

○野田高屋村　百十三軒。御休、元町南の方有り。驛馬、久保田へ豊島元町より三里七丁十一間、境村へ三里廿五丁二十二間。

豊島の故城畠山勘十郎重氏畠山重忠の末葉也、後豊島玄蕃と云、其居主を唱て豊島と云。故城山城に見る。

○椿川村　四十一軒。龜田領黒瀬村奈良田との境大川半分さかひ。

安養寺村三十五軒　庚谷地村十軒　金澤林村四軒

○平澤村　四十九軒。證文有り、龜田領黒瀬村妙ケ澤村との大川半分境。

水澤村九軒

○石田村

○妙法村　十八軒。

○種ヶ澤村　七十四軒。仙北郡淀川村小種村との境長根通水落次第。

戸艸村十八軒　畑ヶ澤村廿軒

○左出子村左手子改る　三十四軒。龜田領大正寺村との境境塚七ッ、仙北郡小種村との境塚五ッ。

○平尾鳥村　五十一軒。仙北郡中淀川村との境長根通水落次第。

善知鳥村九軒　中山村十三軒　宮ヶ澤村三軒

○藤森村　四軒。改て平尾鳥村入加らる。○仙北郡中淀川村と長根通水落次第境。

○白熊澤村　十四軒。

○舟岡村　四十四軒。仙北郡境村との境街道苅家澤橋限る。○往古は白井村と云支郷に候へ共元祿年中潰る。

金澤村六軒○仙北郡上淀川村との西山通境甘池限る、同郡稻澤村との境金山モロ杉峯切り　君ヶ野村五軒○延寶年中分る　芹澤村一軒○上に同し

寺池村四軒　左度目村二軒○仙北郡山屋川崎と峯水落次第境也　瀧下村二軒　川臺村仙北郡荒川村との長根水落次第境

中根村六軒　野田村十七軒　小澤村五軒　印時村一軒　ツクモ村八軒

蘋代村十一軒　七袋村三軒　平場村二軒　猫澤村十六軒　庄内村廿五軒〇仙北郡小山田村長根水落次第境

〇岩見村　三十五軒。

萱森村十六軒　杉澤村十六軒　野村六軒　小出村九軒　東村六十軒

杉臺村六軒　新川村十四軒　穴淵村三軒　鵜養村三十五軒〇仙北郡檜木内村長根通水落次第境

〇三内村　三十八軒。

艸場村廿六軒　田尻村三十八軒　五郎谷地村七軒　寺田村廿八軒　鳥海村五軒〇秋田郡大平之内山谷村との長根通水落次第境

堂山村十六軒　眞ヶ田村六軒　野崎村七軒　留見瀨村四軒　土淵村十軒〇秋田郡大平の内山谷村との長根通水落次第境

岩谷村二軒（寛文年中分る）　砂子淵村五軒〇元和年中より分る　柳臺村二軒〇元和年中分る。秋田郡小阿仁との長根通水落次第境

〇大張野村　五軒。

〇赤平境田村赤平村改る　三十五軒。赤平村と境田村とは間隔と云へども一村の内にて田地不分也。

〇舟ヶ澤村ヶ字除る　三十五軒。仙北郡上淀川村の内古種澤との街道アマ池より南の方澤限り境也。

〇神内村　二十四軒。

奥出村廿二軒　福田村八軒

〇大澤村　廿軒。諸井村とも大澤村を云へり。地頭肝煎立候。

〇高岡村　三十二軒。

○**諸井村**　廿二軒。

大部村九軒　野田村三軒　山根村九軒　下諸井村十五軒

○**式田宮崎村**　七十四軒。和田驛馬、久保田より和田村へ三里廿丁廿二間淀川へ三里十丁四十三間也

石川村十四軒　坂本村廿二軒

○**前田黑沼村**北野田高野村と改る　五十軒。

組野村十六軒○前同村支郷　小高村十二軒上に同じ　畑村廿二軒○黑沼村の支郷。秋田郡大平之内貝の澤と長根水落次第

○**松淵村**　廿軒。

川原田村十一軒　風無村二軒

○**古野**こうの**村**　十二軒。

大繋村八軒　後古野村九軒　鳥越村三軒

○**猿田村**　五十三軒。村の內山王の社有り。

●**百崎村**『前北手』　廿一軒。

○**荒蒔村**『前北手』卷改る　廿四軒。

○**大山田村**　十四軒。

●**大杉澤村**　十四軒。秋田郡楢山村との境中山野中限り。

大戸村十軒〇高百十三石九斗二升七合改に墨印給る

●梨子平村子字除る　十八軒。

●黒川村「中北手」　十八軒。

●小山田村　三十三軒。

○通澤村　十五軒。

前田村十四軒

○室川村　廿三軒。

●寒川村　廿四軒。秋田郡目長崎村との長根通峯境。

赤平村十五軒　細谷村七軒

○栩館村　十一軒。

嘉川村七軒〇西村一村の内にて田地不分也

○松ケ崎村　十七軒。秋田郡目長崎村八田村との長根峯限境、同郡廣面村と大平川切に境。

●櫻村　廿三軒。禪宗万能寺と云寺梅津家の寺にて有り。

細谷村六軒　横森村十軒〇秋田郡檜山村との境長根通峯限、同郡廣面村との境大平川切

○井関澤村　六軒。郡村改に秋田郡に入置る。

秋田郡堀之内村との境長根通、同郡山屋村と境右同斷、同郡黑澤村との境右同斷。○秋田郡寺中堀內村より書出候には、川邊郡井關村と云は元來秋田郡目長崎村、同寺中堀ノ內村本田水本の澤に候寺中堀ノ內村地形也。依て右村より百姓一兩人移田地切開川邊郡井關村と改め墨印給る故郡境入組。付札、井關澤村地形秋田郡寺中堀內村分に候故右高秋田郡鄉高調入、人居なし。墨印秋田郡堀ノ內村預る。

○新山村　改通澤村入加る。

○大野中島村　人居なし。久保田町より鍬延畑作致候。

○柳原村（新田加る）　十軒。久保田町川口境仁別川限り。

○牛島村　百二十三軒。秋田郡川尻村との境大平川限。

總家數三千五百七十六軒也。

秋　田　郡

墨印村二百九十ヶ村、内二百四十五ヶ村高辻帳出。

河邊郡、秋田郡、山本郡謂秋田三郡。

○久保田　別錄誌之。

馬口勞驛馬より和田三里卅丁廿二間、豐島元町三里七丁十一間、土崎湊一里廿九丁五十六間、百三段一里十八丁。

○上八橋村（上字除る谷橋改る）　先には久保田米町より元祿元年の頃田地開發のよし、當時は百姓所々住居す。墨印兩村給ると云へ共郡村改に上下八橋一村賜り、村名の文字改谷橋村となる故下八橋村の唱を止る。

上八橋村（民家五十四軒）　下八橋村（同六十一軒）　赤津平馬下屋敷、駒木根丹下下屋鋪

神　社

山王權現社（久保田町產神、一周年春秋の祭日美た盡せり、祭を司るを堂人と別當云。土崎）　毘沙門社（保戸野足輕の產神也と）　大師堂

伊勢內宮外宮兩社　天神社　菩薩堂　辨才天社　庚申堂　十王堂

歸命寺　普門寺　寶塔寺日蓮塚　善龍寺澁江家の寺也

鐵炮置場三ケ處内一ヶ處大筒役、同一ヶ處小筒役、同一ヶ處足輕　獄門場谷橋村より卿津川橋亘りて行

○寺内村

家員六十三軒。寛文四年高千百二十一石四斗三升。

古四王社有り、昔より此社有り諸人願望夜籠。田村堂、住吉明神社、龍神社那可宗助建立。松山有り、街道の坂を油テン坂と云○古四王社の山を寺内山と云高さ八丈、本丸居城より三十三町五十二歩同處より酉の方當る。○谷橋村より至る處姥ヶ懐と云處有り、南西の山薹根山と云、後は勝平山砂山也、高さ三丈六尺。城本丸より廿八丁十八間同處より申酉當る。湊街道高清水と云名水有り、香煙木橋と云有り。昔此橋名香なりと云。其先は塚原と云高清水故城あり、本丸と見へける處は東西六十八歩程北南十二三間、二の丸有り。山城にして澤々深し、凡湊の城の取手なとゝ見へたり。天正年中湊より寺内戰に神宮寺掃部助、濱田久左衛門、岩城半治後詰の勢となると云々。

高野村家員十三軒○古畑切開カヤ岡の内田地共に當村近所也、故に其地切開　萓岡村同四軒　田中村同一軒

○湊町土崎浦と云

高二十九石九斗八升五合。驛馬、久保田え一里二十九丁五十六間、大久保三里廿二丁十五間、虻川四里卅七間、天王四里卅一丁四十七歩、舟越五里廿丁十九歩。

秋田太郎實季、湊九郎友季居城を攻落し檜山の城には弟忠治郎實泰を置湊城に居玉ふ。慶長七年羽林左中將君遷封、時に秋田實季臣湊兵右衛門、岩倉右近殘りて此城を渡す。公土浦故城壤地褊小

にして不レ足レ容レ衆且非二要害地一とて同八年久保田神明山に新城を築き秋田城と云、八月二十八日移玉ふ。其後破却す。

○其浦久保田湊にして商舶爭て雲の如く聚る。此浦より飛島へ三十里、青島(あをしま)へ六十里、男鹿内渡鹿へ十三里、野代湊へ二十六里、佐渡湊へ百七里、油利本庄湊へ十三里。享保十三年申七月廿七日洪水に水戸口新たに押切新湊となる。昔□は止于茲至甚旅船も宿る事安し。○家員八十軒。

○相染村（新田字加らる）　穀丁村支郷の處寶永二酉年墨印給る。

○花立村　右同。家員八軒。

○穀丁村　家員十八軒。上二ヶ村帳尻の處元祿六酉年御竿に分。

○笠岡村　同七軒。

十二丁村（廿軒）　關根村（十七軒）　中野村（三十九軒○正保三戌年開出）　羽黒崎村（六軒）

○飯島村　四十二軒。

蓬田村（飯島村田畑屋敷迄砂埋に成當村へ引移也）　鼠田村（砂埋成蓬田村に移る）　島崎村（四軒○元祿四未年より）　飯岡村（同七軒右同斷）

堀川村（十一軒同斷）　水尻村（廿四軒右同斷）

○飯田村　三十一軒。

○岩城村　七十軒。

槻木村五軒

○青崎村　四十六軒。

○長岡村　廿二軒。

笹島村十八軒。正保三年移

○鵜崎村　十五軒。

○小泉村　十三軒。

○下茹村　廿九軒。

大江寺村先年亂橋村地形之内下茹村の肝煎忠進開に出發、延寶六年よりに民引移家員十軒○畑屋敷昔は大久保地形之内に候。寶永二酉年大久保村ゟ墨印被入置下茹村肝煎支配

才野濱村寛文二寅年岩瀨村田地切開百姓一人移る

○岩瀨村　三十七軒。

○八丁目村　十六軒。

大清水村八軒。延寶九酉年發出

○亂橋村　三十軒。

○堀野內村野字除る　三十軒。

○浦山村　廿二軒。

○高岡村　卅二軒。

○片田村　廿二軒。

福田村十八軒寛文六年御竿改め　ノ横槲村と云　荒屋村七十八軒　山ノ根村七軒

○黒川村　卅九軒。

ソリ町村九軒

○吉田村　十六軒。

○小友村　七軒。

下小友村廿一軒　槐村十軒　西村廿二軒

○石名坂村　十四軒。

●白山村　六軒。

長坂村十軒

●小股村又改る　十七軒。

落合村三軒　寺村十三軒

○湯ケ寐村　十一軒。

○道川村　十九軒。

愛染村廿三軒　林崎村十二軒

○新城保戸野村新城除る　廿三軒。郡村改に曰、一郡保戸野二ツ有之事紛敷候故あざ付候て唱候樣可致候。

○五十丁村町字改る　五軒。

五百苅村寶永十一寅年御開作人其頃より三軒　太平村二軒　倉ノ澤村四軒　小林村十二軒

○中村　廿七軒。

四十石村古來より人居一軒御座候處に當六年以前に中村へ引越申候。然處に當春畑屋敷奉願候。只今は四軒罷有候。元來開處に御座候

○笹岡村　十七軒。

南天村五軒

○八柳村　十六軒。

蕨岡村古來御田地切開家十三軒　田中村十四軒　野村八軒　西村十三軒　新田村先年御開在處草分之御百姓罷有、只今家數十五軒

○神田村　十五軒。

櫻野村天和元酉年神田村地形之内切開高六十八石余、神田村水口村泉村久保田村保戸野村笹岡村湯川村右六ヶ村御百姓作人に御座候。但元祿十五年午打直御竿櫻野村と別に相立申候。右之通六ヶ村は鍬延之御高故先年より櫻野村に人居一軒も無之候

沖神田村先年より田畑切開人居六七軒、唯今十軒　三月田村三軒　八百苅村六軒

屋敷田村二軒　荒屋敷村三軒　鍛治目村三十軒　曲田村四軒

○水口村　元來寺內村一鄕に御座候處に元祿三午年に寺內村御高之內六百六十八石七斗六升五合當

村え御帳分被下候。寶永二酉年御墨印頂戴。〇二十軒。

山崎　村 元來山崎村は川尻村之内支郷に御座候處に元祿三午歳山崎村御高四十九石四升八合村分に被入置候。其譯は川尻村より山崎村手造にて御百姓不勝手に御座候に付水口村川尻村より願申立水口分に右御高被入置候〇家員九軒

荒屋鋪村 先年より御田地切開人居十軒之處に唯今六軒　　八幡田村 右同、廿二軒

〇泉　村　家員百一軒。

上八丁村 元來御本田切開仕候節より上八丁と申處は御田地近處に御座候故御百姓四軒罷有只今十一軒　　下八丁村 右同斷十七軒

〇濁川村　三十五軒。

中野目村 先年御田地切開仕候〇家員七軒

〇添川村　四十三軒。

湯　澤　村 先年より御本田同前湯澤と申處切開仕候御百姓罷有〇家数廿三軒　　三本松村 右同斷〇三軒　　湯澤臺村 先年より湯澤臺と申候て野畑に御座候處に寛永十二亥年御開に仕其節一軒罷有候

〇山内村　家員二十一軒。

藤　倉　村 元來山内村御田地同前に藤倉と申處切開仕御田地近處に御座候、家十軒、唯今三十二軒　　石　上　村 右同斷〇四軒　　下　臺　村 右同一軒

タネ臺村 先年は野畠に御座候處に寛文六年午御田地に切開家一軒

〇仁別村　家員十九軒。

〇新藤田村　同十八軒。

高野(かうや)村 先年田畑御座候へ共人居無御座候處に川原と申所は人居御座候へ共川原段々川缺に罷成候に付川原村に罷有候御百姓之内七軒元祿十一寅年高野村へ移罷有候

川原村元來御田地切開仕候節より川原に御百姓十一軒罷有候處に元祿七八年之頃より右屋敷之内段々川缺に罷成御百姓七軒元祿十一寅年に高野村え引移申候

むかへ村元來御田地切開に仕候節より新藤田村同前にむかへと申處に御百姓三軒罷有候

○手形村　十八軒。

田中村元來御田地切開仕候節家七八軒。唯今は二十五軒罷有候。『前田中大橋より北奥田中』　からみ田村右同斷、家員十六軒。此外に川向に向からみ田村と申候て二軒

稻澤村先年人居無之候處に十七八年以來より有稻澤之内切開仕御百姓段々引移只今家員六軒　大澤村元來御田地切開仕候時より手寄能御座候故御百姓十二三軒罷有候處に只今二十二軒

小澤村元來小澤と申候て人居少々御座候處に正洞院觀音堂被建置候に付手形村地形之内拜領致候正洞院寺内に罷成候。本百姓直々門前に罷成候處に去年中觀音堂正洞院ほこし被置候て右地形上り地に罷成候處に當夏中右百姓屋敷無御座候に付御百姓地に此度被下置候○唯今家員三軒

○山崎村改手形村に加入　正保三戌年以前より御田地切開仕候。右は方々より鍬延御百姓に候故村居一軒も無御座候。手形村地形之內に山崎村肝煎罷在御墨印鄉帳共に頂戴。『三の丸向氏御第は古へ山崎村里保屋布の跡也』

○大澤村改手形村に加入　元來手形村支鄉にて深田と申在處、正保三戌年鍬延に御開に仕御帳別冊。家員一軒も無之候。

野崎村先年大澤村御田地切開仕候以後御田地中に野崎と申處田に不相成故出引取屋敷に仕御百姓六軒有之候

○久保田保戸野村　三十軒。一郡二名有る故久保田と加、併墨印帳保戸野村と有る。

○毘沙門田村改川尻村へ加入　元來川尻村支鄉毘沙門田村に有之候處に延寶四辰の年川尻村之內御開に仕、其以後申立毘沙門田村御墨印頂戴仕候。其頃より毘沙門田村に人居少々御座候。郡村改御墨印之

内より下八橋村之分高を分ち候て土地共に下八橋村御墨印之内へ入置相別れ候、川尻村御墨印え入置川尻村之支郷に可被成與。

○川尻村　川邊郡牛島村との川境。先年毘沙門田村は川尻村之支郷に御座候處に延寶四辰年より段々切開仕其以後申立御墨印頂戴。○家員九十五軒。

七軒町村 但川邊郡牛島村との川境。新橋脇に家七軒御座候、是は元祿八亥年より御百姓屋敷に被下置七軒町と申候。元來御足輕屋敷割　中町村 中町と申處には先年は本川尻村に御座候て家員六十軒余御座候。此外に川尻村御百姓方々に罷有諸事支一郷迷惑候に付元祿三午年に上野之内畑在處御百姓共居屋鋪に拜領仕段々引移、只今川尻村と申候故本川尻村は中町村と申候。今家員五十軒程　上野村 先年は村居二三軒御座候處に御開仕頃よりは家員二十軒程

川邊郡牛島村との兩方田境、同郡荒卷との兩方田境也。同郡百崎村との兩方山境也、同郡櫻村との兩方山境也。

○楢山村　四十六軒。

妙田村 元來より楢山村地形屋敷に仕御百姓十六軒罷有妙田村と申唱候。其後正保三戌年に廣面村地形切開仕鉄延御百姓に御座候て御高廣面村分屋敷高御百姓は楢山村分に御座候

富士山村 元來御田地切開仕候節より御田地近處故御百姓五軒罷有富士山村と申候

川邊郡櫻村との川境、同郡松崎村との川境也。

○廣面村　三十一軒。

赤沼村 正保元年以前御田地切開仕候節御百姓御田地え手寄に御座候故家一軒御座候處に其後新田起申に付作人段々罷有其砌より赤沼村と申候。只今家数二十一軒。右田地正保三戌年御竿に御座候

谷内佐渡村 川邊郡松ヶ崎村との川境に御座候。支村分次第右同斷。唯今家数二十軒　樋口村 川邊郡松ヶ崎村との川境次第右同斷。家數五軒

二ツ屋村川邊郡櫻村との川境。次第右同斷〇家數三軒

〇柳田村　川邊郡松ヶ崎村との山境。家數六十一軒。川邊郡松ヶ崎村との境同郡寒川村との山境也。

〇八田村　五十三軒。

木曾石村元和二長年御田地切開其節人居二軒、唯今十四軒〇川邊郡新山村との山峯境、同郡松ヶ崎村との山峯境、同郡寒川村との右同境也

竹野前村右同四軒　貳部村右同、三十五軒　關口村古來御田地切開候時關口と申候。家二軒、唯今は六軒

〇目長崎村　古來より目長崎と云土民本町唱、本町と云村名なし。家數四十一軒。

古町村川邊郡松ヶ崎村との山境〻元來田畑切開御田地近處に御百姓十軒罷有古町村と申候〇唯今は三十九軒に罷成候　小曾田(こそだ)村古來田地切開御百姓二軒。〇唯今に四軒

井關村川邊郡寒川村との山境に候。支鄕分之儀は右同斷、先年は家數八軒、唯今十四軒。川邊郡新山村との山境、川邊郡井關澤村との山田境△川邊郡井關澤村と申は元來秋田郡目長崎村同寺中堀內村御本田水本之澤に御座候て寺中堀內村地形に御座候故先年寺中堀之內村之御百姓一兩人引移り申候て御田地切開仕候處に地頭より申立候に付右開之分は川邊郡井關澤村と被改置御墨印頂戴仕郡分けに相立候、右之通故郡境入組罷有候。但し井關澤村川邊郡に罷成候年號不相知候。右御田地切開之年號は井關澤村御帳に可有御座候

〇寺中堀之內村之の字除る　四十一軒。

川原村古來御田地切開田畑近處御百姓二軒罷有候、唯今は十二軒　下館村右同斷。家數五軒　本宿村川邊郡新山村との山境、但先年より新山村と村名は御座候へ共人居一軒もなし。新山村地形本宿村之御百姓鍬延に切開仕候に付本宿村にて肝煎相立新山村御墨印鄕帳共に頂戴仕、寺中堀之內村支鄕本宿村と申儀は古來田畑切開之節より本宿と申處田畑近處に御座候故百姓四十軒、唯今は十九軒

平形村先年御田地切開節御百姓九軒、只今は二十六軒　宮澤村此所右同先年家二三軒、一二軒悪病にて潰れ只今家一軒

〇寺庭村　三十一軒。

○黒澤村　二十八軒。

臺菅野村先年御百姓一軒罷有候、右は在處には小田と申御田地手寄能御座候、右臺菅野村と申候家數二軒○御墨印高之外當高四斗大平若宮八幡宮油用御寄進之分別當御指紙頂戴○大平に天正の頃長井將監住す或大江八郎五郎住す云々

稲荷村古來田畑切開二軒、只今土民七軒

○山谷村　十七軒。川邊郡三内村との山田境。

皿見内村先年御田地切開之御百姓十軒罷有、唯今二十三軒　土佐ノ臺村右同。初家一軒只今十六軒　野田村川邊郡三内村との田境。正保年中より切開仕候御百姓二軒、只今十五軒

貝野澤村七軒。同郡三内村との山境○附札、川邊郡前田黒沼村之内畑村と秋田郡山谷村之内貝ノ澤村境はたんこ森峯切水落次第境に御座候。先達て御代官帳に茂落申候此度書上申候

屋山村川邊郡三内村之内丸舞澤との境、先年民家一軒只今は二軒○御墨印高外當高九斗九升大平若宮八幡神田御寄進

○大久保村　百五十軒。驛馬、湊町三里廿二丁十五間、虻川十六丁五十二間、大川二里十一丁卅二間。

本木村寛文三年卯より延寶六年迄福野又村と云開藏人圭開田地起初、寛文九年竿入、延寶六年村名改る　大江寺村延寶七未年下茹村肝煎作兵衛亂橋村之谷地田地開大久保村の內大江寺村備見屆○民家十軒

新關村三十八軒

○虻川村下の字加る　百十三軒。

開澤村三軒　羽立村三軒

○龍毛村　二十七軒。

○山田村　二十六軒。

○槻木村　二十六軒。

大宮村二軒　五道見村六軒　草生澤村四軒　荒屋村四軒　末方澤村元禄十四巳の年久保田大工町與兵衛と申者田地田引越居、民家二軒

○舟橋村　十九軒。

○岡井戸村　八軒。

苗代澤村六軒　和田村三軒　生方村六軒　畑ケ澤村五軒

○上虻川村　本郷は支郷之内小泉村と云本郷に候て今寺も有る、肝煎居宅家數共に有る。驛馬、湊四里三丁七間、大久保十六丁五十二間、大川一里三十丁四十間、一日市二里一丁四十六間。

古井内村只今家九軒　荒所澤村十五軒　山岸村七軒　新山村十六軒　小泉村十二軒

半治郎日村十軒　浦田村五軒　荒屋敷村六軒

○金山村　十軒。

○飯塚村　三十八軒。

岡飯塚村五十五軒

○和田妹川村　惣名にして濱村と南村に士民居住。

濱村二十八軒　山根村十七軒　高田村六軒　和田村六軒　坂ノ下村七軒

家鼻村九軒　田中村一軒　羽立村六軒　六鹿澤村一軒

○濱井川村　民家は支郷の濱井川村と云民家有り。

荒屋敷村三十軒　槐　村九軒　羽立村十九軒　田中村廿一軒

○小竹花村　六軒。

○坂本村　十軒。

○保野子村　七軒。

○八田大倉村　十三軒。

川原村四軒　長面村四軒　富ケ田村七軒　高　村五軒

○赤澤村　十軒。

丸木橋村延寶三年初開湊彌次右衛門開地[illegible]孫左衛門引移○家一軒

○黒坪村　民家有。

鎌淵村五軒　片田村二軒　宇治木村改墨印賜る○十四軒　小泉村廿七軒　荒間村十三軒

○蒲田村　十四軒。

寺澤村改に墨印賜る、高六十七石六斗八升○二軒　中野目村十軒

○大蓼村　七軒。

向　村八軒　トボシ岡村五軒

○井内村　六十三軒。

小田野澤村二軒

○北川尻村　四十一軒。

海老澤村百年余に開發〇民家三十軒

○今戸村　五十三軒。

小今戸村二十三軒

○谷地中村　二十三軒。

原島村四軒　『樋下。四軒村。三軒村』

○西之野村之字除る　十五軒。

四ッ屋村六軒　『下タ村。田中村』

○大川村　百廿一軒。川端迄一丁五十二間、舟渡川揄一丁三十六間の內。驛馬、大久保二里十一丁卅二間、蚫川一里卅丁四十間、一日市七丁六間、鹿渡二里卅三丁一間、五十目一里五丁廿四間。

○石崎村　二十ケ年以前迄郷中に肝煎相立、以後役任の者なく古江村は地形も入合の儀故、寶永三年に古江村支配になる、民家十三軒。

○一日市村　百三十三軒。驛馬、蚫川二里一丁四十六間、鹿渡二里廿五丁五十五間。

中島村七十年以前戸村十太夫初開地〇民家三十七軒

○蒲沼村　民家一日市村の内に住す。六十年以前一日市村往還所介されたる時に移る。押切村と云有り、六十ヶ年前一日市村に民家移り右村入る也。寛文二年より往還に成る。

○夜叉袋村　百五軒。

○眞坂村　境は山本郡天瀬川村との境三倉鼻山峯分、ツクシ森峯分、大臺山峯分、長根つたひ五倫坂迄。但同郡市野々村と眞坂村境五倫坂長根つたひ大澤の上迄峯分。

新坂新田村寛永二年梅津主馬開地〇民家凡二十七軒

○浦大町村　山本郡市之野村と秋田郡浦大町村同横町村との郡境高岳山より北に寄峯分、并屏風長根峯の分、同大長根峯分に候。凡家員五十二軒。

○小立花村　寶永七寅年小鄉故浦大町支配預らる。家員七軒。

○浦横町村　民家二十五軒。

○白水澤村　寶永七寅年小鄉故浦大町村支配預らる。民家九軒。

○小池村　家員三十五軒。

○岡本戀地村　同廿六軒。

○野田村　同廿八軒。

○川崎村　同十六軒。

○五十野目村野字除る　同二百九十八軒。市日は二日、七日、十二日、十七日、廿二日、廿七日。○天正頃秋田右近太夫住居す。藤原秀盛の故城可有也。

○上樋口村（かみとよぐち）　郡村改迄樋口村と云、凡民家廿八軒。

山田村四軒

○下樋口村　郡村改に古江村名目改墨印給る。

○高崎村　十七軒。

坊　村八軒　田中村十二軒

○館越村　廿二軒。

○久保村　廿四軒。

○槐　村新田字加らる　六軒。改曰、新田郷吟味之上墨印被止向崎の村へ可加哉。

○馬場目村　改曰、馬場野目村野字除く。支郷中村と云土民住惣名也。天正の頃安東五郎秀宗住居也。

大釋寺村十五軒　町村四十八軒　門前村七軒　小才（こさい）村五軒　寺庭村廿四軒

中村卅六軒　大吹澤村十二軒　坊ケ澤村六軒　中屋敷村十軒　木澤村十九軒

平野下村十三軒　繼地村四十三軒　杉澤村廿一軒　大琴村五軒

○中澤又村　七軒。

八田村十三軒　豊口村五軒　御藏下村八軒　增田村十軒　小林村六軒
落合村十七軒　高田村卅二軒　北村十五軒　根小屋村元祿五申年開〇同十五軒　川堤村同九子の年開〇同四軒
○富田村　四十五軒。
○黑土村　十六軒。
○湯野又村野字除る　四十五軒。
外野澤村廿軒　小川口村四軒
○淺見內村　七十五軒。山本郡上岩川村と秋田郡淺見內村境は折渡り村西野又入り通り松木澤の節臺村高杉長根傳峯切也。
小川口村四軒
○小倉村　十七軒。山本郡裡澤村と秋田郡小倉村との境ハピノ澤長根より谷地倉の西の長根迄峯分水落次第。
○山內村　廿軒。
中島村一軒　荒町村廿三軒　和田村三軒　門前村六軒　山根村五軒
家員五千七百九十四軒。

秋田郡男鹿

○天王村　古來船越村による。寶永年中御墨印分給る。家員九十軒。湊四里卅一丁四十七歩、舟越六丁卅二歩、脇本一里十丁五十二間。

鹽口村廿三軒　吉田村五十年以前開○同十二軒　上出戸村享保五子年より支郷に成る○五軒

○大崎村　古來は天王村支郷、延寶年中より御墨印賜る。廿五軒。

○船越村　百四十八軒。天王村との間瀉有る。湊五里二丁十九間、天王六丁卅二間瀉亘り也、脇本一里四丁廿歩。

元和五年己未春山伏常樂院、玉泉院、右の湖水橋を渡す事を川井佐太夫を頼み國老梅津半右衛門憲忠に訴へ許レ之と云へども功不レ就止于レ今此の橋柱の跡乎舊柱川中に二本有之と云。

鹽濱出戸村無高にて船越村調に入破船寄物有之節舟越番所に達す　江川村右同九軒

○拂戸村　四十二軒。

○鵜木村　卅二軒。

堂村十六軒

○角間崎村　三十九軒。

埋花村 村にはウツキ花村と唱申。此處にては埋木多有り薪になす、若埋花を誤か

○福川村 廿三軒。

○松木澤村 改曰、松野木澤村野の字除く。家員十六軒。

○本內村 十八軒。

○福米澤村 五十二軒。

土鼻村 八軒

○野石宮澤村 宮澤二字除る 七十六軒。

猿川村 寬永年中墨印出る○七軒　八面村 右同八軒　萱根村 野石宮澤村之地形え五十年以前山本郡大口濱田村より新田起○家五軒

追留村 右同。家六軒　葛ケ臺村 寶永二酉年初出無高○家四軒

山本郡との境は濱邊はザンザウ木より中の黑、山內は姥林、瀉は小鼻切に候。

○中石村 三十六軒。古來は乳牛村と云三十六軒。

橋本村 七軒　高谷村 八軒

○鮪川村 廿六軒。

○石神村 十八軒。鄉帳白鳥石神村と在り。

狐谷地 五軒○先年石神村の者新田開發致候を時の檢使狐谷地村と唱させ候。改曰、狐谷地は石神村に入也

○谷地中村　二十三軒。

大巻村高百二十三石八升、改撰印闕る

○箱井村　四十五軒。

○琴川村　二十四軒。

案田村二軒　木曾村一軒

○北野濵村　百十軒。脇本三里廿二丁、男鹿湯本一里五丁、谷地中二里三丁廿歩、宮澤二里十二丁。

○相川村　三十六軒。百六十石。

○中間口村　十三軒。九十一石。

○濵間口村　鄕帳には窪田濵間口村と在る。三十一軒。

○水口村　鄕帳には相馬水口村と有る。家員十九軒、百五十石。

○安養寺村　廿七軒、百石。

○黑崎村　十九軒、廿六石八斗。

○平澤村北の字加る　十軒、十八石。

○眞山村　十三軒、三十石。

○湯本村　九軒、五十二石。渡鹿一里一丁廿八歩、鹽戸一里八丁、加茂二里十一丁廿歩、島一里廿三丁

十歩、黒崎廿四丁。

湯尻村家員八軒

○野　村　郷帳には上畑村野村と有る。民家三十七軒。

○瀧川村　支郷六ヶ村の惣名に唱候。

神田村五軒　川原村三軒　島田村七軒　三森村九軒　萱置場村八軒

杉ノ下村五軒

○山田村　二十四軒。

○町田村　十一軒。

○畑ヶ村畠に改る　是より末七ヶ村は北磯七ヶ村と云。廿一石、四十五軒。

○賀茂村　十七軒、六石三斗。

○青砂村　十一軒、二石五斗。

○渡鹿村　二十軒、十六石。戸賀に改る。

○濱野鹽谷村野字除る　十五軒、七石五斗。

○濱中村　四軒、四石。

○鹽戸村　十七軒、四石三斗。

○金川村　廿一軒。

○船川村　四十七軒。

○南平澤村　二十八軒。

○增川村　三十軒。

○女川村　古來尾谷川村と云、三十三軒。

○椿むら　廿一軒。

○双六村　十九軒。

○臺島村　二十一軒。

○小濱村　十三軒。

本山門前村無高。家員十三軒　芦野倉村無高にて鹽釜一個先年は有り。古來は民家七軒有りけるに段々潰れて四十年の頃迄は二軒有けるに今は絶ると云

○脇本村　百四十四軒　北浦三里廿二丁、天王一里十丁五十二間、舟越へ一里四丁廿歩、金川一里十町四十八歩。

北の方寒風山有り、見渡南は火詰村當、西は山田村に當る。酉の方新山、申酉本山、寅卯山本郡三藏鼻。南麓脇本五郎友季か故城海拘其城內廣、其邊に同心庵ありて于今五郎か位牌を守り居る。

○仁井山村仁字二に改る　古來は荷井山と云、家員廿八軒。

馬生野目村七軒　荷澤村五軒

○比詰村　十一軒。

田中村二十軒　羽立村十三軒○八十年以前開發

○飯野森村野字除る　廿一軒。

○浦田村　廿三軒。

鯖野澤村七軒　大保田村十軒。内五軒は浦田村、同五軒タルザハ村

○樽澤村　廿五軒。

○百川村　廿八軒。

○田谷澤村　延寶元丑年に潰村に成る、人居なし。大倉村支配に成其後民家三軒。

○毘沙門澤村　同五巳年に潰村と成る、大倉村支配に成る。其後民家二軒。

○岩倉村　寶永五子年二月潰村と成る、人家なし。大倉村支配に成る。「八英梅古木あり」

○大倉村　十三軒。

○飯　村　古來は脇本村に起る、正保三卯年に別村に成る。民家三軒。

民家千六百三十八軒。

比内

◇南比内

●増澤村　五十五軒。先には悪間澤村と云、寛文十二子年より増澤村と改る。

山本郡小懸村と山境、大増澤小増澤頭峯限水落次第の境也。

●木戸石村　九十五軒。増澤廿一丁廿歩、下杉一里十丁廿歩。

山本郡小懸村と山境、芦澤之内千本杉澤頭よりサンカイ瀧峯限水落次第境。

○羽根山村　五十軒。山本郡小懸村と山境。附札切れて缺。

●八幡臺村（新田加らる）　改曰、八幡代村を臺に改る。家三十三軒。

金澤村（墨印帳出す新田郷入○家員十二軒）

◎川井村　四十四軒。

○上杉村　家百二十五軒。但墨印帳高十六石五斗五升八合金澤村高入。

○下杉村　六十六軒。

○道城村　廿五軒。

羽立村（六軒）　田ノ上村（道城村より貞享三寅年引移ろ○三十二軒）

○李臺村　六十一軒。改曰、先には代の字臺に改る。

羽根山澤羽立村七軒

○福田村　廿二軒、新田郷。

○福田目村　改曰、福田野目村の野除く。家員六十八軒。

○本城村　六十九軒。

向本城村貞享三寅屋敷川缺に付坂の上へ引移る○民家凡廿八軒

○米內澤村　百七十一軒。嘉成右馬頭季清城主、羽林公遷封の時赤坂飛驒守朝光移る。以後破却。

釣田村先には鶴田村、元祿十一寅釣田改○家員十四軒　長野村十三軒　根小屋村十二軒　長信田村九軒

瀧野澤村七軒　桐木臺村二軒　ヌカリ澤村四軒　吉野村先には川端住居洪水に付元祿十六未同處上代移○家二軒

富田村享保四亥忠進開發○家數十四軒　大澤村十軒『今云源七』　中新田村十一軒『今云中羽立、六軒』　葉ノ木村六軒

○寄延村　七軒。

寄延澤村貞享元子に發る時民家五軒、今は纔一軒　白坂村六軒

○浦田村　七十八軒。

大淵村四十三軒

◉桂瀬村　二十軒。

槇木澤村五軒『今下モ羽立といふ』　上羽立村(かみ)村分り六十年以前小又村の者引移り開仕候（）家員五軒

○前田村　四十一軒。

下前田村先年より本田有り、延寶三卯前田村より引移り六軒あり　瀧野上村一軒『今惣内上下あり』　神成村舟渡端田地有り、延寶三卯開地○家員六軒

瀧野澤村五軒

○小又村　三十四軒。

小又村先には衣田村と云、享保四亥より改名小又村と云　新屋敷村(あら)五十五軒　平里村二十二軒　羽根川村十一軒

○五味堀村　四十二軒。

大代村十軒　柏木臺村忠進開發寶永四亥より民家二軒

○根森田村　蒔淵、堺田、細越村御墨印賜る。

此の四ヶ村へ墨印一本を賜る處改以後五味堀村の支郷と成る。民家七十六軒。

境田村支郷
サス村　本田有り、正徳二辰民家三軒。

桐内村支郷
桐內澤村　開地元祿十三辰開發、家員十八軒。

桐内村支郷
日廻シ村　開地同年村立、家三軒。

森吉村支郷
鷲瀬村　元祿十二巳村立開、家五軒。

○森吉村　先には森吉獵田桐内村と云、改に改名。五十二軒。

惣瀬村十九軒　向獵田村六軒　アマツバ村貞享元子年開發。三軒　トチ内村正徳元卯年村立。二軒　サク淵村二軒

深渡村貞享元子年。四軒　小瀧村八軒　向小瀧村正徳四午開。三軒　新兵衛村一軒　ヲナキ内村享保二酉開。二軒

湯野代村境日通、享保五子年開發。三軒　平太村享保元申開家員二軒　砂子澤村天和二戌より村立。家十軒

秋田郡と仙北郡の境は三ッ又、御當領と南部領との境は南部鹿角之郡夜明島川澤、御當領三ッ又堺より大杉峯大葛境赤坂迄也。

○小淵村　十九軒。

○小獵村　廿軒。

○吉田村　卅軒。先には尾張村と云元祿七戌改名也。

折渡村四軒

○水無村　元來湯口内村露熊村三ヶ村一名にて民家百卅軒。郡村改水無村村名改、二ヶ村は支郷と成る。

新町元祿十丑開、民家四十七軒。水無村と荒瀬村との間に銀山在り、御山方支配

○荒瀬村　五十軒。先には小淵村支配に候處也。

荒瀬川村廿軒　櫃畑村七軒　茅草村廿四軒　左山村六軒　笑内村廿二軒

根子村卅軒　伏影村十二軒　ヲハ『大鰐』淵村三軒　比立内村卅一軒

仙北郡と秋田郡の堺は仙北郡下檜木內村之內小波內と大阿仁荒瀬村支配比立內村小臺倉澤の內中の又山峯切水落次第之境也。仙北郡上檜木內の內野田村と大阿仁比立內村小臺倉澤之境は、大佛山峯切水落次第也。仙北郡上檜木內の內坂本村と大阿仁比立內村境は、繋澤鐺掛けより大佛山迄峯續水落次第境也。

岩野目澤村七軒　幸屋渡村十六軒　幸屋村十七軒　大平村三軒　長畑村六軒

巢生村四軒　下比立內村十六軒　羽立村十六軒　西野村十六軒　鳥坂村十六軒

打當村十五軒

仙北郡と秋田郡の境は上檜木內の內戶澤村カツ地と大阿仁打當村の境上ヤスリの森よりコマカタ朴木坂鐺掛け迄峯續水落次第境也。同郡上檜木內の內戶澤村と大阿仁打當村荒瀬澤の境は、鬼カ亦とヘラカハイカリノ花峯切水落次第の境也。

中村十八軒　戶鳥內村十三軒　野尻村七軒　鳥越村五軒　大倉村八軒

棚木澤村八軒

○根田村　五十三軒。小阿仁川雨向に村居在る。

○芹澤村　三十九軒。李臺廿二丁廿間、三里村十二丁四十間。

○三里村　三十三軒。

大内澤村（天和四子年開發。家員七軒）

○摩當澤村　十四軒。

○三木田村　三十軒。

○鎌野澤村（野字除る）　四十六軒。

雪田村（十二軒。）　杉山田村（八軒）　長信田村（五軒）

○堂川村　廿一軒。

大阿瀬村（延寶元丑年分る。家六軒）

○佛社村　廿五軒。『天明三年凶歳中冷水澤一村絶す』

上佛社村（卅六軒）　羽立村（八軒）　下長信田村（十軒）　冷水澤村【ねるみさわ】（元祿六酉年分る。家二軒）　上長信田村（延寶元丑年分、家員六軒）

○杉ケ花村　十九軒。

○小澤田村　四十軒。

○福館村　廿軒。先年飛塚村と云、延寶八申年改る。

○五反澤村　廿二軒。

上五反澤村（廿二軒）　屋布村（貞享三寅年分、家十五軒）

○沖田表（面改る）村　十三軒。

先年阿仁金銀山盛之節御公用共外往還共に不自由に付、一郷に被爲寄右四ヶ村沖田表村、友倉村、長根澤村、鴨澤村元和元卯沖田表村へ引越、今沖田表は小蒲野と中野に御座候。

大海村（先には田中村と云()家二十五軒）　大林村（先には黒土村延寶五巳囘祿後改）

山本郡上岩川村之内セッ臺村と境、西は沖田表村支配鄕大林村の内上大内澤カッチ坊中山峯續より荒手澤峯通小田瀬峯近、南は南澤村朦澤之内ホタラ澤峯通近黒森街道切境。

小田瀬村（民家十一軒）

○南澤村（山本郡入 今中茂といふ、中ノ朦澤と云へる事也）　民家十一軒。先に朦村と云、天和三亥改。秋田郡にて墨印賜。

南澤之内朦澤之内ホタラ澤カッチ峯通黒森街道切山本郡上岩川との境也。

不動良村（ふどう）（延寶元丑村立。家四軒）　上南澤村（同六午村立同七軒）

○田代村（中茂と云）　民家四十軒。

山本郡の內仁鮒村小掛村境は、田代村より阿仁越白澤七段道より大瀧耳長根峯通水落次第、中山之內美女長根よりタマキ長根峯通水落次第郡境に候。先年は濁川と田代川と落合川切に候。享保六丑年田代村小掛村草飼場論御座候御檢使を以被改置右之境に候也。山本郡之內母體村境は、揚吉澤と小阿仁ソコベ澤と峯切り水落次第境。同郡の內下岩川村境は、右ソコベ澤より上峯通り下坊中迄に候。同郡の內上岩川村境は、下坊中より峯通上坊中迄峯通水落境。

水澤村 民家三十五軒離々村居

●葛原村　南部御領との境、右御領之内鹿角郡白根金山、大掛村、松山村との御當領大森山より横長根山峯切境、落合米代川御境杜土深井川落合迄境。但南部と御境目御論地相濟、延寶五巳年御境御墨御引相極申候。南部へ之古道御關所御番所貞享元子年被立置候、十二所給人御番相勤、御境鄕。

二十七軒。

●澤尻村　南部御領との境、右御領之內鹿角郡土深井村、松山村との境米代川、土深井川境、御當領大持長根、龍ヶ森、土高場山嶺切境。南部と御境目御論地相濟延寶五巳年御境御墨引相極、御境鄕。

●別所村　南部御領との境、右御領之内鹿角郡下新田村、中新田村、上新田村との境御當領龍ヶ森、しばり合御境塚、横澤嶺續枯杉馬立場迄山嶺切境。但御境目遠方故是次に當村より小屋懸家四軒、御境目麓長根澤と申處に指置申候。畑作等御座候に付春より秋迄之內指置候、御境鄕。

二十八軒。

●猿間村　十四軒。

●十二所町　南部へ之町入口同所給人相勤候、何年以前相立候哉不相知候。家數八十七軒。

上町、中町、下町有。上町の內南部街道關門有、侍守之『今』馬口勞町。

北比内と云昔五城目兵庫居住す。主君實季を恨、南部の臣大光寺左衞門を語ひ天正十六年九月佐

衞門佐信愛、八斤彈正少弼等七百の人數にて西道山を打越、赤澤明神に陣を取、戰負て大光寺には比内庄大館を取、五城目兵庫は十二所に住す。其後阿仁嘉成常陸、同播磨守攻之秋田城之助後詰をなし大館の城は能代城主大高傳右衞門乘取。慶長七年遷封の後鹽谷伯耆居しむ屋敷東西百四十九間、南北四十間、延寶七未年七月三日角館移る梅津五良左衞門居らしめ伯耆角館移る。茂木筑後知恒を代しむ天和三亥年七月廿日梅津忠貞代

侍町兩入口は足輕町『右六十人。五十三人』　茂木宮内屋鋪　片町　中町　上町　玉町今田町と云　荒町。『谷地町、横町、都合七町。右四十一人、侍百十二人。』

近所天狗森と云大山有。澤尻村東北當廿二丁卅間、土深井十三丁五十間、二井田二里廿五丁四十六歩、扇田二里四丁。○市日『延寶七未年』六日、十六日、廿六日。

大瀧　村廿二軒、溫湯有り　平　内　村五軒　中　臺　村二軒　折　橋　村二軒○享保七寅年本郷へ引移り候て人居無し

●輕井澤村　十七軒。

浦　山　村十軒　○道目木村十九軒○改に墨印賜る

○曲田中山村中山二字除る　廿二軒。

○中　山　村十六軒○改に墨印賜る

○山館村　十四軒。

金　谷　村十六軒

○江釣村餌釣改る　廿二軒。

○扇田村　九十軒。

箱　內　村先年村、今は扇田村引移　　市　川　村延寶五巳年羽立村

十二處二里四丁、綴子五里十丁十歩、二井田廿一丁四十六間、大館一里十九丁四十五歩、獨鈷一里六丁四十歩。○市日十日、廿日、卅日。

○新館村

眞　館　村御墨印當村肝煎預る○十軒　　駒　橋　村五軒

○眞館村『新館入る』　新館村肝煎御墨印預る、當村支配致候。家數三軒。

○味噌內村　十一軒。

下味噌內村九軒　　家　內　村六軒　　九郎左衞門村六軒　　間戸志村三軒　　二　叉　村二軒

大　成　村二軒

○十狐(獨鈷)村　六十軒。扇田へ一里六丁四十歩、大葛二里十四丁四十歩、二井田一里廿八丁卅六間

向　田　村十九軒　　上　野　村四軒　　澤　　村廿六軒　　日　詰　村十九軒　　窓　石　村七軒

炭　屋　村七軒○澤入に四十年以前より銅山有、十ヶ年以前山潰れ人居なし

○大葛村　南部御境目郷なり、卅四軒。獨鈷へ二里十四丁四十歩、金山廿六丁四十歩。

森越村十九軒　長部村七軒　大渡リ村六軒　夏焼村五軒　森合村十四軒

大屋村十三軒　泥蘩村『一戸』享保三戌年羽立村、御境目御用に宍戸又左衛門申ケ被立置候、無高無役之村家九軒○南部御領との境南部御領鹿角郡夜明島との境、御領泥蘩山御堺引嶺切境

戸澤村四軒　二又村十軒　大葛金山慶長十年より山家五十六軒）南部鹿角郡中新田村、長坂金山、追地村白掛村との境御當領鍵掛山續栗ノ木、平山、馬立場、立菱山峯切境

○中野村　八十六軒。

內尻村天和二戌年羽立。廿二軒　落合村二軒　五日市村四十二軒　長內澤村九軒　三竹堂村四軒

八郎右衛門臺村『本とは花岾と云ひしよし』享保三戌年羽立村、十軒　辛澤村八軒

○谷地中村　十一軒。

大蒔村十六軒　彌助村九軒　羽那谷地村二軒　一渡リ村四軒　杉山村三軒

猿澤銀山四十年以前山、廿八年以前に山潰候て人居なし　羽那谷地銅山右同斷

○笹館村　三十三軒。

下小新田村九軒　上小新田村十六軒羽立也　水無村五軒　小森山村一軒　大荒木村七軒

上沼田村先年彦吉羽立と云つて家一軒有、今六軒　下沼田村五軒

○田子村達子改　釣田村は先年當村支郷に候、何れ之頃別村成候哉。當村之內田子之森と申山御座候。

廿九軒。

○片貝村　九軒。

二ッ森村八軒

○八木橋村　二十一軒。

木山ケ澤村村居無之候、八木橋村と可被成候哉、但御金藏替済に付

五輪臺村六軒　畑ケ澤村六軒　板戸村九軒

釜谷地村三軒　一通村六軒

板戸谷何年以前之山に候哉、享保六丑年地頭鑛山山潰、人居無し

○寺崎村　四軒。

○前田村　十軒。

山前田村先年金山山潰、稼不申候得共家七軒　羽立村三軒

○本宮村　慶長十九年野帳芳賀淡路、滑川久右衛門、泉小左衛門、菅生四郎兵衛、牛丸市右衛門と有。

十九軒。

○杉澤村　十一軒。

○大子內村　十三軒。

○大開披改村　四軒。

大澤鑛山始り不知家一軒

○板澤、○出川村　慶長八年野帳川井佐太夫、野尻主馬佐と有、兩村御墨印一本被下候。

十一軒、兩村墨印賜。

下川原村六軒

○下川原村　十一軒。

○新田村二年田に改　先には熱田村、其後村改に仁敎行と申、少々當田之中に昔より有下川原村は支郷に候、何れの頃に別村に成、享保七寅年當村に入り候、御竿之節下川原村との地境被立置候。百七十二軒。

綴子四里廿四丁廿四步、扇田廿一丁四十六步、驛站一里廿八丁廿六步、十二所二里廿五丁四十六步。

○市日四日、十四日、廿四日。

四羽出村廿二軒　善助川原村元祿十一寅年洪水同年夫境に出て成荒今村居無　善助川原村右村に與助川原は四羽出の北に在り善助川原も其近邊に在。四羽出にヨシ澤といふ才川、米代川の間也

○櫃ケ崎村　四十軒。

鷹戸屋村九軒　館花村十八軒　山田渡り村九軒

○赤石村　三十五軒。

●小袴村　九軒。

曲澤村四軒

○井關澤村　郡村改河邊郡より秋田郡入加らる。

◇北比内

○小繋村　山本郡との境、右郡之内仁鮒村、比井野村、荷上場村との境七倉山峯切籠山、高岩山峯切

境。但當村古來よりの村に候。家十八軒。

驛馬。荷上場三十五丁卅一間、今泉三十一丁五間、麻生十七丁。

○麻生村　小繋十七丁、堬澤廿七丁四十歩。

小瀬村（先には民家十一軒。元祿八亥年の頃より人居數々絕る）　下田平村（二十一軒）

○黑澤村　山本郡との境右郡の內大澤村との境ハリ澤、稗田ノ澤山峯切境、下小坪澤、上小坪澤、瀧ノ澤、燒家戶澤迄山峯切境。但民家十一軒。

○今泉村　山本郡との境、右郡の內荷上場村との境出澤瀧之澤峯切境。三十四軒。

驛馬。小繋三十一丁五間、前山廿二丁十七間。

○前山村　山本郡との境、右郡之內大澤村との境砂澤頭續留山澤頭迄山峯切境。但先年は山道村と申支村に候。家六軒。慶長十九年御檢地野帳有、寶永四亥年本郷前山村屋敷川缺に成夫れより引移る。山道村と云支郷無之候。

驛馬。今泉廿二丁十七間、房澤十六丁、綴子一里十四丁五十二間。

二本杉村（先には民家十軒、困窮に付退き今人居絕）

○房澤村（坊澤改）　驛馬、小繋一里卅三丁廿二間、今泉一里二丁十七間、前山十六丁、綴子卅四丁五十二間。

鷹巢村とは以前當村の支郷に候、荒地共開に成延寶七年打直野帳に成、慶長八年屋舖野帳蓋紙に川井

佐太夫、野尻主馬之允と有、慶長十九年野帳有。○家數八十九軒。

蟹　澤　村十一軒　クルミ館村六軒　成　田　村天和二年より村に立候。元祿十五年荒地寶永三年起返、正徳四年荒。家三軒　大野尻村慶安元羽立。九軒

大　向　村寛永十九年羽立。六軒　三ソ屋村川缺、正德四年より。三軒　三九郎臺村延寶八年羽立。五軒

○鷹巣村　房澤村支鄕と申儀に無之候。寛文元年御帳に北比内之内鷹巣村と在之候。九十五軒。

○脇神村　古來田之尻と申處に居候、其後引移田之尻村は今無之候。家二十七軒。

藤加毛村廿三軒　堂ケ臺村十七軒　川　口　村十軒　槐　村七軒　小勝田村十三軒　湯　車　村延寶三年羽立。九軒

○中屋敷村　古來川向に候、川缺元祿子年藤木村と申支鄕引移。二十三軒。

○横淵村　十七軒。

○岩脇村　十七軒。

○品類村　正德元卯年申立肝煎七日市村支配被成。七軒。

深　澤　村二軒　吉ケ澤村七軒　下船木村三軒　中船木村三軒　上ケ下村二軒

上舟木村七軒　小舟木澤鑛山享保六丑年より山也〇八軒　市取澤鑛山右同二軒

○七日市村　寶永六丑年迄四百年前羽立。古來書付は支鄕根木屋敷村有、丑五月回祿燒失、慶長七年中野帳有。二十五軒。

根木屋敷村四軒　妹尾館村七軒　山田城村三軒　本屋敷村十軒　大　畑　村七軒

葛黒村十四軒　門ヶ澤村三軒　臼澤村二軒　與助臺村八軒　三渡村十四軒

黒森村九軒　松澤村九軒　赤利又村十二軒　水無村六軒　矢杉澤鑛山享保七寅年より山になる。一軒

段々澤鑛山同年より、同九月潰。人居なし

○小森村　六十六軒。

四渡村六軒　坊山村廿一軒　湯野臺村七軒

○磨當村磨當改　古來松尾村と云、四十軒。

田澤村九軒　大澤村九軒『今名悪見といふ』　李代村十一軒『同名阿仁其外處々に多し』　小磨當村九軒

○太田村新田加らる　磨當村の支郷の由、綴子村支郷樋口羽立村地形之内も屋敷に仕罷有候。四十五軒。

○綴子村　慶長八年野帳川井佐太夫と有、慶安五年五月廿四日驛馬合判有。百廿二軒。

驛馬。坊澤三十四丁五十二間、川口二里卅三丁四間、新田四里廿四丁廿四間、扇田五里十丁十間川有歩亘川幅六十五間。

田中村卅軒　掛リ泥村十九軒　樋口羽立村今は人居絶　樋口村一軒　知子内村人居なし

○大堤村　家廿軒。

○糠澤村　貞享四卯年より上り地に成、家九軒。山本郡との境、右郡の内藤琴村との境西の又澤之内彌助澤、若澤、上ヶの澤、高家戸澤、志賀落澤山嶺切境。

糠澤羽立村廿軒　堤羽立村村居なし　大畑村十四軒　二本杉村十一軒　松原村『ツヾリコの内』人居なし

岩谷村七軒　一通村二軒　田子ヶ澤村『綴子澤の内』山本郡との境、右郡之内藤琴村大澤村との境、戸草澤ニノ又、沼ノ澤、田子ケ澤、瀧ノ澤、矢櫃澤山嶺切境○家十四軒

小田村『ツヾリコの内』十六軒

○黒澤開村　慶長八丑年綴子村支郷になる、天和三亥年別村となる。家八軒。

○長坂村

大巻村七軒　出土早口村二軒　中留村一軒　玉瀬村人居なし

○早口村　津輕御境目山囘り八足趾、川百幅五十間岩瀬爲出、二十八軒。

出口村十四軒　下比立内村、上比立内村八軒　矢櫃鑛山山本郡との境、右郡之内藤琴澤大良山との境矢櫃山峯切境○六軒『岩野目、李代、大淵、中子田』

深澤村一名ザルバシ○九軒　大代野村八軒　羽立村九軒『ウツ村一』　坂地村八軒　比立内鑛山正保元申年より山になる○九軒

金堀澤鑛山寛永六丑年より山になる、續て享保四亥年より再山○家十三軒　『中谷地村』

○岩瀬村　津輕御境目郷。三十一軒。十二處の追分有り民家下川亘掄卅七間。

羽貫村十五軒　中岩瀬村廿六軒　赤川村九軒　代野村元和二戊年羽立村、後元祿八子年つぶれ享保四亥年起る。五軒

田野澤村寛文十一亥年羽立。四軒　市ノ渡村貞享三寅年羽立。四軒　蛭澤村十二軒　越山村四十七軒

大石渡村天和二戌年羽立。津輕領との境、右御領内早瀬野村、三目内村との境御當領内町澤、粟澤、赤荷澤、吹原澤、立叉澤山峯切境。右早瀬野村三目内村等相知不申候　平戸内鑛山六軒

鴨澤鑛山寛永三戌年より山正保四午年止む　『田茂野木、長谷地、栗ノ木羽立』

○山田村　津輕御境郷。百十軒。『月田山洞雲寺大館玉林寺末院十八世』

茂居『屋』村四十三軒　柏木村十二軒　保瀧澤村十軒　杉野澤村寛文七未年新立。三軒　冷水鑛山三軒

○川口村　五十五軒。驛馬。綴子二里卅三丁四間、大館一里廿三丁四十間川歩亘拾十間。

横岩村慶安三寅年新立。二十五軒　成瀧村五軒　赤石澤村三軒

○外川河原村改　先には小泥村と云支村、家四軒有。寶永四亥年本郷外川原村屋敷川缺に付右支村へ引移。八軒。

木越村家四軒　鍵掛村二軒　栗木澤鑛山享保五子年山同七年潰

○片山村　廿七軒。

立杭村『立喰』二軒

○大館町北内庄と云　古來の町也。延寶三卯大町はアラ町と云土民アラ町、馬町に住居の處に、同四月の囘祿に田町、川原町、下町に住居、アラ町は大町と名改大町、馬町へ商人酒屋共引移り、小釋迦內村は先には笹森村と云て支鄕之處に開出高有之、夫れより釋迦內村の支郷と成候。○家三百五十八軒。

商家　馬口勞町、中町、柳町、新町、大工町、鍛冶町、大町、田町、河原町、新丁通町也

驛馬　綴子四里廿丁四十四間、川口一里廿三丁四十間、釋迦內一里五丁六間、扇田一里十九丁四十五間川有三艘拾二丁廿間

大館支城 には秋田城之助實季弟忠次郎實泰居城。傳に曰、實泰婿縁通家して鹿角郡三百町南部え賜り奥州と成す、後互に爭論に□陣と成る。秋田實季元來鹿角三百町の處なるに後悔也とて秋田左近太夫、同兵右衞門、葛西播磨、同常陸之助千餘人數催す。大館南北内と云、慶長七歳九月小場式部義成命して守しむ、代々大館城を守る。

○市日七日、十七日、廿七日。

三の丸　上町　長倉町　久保町　部垂町　御組下
赤館町　片町　向町　櫻町　後(うしろ)町　近藤町
上川端町　下川端町　川原町　十狐町　下(しも)町　金坂町
裏町　八幡町　谷地町。（先には大堀村に居候處に本郷引越候時分同前川端村え引移、家三軒。川端村）

禪宗宗福寺　同宗玉林寺　淨土宗一心院　一向宗淨應寺　日蓮宗蓮正寺　行人法泉寺
眞言宗遍乘院六供有。

○餅田村 先には大堀村と中屋敷田に成、六十年以前家十三軒餅田村と云。唯今二十五軒。

○根家『下』戸村 十七軒。

下袋村『舟場也』十一軒　中袋村先には上根家戸村と云、是引移

○小立『館』花村　先に十三軒有之處元祿八亥年潰七軒になる。

○池内村　廿二軒。

○柄澤村　八軒。

○岩神村　七軒有、内二軒正德元卯年潰、五軒。

○二ツ屋村　川原村と云て川向に家數二軒、川缺に付此村引移七軒となる。

○宮ケ袋村　先には七軒、今は九軒。

○下代野村　先には廿二軒、今廿三軒。

○上代野村　先には廿四軒、内四軒享保四子潰。

○芦田子村　先には家六軒、今は八軒。元祿十四巳より新澤村へ加り南部境目郷となる。

サイノ神村先には四軒今は十軒

○大茂内村　元和年中羽立廿二軒。元祿十四巳に新澤村加南部領と御境目郷に成る。

四ッ屋村十軒

○沼館村　卅軒。

長戸泥村二軒　『鳥屋場村三戸』　江堀村享保七寅秋より御本畑之内家一軒羽立居候　立喰村『片山に入』同年秋田より新開畑の内家一軒羽立居候

○松木村　十六軒。『支郷八幡館』

○釋迦內村　九十九軒。驛馬。大館一里五丁六間、津輕領碇關五里四丁五十一間、同矢立杉三里廿二丁五十一間。

板子石村十軒　小釋迦內村笹森と云て大館支郷の處寛文八年加ゐ○廿三軒　長面袋村十一軒　萩長森村八軒

○商人留村　三十三軒。

○橋桁村　十一軒、改墨印賜る。

○松峯村　廿七軒。

○花岡村　八十五軒、津輕鄉。

神山村廿四軒　姥澤村十一軒　繋澤村寛永元子年羽立村『二十軒』津輕御領との境、右御領之内早瀬野村との境御當領内町澤山峯切境

栩內村十四軒　土目內村十七軒　新山村廿軒　『大森村』

○粕『糟』田村　石高三百一石五斗八升四合。

中羽立村享保二酉年白澤村へ加村に成津輕御境目鄉。只今三十一軒　淸水川村六軒　岩本村酉年白澤村加村成、津輕領境鄉『今は粕田村加村也』

○長走村　先年は白澤村支鄉に候處寛文十二子年別村に被成申候。津輕之街道御關所御番所寛文八未年白澤村より御引越、大館給人御番致候。但下內澤と申處に出湯御座候。涌し湯にて湯入致候。二十二軒。

○白澤村より三十丁四十八間、寺澤村有小川二流有。

陳場臺村九軒（津輕御領といふ境同御領弘前郡碇ケ關との御當領矢立杉峠嶺切の境 長走より廿七丁四十二間川二流、矢立杉迄二十四丁四十八間小川十三流）

○白澤村　慶長八年羽立村、五十七軒。○奥州津輕弘前郡との境繋嶺より下内澤、西之又澤頭迄當村分に候、惣て當村にて相勤候。御境西の又頭より南部御領大森迄、右之内西の又頭より矢立之杉迄は中羽立村、岩本、橋桁右三ケ所にて相勤候。夫れより大森迄は當村新澤村と兩村にて相勤申候。

○三橋桁村より十一町七間、内歩亘川掄四十間。

松原村十五軒　寺野澤村六軒

○茂内村　古來は一ノ關村と云、延寶年中長木澤御境目南部と御論地之節一ノ關にては紛敷に付茂内村と改名。先年長木澤口通村に當村支郷に候。古來に南部へ人を通候節札を立通し候由家傳候札立場と申御境長木澤之内に唯今御座候。古澤、新澤村は古來當村支郷に候處天和三亥年に別村に罷成候、御境目御用萬端相勤候。

○臺澤村　茂内村之支郷に候天和三亥年別村に成、長木澤御境目南部と御論地相濟延寶五巳年御境御墨引相定候御境目鄉。元祿十四巳年大館町支郷之内芦田子村、大茂内村加村に成る。六軒。

中羽立村五軒（南部之古十二關村御當領百宅 元子年被仰置大館より人足番所相勤候）

水澤村（延寶六午年羽立、家十四軒）南部御領との境、右同領之内鹿角部大湯村、毛馬内村との境、御當領日暮山、砥長根山嶺切境

石淵村延寶六午年羽立。十四軒

龍谷村右同年羽立、家八軒、南部御領との境、右同領之内鹿角部岩野村、小坂村、細越村、濁川村との境、御當領長嶺掛坂森、館ヶ澤山嶺切境

大明神村十一軒　新澤村廿二軒　黑澤村延寶六午年羽立に候、家十一軒）南部御領との境、右御領之内鹿角部大湯村、毛馬内村との境、御當領日暮山、砥長根山嶺切境

赤澤村右同年羽立、家六軒〇南部御領との境右御領之内鹿角郡瀨出石村、石堂村、白根金山との境御當領札立場大森山峯切境。先年南部へ入たる通候節札を立通し候由にて札立場と申由傳承候

二ツ屋村延寶七未より羽立。八軒　茂内（しげない）屋敷村九軒

〇白澤村
水澤村　兩村肝煎一人立、十一軒。

〇小坪澤村　十三軒。

地抗村二軒

家員數八千百六十七。

二口合一萬五千五百九十九。

山本郡

墨印村七十八ヶ村、内六十四ヶ村高辻帳出。

種澤、市野々、天瀨川三ヶ村御墨印一本天瀨川村に所持仕候。

○天瀨川村『右三ヶ村之内』 秋田郡之内馬場野目村より引移。南秋田郡之内眞坂新田村境は三倉ヶ塙、伊勢堂屋鋪に御座候。十四軒。

市野々村『右三ヶ村之内』由利郡之内本庄より引移、十五軒○西は秋田郡之内眞坂村五輪坂峯水落次第境に御座候、南は秋田郡之内浦大町十八坂より屏風長根水落次第に境に候

種澤村『右三ヶ村之内』八軒○南は秋田郡之内小倉村、ハナコスリ、山崎水落次第境に候

○鯉川村 二十八軒。

濱鯉川村四十一軒 川代村越後者引越之由。十八軒 小谷野澤村慶安年中鯉川より引越、六軒

○鹿渡村 文祿年中野村と申所より申越申候。百二軒。

驛馬。大川二里卅三丁一間、一日市二里廿五丁五十五間、森岡一里廿八丁卅八間。

山屋村野村より引移、十九軒 猿田村慶安年中深馬内村より引移る。十軒 館村三軒 中澤村八軒 濱村十三軒

深馬内村九軒 高屋敷村十五軒 羽根川村延寶年中移。五軒 泉澤村廿九軒 新屋鋪村四十八軒

牡丹村（十五軒）　長信田村（延寶年泉澤村移、六軒）　野村（文祿年中鹿渡村山崩村へ引越申、只今人居なし）

○上岩川村　先年は岩川上下村と申御墨印一本被下置候、延寶年中に上岩川村、下岩川村と御墨印被下置候。

勝平村（天正年中に山本郡八森村より引移上岩川村御墨印高之内、三十九軒）　折渡村（延寶年中勝平村より引移、三軒〇南は秋田郡淺見内村境上岩川村にては笹森山と云、淺見内村と申由、同由に候）

西又村（延寶年中勝平村より移、六軒〇南は秋田郡之内淺見内村境は大場長根山峯切水落次第也）　入通松木野澤村（延寶年中増浦村より引移、九軒〇南は秋田郡之内淺見内村境は大場澤内遐入通長根水落次第）

増浦村（十七軒）　砂子澤村（廿四軒）　二本杉村（寛永年中に小又口村より移、十二軒）　落合村（四十二軒）　小出村（延寶年中に小又口村より移、七軒）

節臺村（延寶年中に小又口村より移、六軒〇秋田郡之内淺見内村境には烏越山と云、小阿仁沖田表村にては中ツナキ山と云、岩川村にては坊城山と云、右同山也）　新屋敷村（寛文年中山本郡檜山より引移〇三十二軒）

小新澤村（同年秋田郡北内六内より引移〇廿九軒）

○森岡村　百五十六軒。驛馬。鹿渡一里廿八丁三十八間、檜山二里廿六丁四十六間、能代四里八丁四十五間。

豐岡村（元來山根に住居、右根岸村と唱候。毎月下十日森岡村へ人馬相詰勤來候處海道へ引移之願御聞屆被成被移置豐岡村御高札之内へ御書加被成候。然共街道移置候に付吟味之上民帳へ載置御給圖へも郷帳記置候）

和田村（十八軒）　二森村（廿八軒）　牛澤村（六軒）　泉八日村（貞享三年土民角助忠進開仕、森岡村引移）

葦根村（泉八日村間の節森岡村移。三軒）　槻田村（八軒）

○下岩川村　延寶年中下岩川村と御墨印被下候。

小野村（廿四軒）　巾野村（二十九軒）　長面村（五十二軒）　不動田村（三十七軒）　蛭澤村（天和元年達子村移る、七軒）

谷地野澤村五軒　増澤村六軒　達子村六十五軒

○川尻村　三十四軒。

案戸出村十四軒　扇田村七軒　中谷地村享保三戌年川尻村より移。一軒

○久米岡村新田加る　元祿十三辰年能代越前屋久右衞門忠進開川尻村より越。二十二軒。

○富岡村新田加る　同年鶴川村忠右衞門忠進開より移、九軒。

○鶴川村　百二軒。

飯塚村正保元年羽立、十七軒　大澤村四軒　餅野澤村七軒　十八坂村六軒　鶴ノ巣村八軒

大曲村廿軒　萱刈澤村寛文三年羽立、五軒

○濱田、○大口村二ケ村に立らる　大口村三十三軒、濱田村四十九軒、兩村御墨印一本。濱田村は先には瀉端に居慶安年中引移る。

釜屋村天和年中大口村兵左衞門鹽釜忠進申上大口村引移○十八軒　○芦崎村郡村改立らる、十九軒○秋田郡の内男鹿界はザンサラ木中の黒山、東は姥林、瀉は小島限り

大谷地村寛文年中濱田大口土民引移。地形は秋田郡男鹿の内、高は濱田大口村墨印高○七軒　追留リ村四軒

『宗貝やしき、勢至菩薩祠あり』

○淺内村　三十七軒。出外村より能代二里一丁、大口濱田一里、宮澤二里、谷地中二里十二丁、北浦二里廿間。

寒川村十六軒　石町村六軒　福田村古來長桑振村、天和三年村名改〇十三軒　成合村四軒　出戸村十三軒

黑岡村寛文十二年土民市左衛門忠進開、三十二軒

○外岡村　先には内岡村と云、十七軒。

羽立村廿七軒　黑瀬村貞享四年村初五軒元祿八年潰し申候　逆川村正德四午年小玉九右衛門開、西の方二軒外岡村領分、東の方三軒太田村領分。外岡村太田〃大内田〃村支郷

長峯村壹軒、潰申候

○金光寺村　古來は下金光寺、古屋敷兩村に居候處に元和年中引移、三十軒。

下金光寺村金光寺村引移　古屋鋪上同

○志戸橋村　五十一軒。

羽立村慶長二年羽立、志戸橋村より移。四軒　藤木臺村同三年右同、五軒　新羽立村元祿六年志戸橋村移、元祿八年潰

○大森村　十七軒。

菅野澤村寛文七未年檜山給人白坂杢之介、加藤田作右衛門開、大森村より引移　コフクラ澤村元祿十三辰年潰候

○中澤村　五軒。

犬伏村慶安年中引移、九軒　下中澤村右同、村と改らる

○檜山町　七十九軒。

羽州秋田の押領司檜山城主秋田太郎貫季は阿部貞任か末裔。康永の始足利尊氏卿より秋田比内三

郡を賜り、實季迄二百餘年住居る處に土崎湊の城へ移て居、弟忠次郎實泰を居しむ。慶長七年左中將君遷封時秋田實季の臣大高相模より今宮攝津守受取之、小場式部少輔暫居しめ大館移、多賀谷代らしむ。元和六年庚申四月二日檜山城破却。

新　町三百四十間横町六十間　龜　堂　町百十二間　赤　館　町三百二間七十五間　田　町九十五間　足　輕　町百九十間

陪臣下町百三十六間　高　町　愛　宕　町　大　町百七十八間　馬口勞町百卅九間

驛馬。森岡二里廿六丁四十六間、釣瀉一里十六丁卅間。

愛　宕　町延寶七申年檜山町より移、十六軒　馬口勞町萬治二亥年右同、十四軒　潟　川　村寛文四未年秋田郡比内の内より引移、檜山町十軒○秋田郡境小阿仁田代村シロツ山水落

今　泉　村八軒　新　田　村十一軒○萬治二亥年檜山町移

○母躰村　上母躰村下母躰村二ケ村一本御墨印。秋田郡小阿仁村の内田代境はブナノ木長根より峯通は笹森迄峯水落次第。

上母躰村廿七軒。下母躰村十五軒。

正　澤　村十五軒　苅又石村七軒　揚　吉　村延寶年中移、三軒

○田床内村　六軒。

○釣形村鶴形改る　先には鶴形村、元祿年中鶴の字障の由にて改。百五十四軒。

驛馬。檜山一里十六丁卅間、飛根一里十六丁十六間、能代三里一丁五十間。

鶫島村慶長十九年元和年中御黒印有り故先には別村、何れ頃に加候哉〇四軒　谷地村寛文年中釣形村より移。四軒、今十二軒　ト丶ノ木村秋田郡の内阿仁比内より移、八軒

寺内村十二軒　芹川村正德元年釣瀉村へ引越申候て唯今人居無之候

〇扇田村　廿五軒。

道地村延寶七未に檜山給人開、三十九軒　小釜谷地村四軒　樋口村承應年中羽立、四軒　ヲソ野村萬治二年羽立、六軒

四ツ屋村延寶七年羽立、六軒

〇繊淵（かひらげぶち）村　先には田尻村と云、延寶七年村改。三十一軒。

〇機織村　五十一軒。

谷地中村五軒　鶫野澤村四軒

〇新田（にひ）村　先には大内田村支鄕、延寶五巳年より立、十七軒。

轌野目村本鄕同前に大内田村より移。五軒

〇大内田村　四十五軒。

鹽干田村六軒　貸子所村九軒　長崎村八軒　出戸村廿五軒

〇川戸河村　三十八軒。

小野澤村延寶三卯年移。十五軒

〇落合村　三十三軒。

○向能代村　先には鹿之丞村と云、延寶年中向能代村に改。七十三軒。

○眞砂地村『砂土』とも有　二十二軒。

○荷八田村　九軒。

阿彌陀村二十一軒

○吹越村　十五軒。

○朴木瀨村木字除る　五十一軒。

筑法師村廿二軒　下越田黑村四軒　上越田黑村四軒　牛野首頭村六軒

○槐　村　十八軒。

四日市村正保三戌年阿仁より引移、十九軒

○久木喜改澤村　上久木村下久木村二ヶ村御墨印一本。四十八軒。

國見村上久木澤村引移、人居無之候

○床岩村常葉と改る『常盤とも』　六十七軒。

苅橋村肝煎有　間面村苅橋村の內、二十軒　長崎村十軒　栩木臺村十八軒　砂子田村十四軒

山谷村廿一軒　大柄村廿五軒

○外割田村　十五軒。

○天内村　廿五軒。

○飛根村　慶長十二丁未年古町、下村、大林、小林、林之臺と云處へ澁江内膳到て驛馬處命す、肝煎を可立との命も有る。同十四年町造命判を渡さる。先には富根村と云命判にトヒネと假名にて被下候故其後は假名書の由、何れ此には飛根村と書候哉。家員百二軒。

驛馬。鶴形一里十六丁十六間、荷上場一里卅三丁十三間。

孤　森　村寛永廿未年移、家員四軒　　羽立新田村承應元辰年飛根村より移、十六軒

○駒形村　二十四軒。

○切石村　七十七軒。舟渡有り、川幅一丁四十二間。

大倉羽立村天和年中村立元祿年中潰候

○小懸村　秋田郡之内小繋村境は、當所仁鮒村之内キウリカ澤頭より七倉峯切、右郡麻生村境は猿田澤頭峯切、右郡増澤村境は久澤頭峯切、右郡木戸石村境は久澤頭フツ世澤頭峯限、右郡羽根山村境は白津峯切、右郡田代村境は白津七段道より大瀧耳長根中山之内ヒチョ長根よりタマキ長根、右者峯通水落次第無殘郡境に候。○家員五十一軒。

山　内　村一軒　　大舟澤村延寶年中移、二軒　　セイノ臺村三軒

○仁鮒村　秋田郡との境は小掛村と同前。六十一軒。

鬼神村十軒　四ッ屋村寛文年中羽立元祿年中潰

○種村　八十三軒。

樋口村十八軒　外面村寛永年中開發、家五軒）元祿年中洪水にて田地共に石砂埋、以後起返り享保六丑年御竿入

○梅內村　六十七軒。

山出澤村六軒　田野澤村享保五年開發、一軒　佐ノ木村寶永八年開發、三軒『馬子喜村也、上下の二村』　柾山澤口村同三年開發、一軒

岩坂村寛文年中秋田郡の內比內より移る、六軒『貝出る』　黑瀨村四軒　大畑村『大淵村也』一軒　小瀧村寶永三年粕毛村より移、二軒

柾山澤村延寶年中開發、二軒　大野村寛文年中開發貞享年中潰

○薄井村　五十一軒。

○比井野村　百八軒。

○荷上場村　町館と云處より移る、今町館畠に成る。秋田郡之內小繫村境は七倉、籠山、高岩澤之內マキ合澤山峯切、右郡小繫村今泉村境は高岩澤之內瀧之澤峯切、右郡前山村境は岩倉澤峯切水落次第郡境也。家員百壹軒。

驛馬。飛根一里卅三丁十三間、小繫三十五丁卅一間船亘川幅十八丁、凡荷上場より小繫へ三十五丁程之內舟にて渡る。北の方には津輕丈六カレイ石、南西には七倉山天神堂之風景有り。

○八坂村矢坂改る　荷上場村之支鄉處に寶永四亥年別村成る。家員四十二軒。

○大澤村　秋田郡今泉村前山村との境はカンクラ澤、地藏澤澤頭より峯切瀧之澤迄、同郡黒澤村境は瀧之澤より一ノ亦迄峯切、同所綴子村との境一ノ亦澤より二ノ又澤、東は倉之澤迄峯切水落次第。家員八十六軒。

○粕毛村　民家五十四軒。

薄井村十一軒　眞土村慶長年中藤琴村移、家十軒　長泥村慶長年中開發、六軒　根城村十軒　長場内村七軒

芦野澤村寛永年中檜内中野村移、九軒　米田村寛永年中床岩村より移る。家員六軒　坂卷村正保年中檜内小森村より移る。七軒　下室臺村同年種村より移。五軒

谷地村萬治年中粕毛村より移。八軒　室臺村明暦年中檜内小野村より移る。家員六軒　下坂卷村萬治年中粕毛村より移る。家員七軒

熊野臺村寛文年中粕毛村より移る。津輕領との境瀧の峯、雁森山、三笠森、チソト森、カウタクレ、小亦森迄峯ぎり水落次第○家員十三軒

○藤琴村　百五十一軒。

市野渡村延寶年中開發。十五軒　高石澤村元祿三午年開發。五軒　坊中村貞享三子年開發。四軒　湯野澤村貞享年開發、十四軒○秋田郡檜内綴子村境澤頭峯切水落次第境也

小比内村天和年中開、十五軒　寺屋鋪村延寶年中開發家員十七軒　大落シ村貞享年中開發。穐田郡檜内綴子村と境は瀧之澤之内□穴之澤頭峯切、同郡ぬか澤村と境は瀧之澤立又峯切り水落次第郡境（）一軒

大サクレ村元祿年中開發。秋田郡ぬか澤と境大サクレの内小瀧之澤頭水落次第、傳左衛門澤峯切水落次第、新カタ澤頭水落次第、同郡早口村と境は古カタ之澤頭水落立又峯切水落次第○家員一軒

金澤村寛文年中梅津與左衛門開をなさしむ、其節茶屋村と云、元祿年中村改（）家員十三軒　眞砂子村天和二戌年梅津與左衛門殿開をなさしむ。穐田郡檜内早村口と境小瀧之澤頭峯切水落次第（）家員六軒

平鑛山山始不知、先年は淨國寺と云寺有、十六軒（）東御領穐田郡檜内早口村と境は七數澤頭峯切水落次第白石之支郷無殘郡境にて是より津輕御領と境檜原峯、タヾノ峯、物見山、マナコ峯、黒石峯、北の又峯、西の又峯迄峯切水落次第境

岩橋村元祿年中開發家員一軒

○石川村　八十二軒。

夏井村（慶安四年穐田郡檜内より移。家七軒）　外林（寶永元申年本山權右衞門忠進開場處、外林）

○花輪村（改塙）　五十軒。

横内村（十七軒）　大澤村（廿一軒）　中村（七軒）　ヤイサノ（正德元卯年花輪村より移。家員九軒）

○畑屋村　五十九軒。

○田中村　三十六軒。

○江坂村（強坂に改る）　十五軒。

上畑谷村（古來は上江坂と申字、右村名上細谷村と申傳候（）家員八軒）

○小土村　元祿十一年寅三月困窮故江坂村支配鄕に成る。家十二軒。

○鳥形村　正保四年新屋舖分と云、正德二辰年より村名改る。家數五十二軒。

○稻子澤村　十二軒。

○內荒巻村　二十軒。

○外荒巻村　八軒。

○小手萩村　二十二軒。

○比八田村　四十五軒。

○栗山村　十九軒。

○竹生村　五十四軒。

○次田村（須田改る）　三十四軒。

○沼田村　先には八森海道に罷有候處に砂埋に罷成移。家員合五十七軒。

○高屋野村　四十三軒、

○水澤村　百六軒。

川野尻村（一軒）　三森村（六十年以前より秋田郡比内より移る。家員十軒）　大葛村（四十七年以前秋田郡比内より移。廿七軒）

大保臺村（三十八年以前羽立、秋田郡比内より移る。家員廿七軒）　鑛山（金山澤之内鑛山。享保元申年より羽立、同七年寅に潰る）

○目長田村　七十七軒。

岩子村（四十四軒）

○八森村　高千八石七斗四升三合。

湯澤村（七十七軒〇能代三里廿九丁廿六間、岩館二里廿四丁十三歩、銀山一里十七丁十三間）　新屋鋪村（四十一軒御境目加郷）　濱田村（享保五子年御境目加郷合る、肝煎屋鋪迄被下候〇家員八十軒）

椿村（先年より舟見御番處被差置候〇三十六軒）　茂浦村（五十七軒）　立石村（十八軒）　三内村（五軒）　横間内村（十四軒）

瀧野間村（三十九間）　本館村（延寶元丑年多賀谷兵庫由正右衛門開、御境目加郷〇十九軒）　銀山（天和三年迄御筆頭寺崎助之丞、萩庭市左衛門居貞享元子年平山に成る〇四十四軒、寺四ヶ寺）

○岩館村　津輕御境、北は御境堂迄當處札立場より一里三丁餘有、境明神堂は公方樣より元祿元年年

五月御建立。西御境山スコ崎より東は粕毛山境迄峯通十里餘、御領は水落次第。〇五十軒。
津輕領大間越二里卅五丁廿二歩、湯澤二里廿四丁十三歩。

小入川村 二十軒

〇能代町　高九十石六斗四升五合、能代湊と申候は惣名、御高肝煎に被渡置候御墨印には能代村と御町庄屋に被渡置候、御靑印にて能代町と候。能代古來之儀は、日本記齊明天皇四年五年之間齶田淳代又は飽田渟代と有、又續日本記光仁天皇御宇寶龜二年能代と有、又慶長年中之書物に羽州合浦之郡米代古川之湊と有、其後野代と唱由。永祿年中以前は川向小立塙邊に有由、永祿年中舊野代より此所え移申之由八幡別當緣起有之、寶永元甲申年能代と改る。

役屋敷 三十間 三十四間　赤館町 侍十軒　後町 侍八軒
清助町 元祿年中川向舊野代より移る。清助と云肝煎相勤に付町名とす（百七十二軒　馬口勞町 寬永年中町始、初立町と云寬文年中被改。九十軒　柳町 貞享年中寅年始、百三十軒
後町 五十七軒　新町 寬文年中始 六十七軒　稻荷町 寬文年中町始る 無高、十二軒　出戸町 延寶年中町始 無高。十四軒　大町 六十七軒
下川端町 三十軒　富町 元祿年中町始 ろ百九十一軒　上町 五十一軒　畑町 延寶寅年町始、九十七軒　鍛冶町 寬文年中戊町始。四十五軒
萬町 先には荒町と云、元祿年中萬町と改（百十四軒　上川端町 承應年中村始る。四十六軒　初立町 寬文年中町始、先には七郎右衛門町と云。延寶年中町名改る
中町 二十七軒　幸町 元祿年中町始り、十一軒　立林 正寶年中巳越前屋久右衛門、越後屋七郎右衛門出進立林、無高。六軒　水戶敎小屋 延寶年中始 無高、一軒
下濱 同所より 無高。一軒　東下濱 貞享年中越前屋久右衛門船道具藏に候、無高。一軒

寛政十二申番屋町初立、鄉士給人下代住す。

八森の内湯澤三里廿九丁廿六歩、釣形三里一丁五十歩、森岡四里八丁四十五歩、淺内出外二里一丁。

○赤沼村　廿八年以前吹越村に御墨印有、所々能代町にて高作り候故能代町肝煎預り候。

○田代村　郡村改秋田郡入加る。

民屋員數七千百四十六。

右惣家數合五萬六千八百十三。

○正德四年甲午正月八日正之

雄勝郡	八十六ヶ村	平鹿郡	百八ヶ村
仙北郡	百六十ヶ村	河邊郡	五十七ヶ村
秋田郡	二百八十二ヶ村	山本郡	五十七ヶ村。

○惣村御墨印『享保十五年』

『延寶八甲申年閏八月御改之』

一、八十八ケ村『八十五ケ村』　支郷外町共人家九千百四十四軒　雄勝郡

一、百十五ケ村『百九ケ村』　同　人家九千百九十七軒　平鹿郡

一、百七十五ケ村『百六十三ケ村』　同　人家一萬二千百五十一軒　仙北郡（昔山本郡、寛文四申年四月五日改名）

一、五十七ケ村『五十七ケ村』　同　人家三千五百七十六軒　河邊郡（昔豊島郡同時改名）

一、二百九十ケ村『三百七十六ケ村』　同　人家一萬五千五百九十九軒　秋田郡（内一ケ村不定）

一、七十八ケ村『六十九ケ村』　同　人家七千百四十六軒　山本郡。

惣村數合八百三ケ村　享保十五庚戌二月調

惣家數合五萬六千八百十三軒。

昭和三年八月

細谷則理　校訂

國本善治　校字

六郡郡邑記終

絹篩

舊記は年經ぬるかゆへに人馬家數を初として萬事增減多し。予、是を再改せんことを思ひ立、一村毎に村長に問ふて高免、人馬、家數より御改正、御竿水元、堤、縄手の間數、山海の餘勢産物に至る迄能く問糺し、神社佛閣に詣ては本寺、院號、境內廣狹、間數、緣起、忌日は更なり、寳物緣起を閲して是を書寫し、名所舊跡は其地に至り村老に由緒を尋ねて圖之。予、天保癸巳より官舍の役義を蒙り、且つ村の長名を勤め農業働の暇をも得さる身にしあれと、積年心を盡せしを此儘に止なんもいと本意無き業なれは、聊の閑を厭ふて終に新集三册とはなしぬ。然はあれと、文字の誤り假名の違ひたるは多かるへし。されと人に見せんとて編るに非す、唯子孫に殘さんと欲してなれは其誤りを耻るにあらすと筆を擱く。

時嘉永壬子曆

鈴木平十郎重孝誌

絹篩巻之一

鈴木重孝著

船越

【舊記】何時の頃誰か撰たりと云事を知らす、天保五午年此内大館の何某久府へ持参宿の二階に置した余も其頃同宿にて寫取

舟越村、天王より六丁、舟渡の驛涌元港の里程天王におなし。元和五未年に常樂院、王泉院と云山伏大湖に橋を渡さん事を謀りて上に訴ふ、免許有りと雖不成と云。

高二百石、免五ッ五分、田水谷地堤、家居二百十戸、人千二十五人、馬四百頭。

枝郷鹽濱出戸村、江川村、兩村共に高無し。破舟寄事あり、舟越に達するを役とす。獵を業とす。

舟越、天王の兩村は雄鹿濱村の漁獵を湊に賣買して產とす、又た湖の戻り海に網を下す。

舟越と大久保の間に野有り、天王村と入り合なり。西東一里、南北三里、平かにして水の至らさるを惜む。此野つねは道に非す、初烏鐵炮御用の節留め道となる。此時道として往來す。

○社地八龍權現、羽黑、伊勢（松雑木あり）天王の祭りは舟越、天王兩村に勤むとなり。
○龍門寺（禪宗）善昌寺（浄土宗。久保田當福寺末、本尊春日作）善行寺、圓應寺（右二ヶ寺一向宗）樂善坊（山伏除地）
名屋久右衛門と云者の祖は森元有全と云、昔し脇本の城主は秋田實季か甥安藤五郎友季也。涌元に居するを以て涌元五郎と云。有全五十餘ヶ村の大庄屋とす、家富り。友季實季と不和なり、實季を亡んと戰に及ひ友季利を失ふ。脇元の城落、實季雄鹿中に命して友季をかくまふ事なかれと云。有全先主を愍て深く我家に隱す、發覺し友季自害す。有全も刑せらるへきを先主を敬ふは人道なりと國中を追放す、有全甲斐の國に赴き居す。慶長年中御遷封のとき秋田表全く不屬の事聞ゆ。此故に御寳物等甲斐に留め置き土崎の湊に運送を見合せらる、其地理を知る者なし。爰に有全なる者前事を言立て生國に歸んことを願ふ、命して舟頭の宰とし御寳物等送しめ玉ふ。殊と故なく湊に着岸す。ときに御紋の胸當を賜ふ、又賞して有全か望に任ん事を命す。有全、もとの大庄屋たらんことを乞是を許す。又渡りの賃錢を賜ふ。有全余力ありて村に讓て助とす、今其如し。有全、久保田及諸方廻行のため傳馬賄の御靑印を賜ふ。肝煎を退役に及んて御判紙胸當は後役に讓る、今村の寳物とす。有全の子孫久右衛門とてかすかに殘れり。

【新集】船越村　親郷

寄郷　天王、大崎、拂戸。右三ヶ村。

驛場　上十五日當村、下十五日天王。

湊へ五里七丁　本馬百六十四文　輕尻百九文　人足賃八十二文。

脇本へ一里四丁二十間　本馬三十六文　輕尻二十四文　人足十八文。

天王六丁三十二間　本馬七文　輕尻五文　人足三文。

拂戸へ一里餘　賃錢脇元に同し。

大久保へ里數不詳　本馬百九文　輕尻廿四文　人足十八文。

當時は昔、今の松山と云所に居す、俗に古屋敷と云。其頃家九十六軒有りと云。嵐町（今の渡場の事かと云）に家二三軒あり漁を業とす。或は拂戸街道往來の者を榎村（天王の事なり）へ舟に渡して余勢とす。古屋敷は湖へ遠く不勝手なりとて元龜年中に今の地に移りたりと云。嵐町を荒町と改め、追々家の殖に隨ひて地狹くして屋敷なし、慶長年中肝煎治右衛門（有全の嫡）と云もの今の中町を開きしと云。古屋敷には井戸の跡あり、或は瀬戸類土中より堀り出す事度々なり。また淨土小路と云所に善昌寺居す、圓應寺の迹を竹原と云て字所となりて有り。其頃鹽竈繁昌して今の松山の奥に小屋をかけ鹽を焚き、濱へ潮を汲むに往來の道を今鹽垂れ道と云。

町名

荒町（元嵐町と云開村の町なり）　中町（慶長年中に開たりと云）　西町（太田の角より彦三郎小路まで）　新町（明和六丑年三十六軒開く）

古新地　彦三郎小路より[illegible]、[illegible]迄。もと長右衛門の宅は町正面にあり。元禄年中に開く　大新地　文化四卯三月三十九軒開く

田町　文政十一年子五月百七軒開く。天保四巳年當家多く中絶す、嘉永五年再開く

高百八十五石二斗七升一合　田畑之高。屋敷殘無除地なり

免四ッ二分成より三ッ成迄　明和三戌年御竿

田水堤八ヶ所

種池堤　繩手行間百間上留二間　下敷四間高さ四尺　高六石餘并苗代水元

大堤　繩手行間四百間上留二間半　下敷七間高さ一丈　高三十九石餘水元

根木堤　繩手行間三百八十間上留二間半　下敷六間高さ九尺　高三十七石五斗餘水元

新堤　繩手行間三百間上留二間半　下敷五間高さ五尺　高十四石餘水元

彌六堤　繩手行間四十間上留二間半　下敷四間高さ四尺　天保二卯年諸業堤築立より田地に開く。字彌六田と云

長沼堤　關繩手百六十間餘　高十五石餘水元

苗代堤　繩手行間三百九十間下敷六間上留二間半高さ八尺　高二十六石並苗代水元

諸產堤　天保二卯年築立。根木堤の上井大谷地二階通り彌六堤迄、開發の水元なり。右の外追々出高

惣苅四萬七千二百九十刈　但三手打十把一束

家數二百四十一軒　人千百二十三人　内六百四十八人男　同四百七十五人女　駒百三十九疋。

神社

牛頭天王　當村、天王村兩村鎭守宮。天王村に在り、委事天王村之部に有り

○當村祭式之事○年々六月六日山伏源龍院へ長百姓打寄、明年祭禮の統人一番統勤むへき三人、二番統三人撰み出、山伏祈禱有りて神鬮を取り一番一人、二番一人に極る。則日其家に山伏ゆきて明年統の由しを告る。酒事濟みて親類懇意相集り潮を以て其家を淸め、屋敷中の五辛を除き、神主に屆け三ヶ年鳥獸五辛鮭鯨を絶つ。

○同八日屋敷の內へ神竹を居置く。此竹六日に脇元より伐り來り神前備、同七日夜統人の宅の前へ差しおけり、是を八日に納む。竹納の神事これなり。

○七月朔日より翌年五月朔日まて兩統並に天王村統人三人と共に朝社參、神酒、燈明、初尾を捧け神樂を奏す。五穀成就加持祈禱あり。

○九月上旬、統の勸進とて兩村統人共下三郡配札致し、右米錢翌年祭禮入料足目とす。近年當所の統人は川邊地回五十目澤村々配札いたすなり。寺社方より御判紙拜領す、其寫を以て廻る。其文に曰く、

牛頭天王宮神主鎌田肥前

一御城下內町外町　川邊郡　秋田郡　山本郡

能代町共に右者六月七日天王祭禮前牛王札相配り祭禮相調度先年依願一ヶ年一巡宛當人

一代令免許候處先年依願一ヶ年一巡ッヽ永久令免許候條寄進の初尾を以て祭禮用不可有
相違押して配與の儀可爲停止者也
天保十亥三月

小貫佐渡　　松野茂右衛門。

十二月七日年越夜籠の式は、六月七日神前へ納め置き候八ッの玉甕へ告おける神酒を取り出し、漉して神前に捧け神樂を奏す。終りて神主の宅へ引取り神酒を頂戴す、其味ひ美なり。終夜法樂の舞有り、諸人の眠りを禁也、若し眠るもの有るときは鼻へソモキを入て眠りさますこと舊例たり。統人の宅には親類懇意を招き終夜酒飯の馳走あり。當日は悉皆一番統に勤む。翌正月六日年頭の夜籠りもこれに變ること無也、悉皆二番統に勤るなり。

○四月廿日の味噌煮の式。一番統の酒部屋の姥と二番統の姥と兩人にて煮るから搗まて悉皆致すなり。昔は村中豆と神酒配りたれとも寶暦年中より止めり。天王村は二月廿四日なり、今に村中配るなり。

○五月廿日酒部屋の姥來りて蕎麥と大豆蒔き丈鳥の除けいたし、同卅日に取りて翌朔日より八日朝まて神に備ふ。これを薬し物と唱へ七品ものへ交るなり。七品ものゝこと朔日に有り。

○同廿五日酒部屋を作る。梁間六尺行間九尺、屋根、垣ともに青蘆を以て圍ひ下敷には蕨の葉一尺餘

り敷き、親類打寄作るなり。是を足名乳の家なりと云、天王の神前へ捧る供物此部屋におゐて姥調へるなり。外人内を見る事堅く禁す、この部屋の内に神棚有。

○同廿六日箸かきの式　親類打寄り祭禮中入用の箸をかくなり。大凡五六百膳なり、酒の馳走あり。

○廿八日神酒口切の式　寒中造たる祭用の酒桶の封を切り神主夫婦來り酒部屋の神棚に神酒、神供八通備へ祈禱勤行あり、神主と兩統人夫婦と酒部屋において酒事有り。この時に限り部屋へ這入、其餘覗き見ることも禁す。今日より晝夜姥居るなり。式終りて親類懇意蛛舞の人幷に品々役々の者を招き終夜酒飯の振舞あり。先年村中神酒を配りたれとも寶曆年中より止む。二番統にも斯ことし。

○六月朔日大幣立の神事　兩統人の家の前へ二本ツヽ、肝煎の前へ一本立つ。神主外社人來りて祈禱有り、勤行すんて兩統人夫婦、兩酒姥、親類懇意へ酒飯の振舞あり。當朝より八日朝まて神酒神供七品物をさゝけ社參神樂を奏、當日大幣立神事の神酒當處並に天王村支鄕外に近村家每に配る。御郡方御役人地頭梅津主馬外に梅津半右衞門、梅津內藏之丞、梅津與左衞門神酒神供七品物獻す。

○二日獅子磨き　兩統七品物捧け獅子を潮にて洗ふて神樂を奏す。

○三日酒部屋に於て蜘蛛舞裝束、姥と舞人と兩人して茜染木綿にて仕裁て當處の修驗加持祈禱有り、勤行終りて三人にて酒事有り、濟んて酒飯の振舞あり。當日蜘蛛舞人の宅へ懇意の者集り舞に用ゆる綱をよる、終日酒の馳走あり。

○五日獅子舞神事　肝煎兩統の前へ假屋をかけ晝頃より社人數十人來り舞をなし、兩統夫婦、酒姥、親類懇意の者招き酒飯の振舞あり、先年村中へ神酒を配りたれとも寶暦より止。今朝より肝煎と去年の統人も神酒七品物捧けて八日朝まて社參神樂を奏す。

○六日神輿掃除式　兩統神酒七品物捧け社參、潮を以て掃除す。神主清めの祈禱有り神樂を奏す。今晩夜籠りの式天王村の部に有り。

○七日八ツ時頃七度半の使にて漸に神主夫婦一番へ來り、挨拶なし疊の上土足にて通り酒部屋に入る。神主の妻と酒姥と兩人にて神供を部屋の內にて焚き糀を交へ酒を造り玉瓶曲けクルヶの事に入、二壺一番統の御幣取いたき村中行列して天王村御旅處において神輿に備ふ。十二月十七日の神酒是也。

○同日蜘蛛舞式　天王村の舊記に有り、略す。

○同日祭禮相濟歸り、村中若者一番統の前に集り終夜踊あり。

○八日兩統並に肝煎去年の統人注連納め社參、七品物を獻して神樂を奏す。同日一番統に於て御代參、兩統より酒飯の振舞あり、又た獻上物あり。同晩兩統へ村中の若者を招き終夜酒飯の馳走あり、今日初て魚類を用ゆ。去年の統人今日鳥獸五辛食ふ、此外神祕多しと雖とも略之。

○祭用の役々。御幣取大紋、烏帽子着　合利昇　幟背負　蜘蛛舞役中除地縛中許す　舞人裝束師　鹽水汲人二　莚引一人

手棒振　長刀夫　笛吹　太鼓打　太鼓昇　サヽラ摺り四人　酒姥。

右の者共前年六月八日より統人同様絶物なり、立願に依て其役勤む。一番統の御幣取は往古より大紋着、二番統の御幣取り社祚にて勤め來るといへとも左に非す、一ト頃大紋中絶いたし社祚にて勤め來りと云。時に文化四卯年古來の由緒申し立て往古の如く二番統の御幣取りも大紋烏帽子にて相勤む也。

七品物は蘽豆十本宛たばね七把　蘽蕎麥右同斷七把　杉箸二膳宛束ね七把　柏葉三枚宛たばね七把　味噌五十目位

神供五合焚位　神酒一升位

右合して七品と云、外にミツ十本位添。

八龍神社

御縁日二月十五日。往古より八龍大權現と崇め奉弘化四丁未年京都吉田より御位を下たし神社と奉崇。其祝詞に云く、

維弘化四歳次丁未四月廿六日乙亥吉日良辰乎擇定弖出羽國秋田郡男鹿舟越村爾鎮座須掛毛畏幾八龍神社乃廣前爾恐美恐美申佐久抑祠官產子等戮力一心志弖神祇管領卜部良芳爾告弖幣帛乎捧神威爾增止乞故爾願乃隨爾宗源乃神宣乎申行比宇津乃幣帛爾調弖奉納利廣久厚久稱辭竟奉留此狀爾平介久安介久所聞食給弖彌天下泰平社頭康榮神道興隆祠官產子等平安乎始弖五穀能成萬民豐樂爾夜乃守日乃護爾守護幸給陪止恐美恐美毛申壽

○靈蹤記には八郎湖は大同二年二月八日一夜に涌出る。赤神權現の御託宣に是則吾御手洗といへり。

○諺に曰、年々二月十三日潟越と云事今に有り。往古十月十五日より二月十三日迄戶賀一ノ目潟に住居す、同十四日より當社へ歸ると云。時に大寶四年十二月十日の夜一ノ目潟の主龍女北浦郡の紀眞康に向て八龍を退治いたし給はれと賴む、成就の上は望の通給ふと云。眞康領承す。夜半頃彼地に至り弓を射る、其矢左の目を射通。其のたゝりにて眞康か子孫七代の間半眼なりと云、また其間當處の渡りを通さすと云。委き事北浦の紀丹後の部に有り。それより八龍、仙北田澤の潟へ通ひたりと云、年々二月十二日晚久保田吉川惣右衞門宅に宿す。十三日に當湖に歸と云、故に其日は大荒にて氷中の氷を碎くを以て潟越と云、吉川を湖屋と云も此ためなり。天保十五年辰年宮再建。

○弘化四未年堂の前へ石橋かける。

○文政九戌年湖囘り五十餘ヶ村舞獅子御免に成る。

西宮大神宮　八龍宮へ合殿なり。

羽黑山大權現御緣日三月十五日　和　染羽黑堂の側に有り石祠なり、享保四年の建立とあり。年々五月五日朝馬牽て參詣す

神　明往古、當村今の松山に居したるとき南の方の坂より當社へ往來す、故に石壇の迹有り。當地へ移てより今の坂へ石壇移りたりと云。御緣日三月廿六日なり　三社共に松林有り。

寺　院

龍門寺　禪宗、松原派久保田歡喜寺末。號寶珠山と、屋布十六間四十二間

鎮守正一位稻荷大明神堂　境内の東側にあり、弘化年中實參の代講を結ひ御位を下し給ふ。夫より連綿して初午に神樂を奏す。嘉永五子年宮再建。

大威德雷神塔　稻荷堂のとなりに在り、芳野屋太治兵衞發起して講結ひ天保卯年建立。月々十八日神酒を捧けて祭る也。

善昌寺　淨土宗。久保田當福寺末、號林照山。屋敷十二間十四間

當寺か往古松山の古屋敷より引移り、其ときの住僧開發して佛供田に備ふ。其田を善昌寺開の口とて字處となり、元祿年中當福寺十一世雲顏和尙當寺に閑居して法地に開基す。正德二壬辰年八月十二日寂す。夫より當住まて廿四世なり、御紋の御椀あり、森元祐膳の寄附といへり。本尊、春日作と云。

鎮守秋葉三尺坊大權現　寺内東側に有り、文化十癸酉年五月十四日燒亡す。同十四丑年忍周の代當村の修驗源龍院尊政に賴て講を結ひて宮立す。其の功に依て永く尊政を別當と賴み連綿して春秋祭禮怠らす。

善行寺　一向宗。東本願寺末。號寶池山、境内九間廿二間。

當寺の開基は能州七尾村光德寺次男行祐と云、慶長年中當地に下り一宇を建立す。十一世祐鳳代弘化四未年古來の由緖を申立て御目見寺になる。

寺社方御備藏境内に有り、嘉永四年辛亥八月立つ。

圓應寺　一向宗。久保田淨願寺末、號貴榮山。境内十六間廿間。

往古は天台宗にて男鹿本山の永禪院末と云。明徳二辛未年永禪院眞言に改宗と云、其時當寺は一向宗に改宗と云。寛永年中本寺の無き寺御停止の御觸有り、依て淨願寺を本寺に賴みたりといへり。

松山古屋布に竹原圓應寺屋敷とて迹あり。

堯林寺　日蓮宗、號法雨山。

先年は折笠藤左衞門の墓所なり、先祖の碑は正徳三巳年建立と有り。其後日東僧名開基して菴室を建立す年月不詳文政十一子年住僧日照代院號付く、久城寺閑居所院號申し立一ヶ寺になり堯林院と云。嘉永元申年堯林寺に改む。寺社方御囘達等の連名に加る。

鎭守七面堂

天保二卯年諸産方に開發の節水元守護神に神明山の側の山に安置す。湖を眺望するに誠に景色よしけれとも風あたり强くして終に零落す、時に天保丑の頃今の地に移し日蓮宗に講を立てゝ祭るなり。

本尊石塔、文政年中濱山の土中より堀出す。寺の堂内に安置し天保年中七面堂に移。緣記に曰く、

文政九戌年三月十一日、十二日、十三日三夜ともに蒙異夢何方不知高僧一人相顯被仰候は、此濱山の土中に於て寶塔埋み居事年久、依之汝此寶塔を堀り穿一切衆生に信心を起さしむへき由也。三夜夢の告を蒙りて十助なる者難有事に思ひ、段々講中へ申し告たれは何も奇異の思をなす。彼こ

ゝに至り吟味いたすへしとて、翌年二月十五日涅般忌に打寄濱山に至り、十助申すやう慥に此邊の由にて其處を堀り穿候處僅一尺はかりの石の頭相顯れ、此石こそ御告の寶塔なりと彌々題目を唱へ段々堀穿處中々不動、夫より二三尺堀り出し終に七尺餘りに至り漸に堀起す。引上け候て砂を拂ひ拜み奉候處蓮華經の三字相顯、誠に難有段々砂を拂ひ水に洗ひ候處南無妙法の四字かすかに相見へ、尙題目の下に文字も有之候得共積年埋み候事ゆへさたかに見え不申、右の寶塔當山へ安置致し信仰仕候。其砌彼の濱山に天より毎夜燈明下り申由也。自他宗見聞致者數多有之候誠に廣宣流布の御利益感心肝に銘候御事なり。

疱瘡神堂　境内に在り、嘉永二酉年建立、日照代。

源龍院　山伏除地、號龍寶山。屋敷四間十八間。

文政十一子年五月鄕中より申し立除地拜領す。元は龍門寺の側に居す、手狹に付き今の地に移。當院は此の村の擔に非す、居住するのみなり。掠處拂戸村、浦田村、飯森村、檜澤の內大保田村等なり。

○

太田慶之助　宗家、元若松屋と云。知行三十三石九斗三升六合、內二十石地形にて拜領す、同十三石九斗三升六合天保十五辰年買高。先祖よりの事碑銘に有略之。

政是　四代目なり、御本陣を勤む。

政徳　五代目、誂名可貞と云御本陣を勤む。文政十亥年帶刀苗字居下除地を許さる。天保五午年鄕士に被召立同年知行廿石賜ふ。同六未年御籏本近進並に被召立、同十亥九月卒す、六十四歳。松林院功岳可貞居士。辭世の句、

南无々々とゆく路々や菊の花　可貞。

政泰　六代目慶之助、御本陣を勤む。天保十五辰年辛勞免高十三石九斗三升六合求め、弘化二乙巳年三代無滯御本陣相勤候に付御紋附の御社衦を賜ふ。

太田氏之先塋碑、墓處に有り。

太田氏之先。爲奥州若松人。其始家於羽之舟越村者。爲心翁君。諱政唯。其子鐵眞君。諱政實。剛直自率。精勉從事。村里稱爲强幹。翁始爲村之著姓。鐵眞君卒。子玉翁君。諱政房。嗣政房立。益脩祖業。加之以慧敏。又性精農殖之事。以故貲財優裕。朝命爲村甲。前此地多沙磧。人苦柴薪。寛保癸亥。某訴於官。雖請隙地若干頃。種樹未殖。再政房植松柏數千株。歴年繁茂。薪材幷贍。玉翁君娶安藤氏。生三男一女。長曰政晨。次曰政迪。次曰德愛。安永辛丑三月十九日卒、享年七十七。男政晨嗣。寛政壬子閏二月。公巡行男鹿嶋。以政晨之宅爲旅次。後毎有巡行常。以爲例。時人榮之。政晨通名善兵衞。恐父祖之德堙滅不著。因爲立碣。併誌銘。

銘曰　脩汝祖德。衣食知足。

琢之磨之。其人如玉。

常夜燈　寛政七乙卯年立。

六地藏　文政年中立。

十一面觀音　天保十一年庚子六月、施主女講中。

如意輪觀音　嘉永元戊申七月、施主同斷。

鎮守正一位稻荷堂　屋敷の內に有り、天保年中建立す。

太田庫之助　太田慶之助の分地、俗に中太田と云。知行高六十石、內二十石地形にて賜、內四十石郡方より賜。

先祖政迴　太田善兵衞政房の二男、安永四亥年分地す。文化二丑年北野へ三十三碑を建立す。醫を業とす、玄碩と云。文化十三丙子年卒、天岩良公居士。

政布　二代、善六と云昇進の後庫之丞に改む。文政十丁亥年より八ヶ年中肝煎を勤め文政脇本村堺內子へ堰を堀る。丁亥年苗字居下除地許す。天保五午年郷士に被召立知行二十石を賜ふ、同六未年御籏本近進幷に被召立御紋附の御社袴幷に郡方よりの知行高四十石を賜。天保十四卯正月九日卒す、興隆院玉叟政布居士。享年六十四年。其子政知父に先立て卒す、孫の政胤嗣に立。

政胤　三代、庫之助と云。

鎮守正一位稻荷大明神　屋敷の內に有り、天保年中建立す。

西村鐵之助　宗家、元扇屋と云。知行卅五石、內二十石地形にて賜、內十五石郡方より賜。

美順　中祖、寛政年中天王村支鄕松淵野を開發して村とす。享和二年壬戌六月廿一日卒、行年五十三隨順院事行日信信士。松淵野に碑あり、其銘に曰く、

以敬諱美順。稱伊右衞門。姓西村氏。以敬其字。父某娶最上屋氏。生三男二女。伯以敬。仲美敬。稱水助季稱嘉兵衞。女名陸。在家迎婿。名曰虎松。一女夭。其先嘗仕于羽之最上某侯。姓曰森氏。曾祖某有故爲西村某。所養西村某死。無嗣遂當其家。因更姓西村　稱伊右衞門。後來秋田在市井。屋號爲扇屋。至以敬三世相襲其稱。我邦本[共]有斯禮。適行於市井。以敬能勤家。事得間則讀書作詩。才而勉焉。性又慷慨。不欲住賈戶騙詐之際。斷然遷居于舟越村。專業農畝。蓋追父之志云。居一季。以爲此村亦農商參互。非吾志也。邑之東曰天王村松淵野。與舟越隔湖相對。迺着其地而墾田。予嘗應招遊其地。土湖擁後。連山當前。彼於樵此於漁。放唫洪歌。怡然足以竟生處。謂抱膝於隴畝間。肆意於天壤外者。以敬有矣志亦高矣。此地肥水清然。無一人耕棄爲不毛焉。嗟呼造物主之。以敬穀之。今而居民與其庇者爲不少矣。功亦大矣。以敬以享和二壬戌六月廿一日病卒。距生明和七庚寅八月十日年卅三。葬于天王村松淵野山中。葬法一依日蓮宗。以敬娵安藤氏有二子。男名萬之助。齡始十二。女名玉。僅五齡。以男猶幼。美敬承家。美敬亦與予善。來請銘。予因銘曰。

子述父志。弟承兄情。松淵之野。乃耘乃耕。維孝維悌。長衛家聲。

楞堂平井清白撰幷書

文化紀元甲子四月廿五日家弟西村美敬謹拜建。

美敬　二代目、永助云。文政十丁亥正月五日卒行年四十九、日受信士。

美行　三代目、高之助後伊右衛門改。諱名謂貞と云文政十丁亥年帶刀苗字居下除地許す。天保五年年郷士に被召立知行高廿石を賜る、同六年未四月中御簱元近進幷に被召立。天保十四癸卯二月御役屋と屋敷替致郡方より十五石を賜ふ。嘉永三庚戌年八月卒行年五十八、感妙院諦眞日生居士。

美政　四代目、稱鐵之助。

所持の寶物二軸。

一軸　八幡大菩薩 元祿十丁丑十二月十三日　義處（花押）秋田城主從四品拾遺佐竹右京太夫源義處拜書

一軸　淸和三葉皇胤源氏萬代祖宗生前振武威於寰宇沒後化大身於神龍守護國土鎭衛梵宮遺容凜々兢不肅恭　像 正一位六孫王權現

鎭守七面大明神　堯林院の前畑地に有り。

西村字右衛門　西村伊右衛門の別家。

祖は嘉平美正、西村美順三男なり、文化年中に分地す。天保五年六月中永苗字免許す、同六未年より

二ヶ年假肝煎勤め天保十四癸卯正月廿九日卒。是則院勇猛日經信士。代々宇右衛門と稱す。

太田小太郎　中太田の別家。

祖は小太郎政知、太田政迪の六男なり、文政元の頃分地酒造を業とす。郡方より諸産物勤さす。天保五午年四月帶刀苗字居下除地を許さる、同十月十五日卒。靑龍卓知信士。同六未年酒造株湊町山王丸へゆつる、渡邊村の酒株是なり。

吉太郎　中太田の別地。

諱政護、太田政布の三男、天保七申年の頃分地す。同八月より酉の二月まで良右衛門と二人肝煎を勤む。同年郡方藏元を勤め弘化三年午七月居下除地を許さる。

平十郎　鈴木氏、平助の別家。

諱重孝、鈴木重鄕の二男天保三年辰十二月分地す。同四巳年より郡方へ被召使同八丁酉年より藏方勘定役勤め、弘化三年午七月居下除地御免に成り、積年心掛此書集め三冊とし子孫に殘す。

郡方御役屋　秋田郡に五ヶ所あり五十目、大館、八丁、阿仁、男鹿表方郡方限りと云。

先年男鹿は五十目に諸訴致たりと云、文化十一甲戌九月八日當地被居の事被仰渡同十二亥御普請成就す。屋敷八間廿五間肝煎分、五間廿五間小走分、右二ヶ處引上け居置かれたり。天保十四癸卯二月廿一日右地方西村伊右衛門へ引渡今の地に移たり。外に高十五石賜ふ。今の地は往古折笠藤左衛門

居す。其後西村移り、夫より御役屋の地方になる。

郡方御備藏（境内にあり）　極窮備藏（太田庫之助畑地にあり）

弘化五申正月中男鹿中可なりの者共凶年備獻納致度趣申立に付取纏候處正米四百石餘也、年々作合見濟の上利足付にて貸附當子年迄六ケ年豊作打續滞無く貸附たり。米數も少からす增たり。右扱方太田兩家、西村なり。藏は申五月中立、梁間四間行間八間。

五升備藏（田町にあり、嘉永三戌七月中建、舟越村寄郷、舟川村寄郷、宮澤村と入合の藏也。梁間三間行間十間）

右は天保七丙申年一人に付一ヶ年五升宛七ヶ年中、尤老幼癈疾除き斗立凶作備に致置候事被命嘉永元戊申迄に全備す。右米蒸立備へ置く。石數九百七十三石九斗三升六合、内半通餘籾に直置く。

内二百二十八石一斗三升九合　舟越村　同二百二十二石七斗八升七合　天王村

同六十四石四斗四升四合　拂戸村　同三十一石二斗一升六合　大崎村

同二百六十九石三斗五升二合　南九ヶ村　同百五十七石九斗九升八合　宮澤村。

十歩一番所　先年今の西村の川端にあり、不勝手故天保四巳年今の地に移る。一ヶ年二人勤四人扶持、瀉出入の舟を調へ見濟の上證據出す。無證據の舟通さす。

渡りの事　舊記に、元和五未年常樂院、王泉院と云山伏この川に橋を掛たりと云。秋田實季と涌元友季と合戰の時橋の上に戰ひ、友季討負け落されたりと云こと秋田年記にあり。橋は雪解の時氷に押

され破損致し、其已來舟に通用す。橋の柱水底にあり、砂寄の石も處々に今に殘れり。渡の賃錢は御遷封以來森元祐全へ下されたり。其頃家富めり、救助の爲村へ讓り困窮の助とす。其後寶永年中肝煎治兵衞鄕中の入錢に定め一人前八文、荷物十二文、正德年中一人前十二文、馬十八文、寶曆十辰年人十七文、御物成一駄（三斗入三俵也）十七文、馬荷物共廿六文に極る。御制札御家老松野茂右衞門、渡守は村方困窮の者二人宛四ヶ年勤なり。然るに森元祐全の子孫久右衞門由緖を申立天保十五甲辰年永く守になる、同守一人差添らる、依て守屋自分になる。鄕中運上寶曆より百四貫四百文、外に天王村舟待守へ五貫文年々納る也。

天王舟待場　往古二間に二間の地方村方に賜つて除き地なり。其所に小家を立、往來を待たす。其後往來繁くなり手狹にて人馬難澁致し天明五巳十二月中願を申立梁間五間行間六間賜り、洪水にて缺け込む時は村方にて普請致し、小家を守るの村方困窮の老人申受け助成とす。

森元有仝跡久右衞門の事（今は森元を改め納屋と云ふ。按するに後世漁の納屋を致、納屋の家と呼來る故か）御遷封より六代男鹿大庄屋并村方肝煎勤め、享保年中退役に及んて御判紙寶物後役に讓る。今に村方に秘藏す。

○御紋の胸當（年久しき故切損して御紋のみ殘れり）

○御判紙二枚、文言左の通り

一久保田より舟越迄町送傳馬壹疋片賄可出
之ものなり
寛文十年八月六日(墨印)

裏に納谷久右衛門とあり。右一枚。

(隠)
一此判紙にて傳馬賄可致ものなり
正徳五年乙未十二月十一日(青印)
御兩印共に靑印。同一枚。

右三品村方にあり。○御紋の椀一つ。菩提所善昌寺にあり。
古書付の寫久右衛門所持す。其文に曰、

掟書之事

一舟越村渡り肝煎願に付被下置候其用如何程滅り候共缺く事無用
一男鹿村々行歸り渡り通り人々肝煎目分次第可通ものなり
一難風の節は肝煎方に百姓とも相詰め居り來るもの可相通ものなり
一舟越湖に於て漁致者共當所障りに不相成樣可致事

・かゝ立迄其村々の漁、かゝ立の外舟越村の潟に相違無御座候萬一其村々に於て口論致候はゞ舟越村に於て急度可申付候

一高十五石肝煎森本右兵へ由緒有之に付被下置候

一舟越村地方の内肝煎目分次第御田地切り開可申事

元和六年二月四日

梅津半右衛門

舟越村肝煎へ

郷中三品の御判紙胸當へ嶋田兵輔宗勝添書致、其書に曰く、

舊りにし蹟の昔なつかしき城西男鹿舟越村に納谷久右衛門と云ものあり。其先を尋ぬるに祖を森元右兵と稱し、其頃しも脇元村に城主たりし秋田侯實季の甥に脇元五郎友季と云人ありき。右兵に命して男鹿五十餘ヶ村の大庄屋たらしめ恩遇預りし後、秋田侯と五郎友季確執に及ひ落城の折柄、右兵友季をかくまいしを秋田侯聞及勃怒し、右兵を召捕鞠問して遠國へ追放せしか脇元氏此時滅亡す、蕪城の蹟を殘せしと聞す。物換星移りて▢と知人無かりしか天正慶長の間と聞ゆ。其後右兵諸國落魄の折しも我か　明君水府より封を秋田へ遷さるゝと聞常州へ至り、數代羽陰男鹿に住せしものなるか先年故主友季をかくまいしを秋田侯に罪せられ數年風霜勞緣す。父母妻子を古郷へ殘せしによりて、古郷への海陸案内を知りしもゝ身に叶ひし命を蒙りて今一度古郷へ歸りたき

由を一向に歎き訴しか、海上季（マヽ）監押の旨を下され御印として御紋の御胸當を賜り恙なく土崎へ着岸す、賞として月俸十口を賜ふと。今に至りて年の末府城の煤拂ふに舟越より人夫を召され、兩磯の貢を獻して蔓陀羅を諷ふも有全の命せし共聞へし。其後再ひ旨を下され男鹿田畑開き添ふへきの命を蒙り、再舟越に安居して其後子孫に至り、如何なる因緣かや氏を納谷と改め久右衛門と號し八龍湖の渡守の株を領したり。寛文正德の間三代村長を勤め、去る天明の間迄子孫連綿して久右衛門と號し渡守の株を領せしか、餘力ありて村へ讓り貧窮の賑とす。別產を營み相續せしか千秋亭の月有待の雲にかくれんとしては稟得し緣分薄く、子無くして他を養ひ家系も襲せ通し名て久右衛門と號せしか天保年間に死す。又繼無く仁井山村某の子を養ふて繼となし舟越村に住しけり。去る巳年大凶作の折柄、窮乏にかゝりしを官憐て介を下し二度龍湖の舟守を勤めさせ煙を續せしか、故ありて免せられしと、先祖拜領せし品々今や鄉中に收めけり。予一とせ宮舍にありて親しく拜し見る處なり、惜むへし閬苑の紅花も終に飄落す。泥沙に委かしても造化の破く今や久城にありて一向龍湖の渡守を願ふ。官憐煙を續せんことを議しと。茲に其口端に殘りしを古老に尋聞し儘を天保十二辛丑三月　鹿島官舍に於て嶋田宗勝記。

久右衛門永渡守に居りたるは先祖有全の故なりて、報恩の爲石碑を建んと企て邑檢吏森田資剛に文を願ふ、資剛、明德館文學に請ふ。其文に曰、

森本祐膳追福碑陰文（有全とも何れか是ならん）

此納谷久右衛門鼻祖森本祐膳碑也。昔者祐膳在天慶間事脇本城主脇本友季。爲雄鹿大保長而有寵。友季秋田大守秋田實季甥也。後與實季有隙。實季伐拔之。友季走。實季聞祐膳舍匿之。大怒捕祐膳。推鞫遂遠放之。於是祐膳浪遊諸國。及聞　先君自常陸遷封於秋田。往水戶訴見放。故且請曰。臣故在雄鹿素知海陸之險易。願賜前導充犬馬之用。得還故鄉見父母妻子也。　公爲許之。賜之公章捲心爲海上行李監押使。遂至土崎港。官賞之賜十口糧。住舟越。後又令祐膳大關雄鹿田囲府城之傭。祐膳嘗使舟越民。來給其役。使因貢土物歌曼多羅至今以爲例云。初祐膳元和中賜十五石。爲龍湖津人事辭于條制。後至遠孫久右衛門。私更氏納谷。至天明中世稱久右衛門。守其業子孫不絕。後家少裕乃別營產。使其村窮困者爲津人。無子養某子天保中死。又無子養仁井山村某子。又皆稱久右衛門。蓋久右衛門自讓。津人家漸貧至癸巳歲荒困益甚。官愍之使復津人如故所賜祐膳捲心今做猶存。及公章飯樣一件。今藏在善昌寺。寺祐膳所創云。他寬正年間所賜。久右衛門驛券二道所謂青印紙者。藏在村中。元和中執政梅津君憲忠所賜祐膳條制。傳寫在邑太田某許云　爾今茲久右衛門。追慕其祖德。將建碑作文以不朽之。邑檢吏森田資剛請余屬文記其梗概。余因作碑陰文。

弘化三年歲次丙午秋八月

明德館文學四如黑澤巽風卿氏撰。

○年々十二月廿七日當村天王村肝煎登城いたし、御臺所焚𢌞の御規式の御酒を賜ふ。肴には鮎の鮨二ッ鯡の鮨一ッなり、持來りて村中に頂戴す。是を御吉例と云。

鯡役之事　俗に戸島役と云。

先年戸嶋某の處務にして年々當處に來り役錢を取たるなり、然るに寛延の頃上へ獻したりと云。其以來諸村に命して役を取しめ玉ひたれとも其村々迷惑の由しを以て申し譯たりと云。天明五巳年南北の御役銀一貫三百三十目と定む、永久舟越村へ預け置る。今に至て村方の余勢少なからす、年々極月一村中集り明年役取りを評合、定まれる運上の外増錢の高へ落札になり郷中の入錢とす。大漁の時は大きに利を得、不漁の年は損せり。南の運上一貫目、外に鯡六駄、郡方幷御役人に獻す、これ舊例とす。北の方は三百三十目也。年々出荷は平均南は一萬駄餘、北は三千駄位なり、これ年中の菜となる。其余男鹿中の食用となる少からす、唯舟越天王へ出て漬用になるのみ也、余は納坪に入れて干鰕とす。北の役持も南に同し、評取り相川村へゆきて役錢を取るなり。地代鯡祭り代として六貫五百文相川村へ遣すなり。また近年不勝手なりとて天保十四卯年濱間口村へ移り、嘉永元申年又相川村へ移り調るなり。一駄役錢五十二文、舟積みいたす事禁す。御制札有り。

掟

鯡荷役不出脇道幷沖へ通ル者於有之可爲曲事者也

月　日

又小賃場と云有り、村役なり。他村の鰊荷、または當所有り馬の外雇ひ來る馬より當村番の節は五十一文渡賃、廿六文小賃廿五文天王番は三十一文渡賃は廿六文コロハシ五文取る、是往古よりの事なり。鰊に限り舟場今の十歩一の番所の脇より積み出たり、調る小家は川端にかけて舟の差引をす。天保三寅の頃より勝手に川端より積み出す、これ十歩一の番所を恐れるゆへか。然れとも役持ともは調ること元の如し。此役持は先年鰊出てより兩三日見合せ、漁の模樣に隨ひて村中打寄せ入札致させたり。不漁の時運上取立方難するゆへ弘化三午の年の頃より戸島役同樣に入札致させ、運上も月割に致し納めさせるなり。左すれは損毛ありとて運上に難する事なし。

招魂碑　濱往還東方傍にあり、植立の松あり。

この碑は天保己午年飢饉男鹿中死亡追善のため、弘化三丙午年三人申し合ひ官舍に願ふて石碑を建立す。同七月廿日龍門寺に於て男鹿中の曹洞宗を招き十三回忌の施餓鬼供養有り。石碑の文に曰く

天保癸巳。天降禍。飢饉忽臻。民不足食。雄鹿合村。濱海農田常少者。於是爲甚。我　公仁慈。愍惻大開倉廩。又求糴四方。賑恤備至。而奈細民之無知。少長散逸。冒霧露卒有轉溝壑者。以故無後而絶祀者極多。邑人至今哀之。今茲丙午舟越豪族太田吉太郎。鈴木平十郎。與宮澤村長佐藤新三郎。俱謀醵錢。建石於路傍。以祈冥福。庶哉遊魂有以所歸。一日邑檢吏森田資剛。請余屬文余爲作碑文。

時弘化三龍集丙午三月

明德館文學四如黑澤巽撰

明德館準教授奎齊西宮先書并題額

左脇

建立

佐藤新三郎信親

太田吉太郎政護

鈴木平十郎重孝

古跡

○濱の上り場に鯨骨と云字處あり、明暦二丙申十二月卅三尋の鯨寄り上りて同四日に十駄獻たりと云字處となり。

○鹽垂れ道と云あり。往古當處に居すとき其の處に上出戸の者鹽を焚たりと云、上出戸は當所の枝鄕のためなり。故に昔は鹽濱出戸と云鹽役錢今に上出戸より納る也、受留めは舟越村肝煎と云。當所にも焚たりと云。

○松山は松飼野也。村方は山林無く薪に難す、時に延寶三亥年肝煎善兵衛初て松植立て助とす。今松守りを立て見繼とす、給米七斗五升ッ、與ふ。松林の間に桑有り、天保の初め養蠶方に植立たり。

○川の入口を銚子口と云。往古湖獵年每に大漁なりと云、近年不漁勝にて村々困窮す。是は川口の

淺せたるゆへなりとて、寛政年中より兩三度川口脇方へ堀り替たれとも元の如く淺せたりと云。文政六未三月兩村より官舍へ願立て合力を賜り堀り替たり、四五年の間成就して水勢强けれとも益不獵なり。其後また淺せて元の如也。永祿八年宮澤村又十郎と云もの銚子口に鮭引網致し度由を願立、免許ありて御判紙を賜り當村へ來り獵致さんとす。當處より障りの筋を申し立たる處菊地十左衞門見分の上引上たりと云。潟の入口に引網を致すときは鮭に限らす引上るゆへなりと、其ためか川の內引網は禁るなり。

文化十二亥年、月四日、十四日、廿四日三齋の市立免許あり、産物の無きゆへか繁昌せすして止む。

○杉山、田の字處なり、此地は往古杉林有りと云。昔し天安の頃大地震にて奥羽山谷一面になりと云事、花岡村の鎭守の緣記に見へたり。若し其とき此杉山も埋みたるか、今に土中より杉の大材出るなり。これを根木と唱ふ。又或説に、延暦年中田村公夷征伐の時杉材の中へ伏勢おかれたりと云。當所天王宮、田村公の建立と云へは少し似合ひたる説なり、併怪敷説なり。

御初鳥御野場有。

獵役　これを湖年貢と云、一ケ年三百二十五匁六分二厘。

濁酒役　是は獵師呑用平造と云、文化六巳年免許なり、役四十五匁二分八厘。獵師呑用のため山川役へ收るなり

當所松山より引越已來の村長、森元の前知れす。

小治郎森元祐仝　小太郎有全の子、治右衛門と云　久右衛門姓を納谷に改め　治右衛門元祿の頃勤む　治兵衛寶永の頃　治右衛門享保年中勤、森元家の役是にて絶
儀兵衛享保元文の頃勤む　長兵衛　善兵衛太田氏、寛保の頃勤め松植立初めたり　勘助杉淵氏、寶暦の頃勤め萬事村方の仕形を極めたり　三十郎勘助の子安永の頃　喜右衛門
伊東氏、天明の頃勤め天王と渡りの公事に勝　三十郎勘助の孫、二ケ年にして村方騒きありて退役　藤左衛門折笠氏、泉澤を開發す　喜右衛門、作三郎鈴木氏、二人にて假役　三十郎
享和より文政十亥年迄勤めたり、補助孫歸役　太田善六文政十年より天保五年迄、郷士に被召立退役　傳助天野氏、天保五年より同六未年迄、病氣退役　西村宇右衛門、三五郎二人假役
勘助若松屋、天保七申正月より同八月迄、病氣退役　良右衛門、吉太郎天保七申八月より假役、吉太郎酉二月病氣退役○「良右衛門、西村氏天保八酉二月より本役」　宅兵衛天野氏、嘉永三庚戌年八月肝煎見習被仰付、安政三丙辰十一月に役に成　平十郎鈴木氏、天保四巳八月より御藏元勘定役を勤め安政元寅年男庭組役に成同三辰十一月肝煎見習勤

◇八龍湖圖（圖繪參照……編者）

湖漁

白魚　春は涙子網にて漉き、又は持網にて獵す。然るに天保四巳年より指網繁昌して今は漉網持網なし。差網の根元は文政寅の頃江河の伊三郎方へ六部攝州西ノ宮のものと云壹人來り中飯を乞ふ、與へんとすれは網袋より辨當を出す。右網無類のすき方故この網何に用ふる網と尋ぬれは、六部、我か國の白魚を取る網なりと云。伊三郎感心致し、夫より其の如くすき持網の垣に用ゆるに、白魚蓑の毛の如くにかゝり手柄あり。是を祕め他に見せす、段々網を殖し差網となせは愈大手柄あり。人々不思議に思ひ、ある夜忍ひ見るに差網なり。これ無類の工夫なりとて其眞似を致せは年増大漁なるか故に、兩村舟越天王申合右網堅く禁す。然るに天保巳大凶の砌一體の獵乎にいたしたるに其年の秋白魚益大漁なり、こ

れより連綿して差網而已也。

間手は秋の白魚を取るを云、其場四十八司あり、字所左の通り。

一ノ口八司内一司舟越扱同七司天王扱　持主作左衛門二司、庄三郎(天王)二司、勘兵衛(天王)一司、作三郎二司、傳介一司

脇ノ口二司天王扱　持主作左衛門

尾長根九司舟越扱上々場所　持主太田二司、中太田二司、三十郎二司、角右衛門二司、惣九郎一司

二ノ口七司天王扱　持主庄三郎天王一司作四郎天王二司宇吉天王一司三五郎舟越二司九左衛門舟越一司

ヒッコロ三司天王扱　持主權兵衛天王二司作左衛門天王一司

下リ鹽水戸二司天王扱　甚太郎舟越二司

曾兵衛口三司　持主權兵衛天王一司勘兵衛天王一司久右衛門天王一司

半兵衛口二司　持主太田

六左衛門口三司　持主甚太郎舟越一司仁兵衛江河一司久之丞天王一司

三十郎口三司　持主三十郎一司市郎左衛門舟越一司七兵衛江川一司

ヌダ下三司　持主五兵衛江川一司久右衛門天王一司

アタコ下三司　持主本覺院天王山伏今は潰れ株なり。

右字處元祿八年亥十月三日定り繪圖面あり。

天保巳年より川口へ江河のもの小間手を仕立て獵す、年々爭論あり。嘉永元申年一ノ口株間手共場所へ願ひ立獵す。

白魚の由來　萬治二己亥四月二十八日、梅津忠雄に命して江都より干白魚下し湖へ放したりと云、段々殖て元祿二巳十二月廿八日白魚二石五斗三升五合御臺所より被仰付差上たりと云。一升に付四分五厘宛賜と云こと秋藩季年に見得たり。

春獻上三簀子　差渡四寸高サ四寸　舟越、天王何れ村にも早きは一簀子、遲きは二簀子也。

秋獻上三クルケ　差渡四寸高サ四寸　梅津家一ッ、外に郡方御役人へ都合八クルケ集めるなり。尾長根の間手より四クルケ、曾兵衛口より一つ、六左衛門口より一つ、ヌタ下より一つ、以上八つ也。

張切懸場所圖（◇圖繪參照……編者）

張切は鯔を獵する網を云、場所は舟越に二ヶ處に六箇、天王二ヶ所に六箇、拂戸二ヶ所に十箇なり。字所八龍堂下、松山下、舟越領。金瀨鼻前、川、天王領。右場所一ヶ年代りに獵す。先年兩村獵師とも入交り漁をなしけれとも年々場論にて勞煩止事なし、依て寶曆十一巳年兩村申合せ村中打寄せ評りに極め、右錢村中配分す。川中の張切、松の下の張切は文化十三子年より場所を極め同しく評札を始めたりと云。近年益大獵を得、殊に見物群集をなす。

港市携來諸白酤。　盤中下物出村厨。　始知鯔肉眞風味。

烹似紅魚膾假鱸。

苦食鯿魚　　天民

老漁四月候温風。　魚性諳來設網工。　銀鱗作隊相追逐。
一々飛騰入術中。

右観漁　　鶴亭

太湖幾處各罾張。　水道循環巧引繩。　三老要知魚落在。
欲叉撥刺性飛騰。

右舟中作

形類鯉魚頭類蛇。　滿盤鮮膾芸交霞。　城中不知江湖味。
頓々纔來夾齒牙。

詠　鯿　蛇頭魚

流網　春秋大荒の節鱸、細子鯛の類を獵する網なり。水戸の兩方に舟を置き網を流し、沖よりまた舟を乗り出し舟ばたを叩き魚を追ひ來り。流しおける網へ載せ、兩の舟子頻りに網を上るなり。舟一艘へ三人ッヽ都合九人、舟三艘なり。漁場定りて二ヶ處に有り。

追網　春氷の明くを待、秋氷の張るまで鯿、瀬黑の類を獵する網なり。舟二艘にて一艘へ四人ッヽ乗

り、帆を掛けて魚を追ひ流の如くに網へ載せ取るなり。魚を追ふとき帆を持ち網を引上るとき帆を下し、帆の上け下し誠に功者也。一日に湖中を巡りて暮に歸る、天王枝鄕羽立、鹽口の者專ら漁す。張切の近處追ふ事禁す。

引網　此漁所々に有り。野石、宮澤邊に春秋鮒、瀬黑引、一日市、大川の川口に春白魚を引、舟越、拂戶邊に春糸魚、瀬黑を引き、其外山本郡も引網あり。網は大體鰯網のことし、然とも繩網を用ひす糸網のみなり。網を用る事同し。鯔は鮒に同く多しといへとも、鰀るかゆへに引網に取る事叶はすと云。

配繩　春秋王餘魚、瀬黑、グヅの類を釣る繩なり。土鼻村と云處是を第一の業とす、諸村にも有り。餌は白魚、海老、チカの類なり。

氷下網　此漁十月の初め漸く四五寸の氷のとき、功者の漁人場處を取事第一とす。故に氷リ落ちて怪我する事あり。寒中一面に氷滿て其厚さ三四尺に及ふ頃、氷を切り六尺四方位に穴をあけ、其穴へ網つなを入れ、其穴より六七間つゝにして一尺位の穴幾つも明け、其穴より十間位の杉の竿を氷の下より通はせ次なる穴へ引上け、順々竿を持て網を通し百間餘にして又た六尺に長さ一丈位に穴を切り此穴より網を引上るなり。魚は鯔、鮒、春黑の類なり。湖めくりの村々專ら漁す。

卷網　此夏鯔を引卷取る獵を云。丈三尺位の小網にて、鯔を見て鹽下より網を回し棒を持て水を叩き追回る。鯔狼狽するをたもに汲む、是淺瀬に限る漁なり。

鯼込　此漁夏より秋迄鯔を取るを云。長さ二間厚さ一寸の板數十枚ゆるやかに繫き、其板の上へ二尺四五寸の細き鎌手の如きを二尺位おいて立てならべ、其棒へ張切の如くに網をはり、鯔の集りたる處へ此板を五六人にて引き巴の如くに魚を中にして回し、其中へ漁人這入り水を叩き追ふと鯔は板の下より出んとすれとも毛繩あり、板の上の網へ鯼込むなり。近年の漁なり。

魚扠突　夏秋風なく川とろみたるとき王餘魚を突くなり。浪風の有るときは水底明に見へす、ゆへに日和を待て出るなり。王餘魚は沙を冠りて目はかり顯れて居るを見出し突くなり。又春湖へ這入るを待て突き取るもあり、是は込潮のとき舟に立て終日扣へて居るなり。誠に退屈に見得るなり。

小流網　此漁秋より初冬へ鱸を取るを云ふ。魚の來るを見て小網を流し舟はたを叩く、魚、網にあたると狂ひ網を卷くを取り揚るなり。

日差網　此漁夏湖の深みより晝瀬上りする鯯を取る漁を云、夜瀬上りする事なしと云。七ッ頃網を收めて歸るなり。此漁晝に限るゆへに日指と云、又沖差網と云ふ。

指網、唐網、生洲取　鮒、雜肴生洲へ這入るを見て入口を留め汲み取る也。大口、蘆崎邊專ら漁す、男鹿湖回りの村になし。此外品々の漁有りと雖大體同きゆへ略之。山本郡には品々の漁もこれ有るよし、然れとも見さる事なれは詳ならす、ゆへに記さす。

輪繩差　白鳥、雁を取るなり。寒中湖一面に氷りて餌を求る處なし、然るに八龍堂の近處に湯の出る

所有り、其處氷ッ薄きと云。切りぬき穴口にして其中に這入て輪縄をさし、白鳥群り來りて餌を求めんとて輪へ首筋をひつかくるを遙に見ぬいて走り行き棒を持て叩き取るなり。今其業する者なし。

白鳥は藻の根、蜆を餌とす。

藻草　是大產なり。葉藻草として他領迄塞く(ママ)、編んて在々に捌く莫大なり。舟越、天王半通りこれを業とす。兩村の陸より十五丁位の處を澗口と云て三四尺の深み、其沖をマブと云。澗口に生するを韮藻草と云マブに生するを柳モクと云、韮モクは夏秋ぬけて流れ寄るを拾ひ揚けて干して商ふ。柳モクを糞とす、田地に多く用ゆれは惡し、麥畑これを上とす。故に大久保、大崎邊麥を出す事少なからす。總して畑に善しと云ふ。

蜆貝　湖岸の淺瀨に在り。宮澤村沙山下の貝上品とす、時々獻上あり。又舟越、拂戸には澤山なり。大久保、新關の者此處にジヨレンを持つて拾ひ取り、湊、久保田へ賣出すを業とする有り。湖回りに蜆貝の無處なしと云。

湖漁魚

鮒、糸魚、チカ、鯽、鱵(サヨリ)、鰶(コノシロ)、鯆、王餘魚、鱝(アカヘ)、鱒、鮭、鱸、鯯(タチ)、鯡子、鯿、春黒、鯜子(鱸の三才な云)鯵(セゴ)ス、キの當才二才な云 瀬鯏(セコリ)(ゲツ)い子 グヅ、鰻、鱓鰻(ヤツメウナキと云ふ)鯏鰕(ミリ)(海老ともあり) 川鯛、嶋鯛、鰔(カエラキ)、白目、河鹿、鰌(ドヂヤウ)、鯉(天保十亥六月廿七日宏德院様御渡野ニ砌り北内より御取寄御放被成置、三ヶ年漁子禁す。已來年々鯉とれるなり) 鯭(ミコヒ)、鶖毛鯷(イサダ)、ヒサリ、河豘(カトウ)、タナコ、コハダ、鰭(ギギ)、

マカレ、鱲子（カラスミ）鯔の子を云

當所海漁　鰯網、火振夏の夜海へ出て松明を焚くを見て赤鱝浮るを魚投突に又はモリにて突き取るを云ふ　歩行引、蛤拾。

五十集　此村半通り五十集を業とす。先年久保田、湊勝手の所に賣買す。天保七酉年兩所問屋共諍論に及んてより三の二は久保田、一ツは港に賣買す。五十集共大に迷惑す。

【舊記】天王村

拂戸より二里本道、湊より四里卅一丁の北、元は舟越の枝郷寶永年中より別村と云。驛、舟越と十五日代り。舟越へ六丁餘、脇本へ一里十一丁餘。

高四百六十三石七斗　免五ッ五分　田水堤。

家居百五十戸　人七百八十二口　馬二百五十頭。枝郷鹽口、吉田、上出戸享保五より初る右三ケ村。

社地、天王

上の御普請なり、祭禮料一石五斗。下三郡秋田、川邊、山本配札免許。

出羽の郡司小野良實の建立、素盞嗚尊を勸請す、尊御衣寶劍を納むと云。元トウゴの宮後又杉の宮と云、其後今の所に移す。祭り神祕多し、略記之。

二月廿五日味噌煮の神事とて味噌を社内の土中に埋む、五月廿五日これを披く、六月七日祭事に是を用ひ年々如斯。翌八日味變て不可食と云ふ。

竹剪の神事。祭日竹を用る事有り、往古竹を切るに甚た不自由なり。依之涌本の城主安藤五郎友季竹を植へしめて後來の祭用に備へ、今に其竹を用ひ除地とす。

祭日には新たに小屋を立て其屋に祖父と祖母と有る。老父は手名乳にして天王村の屋に有り、老母は足名乳にして舟越村の屋にあり。四人の子は玉壺二ッ宛懷く、烏帽子直垂を着す、これ山田のオロチ退治の眞似と云。尊ト稲田姫を得給し時味噌の美なるを譽め手名乳夫婦九十日味噌と答ふ。二月廿五日より五月廿五日迄て是れ九十日の積りなりと云ふ。蜘蛛舞とは舟に綱を張り其上にて舞ふなり。箸、みずと云草、□、御神酒、渾て七色を備と云。蘆崎の姥御前の宮足名乳、三倉鼻の祖父の宮は手名乳、湖は則八股の蛇チ八龍の宮なりとそ。世人誤て色々の訛言を成す、是天王の神祕にして語らさるの謂なりと云り。事長く略記す、天王村肝煎緣記を語せり。

天滿天神　　上出戸村に宮あり。

天延年中、木口因幡守菅相公の御衣と石塚と守り奉りて出羽に下り此處に安置し、御衣を土中に埋め其上に堂を建ると云へり。

義處公御渡野の御狩り神前の沼に白鳥二羽居れり、此鳥放して若し二羽共に得たらは神社を新に造營

せんと祈念したまふとそ。則二羽ともに鐵炮に當れり。御機嫌甚たよく堂を再建し玉ふ。また棟札を納め御直筆と云。

奉再興出羽國秋田北野山天神一宇大檀那源義處（花押）

此竪書一行なり。裏書は梅津氏脇書にて、

寛文七丁未七月吉日

右は寶鏡院の筆なりとも云、寶物たり。破壞の時は銀三百匁つゝ賜ふと云。俗別當因幡頭の子孫太口勘三郎、今の別當に彌勒院と云山伏なり。

伊勢　山王（天王の末社なり松雜木あり）　自性院（禪宗。城下龍善寺末）　本學院（山伏除地）

【新集】天王村（舟越村寄郷なり、往古同村なりと云。海潮ともに少も障なし。）　驛場（舟越と十五日代り。下十五日勤）

湊へ四里三十丁　本馬百五十七文　輕尻百五文　人足賃七十八文

舟越へ六丁卅二間　本馬七文　輕尻五文　人足賃三文

拂戶へ一里十一丁五十二間　本馬四十三文　輕尻廿九文　人足賃廿三文

脇本へ一里十一丁五十二間　賃錢右同斷

大崎へ未詳

大久保里數未詳　本馬百二文　輕尻知れす　人足賃も知れす。

中野村追分より天王の野を北野と云、諸村の草飼野なり。文政の頃より松植立其餘勢廣大なり、街道の井木は文政十一子年の頃より植立たり。三十三碑太田庫之助の祖玄碩（醫を業とす）文化二丑年建立す。此街道御巡見使御日附御下向にて御通りの節、追分けへ土手を築き松植て置くと云。

詩佛鶴亭兩先生の詩有り。

赴男鹿途中作　　天民作

一經直如髮何須去問津沙乾覺路遠田瘠識村貧
孤島異風俗居民多朴淳往來路傍拜不復相知人。

赴男鹿途中作　　鶴亭

平原一望綠無邊中有小蹊川字連三十三碑經歷
去馬頭始見水呑天。

高六百二十五石五斗二升一合　屋敷、畑高共に。

免五ツ五分。

用水堤十ケ所

二ツ橋堤　縱手行間四十間　上留三間　下敷五間　高さ四尺　高十石水元

手潟タ堤　縱手行間三百七十間　上留三間　下敷七間　高さ七尺　同百三十石水元

堤	行間・上留	下敷・高	水元
沖田堤	同行間四百二十間 上留三間	下敷八間 高さ一丈	同百三十石水元
笹堤	同行間三百七十間 上留二間	下敷八間 高六尺	同七十石餘水元
岩堤	同行間百五十間 上留二間	下敷六間 高五尺	同三十石餘水元
新堤	同行間三百間 上留二間	下敷六間 高五尺	同五十石餘水元
羽立堤	同行間三百間 上留二間半	下敷七間 高四尺	同三十二石餘水元
鹽口堤	同行間八十間 上留二間半	下敷七間半 高六尺	同二十八石六升三合餘水元
下出戸堤	同行間百間 上留七尺	下敷三間半 高さ三尺	同八石七斗七升餘水元
江川堤	同行間八十五間 上留八尺	下敷四間 高さ四尺	同十一石餘水元

右堤、文政十亥年調前の高當時の調故百石餘の出高に見る。

惣苅十二萬六千六百苅　但三手打十把一束。

家二百七十三軒　内百二十一軒天王村、百五十二軒枝郷。

駒百九十六疋　但枝郷共に。

支郷九ヶ村

鹽口村　往古舟越村松山に住せし時拂戸より此村へ驛場のよし、今に傳馬除地有り。湖漁を業とす。田地はかりにて畑一圓に無し

家三十九軒　神社不動 祭日三月廿八日 松林有り。

不動の側に家一戸あり、文化元子年より久保田澁屋市右衞門開發の田屋なり。其邊の田地澁屋の開發なり、今田屋は當村に屬す。其後野、天保年中吉田嘉右衞門開發して田屋を建たり。

吉田村 中羽立とも云。此村寛文年中伊賀澤井内村より嘉右衞門と云者今の地へ引移り開出す 引移りの節乘江寺より暇を取り天王自性院の旦中になり、其一族天王の旦家なり

家十五軒 此村田地斗りにて無畑、湖漁を業とす。焚木難す。

上羽立村 此村明曆寛文の頃の村居なり。吉兵衞と太兵衞と云もの今の地を開發すと云、故に村中二軒の一族なり。寺は乘江寺なり。兩人共に井内村より引移りたりと云ふ、啶と古書に見されとも老人の噺傳と云

家二十四軒 吉田、驪口と同く畑なし。湖漁至りて功者の村なり、殊に福しき村居なり

神社西宮大明神御緣日三月廿日、先年より氏神、堂なし村中申合弘化二年巳三月新に創立

松淵村 此村寛政年中の頃より西村伊右衞門開發して村とす。今に西村の田屋有り

家七軒 此村吉田、上羽立と同く畑なし、四季湖漁を業とす。五六丁西南の高き野に西村の碑所あり、碑文西村の部にあり略す

江川村 此村海川漁を業とす、湖漁なし。往古舟越の枝郷也、延寶十八丑年天王村へ屬す。畑澤山にして麥を出す

家廿八軒 神社伊勢御緣日四月十六日松林あり。

金毘羅塚、奎海森の絶頂へ天保年中建る、御薪方御島有り。

新出戸村 元下出戸と云ふ。往古江川に等く、舟越の支鄕と云。此村元濱山の澤合に居す、海漁を業とすれとも益なし、故甚難澁す。これ偏に塲所のためなりとて一村申合天保十四癸卯の年今の地に移り、畑を耕し、往來の旅人を休め、駄賃を業とし、冬は指付け、トヽ莚を織出產とす

家十五軒 神社藥師、御緣日四月八日、八月八日。

蒲沼村 此村文政中仁平山村善右衛門開発す、其頃養種御取立の爲御仕入にて移したり
家二軒あり。天保年中潰家になり、雪除取扱のため郡方並に男鹿村々より助成す

家一軒　神社七面堂、石の祠なり。

上出戸村 此村田地僅にして漆漉を業とし莚を織出して産とす。往古舟越の支郷、延寳十八丑年天王に属す。昔し鹽
を焚たりと云、故に鹽焼出戸と書記に有り。御役銀今に上納す、受留には昔の通り舟越の肝煎と書くよし

宗十八軒　社地天神宮 御縁日三月廿五日、八月廿五日なり。御國十二社の内。堂は左り甚五郎の細工なりと云。弘化元辰
二月廿六日屋形様義厚公御遊來の砌り御參詣の時、前なる堤に鴨数十羽下り居るを御覧の上其鴨を
取れとの御意なり。御足輕御を突り網を投回し即時に二羽を取り押へ指上たり。御褒斜ならす、其後御賞として御酒一
斗を賜ふ。旧記に寛文年中義處公此堤に白鳥二羽御鐵炮にて打せられたりと有り。これ神靈の成したまふ所ならん

草履沼 此沼は年々六月七日天王村統人より草履片かた投入るなり。其謂は、往古天王祭禮用の草履は久保田穢多町より年毎納
めたりと云、或時草履を負たる穢多沼の邊りに休み眠らんとする處、俄に沼の中より大蛇顯れ穢多を呑んとす。穢多大に
驚き脊負たる草履を片かた投げ打てば大蛇忽消へ失せたりと云。右故申譯に預り
以來脇本村の穢多より納め大蛇へ投げ打舊例のためか、今に至て天王統人より如斯

茶屋有。此家に往來取扱いため上より被仰付建たりと云。右のためか郡方より
助成す。路の傍に菖蒲谷地と云有り、年々五月四日菖蒲を獻すると云

細谷村 此村は寛政年中の開發所なり、文政の砌より大貫
小介出戸へ引移開田す。近邊の野へ松植立たり

本郷鎮守神社五ヶ所

牛頭天王宮 舟越、天王村兩所の鎮守、御縁日六月七
日。御國十二社内、祭禮料一石五斗

御上御普請六ヶ所　本堂、拜殿、舞堂、八幡、山王、華表。

御響堂、藥師堂、牛廐、右三ヶ所自分普請。

寶物左の通。

天國寶劍一振　無名太刀 二尺八寸、三右衛門より奉納。寛政年
中取調書上扣には九百三十年と有り　鰐口一掛 御寄附。延寶六八月大檀
那義處公武運長久と有り

御戸帳緋地金襴、御寄附。御紋三ケ所に有り　御額天王宮天樹院様御筆。飯塚村門間氏寄附　御三峯嘉永三戊年御寄附黒塗り御紋附三膳　御紋御燈籠二ツ。

牛頭天王神社縁記

當社牛頭天王止申シ奉ル者天津神伊弉諾尊伊弉冊尊御子天照太神ノ御弟素盞嗚尊止申奉ル此御神有二勇悍以安忍一且常以二哭泣一爲レ行止故令二國内人民一多以夭折復使青山變枯故其父母二神勅二素盞嗚尊一汝甚無道不レ可三以君二臨宇宙一固當遠適二之於根國一逐降去于レ時霖也。

○

素盞嗚尊結束青草以爲笠蓑。而宿乞衆神。々々曰汝是躬行濁惡而見逐謫者。如何乞宿於我。遂同拒之是以風雨雖甚不得留休而辛苦降(マヽ)矣。是時素盞嗚尊。自天而降到於出雲國簸之川上。聞川上有啼哭之聲。故尋聲覓往者有一老公。與老婆中間一少女置撫而哭之。素盞嗚尊問曰。汝等誰也。何爲哭之如何耶。對曰吾是國神號脚摩乳妻號手摩乳。此童女是吾兒也。號奇稻田姬。所以哭者。往時吾兒有八箇小女。每年爲八岐大蛇所呑。今此小女且臨被呑。無由脫免。故以哀傷中。素盞嗚尊勅曰。若然者汝當以女奉吾耶。對曰隨勅奉矣。故素盞嗚尊。立化奇稻田姬。爲湯津爪櫛而插於御髻。乃使脚摩乳手摩乳釀八醞酒。幷作假庋八間。各置一口槽而盛酒以待之也。至期果有大蛇頭尾各有八岐。眼如赤酸漿。松柏生於背上而蔓延於八丘八谷之間。及至得酒頭各一槽飮。醉而睡。時素盞嗚尊乃拔所帶十握劍。寸斬其蛇至尾劍刃小缺。故割裂其尾視之。中有一劍。此所謂草薙劍也。素盞嗚尊曰是神劍也。吾何敢私以安乎。

乃上獻於天神也。云々。

抑當國の鎭座は神武より五十代桓武天皇の御宇延暦十八己卯年田村將軍利人公小野政清公夷征伐の爲め奥羽の兩國へ發向の時到出雲國大社に詣て曰此度我等夷征伐のため奥羽に下る不日兩國平治せは牛頭天王神社の祠を立可尊奉しと一七日の間祈念有て大社司國造より素盞嗚尊勸請の御箱を乞ひ受け同十九庚辰年卯月奥州へは小野政清公羽州へは田村將軍利人公下向ありて悉く夷を退治し給ふ是より延暦二十辛巳年北野原東湖宮と云所に立祠先年出雲國造より乞受し御筥を安置す一天泰平四海靜謐惡魔降伏五穀成就厄難消除萬民守護の神社と奉祀す田村利人公は八重鎌又兵衛と云百姓に暫く逗留したまふ又兵衛娘利人公に契りて姙めり利人公延暦二十辛巳九月下旬當國を立て都へ赴き玉ふ程なく娘男子を產めり是利人公の御子なりとて又兵衛養育す八歳のとき八重鎌田村の字を分けて鎌田東大夫利置と號け牛頭天王の神社を守護東湖宮の內卯月花と云所に八幡大神の社あり（卯月花號八幡）牛頭天王の末社也とす大同三戊子年洪水にて東湖宮の大川八龍湖へ續き湖となりしより年每社地崩れて絕參道故に貞觀十一己丑年東湖宮より廿丁東杉實と云所に社を遷す杉實の地に山王神社有り牛頭天王神社の末とす（杉實號山王と）此地も又た洪水にて社地崩れ天祿元辛未年一向鼻と云所ゑ社を遷すこの地も風每に砂飛ひ來りて祠を埋む松柏植と雖とも防く事を得す康平三庚子年副瀉地に奉鎭座同五壬寅年初

めて神事を行ふ末代に至るまて神祕の祭祀勤行令勿怠こと矣

康平六癸卯年六月神主謹書

秋田城之助殿代には社堂零落に及んて有りしを淸和天皇廿九代の後佐竹源義隆公慶安三庚寅年社堂修覆ありて御當家御代に鎭護の神社と尊み奉り賜ふ

慶安四辛丑(マヽ)年六月神主謹添書

往古の緣記の紙虫のために破れて字の見さる處多し故に新に書寫して後世に傳ふ。

○統人勤式○六月七日の晩舞堂へ神主鄕人打寄、明年の統人撰み神鬮によつて極る。一番統勤むへき者へ今年の一番統、二番統勤むへき者は今年の二番統、三番統へは三番統神前へ備へ置たる竹銘々壹本宛昇來りて明年統の由を告る。酒事有り親類集り潮を以て家を淸め、屋敷中の五辛を除き持參の神竹家の前に立ておき、明後九日社地三ヶ處へ納め是を竹納めの神事と云。三統の親類相招き酒飯の振舞有り、但し一番統の宅に於て是を勤む。

○二月廿四日味噌の神事。一番統へ酒部屋の爺來りて味噌を煮、社内の土中に埋め神主祈禱有り、五月廿四日に堀り上ける。これを九十日味噌と唱、味噌の煮豆と神酒郡中へ配る。一番統へ三統の親類を招き酒飯の振舞あり。

○五月廿四日一番統へ酒部屋を補理ふこと舟越に同也。當處の酒部屋を扱ふ者爺これ足名乳舟越

の姥これ手名乳と云。牛乘りは素盞嗚尊の眞似なり、天王村の統人より出すなり。心願の者烏帽子直垂を着し手に弓矢を持、酒部屋において裝束致すと正體夢中になると云、牛に乘せ統人共介抱して行列す。酒部屋へ歸り沐浴して寢せ、翌日本の如しと云。

此外の式舟越に同きゆへ略す。

杉實八幡（天王宮社内に有末社也）　卯月花山王（八幡に同天王の末社なり）　伊勢神明（祭日三月廿一日）　愛宕權現（祭日二月廿四日也）

市神　宮無し、市中に木塔を立て祭りおく。

寺院

自性院　禪宗松原派勸喜寺末、號龍嶺山と、子安地藏有り。

本學院　山伏除地、號長谷山と。

鎌田肥前　社家。天王、八幡、山王三社神主職。

小玉庄三郎　肝煎を勤め文政年中北野街道へ並木植立、且つ年來の勤功に依りて天保年中御紋附御社杯を賜り帶刀苗字を免許せらる。

御初鳥御野場有。

舊跡　鞍掛の森りは新出戸より西の方にあたる森を云。秋田實季と脇元友季と合戰の時馬の鞍を取り森へ懸け休息したりと云、故に名とす。

餘勢　鰰市（賣役買役双方より正錢取り）張切入錢、間手海湖漁舟越村に同し。松植立有り。

鰰引　此漁は八月より十月まで綟子網を以て夜中引漁なり。深き所引ときは一尺四五寸の高き足駄をはき兩手に重き杖を突き終夜引漁也。先年重く御制禁也、細なる魚を取るゆへなりと云。寛保二戌年許すと云、足駄は深さへ春の届ぬゆへにはくなり。至て强き漁なり。

大崎村

（舟越村の寄郷、天王村一里余東の方。舊記には延寶年中一村になりと有れと間違なり）

【舊記】高七十七石　免三ッ五分　田水堤　家三十戸　人百六十三口　馬五十頭。

此村元天王村の枝郷、延寶年中別村となる。産神の宮あり、村中植立の松林あり。

【新集】　此村寛永八辛未年一村になり御黒印を賜ふ。地形天王村と堺なしと仰せられたれとも寛政二年より地堺定まる。

高百石四升六合　但屋敷畑高共に　免三ッ五分　寛政二庚戌御竿。

田水堤三ヶ處

上樋堤　縄手行間百八十間 上留九尺　下敷四間 高さ五尺

中樋堤　行間五十五間 上留四尺　下敷二間 高さ二尺五寸

下樋堤　行間八十五間 上留四尺　下敷二間 高さ二尺五寸　右三ヶ處蓮沼請堤　高七十六石九斗餘水元。

右之外屋敷畑高追々出高。

惣刈二萬二千二百五十刈　但し三手打十把一束。

家三十六軒　人百八十五人内百十五人男 内七十人女　駒三十八匹。

社地三ヶ處

諏訪鎮守祭日八月廿七日 社地三十間 四十六間 松雜木あり。　伊勢、鹿島。　右二社諏訪に同殿なり。

村中植立の松林有り。正徳六辛卯五月御札になる、御制札有り。

掟

大崎村松林西は狐森吉田堤南は藤助長根谷地限り東は關根北は屋敷堺迄松林に取立置候間下枝たりとも剪取るへからさるものなり

梅津藤太夫　花押

正徳六年五月　日

當村と新關の間二里餘の平野にして東北は潮をかゝへ西南に長根有り。田地に宜き地也と云とも水元なし、時に天保三辰年より養蠶御取立に付き桑植立て、天保年中より止む。其後渡部惣治畑に開村中配分す。大久保新關にも畑を開き麥を作す、間々へ桃を取立て産とす。

産物　眞桑瓜、西瓜、桃、麥、湖漁。

【舊記】拂戸村

福川より一里南。此村八龍湖より魚取りて產とす。

高百九十六石九斗四升　免六ッ成　田水堤　家居七十戶　人三百五十口　馬二百頭。

社地虛空藏、伊勢雜木あり　峯玄院、金川洞泉寺末、平僧地加藤久三郞開基と云。

小松正之進　社家なり、伊東大和が下社家なり、出火ありて系圖古記を失ふ、殘處の古書二枚あり。

此家慶長以前より肝煎なりと云。古書秋田實季の自筆なりとて、

ふつと舟越りやうばのいて入仕るふつと村の者申分をきゝわけ候前々の如くにりやう可致もの也

慶長六年四月五日　實季判

ふつと村百姓中

ふつと村舟越村りやうばにさかへ有之由舟越村のもの御公儀ぇ申上候處にふつとのものさかへも無御坐よしを御公儀ぇ罷出たかへにつのり候節ふつと村之申處きこしめしとゝ

けられ候巳來先々の如くりやう可仕にて候後日いろん有ましき候段墨附渡可申由御意に候間一書如斯に候もの也

慶長六年四月六日　　秋田右近判

大高又兵衞判

ふつと村　勘助方へ

〔新集〕拂戶村　舟越寄鄕、驛場。

福川へ一里餘　本馬三十六文　輕尻廿四文　人足十八文。

天王へ一里十一丁五十二間　四十三文　輕尻廿九文　人足廿三文。

船越へ一里四丁二十間　三十六文　輕尻二十四文　人足十八文。

此街道は先年萩の山下タ通りなり、文政十亥年御渡野の節谷地へ繩手を築立往還とす。

高二百三十石八斗四升四合　屋敷畑高共に

免

田水堤十五ヶ所

舟橋堤　繩手行間百六間　高さ三尺五寸　下敷二間半　折回り行間百五十六間　高四石四斗九升餘水元

白城堤　行間百八十間　高さ四尺　下敷三間　同二石九斗三升七合水元

登田堤　行間二百九十間 高さ四尺五寸　下敷四間　同十八石三斗七合水元

關間堤　行間百四十二間 高さ四尺　下敷三間　同五石七斗一升餘水元

遅作堤　行間七十六間 高さ二尺　下敷一丈　同二石五斗一升三合水元

尻深堤　行間二百四十間 高さ四尺五寸　下敷三間　同三石九斗六升五合水元

宮田堤　行間百廿四間に百廿八間 高さ三尺　下幅三間　同四石七斗八升二合水元

富田堤　行間百廿六間 高さ三尺五寸　下敷三間　同十四石八斗八升一合水元

嶋田堤　行間二百二十間 高さ四尺　下敷三間　同二石三斗九升四合水元

苗代堤　行間二百六十八間 高さ四尺五寸　下敷三間　同二十三石八斗九升水元

大堤　行間四百五十間 高さ七尺　下敷五間

開苗代堤　行間三百卅間 高さ三尺五寸　下敷三間

六小屋堤　行間二百六十間 高さ六尺　下敷四間　右四ヶ所高五十一石八斗餘水元

新大堤　行間四百廿四間 高さ五尺五寸　下敷四間

舟橋出水懸り　同五石九斗二升餘水元

新堤　大柳通り往還繩手。弘化元甲辰七月 男鹿中より寄人足二千人集め成就す

惣苅五萬八千六百刈　但三手打十把一束

家數六十三軒　人三百一人 内百八十人男 内百廿一人女　駒四十六疋。

神社四ヶ處

虚空藏 鎮守祭日三月十三日　伊勢　金毘羅 天保年中小松氏新に建立す　八龍 石祠湖端にあり

寺院峯玄院 禪宗。平僧地、金川洞泉寺末。加藤久三郎と云者開基と云、今勘兵衛となる 號圓通山と、屋敷

小松對馬正　社家、無掠なり。脇本村伊東但馬頭下社家。

○年々七月朔日字處小深と云ふ處に寄合の角力あり。近年其地田地に開け候以來弘化二巳年より萩山に有り、大に賑々敷俗に豐作角力と云。

餘勢

張切前網六ヶ所、後網四ヶ所。

此網は慶長年中より株持の獵也、今株賣買あり。場所の出入り舟越村と年々諍論いたし、文化十三子年前網六ヶ所は砂子崎、茨島より下蛇川村澤山、奥馬場目山兩山谷合を目當て、後網四ヶ所は舟越村羽黒山より鹿渡村寺林目當に杭下す事に極ると云とも年々勞煩やます。時に弘化三丙午年大論に及ひ、翌未年公裁に依て後網四筒は其村の地堺より杭下し網を懸け渡すことに極ると云とも、迷惑形押して願立に付同十月中右四筒以來漁いたさす、舟越村八郎堂の下張切諍り錢高より一割半取る事に相極る。

氷下網　湖漁　羽抜鴨　羽白鴨　七所笠　鞍替。

枝郷渡邊村　拂戸より半里餘北の方長根村とも云 文政九戌年より渡邊村と改といへり

此村拂戸村地形の内字處烏居長根と云、往古眞山一の華表ありと云。村の下タ通千軒谷地今田地になりと云往古より今戸、大川、一日市三ヶ村入會場處にて年々木屋懸致し干草、家萱刈取たり。田地に宜敷地にして先年より度々開發すれとも水元不足にして止む。時に文政五壬午年檜山御足輕惣治渡部氏、松野の組下なり鮪川村瀧頭の水元を見出し、分水して三ヶ年を經て同七申年堰筋全く成就す。今の引移り百姓共へ屋敷地を割渡し文政十二丑年開田成就す。

高三百九十一石八斗餘　年々出高有り。

免三ッ五分成より二ッ八分成まて。

田水瀧の頭分水川　堤一ヶ所間數詳ならす。

惣刈四萬千三百五十刈　三千打十把一束。

家數九十四軒　人數三百八十四人内百九十八人男 内百八十六人女　馬數三十九疋。

支郷濱村　家三戸、漁を業とす。

神社不動明王　祭日七月廿八日、寄合角力あり大きに賑ふ。瀧頭に宮あり、鮪川と兩村に祭るなり 追々此村にも宮建立有るへしとて村中に社地あり。三月廿八日にも神樂を奏す

寺院向性院　齊家宗。首川寶光院末、號蓮渡山と

此寺號は久保田小鷹狩の屋敷の内に先に不名山向性院と云寺有りと云とも廢寺せりと云。渡部より申し立此村に再興し、山號を蓮渡山と改めたり、蓮の字は郡奉行蓮沼の蓮を取り渡部の渡を取て斯く改めたりと云。當處へ引越の百姓はみな當寺の旦那也。開山百川村寶光院。

渡部惣治　元檜山御足輕、松野家組下支配

景眞　文政五壬午年開發初め、同八酉年正月十五日卒去、行年四十一歲。嫡宇吉若年のため甥の斧松を以開發引繼き文政丑年までに成就す

景國　宇吉後に惣治と改む、文政十二己丑年御旗元舊家近進並に被召立新知二百石を賜ふ。天保年中近進に被召立開發方を勤め弘化四丁未七月卅日卒す、行年四十一歲。法號柏庭院鄰岳宗茂居士

景　謙助家跡相續

渡部惣十郎　元檜山御足輕、松野家組下支配

景親　文政七申年當地へ引越、同十丁亥六月宏德院樣御渡野の砌り御小休み御本陣を勤め、文政十二己丑年嫡子斧松勤勞によりて御旗元舊家近進並に被召立新知二百石を賜ふ。七十年より三ヶ度明德館の養老會に被召出鳩の杖、眞綿拜領す弘化二乙巳年五月六日卒す。景德院海雲良壽居士

景政　文政十二己丑年開發取調役勤め莫大の勤功あり、依て天保七申年近進に被召立天保年中より上谷地開出す。天保十四癸卯年蒙上命松前へ渡り臼ヶ嶽より牧馬廿疋得て歸り男鹿盧ノ倉へ牧たり。海岸嶮岨なり殊に地狹くして成就せす安政三丙辰六月四日卒す。德叟院僊翁有降居士、行年六十四歲。俗名斧松と云、伯父景眞卒してより開發を引繼き幼年の宇吉を守り立一村を切り開き勤勞拔群也

渡部　蕏　景親の次男也。天保年中此地に引越し別家とす知行五十石にて分地す。身上未た定まらす

開發役所　渡部家の自分普請也、天保年中に建。

馬市　年々五月廿五日より廿七日まで七月〃五日より廿七日まで

酒造家あり、港町山王丸の出店。天保十三寅年より舟越村小太郎の株を求め當村に引移業とす。
○この村より近年千鰕莚を織り出す事夥し。
○此村薪乏し、田地澤山あれ共畑不足なり、草飼に難す。

【舊記】福　川　村　角間崎より半里東也。
高八十石　免五ッ二歩　田水出水又堤　家三十戸　人百六十二人　馬六十頭。
○角間崎、拂戸、福川三ヶ村の谷地あり、昔杉林にてありし。神雷木と云者とき〳〵出ると云佳木なりとそ。野の廣さ方四五里あらん田地に宜し、水原も有り堤を築けは能く水を保へし。里人此を思ふ事久しと云、惜むへき地也。今萱茂りて他村に刈、此村漁獵を家業とす。また船に便なり。肝煎代々傳へて舊家なり。
社地伊勢、山神、庚申、村の中に有り。
福昌寺　禪宗、天王自性院末平僧地なり。

【新集】福川
拂戸より一里餘、鵜木村寄郷。驛場、拂戸村鵜木村へつく、道法詳ならす。

高八十七石二斗七升七合内八十一石八斗六升四合 同五石四斗一升三合 田高 屋敷畑高　免五ッ成より三ッ成迄。

田水堤間數詳ならす。同一ヶ處嘉永三庚戌年寄人足にて築立て谷地の中に水の目林あり

惣刈二萬五千二百五十刈　三手打十把一束。

家二十七軒　人數百二十一人内七十一人男 五十八人女　馬十七疋内六疋駄 十一疋駒

神社　鎮守山神宮祭日九月十二日　社地八十三間、村の中に宮あり。

雷神、社地四七間　庚申、社地三五間　伊勢、社地五八間　諏訪、社地三五間。

寺院　福昌寺禪宗松原派、天王自性院末、平僧地　屋敷十三十七間

境内に石碑二塔あり、往古は此邊り杉山にて眞言天台の寺ありと云、天安年中大地震にて埋めたりと云傳ふ。故に石碑土中より出たり、梵守のみ見へて年月見へす。村の中にも二碑あり、是も土中より出たりと云。或說に眞山光飯寺は往古此村の杉山に有りと云、今の渡邊村の邊りに一の華表ありしゆへに鳥居長根と云。地震より眞山へ移りたりと云、虚實知れす。

〇此村薪炭乏し、畑一圓なし。餘勢湖獵、蘆、根木。

【舊記】角間崎邨　鵜ノ木より半里南。

高三百六十六石、元五百九石八斗二升と云　免五ッ五歩　田水堤。

家三十五戸　人百七十八口　馬六十頭。

社地　伊勢、稲荷、松林あり。

法性院（山伏除地）　村中植立の杉山、松林、竹叢あり。

【新集】角間崎　福川より八丁位北、鵜木寄郷。

高三百九十一石九斗八升二合（内三百七十一石六斗二升九合　田高／同二十石三斗五升八合　屋敷畑高）

免五ッ二歩三ッ成　明和二酉年御竿。

田水堤十一ヶ所

北井澤堤（縄手行間三十七間　敷幅二間）　高十九石水元

同　上堤（行間三十六間　高さ七尺）幅八尺　此堤より井澤堤へ水入るなり

カブ切澤堤四ヶ所、牛込澤堤一ヶ所　高二百十九石四斗水元

待　堤（行間四十一間　敷幅二間）　カドフ堤（行間四十一間　敷幅二間）　カブ切堤（縄手行間四十二間　敷幅二間）

菖蒲堤（行間四十四間　下敷二間）　牛込堤（行間五十四間　下敷二間）

椚澤堤三箇所、稲荷澤堤一ヶ所　高百十九石九斗水元

椚澤堤（行間六十五間　下敷二間）　同二階堤（行間四十七間　下敷二間）　同上堤（行間廿九間　下敷三間）　稲荷澤堤（行間三十一間　下敷二間）

殘高十三石三斗二升九合　文政十亥年より出高。

惣刈四萬八千五百五十刈　三手打十把一束。

家四十六軒　人數二百三十人（内百二十五人男 同百五人女）　馬八十二匹（内六十八疋駄 同十四疋駒）

神社　鎭守稻荷大明神（祭日十二月朔日）社地（三十八 六十間）　藥師、社地（三十四 四十間）　神明、社地（十七 十七間）。

寺院　寶勝院（山伏、除地、百姓家に雜居 鵜木村大寶院別院と云）屋敷間數不詳、號金峯山。

十王菴（齊家宗。寶光院の末）百川屋敷（十間に 十間）

境内に高さ六尺餘の石碑あり、土中より出たりと云。梵字見へて餘は見へす。

○此村通り筋先年より大惡道にて人馬甚た難澁す。時に天保十五甲辰三月官舍へ申立舟越、鵜木、中石、北浦右四ヶ村寄鄉ともに家並小石一駄つゝ中石濱より附け運ひ普請いたしたり。夫より能き路になる。

○村中に植立の松林あり。

○小左衛門と云者文政、天保の頃の肝煎なり。鄉山に松植立出精致勤功によりて郡奉行蓮沼仲より紋付の𧘕𧘔を賜ふ。天保四巳年米錢獻して郡方より二人御扶持を賜ふ、弘化元辰年借上になる。

○此村屋敷地卑くして田地に宜しきとて、嘉永二酉年村中申し合せ上へ申し立て五六丁北の方小高き山際へ引移る事に相極り、二三軒引移りたれとも不勝手なりとて成就せす。

【舊記】鵜木村　松木澤より三丁南。

高四百廿一石　免五ッ二歩　田水堤　家百十戸　人五百七十口　馬三百六十頭。

支郷堂村　養源寺禪宗。松杉竹あり

社地伊勢、稻荷、觀音松杉あり　大寶院山伏除地　村中植立の松杉有。

大淵平吉と云者先年系圖差上たるにより苗字帶刀免許、肝煎の下席たるへきよし。今男鹿開發方擔と云、他行して具に不聞。

○古城の迹あり、住居の者知らす。

【新集】鵜木　親郷。

寄郷　福川、角間崎、松木澤、本内、野石、福米澤、右六ヶ村。

驛場　中石村、福米澤村、福川へ繼く。里數不詳。

高四百六十五石三斗七升二合内四百廿七石八斗二升一合　田高　同三十七石五斗五升五合　屋敷畑高

免五ッ二歩より四ッ成りまで　享保十巳年御改正御竿。

田水堤十四ヶ所

頭堤縄手行間二十八間　中堤行間二十八間　分後堤行間三十九間　狐子澤堤行間二十間　新堤行間四十二間

右五ヶ所堤高三百七十一石六斗の水元。

鑄神澤堤行間二十間　高三十五石水元　堤澤堤行間二十間　高二十一石水元

苗代澤堤行間二十一間　高十五石水元　小堤六ヶ所縄手行間不同　高九石餘水元。

惣刈五萬五千八百廿刈　三手打十把一束。

家五十八軒　人數三百二人内百五十六人男同百四十六人女　馬百廿八匹内九十六疋駄同三十二疋駒

枝郷一ヶ村、堂村。

神社　稲荷鎮守祭式八月十日社地百二三十九間。杉大木あり。

觀音、社地十三六十四間　若木山大權現文政年中最上より勧請して宮建る　伊勢、社地間數不詳松杉あり　阿彌陀堂、社地十八五十一間

三峯山大權現文政年中郡方より山伏大實院へ命じて最上へ遣し守札を勧請して宮建立す。其の節猟りに小馬取られ村々より願立に付てなり

寺院　永源寺禪宗、松原補陀寺末屋敷東西三十間南北七十間杉林竹叢あり。號日向山と、枝郷堂村に有り。

境内に獻龍水の井あり、樋を以て往還に流し往來諸人の渇を潤し、下タ通りの田地この水にて耕せり

本堂の前に碑あり、土中より出たりと云。芭蕉の句あり。

雲折々人を休むる月見可南　　日向山。

往古涌元城主安藤家は田谷澤村桂源寺菩提寺の頃當寺は桂源寺の末山なりと云。安藤家滅亡に及ん

て桂源寺自然に衰微いたし今十王菴の如くになり、却て當山の末山となり道心坊のみ住せり。安藤家の位牌當山に有り。

十王菴鵜ノ木村に有り、永濤寺末 屋敷八間　十王菴堂村にあり同寺末 屋敷八間

大寶院山伏號珊瑚山、除地 屋敷間數不詳

○大淵平吉事、舊記に系圖差上たるによりて苗字帯刀御免と有れとも左に非す。三代前の平吉、笛の名人にて上に於て御能興行のときに被召出、賞して苗字帯刀御免なりと云。系圖武器の類今に所持す。文政十亥年六月宏德院樣御寺御本陣を勤め、天保年中より嘉永五子年迄鵜木、本內、角間崎三ヶ村の肝煎勤め、同六丑年死す。屋敷の內竹林にて餘勢少からす、嘉永元申の年より竹に花咲き實のり次第に亡ひて眞竹絶へたり、惜むへき事なり。村端の山の上に亡父の隱居所の迹あり、梅數百本植立、其の林の中に石碑あり。

萬代も曇らす照らす日の本のさかきにかけしかゝみよりして　梅本治喜丸。

○宇右衛門天保四巳年、同五午年村方困窮の者に米錢を施し、賞して郡方より二人御扶持を賜ふ。弘化元辰年借上になる。

○此村男鹿の一の富饒の村なり。家毎に竹林あり、又村方植立の松杉不少、農業に出精して湖漁いたさす。銘々植立持林廿四ヶ所。

○五升備藏あり、梁間二間半行間五間。

【舊記】松木澤村

本内より二丁南。元松野木澤村と云、今野字除く。

高百三十八石五斗　免六ッ　田水出水　家居三十戸　人百五十三口　馬五十頭。

社地伊勢、產神松杉あり　村中大竹あり。

【新集】松木澤　鵜木より三丁北。鵜木寄鄉。

高百四十四石二升三合内百二十三石九斗四升七合田高 同廿石七升六合屋敷畑高

免六ッ成り　正德元戌年御改正御竿。

田水堤三ヶ所

上堤繩手行間十九間 敷幅三間　中堤行間二十六間 敷幅三間　新堤行間二十五間 敷幅三間　右三堤高百廿一石五斗水元。

殘高二石四斗七合　出水懸り。

惣刈九千七百刈　三手打十把一束。

家十九軒　人數七十九人内四十人男 同三十九人女　馬二十九疋内廿四疋駄 同五疋駒

神社天照皇太神 鎮守祭禮九月朔日 社地 東西廿一間南北十四間　山王 天照宮の社地に有り　別當鵜木村大寶院。

○家毎に竹林あり、村中植立の松林あり。此村藻草編て山本郡へ運送して餘勢とす。

【舊記】本内邨　福米澤より五丁南。

高百六石五斗四升　免五ッ七步　田水出水　家居二十八戸　人百五十口　馬四十八頭。

社地伊勢　虚空藏 松杉あり　村中植立の松杉竹あり。

【新集】本内　鵜木寄鄉。

高百十八石八斗二升五合 内百六石一斗五升七合 田高 同十二石六斗六升八合 屋敷畑高

免五ッ七步より四ッ成りまで　享保十巳年御改正御竿。

田水出水懸り。

惣刈九千五百三十刈　三手打十把一束。

家二十軒　人數九十二人 内四十九人男 同四十二人女　馬三十一疋 内廿四疋駄 同七疋駒

神社　鎮守虚空藏 祭禮九月十三日 松杉有、社地 東西廿六間南北卅五間。

伊勢、唐松山　二社共虚空藏社地に有。

産物　七島笠、編藻草、菅。

家毎竹林あり。村中植立松あり。

【舊書】福米澤村　野石より半里南。

高三百十二石　免六ッ五歩　田水出水。

家居六十五戸　人三百六十口　馬百三十頭。

支郷　土鼻村。

福性院山伏除地　社地熊野古社、行基作又慈覺作の藥師あり、松杉銀杏あり

村中植立の松杉有、又大竹叢有。惣して男鹿は竹叢あり、村の益とす。竹に宜しき地也。

【新集】福米澤鶴木寄鄕　驛場鶴木村宮澤村に繼く。里數不詳。

高三百九石五斗七升五合内二百五十七石四斗八升二合田高
同五十二石九升三合屋敷畑高

免六ッ二歩成より五ッ五歩成迄　御竿年不知。

田水、出水懸り　地詰り高免の爲御當用より御助成として引繼にて三十二石被下たり。

新堤宮澤領にあり、嘉永元申八月男鹿中寄人足にて築立たり

惣刈二萬八千四百刈　二手打十把一束。

家六拾壹軒内五十二軒當所 内九軒支郷　人數二百五十一人内百二十四人男 内百二十七人女

馬八十三疋内五十三疋駄 内三十疋駒

神社　熊野山鎭守祭日七月十七日 寄合角力あり　社地四十八 三十間、松杉銀杏大樹あり。

神明宮熊野堂の 側にあり　三嶽、社地二十二 四十間

寺院　福性院山伏 除地號中央山、屋敷間數不詳。往古天台宗にて本山永禪院の本寺なりと云說あり、疑敷事なり。當院より永禪院へ旗二枚貸たる古書ありと云。

十王菴鵜木永 源寺末屋敷二 三間、高地。

支鄕土鼻村　家九軒、この村四季湖獵を業とす。家每活すありて𦩘、背黑を入置て魚不足の時は城下湊へ出して産とす。

社地相染堂、屋敷六 六間。

【舊記】野 石 村

秋田山本郡堺。能代道芦崎より一里南。砂山或は濱邊也。

高三百三十石　免五ッ五步　田水出水又堤。
家居百十戸　人五百十八口　馬二百五十頭。
支郷　中川村、八面村、葛ヶ臺村、追留村、菅根村寶永二酉年より山本郡になる大口濱田より開發村と云
極樂院山伏除地　社地八幡、伊勢。松杉有れとも風烈く育かたし、漁を業とす。

【新集】野石　鵜木寄鄉。

驛場

大口村へ二里餘　本馬六十四文　輕尻四十三文　人足三十二文
福米澤へ一里餘　本馬三十文　輕尻二十文　人足十五文
谷地中村へ二里十二丁　本馬七十六文　輕尻五十三文　人足三十八文。

濱境より釜屋へ二里十二丁廿間、中石へ八丁十一間、能代へ五里廿七丁十五間なり。
秋田郡山本郡境印濱に有り。此村往古野石宮澤村と唱へ候よし、寶曆三酉年より譯ありて野石と改めたりと云。
高四百二十石二斗七升八合内三百五十三石六斗一升六合田高同六十六石六斗六升二合屋敷畑高
免五ッ五步より二ッ五分形まで　寶曆三酉年御改正御竿。
田水堤十ヶ所

土崎堤　繩手行間四十二間　下敷三間　右二ヶ所、高五十七石六斗五升八合水元

同下タ堤　行間三十六間　下敷三間

牛澤奥堤　行間二十五間　下敷二間　右二ヶ所、高十五石二斗八升六合水元

同下タ堤　行間四十七間　下敷二間

大澤出口堤　行間三十八間　下敷二間　高十石一斗五升水元

武堂堤　行間二十間　下敷二間　高三石五斗八合水元

同下タ堤　行間十八間　下敷二間　高二石五斗三合水元

牛澤堤　行間二十一間　下敷三間　右二堤、高三石八斗九升水元

同下タ堤　行間十八間　下敷三間

猿川堤　行間二十五間　下敷二間　高三石二斗六合水元

關根出水懸り　高二百五十七石七斗一升五合。

惣刈六萬九千四百刈　三手打十把一束。

家百三十二軒但支郷ともに　人數六百四十一人内三百三十九人男同三百二人女　馬三百十匹内二百三十五疋駄同七十五疋駒

神社

八幡宮鎮守祭禮八月十五日野石村にあり　社地十五二十間

神明、社地五七間　不動、社地四七間　觀音、社地四五間

一龍、社地四十間（此社地に大樹あり享和年一本伐り臼に作る、伐者並に買たる者別當とも三人死たりと云、夫れより伐ることを禁す）　觀音堂（八幡堂の社地にあり、嘉永元年申の秋新に建立）

寺院

極樂院（山伏百姓の地野石村に有り）號七寶山、又夕鶴舗山とも號。屋敷三七間七升、下畑二七間一升四合、此當高四升二合。

十王菴（鶴木永源寺末）屋敷（三間二尺五間二尺）宮澤村に有り。

佐藤新三郎　亡父新三郎文化十二亥年より肝煎役を蒙り、先年栗田定之丞（久保田家士也）百三段荒谷村勝平の邊り松林を取立砂を止める。其後當所に來り下山の砂止めに取かゝりけれとも成就せすして止みぬ。新三郎引繼き成就す。下通りの谷地開發して田地とす、文政十一子年御竿入るゝ。同十二丑年勤勞に依りて郡方より五人御扶持をたまう、天保三辰年死す。其子太郎介後に新三郎と改め肝煎を勤め天保四巳年米錢獻れて同六乙未年賞して帶刀苗字を免許す。鄉山松數十萬植立に付郡奉行蓮沼仲より紋付の羽織社杯を賜ふ。其子英八肝煎見習なり。

久三郎（佐藤氏）　文政十亥年宏德院樣御渡野の砌り御晝所御本陣を勤め、天保四巳年米錢を獻して居下屋敷除地に免許す。

支鄉四ヶ村

宮澤村　家五十八軒。

五明光村（往古葛藁と云。湖端を五味江子と云故に五味江子村と名たりと云。近來五明光村と改む、當所田地の字を葛田と云、川端の村居にして田地眞中にあり、家小高き岳にあり）

家十一軒。

社地　稲荷（祭禮九月十日）別當極樂院。

當社は西方金左衛門と云者の氏神なり。同人事往古淺内村の内黒岳と云處に住す其頃の氏神なり、何時の頃か當地に移住す。年經て或夜の夢に曰く、予は黒岳に有しときの氏神なれとも、汝同所出立の後はゆかりの方に是迄に祭られたれとも、今に至て眷族も多くなりしゆへ汝に分け遣すによつて以來氏神に祭り呉れよとの告あり。依て一宇を建立す。毎月十日赤飯を亭主直に焚き獻すれは一刻も過さるに無くなると云、今に至る迄左の如し。婦人または火の差合の節獻すれは其の儘にありと云ふ、亭主直語なり。時々不思議を顯すゆへに郡中中合一村の鎭守とす。

鈴木佐仲　社家除地、北浦村紀丹後下社家なり。近年能代町祭禮に頼れるに付き嘉永元申年より能代惣丁より二人扶持、別當より一人扶持附られたり。其詮は山本郡に神家無く山伏はかり斯致したりと云。

八面村　澤入の村居なり、田の字を八面澤と云。家十三軒。

社地　八面荒神（祭禮三月六日七月十五日、寄合の角力あり。當社先年より東澤と云處にあり、嘉永元申年今の地に遷座す）社地十五十三間、別當極樂院。

猿川村　（海邊の村居なり。先年濱中村より移りたりと云、ゆへに此村北浦村雲昌寺常在院の旦那なり、難破船を本郡に告るを役とす）

家九軒。

神社　乳八幡宮祭禮十月十五日　社地十五間、別當同院。　山王。

余勢

高網　又は天谷と云、鯛、狩魚引上る網を云。正徳年中能代清助町八十郎と云もの、始めて糸網を仕立て能代濱に於て沖へ網を下し引上たれとも不獵にて益なし。両三年を經て宮澤濱天谷ノ濱と云所に小屋を懸け、天氣を見合せ網を下し引上たれは大漁なり。夫より年々此所に於て漁致したりと云ゆへに天谷と名付け、又網の多く出すかゆへに高網とも云。隈網とて櫻の頃最中なり。

引網　初春湖の氷解けるを待て引く網なり。悉く糸網にして鮒、潮黒を第一とす。此獵他村に稀なり。當所領の湖を、土鼻崎を抱へ入江なるゆへに魚苗代と唱ふ。彼岸の頃濁りを汲むとて數十艘あつまり籠又はたもを持て鮒を汲み上る事年每にあり。誠に夥敷事なりと云、是れ不思議なり。

蜆貝　當所の濕端は赤砂のためなるゆへに赤貝にして殊に大きく名品なり。時々上獻す。

海老　他村にも獵すれとも當所は大産にして國中に充つ。八月の節より卯の木芝家每に數百把幾重にも湖へ沈め、翌日一把きりに舟へ引上けほろく。大獵のときは一把に一升五合位あり、氷りの滿るまて業とす。其芝數大家二三千把より分限去十沈めをくなり。秋より冬迄漁する事數百石なり蒸して賣買す。冬氷の下へ沈めをき明春氷り明を待て取上るなり、是春蒸と云。卯の木新きを上とするゆへに年々古柴へ新き芝を交るなり、當業はかりにては海老泊まらすと云。故に當所並に

近村の畑頭へ植立をくなり。

松釜木　防風　海湖獵　馬家毎に駄を飼ひなき年々二すなは出事德村にまされり

○村中植立の松林數十ヶ所、銘々植立の松林四十二ヶ所あり。此村天保の頃まて薪乏くして濱の寄り木を拾ひて餘勢とす、近年松の枝葉を取りて薪充満す。又々濱の砂止にクミ柳を取り立て廣大也。其余勢も少なからす。

文銀平日　七匁四厘　湖役

文銀平目　五十一匁三分三厘　海老筒役

文銀平目　六十五匁七分三厘　高網役。

○驛場御助成として郡方より米十二石賜ふ。弘化元辰年御借上になる。

○天保年中當濱へ鹽釜立をかれし跡あり。養蠶方役所の迹もあり。郷中備藏あり。

○山本郡芦崎村の內大谷地村、追留村往古此村の支郷なり。六川より薪流木のときは大谷地邊に寄上り時々村方に迷惑す。時に享保年中山本郡芦崎へ渡たりと云。

絹飾　巻之二

鈴木重孝著

【古記】涌本村

從舟越一里四丁余南の驛、北浦へ三里廿二丁餘、金川へ一里十丁、天王は前に記す。

高三百三石三斗　免六ッ二歩　田水澤水。

家居百五十戸　人七百八十口　馬二百頭。

支郷芦野倉村高なし、塩竈を業とす。今なし。

社地　天神、伊勢、外に小宮あり。宮毎に松杉あり。村中植立の杉少しあり。

本明寺、大龍寺、寶物に龍毛の拂子あり信僞しれす。萬行寺、右三ケ寺禪宗松原補陀寺の末。

善法寺一向宗　大聖院山伏除地　伊藤大和正、社家。

古城五郎友季居すと云、天正年中秋田實季と合戰して亡ふ。道心菴ありて友季か位牌あり大平城と

云、今四百間餘缺たり。八英の梅十丁程奥ク田の邊りにあり、昔友季か家士屋敷の迹ありとぞ。村にゆかりなし。

天王の祭日に用る五郎か植たる竹あり、今もこの竹を用ゆと云、除地なり。

【新集】親郷脇元　寄郷。飯村、大倉、飯森、浦田、樽澤、百川、北浦、仁井山、右八ヶ村。

驛場

舟越へ一里四丁二十間　本馬三十六文　輕尻二十四文　人足賃十八文

天王へ一里十丁五十二間　本馬四十三文　輕尻二十九文　人足賃二十二文

金川へ一里十丁四十八間　本馬四十二文　輕尻二十八文　人足賃二十一文

北浦へ三里二十二丁　本馬百十六文　輕尻七十七文　人足賃五十八文。

明和六丑年より北往來四月朔日より十月晦日まで驛場被仰付、寒風街道往來中難澁のためなり。依て御助成として御普用より米七石被下置。

文政九申年十月の往來難澁相願上け三月朔日より九月三十日まで被居置、御助成として五石被下都合十二石拝領す。十月朔日より二月三十日まで揚戸道りに勤む。

金川へ浪荒き時は山道あり。昔生鼻崎難澁なるゆへ山路往還なりと云、此道を俗に天下道と云。御渡野の節はこの道を通りなり、故に名とす。

高三百二十二石一斗二升五合、内三拾壹石四斗一升三合捨高。

兎六ツ二歩成より三ツ五歩迄　寶暦四戌年御定。

田水堤十三ヶ處

千莇田堤三ヶ處なり。

上　堤　縄手行間二十四間數幅二間回折間七間數幅一間　　下　堤　縄手行間十六間數幅二間回折間十七間數幅一間

上田堤　縄手行間十六間數幅二間回折廻り三間數幅二間　　右三ヶ所高十三石二斗六升水元

狹間田堤二ヶ所　　高二十四石七斗三升八合餘水元。外に飯村高の内三百二十石餘の水元なり。

下タ堤　縄手行間八十間數幅三間　　上　堤　行間四十八間數幅七間餘

上野傳左衛門堤　縄手行間三十九間幅三間高さ八尺　　高十四石二斗五升水元

越場堤　西縄手行間五十六間數幅一丈九尺。中縄手行間八十間數幅二丈五尺。東縄手行間九十八間數幅一丈九尺　　高十四石一斗二升一合の水元也

梶　堤　縄手行間二十六間數幅三間　　高十三石二斗三升七合水元

中野堤　縄手行間四十八間數幅三間　　高十五石四斗六升九合水元

石館堤　縄手行間五十二間數幅三間　　高二十九石八斗三升四合水元

船路堤　縄手行間五十間數幅三間　　高二十石五升四合水元

源之助堤　縄手行間六十二間數幅四間　　高六石三斗七升五合水元

大　堤 縄手行間百三十間 數幅二十三間　高五十四石一斗八升六合並に飯村飯森高の水元なり。

澤々出水懸り　高五十五石七斗八升九合。

屋敷高畑高二十六石九斗三升

合二百八十八石七斗一升三合。

惣苅

家百六十軒　人七百六十三人内三百十四人男 同三百七十二人女　駒百二十二疋　穢多一軒。

神社　天滿宮鎭守祭禮三月二十五日 社地七十間 九十八間　茶山花社の前面にあり高さ二丈餘古木なり。昔友季い庭木たりと云ふ

神明、社地五十九間 七十間　稻荷、社地二十二間 二十四間　白山祭禮七月十九日 寄合角力あり 社地三十八間 十八間　相染、社地二十五間 二十三間

寺院　本妙寺禪宗 桂瑞山と號、屋敷十五間 三十五間　萬境寺禪宗 龍玉山と號、屋敷十七間 二十二間

大龍寺禪宗 海臟山と號、屋敷十六間 二十四間

寺の後庭に杉大木あり、親杉と云。木の木に池あり、龍の井と云。往古この寺女川より移りしと云此池も一夜の間に出來（うつり）たりと云。代々の住持伽藍相續のとき龍神へ授くる血脈も傳授せりと云、旱魃の時血脈を此池の中へ入れ雨を祈るに印あり。近年側へ龍神堂を建立す。拂子有、龍の毛と云。弘化二巳年住持願主となりて當村より北浦迄往還へ三十三碑を建立す。

西念寺淨土宗、久保田光明寺末 脇本山と號、屋敷十二間 十四間　善法寺一向宗、久保田西善寺末 洞照山と號、屋敷九間 十九間

大正院[山伏百姓地]花頂山と號　十王菴。

伊東但馬　社家、神明の神主職。下社家拂戸小松對馬

往古村の西端れに居す、近年今の地に移ると云。屋敷の內に天王祭禮用の竹叢あり、年々六月四日社人來りて竹五本へ印を付け祈禱あり、二夜三日の內に枝葉繁茂す。同六日天王村三番統人剪取り來神前に備へ、翌年統人の家へ一本ツヽ勸請して尊敬す。此竹藪の地は安藤五郎友季より天王へ寄附したりと云。今は除地なり。

神主所持の古書左通。

男鹿脇元村天神宮のこと

一天正十九辛卯年安倍實季公御造立御棟札有今ハ棟札ソレヒ無候延寶五年御當領神社御調ノ時迄年號名乘能見得候右下書處持仕候

一承應三甲午年願主眞崎兵庫殿御再興ノ棟札御座候此トキ駿河殿屋敷ト申處へ移申候

一寛文十二壬子年同人再興ノ棟札御座候右ハ社下中段ト申處へ移コノ時實季公ノ棟札兵庫殿へ掛御目ニ候

一元祿十三庚辰年當兵庫殿御願主ニテ上葺ノ時分棟札御座候

右當山ハ古來御城主ノ鎭守御座候由申傳候實季公御本丸南山上ニ御立被成候此山段々崩申候テ實

殿之土手際迄崩レ社堂海へ臨掛罷有候承應二年二月初メ社頭ノ北ヨリ東西二三尺程南方へ裂申候村中驚キ惣人數出候テ同二月廿六日御社拜殿共ニ一日ノ內ニ仕舞申候テ北ノ方駿河殿屋敷ト申處へ移申候右山々裂候處ハ西ハ赤平ト申脇ヨリ東ハ大戾リト申海邊ノ山五六丁四方大木林共ニ南山崎海へ崩レ落申候則御本社拜殿取仕舞候テ駿河殿屋敷へ移シ御神體ハ別當ノ處へ安置仕候右之趣兵庫殿へ御披露仕候得ハ御家來衆被遣御見分之上則御願主ニテ承應三年御宮御建立被遊遷宮仕候

一當山之名ハ大鼻山ト申候

一御神體ハ御作ノ由申傳候得共誰作ト申儀不知候

一實季公以後迄モ每年三月八月廿五日祭禮牛王獅子嶋中相廻申候故獅頭ハ今ニ御座候其以後嶋中段々年々困窮仕リ牛王獅祭禮中絕仕候然レハ御公儀樣奉始皆々御存之通リ近年嶋中不作惣御百姓迷惑ニ奉存此祭禮ヲモ再興仕リ先年之通リ牛王獅子嶋中相廻リ申度旨存企奉及御訴訟候其段ハ訴狀ニ委細申上候

年號月日は無し、紙性は今時の美濃位の紙にて至りて古く相見え申す。

古城跡　天神堂四五丁山上にあり、安東五郎友季居すと云。其地は今に至るまて草木生へす。社の北の側に家中の居宅の迹土手井戸の迹數ヶ處あり。慶長年中野內氏、石井、忍、北條、菅生、完戶、佐谷、和田、秦、大森、平澤、右の類族四十一騎この地より北內十二處町上段と云處へ移りて御當家の御家士

になりしと云。

郷中備蔵　東の方村の外れにあり、寄郷中の凶作備米を入るゝなり。文政年中立。

彦兵衛（下間）氏　親鸞聖人直筆の名號處持せり。昔加賀騒動の時、西勝寺と云菩提處の供いたし當處に下り一寺建立す。慶長年中御遷封の節久保田へ移り住す、寺町西勝寺是なり。依て彦兵衛か一類當寺の旦那なり。

名號、表は　南無阿彌陀佛　裏に　因位果上之名號　本願寺釋從如（花押）

副書左之通り。

極　書

六字之御名號　惣高さ七寸三歩

高祖師聖人御眞毫に而毛頭無疑ものなり

享保二年辰初秋中旬　從如　花押

○茶の水　北の方三丁位山際にあり。安藤家の茶の水なりと云、故名とす。當處井戸水惡くして此水而已呑用とす。

○御初鳥御野馬有。

○馬諍　男鹿中の駄駒を諍場當處なり。先年は御諍のために村方迷惑形申上け他村へ移したきよし願上けれとも御取り上け無く勤來り、今に至りて馬數も多く他所より多人數入込み庭賃を取りて村の益となる。

○市場　七月十二日、十二月廿五日二ヶ度あり。先年より他商人の市役を集め市神祭りの料とす。天保十五辰年より村中觸れて諍札致させ鄕中の入錢として諸拂の足日とす。

○村中植立雜木林二ヶ處有、字處稻荷山、カフツ池。

○產物　海スゲ（名産なり、近年不足せり、他村になし、弘化年中より本庄領三森木の浦、湖越邊の海より刈取り製するもあり）　カギ貝　心太草　芹。

【古記】飯　村

元一村にして村居宜（ママ）しと云。何時の頃か村散のことありて家二戶あれり、止こと無くして浦元の支鄕とす。今少し家增と云。

高四百二十五石六斗三升、元高を以て記す、減高ありと云　免五ッ二步　田水堤。

社地　伊勢、八幡　杉あり。

小山田庄左衞門か末葉にて小百姓あり、庄左衞門と云。淺野長矩沒落の時大石内藏之助に組して敵

討の連判に加はる。良雄、庄左衛門に金子二百兩を持しめ刀を求めんことを云ひ含めしむ。庄左衛門其金を得て忽ち慾心を生す、缺落して此村に住す。大野九左衛門か由緒の者と來りて大野は久保田に出て町醫となる、小田島と云よし。庄左衛門今困窮す、不忠何ぞ後榮あらんや。里人これをサミス、聞人これを惡むと云。

【新集】　脇本寄郷。

高三百八十三石五斗七升五合内三百七十七石六斗三合田高同六石三斗一升二合畑屋敷高

免五ッ六歩成より四ッ成りまて　寶暦六年年御竿。

高一石五斗七升六合、寛政七卯年起返り　同九石四斗一升二合、天保十三寅年開高。

田水堤四箇所

地　町　堤　繩手行間三百卅間幅布十二間　前谷地堤　繩手行間六十間幅布三間折回四十間幅布三間

大　　堤　繩手行間百卅間幅布卅三間脇本飯森三ヶ村水元　高二百八十九石七斗七合右三ヶ處にて水元なり

苗　代　堤　繩手行間三間十間幅布八間　高四十五石五斗水元

上關掛り高四十一石四斗五升六合。

惣苅六萬千百刈、三手打　家七軒　人三十二人内十八人男同十四人女　駒四疋。

神社　八幡、伊勢、別當南平澤大學院　十王菴あり。

○當村は御遷封後眞崎家に開發す。其時脇元村加藤與治兵衛と云もの注進申上ヶ浦元地形へ開發す、其故野帳は永久浦元へ預けをかれ御墨印は當村へ下置る、脇元と地形に堺なし。其後凶作にて潰家多御墨印を守護すへきものなし、浦田、樽澤兩村へ當分預けをかれ近來飯森村へ御預け一村取扱被仰付。天保十三寅年故有て脇本村へ當村肝煎被居置、御墨印飯森より御引上け御渡す。それより連綿して脇本村に勤むるなり。

大倉村

【舊記】に飯森より半里北、村中植立の松杉あり。

高百三十四石三斗六升一合　免五ッ五歩　田水澤川。

家居二十戸　人百十五口　馬四十頭。

社地　八幡、觀音　松杉あり。

岩倉村寶永五子年潰村となる、大倉の支配とす。高少しくありて大倉に入る。毘沙澤村延寶五巳年同斷、高六十五石、免四ッ八歩、家五戸。田谷澤村延寶元年丑年潰村となる、高百八石三斗九升四合、免五ッ二歩、家三戸。

【新集】　脇本寄郷。

高百三十七石五斗一升七合内百三十石五斗八升八合 田高 同六石九斗三升四合 屋布畠高

免五ッ五歩成り　享保十一午年御竿。

田水堤三箇處并出水掛

入水ノ澤堤 縦手行間四十八間 幅布四間　高八石七斗三升五合水元

水上堤 縦手行間十三間 幅布三間　高一石九斗二升五合水元

苗代澤堤 縦手行間十八間 幅布四間半　高三十六石一斗三升水元

大堤并出水掛　高八十三石七斗九升八合。

惣苅支郷分共五萬七千六百刈　三手打。

家三十一軒　人百五十三人内八十九人男 同六十四人女　駒二十六疋。

神社　馬頭觀音鎮守祭禮 三月十七日　神明、稻荷、金毘羅堂右三社とも觀音の社地にあり。松杉雜木あり　十王堂あり。

○村中植立林あり。字處岩倉水の目一箇處、附人植立林十四箇處あり。

○產物　甜瓜、壁、大竹。

支郷田谷澤村　御堪印村、慶長年中大倉村へ加郷になる。

高百九石三斗六升二合内百七石三斗四升六合 田高 同二石一升六合 屋布畑高

兎五ッ二歩より四ッ五歩成まて　享保十一年年の御改正御竿。

田水堤三箇所並出水かゝり。

念佛車堤 縄手行間四十八間 幅布四間　高九石一斗水元

苗代澤堤 縄手行間十七間 幅布三間半　高二十二石五斗水元

坂　澤　堤 縄手行間右同斷 幅布同斷　高五十石三斗三升水元

大堤並に澤々出水掛　高二十五石四斗一升六合。

惣刈大倉に加へる。

家十軒　人四十八人 内二十七人男 同二十一人女　駒六疋。

神社伊勢　鎮守御祭禮三月十六日。

寺院桂源寺 禪宗、松原派鵜木村 永源寺末、平僧地 號善向山と。

往古脇本城主安藤五郎友季の菩提處なりと云、友季の位牌今にあり。鵜木村永源寺は其頃當寺の末寺なりと云、友季滅亡の後衰へて永源寺に屬したりと云說あり。

附人植立林五箇處。

○當處は慶長年中潰村に相成り、隣村大倉村へ加鄕仰付けられ御墨印御預けなされ、其後大倉村喜右衞門弟引越し御高守護いたし、年經て家四五軒に成り、元文年中一村立に相成り度由願ひ上けれと

も大倉村に拒んで濟す。其節大倉村より御高書上候寫左之通り。

覺

當高百三十四石四斗三升六合　家數十七軒　大倉村
同高六十六石一斗二升八合　同　四軒　毘沙澤村
同高百八石三斗九升四合　同　四軒　田谷澤村
内二軒　先肝煎喜藏代大倉喜右衞門弟爲引越候
同二軒　右二軒より別家の由

元文元年辰七月　大倉村　肝煎長名百姓連印

御代官吉川十左衞門殿

如斯由緒の村合のこと故別村のことは叶はせられす元の如し。其後度々願ひけれとも御取上けなし。然るに弘化年中仁左衞門、仁助、三助等先に立ち強く願上候處同四年丁未十二月中地主郷に被居置、着服肝煎同様と被仰付候。

支郷毘沙澤村　御黒印村、大倉へ加郷。

高六十三石四斗三升二合（内六十石四斗九升七合　田高／同二石九斗三升六合　屋布畠高）　免四ツ八歩、享保十一年年御竿。

田水堤三箇處

新　堤　縄手行間四十三間 布幅四間　高十三石八斗五升水元

瀧ノ澤堤　縄手行間五十間 布幅四間　高十五石三斗五升水元

水澤堤　縄手行間四十八間 布幅四間　高十三石八斗三升水元

大堤並出水掛り　高十七石四斗六升七合。

惣苅大倉へ加る。

家一軒　人四人内二人男 同二人女　神社毘沙門堂、祭禮三月三日　植立林一箇處。

支郷岩倉村　御黒印郷潰れ村、其地へ栗林植立岩倉林と云ふ。大倉村の郷山なり。

神社　不動祭禮三月二十八日　鹿島、山王　雜木林有り。

○寒風山　絶頂に藥師如來の石像安置す、佳景本山眞山に等し。馬上に登るによし。樹木一圓なし、西北の方半フクまで悉く石なり、故に石山とも云ふ。麓の村々石切りて業とす、昔寒風の石は堅くして刄ものきかすとて誰も切らすと云ふ。文化年中より切り始めたりと云今は大産なり。此山の石は氷に割れることなし、城下、湊は悉く珍重す。

○地震供養塔　寒風山前山梨木臺と云處にあり。文化七年庚午八月廿七日晝大地震にて男鹿中潰家多く、潰れ死もの百六十三人怪我人夥しく、山崩川浮上け地裂け田畑損す、前代未聞の騷動なり。御救助のため御將者下し置かれ、外に米二千石錢八千貫文被下置候。潰家へ錢六貫百五十文老若男女無

差別米壹俵ッヽ、半潰は四貫百五十文、米二斗七升ッヽ拜領す。死亡追善のため石碑御建立同十月二日御供養、導師松原補陀寺全長和尚へ被仰付候。男鹿中の禪家集り大施餓鬼供養あり、誠以て難有御事に候。

天樹院樣より御直書を以被仰出候御書の寫。

飛脚差立候ニ付一筆申達候抑八月廿七日男鹿大地震の義當四日立の飛脚申越十二日着承之誠以驚入何共申樣無之存候右ニ付村々潰家及半潰れ死人多く並に怪我人夥布候由大變の事に候右に付醫者三人早々遣候由何卒々々怪我人全快致し候樣希處に候何分手厚に取扱候樣可致候右承り候而は多分出會等も些延引も可致やの趣大和え内々相尋候處先見合にも及申間布申聞候間出會も同席等は勤之事故出申候承り候より晝夜地震之事而已心に離れす何も手に付不申相案候我等存慮の趣き能々役人共並に一統へ聞き候樣致度候呉々も手厚の取斗得專一に候。

右御書九月十六日御飛脚を以年寄中へ御下被爲遊御寫以被仰知候由乍恐難有奉存候。

高サ四尺五寸

變死亡靈供養塔

巾一尺四寸四面

左右戒名、後文化七庚午十月二日建之とあり。今に至るまで地震死亡の年忌は此處にありて本塔を建立す。

○石山權現　寒風山の傍西の方瀧川通り道の側にあり。

○古玉の池　往古此池龍女住したりと云、今荒れて水溜らす。龍女新玉の池へ引移る時の道あり、今に草生へす。

○京の町と云處に庭石に用る雅石澤山なり。

飯森村　脇本村寄郷。

【古記】に曰、中石より涌元に出る、涌元より十一丁北。

高三百六十石　免五ッ七歩　田水澤川。

家居三十戸　人百六十口　馬七十頭。

社地　伊勢、八幡、稲荷　杉雑木あり。

寶泉寺（禪宗、松原補陀寺末）　大善坊（山伏除地）

【新集】

高三百五十六石七斗三升三合（内三百四十六石一斗三合 田高 / 同十石六斗三升 屋布畑高）

免五ッ七歩より三ッ七歩まて　享保二酉年御改正御竿なり。

田水堤二箇所、外に寄合堤一箇處

延命寺堤 縄手行間四十六間 布幅五間三尺餘 同御本田堤 同行間百六間 布幅四間 大倉大堤 縄手行間百三十間 布幅二十三間。寄合堤

高三箇處にて二百九十五石一斗六升。

岩堤 縄手行間六十二間 布幅七間 高五十石九斗四升三合水元。

惣苅六萬四千三百刈 三手打十把壹束。

家二十軒 人百一人内五十一人男 同五十人女 駒二十三疋。

神社 稲荷大明神 鎮守祭禮三月十日 社地東西十三間 南北十二間、松杉あり。

神明、社地十三 廿七間。 山王、社地十六 十三間、同斷。

○附人植立林六箇處有、家毎竹林あり。

浦田村

【古記】に百川より五丁南。高百九十八石一斗七升五合 免六ッ成り 田水堤 家人馬本書になし。

支配郷鯖ノ澤村 大保田村 家十戸内五戸浦田支配、同五戸樽澤支配。

社地 伊勢、観音。松杉あり。

【新集】 當處脇本寄郷。

高二百九石一斗七升一合内百八十三石四斗一升一合田高同二十五石七斗六升屋布畑高

免六ッ成より三ッ七歩まて。

田水堤四箇所並澤々出水掛り

堂ノ澤堤　縄手行間五十二間布幅九間　高八十石八斗五升水元

伊勢堂堤　縄手行間七十四間布幅三間　高二十一石一斗五升水元

菅ノ澤堤　縄手行間五十間布幅三間　高二十五石二斗五升水元

丸森堤　縄手行間百廿八間布幅四間　高三十石一斗三升水元

新　堤　間数不知〇天保十三寅年男鹿中寄人足にて築立。御日雇として人足一人に付銀四分三厘ツヽ下さる。右は四ケ處の堤に一年々水不足いたし候に付願申上け村の中え築立て候

澤々出水掛り　高二十六石三升一合。

惣苅四萬六千七百苅　但し三手打十把一束。

家五十二軒　人二百三十一人内百十九人男同百十二人女　馬五十四疋内十五疋駄同卅九疋駒

支郷　鯖澤村、大保田村　樽澤村と當處と村中に堺あり。

餓鬼石村　村の中に高さ七八尺の大石あり。石の上に小さき足の跡ゝあり、故に名とすと云。天樹院様御渡野の節御覽あらせられ、昔は石か和らかゝ又に餓鬼に力ありてのこと哉と御笑ひ遊ばされたと云ふ説あり

神社　觀音鎮守祭禮三月十七日　社地二十六間二十七間、雜木あり　熊野山大權現、社地三間、右同斷

神明、社地二十四間二十六間　阿彌陀堂、社地八間二十八間。此社は蘇我大臣牌處なりと云ふ

寺院　宗泉寺禪宗松原派。脇本大龍寺末號海臓山と。

當寺は飯森村と當村の堺にあり、文祿三年に寺建立す、平僧地なり。明和八年脇元大龍寺の末山となり、安永元壬辰年松原補陀寺現堂和尚閑居して當寺を法地にす、故に當山の開山たり。其後向能代へ移り一寺を建立す、德昌寺と云　宗泉寺の門寺に舊き石碑あり年月見へす、比丘道德建立之と幽に見へたり。

十王堂　阿彌堂の社内に在り。

○佐治兵衞と云ものあり、秋田實季の三男の迹なりと云、湊家の系圖連綿したりと云、鑓大小處持せり。又骨繼の療治いたす古書傳り今に療治致なり。

○村中植立雜木林一箇處字澤盤附人植立林十一ヶ處あり。家每植立竹林あり。

○產物　切石、寒風より出す。

樽澤村

【舊記】に浦田より五丁　高二百一石九斗　免六ッ成　田水堤。

家二十七戶　人百四十一口　馬四十頭。

社地　藥師、伊勢とあり。

【新集】　脇本村寄郷。

高百八十五石二斗二升九合（内百七十五石五升一合 田高／同十石一斗七升八合 屋布畑高）

免五ッ三歩より三ッ成まて　文化七年年御改正御竿なり。

田水堤四箇處、外新堤一箇處

苅澤大堤（繩手行間百六間／布幅八間半）　二階堤（繩手行間五十七間／布幅七間）

右二箇處堤高百三十石水元

枇杷野澤堤（繩手行間四十三間／布幅七間）　同下堤（繩手行間四十三間／布幅一間半餘）

右二箇處堤高四十五石五升一合水元

新大堤（繩手間數知れす、天保十四癸卯年男鹿中の寄人足にて築立。御日雇として一日一人に付銀四分五毛被下置）

惣苅四萬四千二百五十刈　但三手打十把一束。

家四十軒　人百八十一人（内九十七人男／同八十四人女）　馬四十一疋（内九疋馱／同卅二疋駒）

支郷　大保田村、岡谷地村、右二箇村。

神社　藥師如來（鎭守祭禮／四月、八月八日）社地（五十間／百五十間）杉あり　末社觀音堂

伊勢、社地（十九間／三十二間）　山神、社地（六間／十二間）　右四社別當醫王寺

虚空藏堂　別當角間崎村寳勝院。

寺院　醫王寺 眞言宗、久保田一乘院閑居處なり 號高光山と。　十王庵。

○村中植立林二箇處有、字雁澤、奥ノ澤。附人植立林八箇所有。家毎植立竹林あり。

百川村

【舊記】に大倉より半里南。高二百八十七石九斗　免五ッ八歩　田水堤。

家居三十戸　八百六十二口　馬七十頭。

社地　伊勢、藥師。松杉あり　寶光院 齊家宗。久保田應供寺末、竹林有 と有り。

【新集】　脇本村寄郷。

高二百六十八石九斗五升三合 内二百五十四石三斗九升九合 田高 同十四石五斗五升四合 屋布畑高

免五ッ成より三ッ成り迄　文化七年年御改正御竿。

田水堤七箇所　高百二十石餘水元

猶澤堤 繩手行間百六十間 下布六丈高さ一丈上留四間　美砂子澤堤 繩手行間四十間 下布五間高七尺上留一間

鹿ノ澤堤二箇處 繩手行間三十六間一ヶ處 同 行間四十八間一ヶ處

前　　堤　縄手行間百四十間 下布九間高さ一丈上留め二間　右四箇處高百十石一斗餘水元

夏張澤堤　縄手行間四十五間 布幅五間高さ七尺　高二十四石二斗九升九合水元。

惣苅五萬四千百十束刈　一手打十把一束。

家四十四軒　人二百十六人内百十八人男 同九十八人女　馬九十九疋内五十六疋駄 同四十三疋駒

社地　八幡、觀音同殿鎭守祭禮 九月十五日社地二十六間 十八間

伊勢、社地八間 二十八間　稲荷、社地十四間 十八間　不動、社地五間 八間　相染堂、社地五間 六間

寺院　寶光院齊家宗號蓬萊山と、屋敷十一間 三十間　澤寶院山伏 除地號雌雄山と。

○村中植立雜木林一箇處、字處鹿ノ澤。附人植立林十一箇處。家每竹林有り。

○村中に渡部村開發所へ落る川あり。

比詰村

【舊記】には小濱より金川へ戻り此村に至る、依て涌元よりと記す。涌元より一里半東山越なり、又濱通り行もよし。

高五百石　免六ッ成り　田水澤水　家五十一戸　人二百十五口　馬七十頭。

支鄉田中村、羽立村　　社地八幡、熊野、山王、伊勢とあり。

【新集】　脇本村寄鄉。寒風の西の方後の村居なり。

高三百七十一石六斗八升四合内三百四十七石一斗二升一合　田高 同二十四石五斗六升三合　屋敷畠高

免五ッ五步より四ッ成りまて　御竿知れす。

田水堤六箇處

澤田堤　繩手行間十間 下布三間高六尺　高八石七斗五升七合水元

法流堤　繩手行間十二間 下布三間高六尺　高十石七斗三升一合水元

大澤堤　繩手行間十間 下布二間半高六尺　高十五石七斗五合水元

毛ツル澤堤　繩手行間十五間 下布四間高さ五尺　高六石八斗一升二合水元

堂ノ澤堤　繩手行間三十間 下布七間　高九十八石五斗二升水元

鹿ノ澤堤　繩手行間廿五間 下布六間　高百二十石五斗餘水元

澤々出水掛　高八十六石九升六合。

惣刈五萬六千五百八十刈　但二手打十把一束にて。

家六十五軒　人二百九十七人内百五十五人男 同百四十二人女　駒七十八疋。

支鄉　田仲村十王庵有、陰地　羽立村領分。濱邊の村居なれとも濱は金川十王庵あり、陰地なり

神社　八幡鎮守祭禮三月十五日社地東西三十間南北二十四間雜木杉もあり　住吉、社地十九間三十三間
伊勢、社地三十間二十間右同斷　伊勢、社地東西七十餘間南北三十七間支郷田仲村に有り。
十王庵高地北詰に在　十王庵除地田中に在　十王庵除地羽立に在
○この村は往古南磯芦倉村より引移開村したりと云、故に大概本山の寺を菩提處なり。芦ノ倉に居宅并田地の迹トあり、島めくりのとき行て見るへき地なり。
○村中植立雜木林二箇所、字四ッ向ヒ、苗代澤。附人植立林七箇所、村中に竹林も少々あり。
○產物　屋萱、切石寒風石山西の方より切り出なり、浦田、鮪川邊の石よりをとり也、氷に負る也　薪湊へ出すを業とす

仁井山村

【古き書】に比詰より三丁西、澤川北より西に流涌元に至りて海に入る。
高四百十八石　免六ッ三歩　田水澤川　家人馬、本書落筆なり。
支郷馬生野目村、荷澤村右二箇村　社地不動、伊勢　見藏院百姓地とあり。
【新集】　脇本村寄郷。瀧川三十丁餘山越。
高三百十四石七升三合内三百三石五斗一升一合田高内十石五斗六升二合屋敷畠高

廻五ッ八歩より三ッ成まて　享和三亥年御改正御竿。

田水堤五箇處并澤川、澤々出水掛り　高百五十石水元

玉ノ池堤、淸水堤、請堤、明キ堤二箇處、都合五箇處繩手なし

澤々出水掛り　高二石二斗五升四合水元　關根留メ掛　高七石四斗六升三合

川掛り　高百四十三石七斗餘。

惣刈四萬三千三百七十刈　二手打十把一束。

家四十四軒　人百八十七人（内九十五人男 同九十二人女）　駒四十六疋。

支鄕　馬生目村、仁澤村。

神社　不動明王（鎭守祭禮 三月九月廿八日）　社地（東西百三間 南北百二十間）　神明、社地（二十五間）

寺院　賢臟院（山伏、百姓地。馬生目村に在りし）支鄕號慈雲山と。　十王庵（除地）

鈴木備後（社家百姓地。馬生目に居す）　神明司官職。

○村中植立林二箇處有、字處別ノ澤、地藏田。　附入植立林十箇處。

金川村

【古記】に涌元より一里十一丁餘、海邊なり。

高七十五石　免六ッ八歩　田水澤水　家居二十五戸　人百三十人　馬三十頭。

社地　八幡、白山　雜木あり　東仙寺禪宗、松原来　とあり。

【新集】　南磯入口、舟川村寄鄉。

驛馬、脇本村へ一里十町四十八間　本馬四十二文　輕尻廿八文　人足廿一文

舟川村へ八町餘　賃錢しれす。

高八十五石五斗六升一合（内七十八石七斗二升七合 田高、同六石八斗三升四合 屋敷畠高）

免六ッ八歩成より五ッ成り　延寶六午年御改正御竿。

田水堤三箇所并澤々出水掛り

長澤堤（繩手行間三十五間 下布三間高さ六尺）　高二十六石三斗六升六合水元

下子友堤（繩手行間三十五間 下布三間）　高八石二斗一升八合水元

上子友堤　右同斷　高七石九斗八升四合水元

澤々出水掛り　高三十六石一斗五升九合。

惣刈一萬千二百十束刈　但二手打十把一束。

家二十四軒　人百二十七人（内六十八人男 内五十九人女）　駒二十七疋。

支郷　姫箇澤村。

神社　八幡鎮守祭禮三月十五日社地三間五間別當平澤村大學院、神主脇元村伊藤但馬。

神明八幡同殿　白山、社地五間五間

寺院　洞泉寺禪宗。末寺二ケ寺在、舟川の嶺德院、拂戸村峯玄院號龜足山と、屋布十三間三十間

年々七月十四日施餓鬼供養あり、於野原に寄合角力あり、近村群集す。俗に施餓鬼角力と云。又八月の末に當山にをいて金川、平澤、舟川、增川、女川集り鰤法事供養あり。下四箇村は本山の寺にあり。

橋一箇所　長さ七間、大木屋御普請なり。濱往還のためなりと云。

御帳附杉林五箇處　字所一本柳二箇處、腰卷澤、高山、遊山長根。

郷中植立御帳林壹箇處　字所東峯長根。

村中柴林三箇處　字所一本柳、腰卷澤二箇處。

○當所より舟川へ浪荒き時通る山路あり、天下道と云。道の側に武兵衛と云ものゝ石碑有。抑此の武兵衛と云は安永天明の頃の肝煎なりと云。南北兩磯鰤獵は引網の株にして南は三十三艘、北は四十八艘なり、其餘差網を以て漁す。今の如き手操網は堅き御停止なり。時に武兵衛手操網を平引に致し度き趣を以願上けれとも濟せられす、天明年中强訴して大膽の御苦柄生す。同人入籠いたし止ぬ。天保元年寅年一村中合又候手操の事再發す。仍て御試として南磯九箇村へ一艘ツヽ許しなかれ、同

二卯年又々願出二艘ツヽに成下さる、是手操の引始めなりと云。同四年巳の秋凶作に付今年限り勝手たるへきのよし仰出され翌午年益大漁なり。依て磯中家毎一艘ツヽ三ケ年中御試被成置しより連綿して大漁なり。かくの如く平引に被成下も偏に武兵衛か靈の成し處なりとて一村にて石碑を立年々供養いたすと云。石碑の銘に曰、

徳合乾坤自幽玄　　行伴勤勞了法全
新開操網千載基　　神魚邦產萬古傳
糧之拜戴數十解　　民家調養幾百年
威風凜々飜南浦　　末後淸名正現前

戒名　幽玄居士

時天保十二辛丑七月造營焉
願主肝煎夏井彌吉並に村中一同志

洞泉寺十六世誌

○驛場御助成として御當用より二十石被下置武兵衛勤中なりと云

○引網株一枚彌吉、手操網株家每一枚ツヽ。

○石之助、傳吉兄弟なり。母へ孝養いたし天保年中兩度御賞拜領す。其後觀世音菩薩の尊像掛物下し置るヽ。

○產物　押器フリ子孕鰰の子を桶へ窄り鹽水をうつて叩き乾して賣なり、故にヲシキと云

船川村

【古記】に金川より八丁。舟掛りの澗あり、湊へ入舟出舟共に此處にかゝり居。

高百十五石八斗　免七ッ一歩　田水澤水。

家居五十戸　人二百六十口　馬四十頭。

社地　風ノ三良、伊勢。杉松あり。

唐舟番處久保田士守之、三月より八月まで知行者、十月より二月まで扶持方の者。

古城有、秋田實季の家士舟川右近と云もの居すと云ふ、と有り。

【新集】　親郷也。寄郷金川村、南平澤村、增川村、女川村、臺嶋村、椿村、雙六村、小濱村右八箇村。

驛場　金川へ二十三町餘　輕尻二十三文　本馬　人足賃

南平澤へ二十三町餘　輕尻廿三文。

高百十九石六斗三升二合　内百七石三斗一升 田高　同九石二斗二升二合 屋布畑高

免七ッ一歩より五ッ成まで　延寶六年五月御改正御竿。

田水堤三箇處并澤川出水掛り

小澤田上堤（縄手行間三十間 下布三間）　同下堤（六十間 三間）　右二箇處高三十石五斗水元

足澤堤（縄手行間廿五間 下布三間）　高二石五斗二升五合水元

澤川并出水掛り　高七十四石二斗九升。

惣刈壹萬四千刈　但二手打十把一束。

家七十五軒　人四百十五人（内二百八十一人男 同百三十四人女）　駒六十五疋。

神社　藥師如來（鎭守祭禮 四月八月八日）社地（東西三十間 南北二十間）　保量權現、社地（十四間、十六間 神魚神と云）　伊勢、社地（二十七間 三十二間）

寺院　嶺德院（禪宗松原派、金川村 洞泉寺末、平僧地）屋布（十七間 三十四間）號海榮山と。

伊藤近江（社家、本山正八幡神主職。本山永禪院 より米六斗配當。屋布六間、十一間）

川方役處　舟荷の出人を調御役を取るなり。川方見回役詰居る。

唐船番處　寛政二十年癸未六月より立たりと云ふ。三月より九月まで二人勤、十月より二月まで冬番と申て一人勤めなり。天保十一子年より夏番四人冬番二人に被居置候。

舟宿三軒　若狹屋伊兵衛（伊藤近江か ことなり）敦賀屋六左衛門、市郎左衛門。

往古四軒ありと云。孫兵衛と云もの如何譯有て、元文年中より三軒に定まると云。

舟掛りの澗有　平澤領根の崎半里餘沖まで水中に岩あり、故に西日方の風を除く澗なり。湊へ入る

舟も出る舟もこの澗にかゝり風を待て居るなり。
南磯九箇村の者この澗にをいて鯡獵いたす也。九月の下旬より當村の濱邊又澗近き野をかけ鯡の來るを待て漁なり。村限りに小屋場定てあり。引上たる魚は日々貢捌くなり、大漁なれは納壺にいたし置くを腐り魚と云。御城下邊にインツコと云これなり。捌き殘りたる魚は納壺に砂を覆ひ置き明春干鰕にするなり。

鯡引網株札八艘　六左衛門、長三郎、甚兵衛、彥右衛門、五郎兵衛、三四郎、長八、伊兵衛右八人。

○鄕中植立雜木林あり、附人植立林五箇處あり。家每手操引網株一枚ツヽ。

○產物　押器ぶりこ、玉ぶりこ。

○引網舟は乘合六人、手操網舟は三人にて獵いたす、故に近年引網衰微して手操大繁昌なり。

南平澤村

【古記】に舟川より八町南。高二十三石九斗　兒六ッ七步　田水澤水。

家二十八戶　人二百四十五口　馬三十頭。

社地　觀音、伊勢。大學院山伏除地

【新集】　舟川村寄鄉。

驛場、舟川村へ二十三町　輕尻二十三文

増川村へ

高三十七石七斗五升一合内二十九石九斗三升七合田高同七石八斗二升二合屋布畠高

免六ッ七歩より四ッ七歩迄　延寶六午年御改正御竿。

田水堤二箇處幷に村々澤々出水かゝり

苗代澤堤縄手行間十五間下布三間　高七石二斗五合水元

同澤下タ堤縄手行間二十間下布三間　高六石三斗八升三合水元

澤々出水掛り　高十六石三斗四升三合。

惣刈三千八百刈　二手打十把一束。

家二十三軒　人百十五人内六十二人男同五十三人女　駒二十四疋。

神社　觀音鎮守祭禮三月十八日社地七間五間　伊勢、社地三間五間

寺院　大學院山伏除地屋布十間八間號　山ト

村中植立杉並雜木林三箇處、字處孫十郎畑。附人植立林三箇處有。

鰰引網株舟壹艘大學院　鰰手操網株壹枚ッヽ家毎。

根ノ崎　陸より半里餘沖へ水中に岩あり、不案內の舟は澗入するにこの崎に損ることなり。鰰はこの崎の內舟川の澗より金川の邊に附きて獵せしを、近年崎の外當處の澗に附くなり。故に此の村のもの又は增川のもの大きに利を得るなり。

當領島の名　カモメ島、根島、右二箇處。

○大師堂　當處より增川へ行濱邊にあり、弘化二巳三月嘉四郞建立とあり。導師本山永禪院伯前法印。

○産　鴨、鵜。

○十王菴　號觀音堂と、本山閑居處と云。

增川村

【古記】に南平澤より十町南。高百七十一石五斗　免六ッ八歩成　田水澤水。

家居三十戶　人二百四十五口　馬三十頭。

社地　八幡。　トドウノ宮と云ふ、渡六塔の宮の略語なるへし。鎌倉の執權相模の入道高時、六塔の宮を害奉り尸を空舟の筥に納めて海に流すと云ふ此時に至る(コロナルベシ)、浦人是れを見るに內に劍と硯リ箱、

木履とあり、尸を塚に築き見塚と云。尸を埋んで後チ宮と云ふ事を知れり、此の故に八幡に祭ると云。劍と硯箱は何時の頃か賣たりと云、舊記なしといへとも里老の語を記す。古昔に大塔の宮を高時害したることあれとも空舟に尸を入れて流したること見えす。然れともこの處に大塔の宮の塔と云有て考れは里語また空しからさるか、信僞をしらす。

【新集】　舟川寄鄉、往古鰺川と云。

驛場南平澤へ女川へ

高百九十二石九斗五升四合内百七十一石四斗六升三合田高同二十二石四斗六升一合屋布畑高

免六ッ八步成より五ッ成まて　延寶六午年御改正御竿。

田水堤無澤々川幷出水掛りなり。

惣刈一萬九千二百九十刈　二手打十把一束なり。

家二十八軒　人百三十一人内七十人男同六十一人女　駒三十三疋。

神社　當殿八幡宮鎭守祭禮四月八日昔は三月十五日と云社地十間十間　白山、社地三間四間　伊勢堂、社地二間三間

佐藤周防　社家。本山永禪院拜領高の内より米一石五斗配分。當殿八幡宮、本山新社權現兩社神主職

所持の寶物左の通り。

硯　長さ八寸、幅三寸日方一貫二百目　裏に　宮君丸八月七日　と有り

銅七本骨扇一面　表に藥師如來尊像、裏に々懸當殿御寶前御正體
男鹿島鮪川。
享保四年己亥閏四月吉日願主平泰春敬白。

黑塗丸足駄二足　緒は絹なり。八幡の前立の獅子并足駄の上に居ひ
置り。此村の者塗下駄をはくときは怪我ありと云。

〇按るにこの寶物は、古記にある大塔の宮の尸を入れたる箱の中に劍と硯箱、木履とあるとあれは附合せり。當殿八幡は尸を祭りたりと云。

〇予當社へ參詣す、當殿の由來を神主に問ふ。答て曰、當處より十町餘沖の瀨に怪しき舟見へたりと云、數日動かす。村人不思議をなす所或夜の夢に兒子來りて告て曰、我主大塔沖の瀨の空舟にあり當地に葬り賜はるへしと云て去りぬ。神主奇異の思ひをなし村長ともと申合沖の瀨に行て見るに尋常の舟にあらす、陸へ持來りて開て見るに烏帽子直垂を着たる死骸なり。是れ如何なる人の死骸ならんと濱邊の小高き丘の上に葬り榎を植て墓印とす。此墓を兒子の墓と云ふて今に至るまて村の小兒死するときは其邊りに葬ると云。空舟の浮ひ有る瀨を夫より神主瀨と云なり。此の墓の前芦毛馬に乘り、又ぬり下駄をはいて通るもの怪我ありと云。年經て今の社地へ移し大塔八幡と祟め奉り、年々三月十五日祭りけると云ふ。其後神主居宅并掠證文燒失す。時の領主へ掠證文拜領いたしたき由を願ふ書載ひ、大塔を誤て當殿と書上たりと云ふ。依て今に至まて當殿と號し近年四月八日に轉したりと云、右神主の直說なり。

〇又云、當社は祕神にして廚子開きたることなし。近年當神主の代に社堂修復に付神體を末社へ遷ときき廚子の中に怪しきものあり、よく見たれは鼠の形なれとも毛なし、虫の付たる處も見す又臭氣はなし。惣身少しも變りたる處なし。肝煎長名に見せけれは皆不思議をなし紙に包み廚子の中に納め置りと云。予拜せんことを願ふ。即取出拜見せしに尋常の鼠にあらす、體は一尺二寸、尾は六寸四分、牙四枚、上下の齒數十枚、手を合せ足と尾を腹へ付け、毛はなけれとも耳も皮も少しも損せす、全くガイ骨の類にあらす。誠に奇代の鼠なり。

米十八石　寛延三午年御宥捨として年々御當用より下たさる。

御帳付杉林一箇處　字處關ノ澤内松野長根よりスカマ長根、瀧ノ澤三七長根平通り。

郷中植立栗林一箇處　附人植立杉林六箇處有り。

鰰引網株一艘三十郎、手操網家毎一艘ツヽ。

〇產　心太草南磯一の名物なり　栗。

〇三十郎　弘化五午年より親郷勤めたり。

女川村

【古記】に增川より十丁南、元尾名川と云ふ。
高九十八石八斗　免六ッナリ　田水澤水。
家居三十三戸　人百七十二口　馬三十二頭。
社地伊勢、八幡。松杉あり　十王庵、眞言宗、男鹿本山末、十王は慈覺大師の作、とあり。
【新集】　舟川寄鄕。昔金十郎と云もの親鄕勤めたりと云。
高百七石一斗九升六合（内百二石八斗二升 田高　同四石九斗一升四合 屋布畠高）
免六ッ成より五ッ成　正德三年御改正御竿。
田水堤並小增川掛り澤々出水掛り
大龍寺野新堤五箇處　高十二石一斗七升八合水元
小增川關根懸り　高四十三石一斗水元
澤々出水かゝり　高四十七石五斗四升二合
惣刈一萬四百刈　二手打十把一束。
家二十九軒　人百四十七人（内八十二人男　同六十五人女）　駒二十六疋。
神社　八幡（鎭守祭禮　三月十五日）社地（東西四十間　南北卅七間）　神明合殿。
寺院　地藏院極樂寺（眞言宗、本山永禪院　閑居寮小增川に在り）屋布（東西十六間　南北卅七間）號月照山と。

本尊阿彌陀如來（座像、身の丈け五尺三寸）觀世音菩薩（丈け四尺五寸）子安地藏菩薩（座像、丈け四尺五寸御腹籠り一本木造り）
三尊とも貞觀二庚辰年慈覺大師作。
抑三尊の不思議を現すこと往古より少なからす、或は天より燈明下り又は海中より龍燈上り、婦人地藏𦬇を念すれは子授かり難産に逢ふことなし、乳の足らさる女は地藏𦬇の佛具米を一合程拜領し、粥にして一日三ヶ度に食すれは現に利益あり。其日は余の食物を禁す、故にこの米を乳米と云實に靈佛なり。
百萬遍の珠數一連　海中より寄り上りたりと云。肝煎の說にこの珠數寄り上りたるとき下け札ありと云、小增川阿彌陀如來へ奉納、龍宮界よりとありと云。怪敷說なり、併通例の珠數にあらす、今村長の方に預け置村の寶とす。
杉御帳附林有　字處　附入植立林十二箇處有り。
古館迹有　貞和の頃安部寂藏居住す、本山社堂修覆す。弘治年中尾名川安部甚季居住す、同山の社堂修覆したりと云こと本山の舊記にあり。
大龍寺迹有　今大龍寺野と云。往古安部家居住の時菩提寺なりと云。天正の頃脇本村へ移住せしと云、龍の池も其とき一夜の内に移りたりと云ふ。今現に脇本村大龍寺の後にあり。
鰰手操網株家每一枚ツヽ。

當領島の名　鵜の崎カ島（女川、増川、臺島のものこの島において寒中黒苔草を取りて產とす）　黑島　サタ島
サツコ島（昔この島にサツコと云ふ女䋭のために殺されたりと云。故に島の名さすと云ふ）

臺嶋村

【古記】に女川より一里南、崎あり景色よし。

高八十七石九斗八升四合　免六ツ八歩　田水澤水　家居二十八戸　八百十九口　馬三十頭。

社地　山王、不動、伊勢。雜木杉少々あり　大聖院（山伏除地。又一本に百姓地）

浦島か子釣を垂れたりと云岩あり、玉鮮魚の形岩に附てあり、依て臺島と云ふ。當處より小濱まで杉山あり、御留山なり。昔は赤神山の社木のよし、寶永年中門前と小濱と山論ありてより御留山になる。

又このとき賣り上げたりとも云ふ。

【新集】　舟川村寄鄉。驛場。

高百五十石五斗一升六合（内百四十一石七斗二升一合　田高／同八石七斗九升五合　屋布畠高）

内七十三石一斗六升五合　永荒浪缺け山崩捨り高になる

殘高七十七石三斗五升一合。

免六ッ八歩　正保三、萬治元、寛政七年右三ヶ度御竿。

田水堤三箇所並澤川出水掛り

千刅森堤 繩手行間五十間 下布三間　宮ノ澤堤 繩手行間八間 下布三間　宮ノ澤請ケ堤 繩手行間二十五間 下布三間

右三箇處高七石五斗五升水元

大關掛樋 長さ六間半幅一尺五寸四本 同横木立木長三間半三本　高五石五斗五升三合水元

澤々出水掛り　高六十四石二斗五升一合。

惣刈一萬六百四十刈　但二手打十把一束。

家二十三軒　人百十九人 内六十五人男 同五十四人女　駒二十一疋。

支郷　黑崎村、家六戶。

神社　不動明王 鎭守祭禮三月二十八日 別當快姓院、社地 東西三十間 南北七間

山王、社地 東西十三間 南北卅間　山王、社地 東西十五間 南北二十間

寺院　無量壽院 本山永禪院 支配平僧地 屋敷 東西十三間 南北七間

往古中山の麓に日吉山王宮 今の八橋の山王なり 在し時無量壽院は別當なりと云、本山緣記に見えたり。

快姓院 山伏 百姓地 號大島山と。

杉御直山十箇所　字處中立場、七之曲、水道澤、月王澤、燒山澤、高村、下天配、上天配、金藻屋、矢背長

根。

杉御留山一箇所有　字處澤內。附入林三箇處、字處竹原。

鰤引網株舟二艘　甚五郎、五兵衛。鰤手操株家毎一艘ッ、。

○當高十石に付古銀二十四匁。

右は杉御留山並に本山朱引領麓郷相勤候に付御宥捨。

當領島　桃石（不動ヶ濱にあり、桃の形チ成るかゆへに名とす。椿村と濱の境なり）　西宮島　糠島　黑島（不動ヶ崎と云處より七八丁西の方沖にあり、浦島か子釣りを垂たる島なりと云ふ）

○中山の麓に日吉山王權現の宮地の迹あり。

椿村

【古記】に臺島より五丁南。

高九十三石四斗　免六ッ三步　田水澤水。家居二十三戶　八百二十一口　馬三十頭。

社地　妙見堂、靈山なり。纔の山にて一圓椿なり、依て椿の名とす。山上に池ありと云、人登ることを禁す、强て登れは怪我ありと云。麓に石の堂有、人この堂に參詣す。二十六番の札所、慈覺大師の作。

【新集】　舟川村寄鄉　驛場（臺島村雙六村）に繼く。

高九十七石四斗八升一
免合六ッ三歩より四ッ成りして　田水川掛樋數箇處。合内九十四石二斗一升六合 田高 同三石二斗六升五合 屋敷畠高
惣刈六千八百五十刈　但二手打十把一束。
家三十一軒　人百三十三人内六十九人男 同六十四人女　駒二十三疋。
神社　觀音鎭守、祭禮 三月十八日社地東西二十間 南北十一間　神明、社地五間 三間　白山、社地五間 十間　雜木あり。
十王庵本山永禪院支配 觀音別當職　屋布五間 十間田面にあり。
鄕中植立林二箇處字處大澤 同家の後　附人植立林二十一箇處。
鰰引網株舟二艘　勘十郞、傳吉。舟役一艘に付 銀五匁　手操網家毎一枚ッヽ。
○鹽竈役處並に鹽場の迹あり。文政年中本鹿郡増田村仙臺屋八三郞と云もの御注進を申上け焚始めたり。西の方下タ濱と云處二三丁海へ出しかけ石垣を築き鹽取場とす。濱邊に大小の小屋を構へ十年餘も焚出すけれとも荒めにして宜しからす、又松不足にして薪キ乏し。年經に隨て石垣崩れ天保十三寅年より止む、今は迹ト而已殘れり。
○臺島と當處にて往還の山を中山と云、嶮岨なり。東の麓に本山赤神山の一の華表あり、往古側に日吉山王の社有しと云。慶長年中社人菜領之飯島村へ移し、正保三戌年又八橋村に移す、今の山王宮是なりと云。中山より本山まで四十八坊有り、建長年中盛んなりと云こと本山緣記に見えたり。

○村の中に岩の小山あり、能登釜と云。岩の上に悉く椿生ひ茂り岩山の高さ七八丈餘あり。人上ることを禁す、强て登れは怪有ことありと云。旱魃の時村中の者登りて雨を乞ふに必印ありと云。この岩山、往古能登國尼ヶ崎と云處より流れ來りしと云ふ。絶頂に池あり、池の邊りに浦島太郎か碑と云て有り。麓に石の祠あり尼ヶ崎宮と云。側御手洗の石井あり、名水なり。當處の山深く行て見るに椿多し、故に村の名とすと云ふ。

○産物　切石大産なり、男鹿切石の始めなり。御城下表に椿キ石とて用るは此地より出るなり。寒風より石は劣りたりと云

○當領の島　トヾ操崎、身投石、雄島、ト、操島、向崎、三ツ操島、白岩山、黒島、耶父ヶ島、糠島、姥ヶ島長居爐、赤島、西宮腰島、根島、地藏石、舟附場。

○温泉　名護と云處に有、打身によし。弘化四丁未三月本山永禪院伯前和尚信州稲荷山に止宿して地震に逢ひ、伴僧若黨潰死其身も怪我す。上京して療治すれとも癒す、八月中歸山名護に行き湯治せしに快氣せしと云。村長の直說なり。煖湯也、

椿村　嶮き山の岩間、叉麓の里にも椿の古木多し

常盤なる葉色や千世の春添て花も盛の玉椿むら

源　義　透

雙六村

【舊記】に椿より八丁の南。

高五十一石　免七ッ　田水澤水　家居二十一戸　人百六十一口　馬三十頭。

社地　觀世音、神明、社木あり　村中植立の杉あり。

【新集】　舟川寄郷。昔四五六村と云、慶長年中より雙六に改む。

高五十九石九斗三升六合（内五十四石四斗六升四合 田高　同四石九斗七升二合 屋布畑高）

免七ッ成より四ッ成まて　正保三戌年御改正御竿。

田水澤川並澤々出水掛り

蕨臺樋（長さ九間より五間まて）　高二十五石九斗三升四合水元

打越樋（長さ八間より五間まて）　高九石八斗五升一合水元

立町澤樋（長さ七間より四間まて）　高五石二斗一升八合水元

澤々出水掛り　高十三石四斗六升一合。

惣刈六千三百二十刈　但二手打十把一束。

家二十二軒　八百四十三人（内七十三人男 同七十人女）　駒十四疋。

神社　天照皇大神宮（鎮守祭禮 三月十一日）社地（三間 四間）　十王庵（本山永禪 院支配）屋布（三間 四間）

杉御直山七箇所有　字處御札長根、百水澤、勘兵衛澤、樒長根、山城澤、地藏臺、中林。

御留山杉林三箇處　字處山城澤、地藏臺、牛立場。

○當高十石に付古銀廿四匁　右は當村杉御留山並朱引領麓郷被仰付相勤候に付御宥捨被下置候。

鰰手操網株　家每一枚ツヽ。引網株三艘　多良兵衛、治兵衛、清左衛門。

○當處より西の方村端れ四五丁澤奥、淀淵と云處に瀧あり。高さ二三丈餘、岩上に銅像の不動尊を安置す。二三丁前より雅石多し。大暑の節涼むに宜しき地なり。四方林覆ふて日除けなり。

○島の名　館の山（天保十五辰年より石切場に開けたりと云）鯨岩、平子石、横岩、蛇ヤ崎、鯢島、赤島、大刎、筅越、松子島、御前落、鰐口島、白岩、黑島、女島、辨天島、二ツ子石、向岩。

小濱村

【舊記】に雙六より八丁南。

高四十五石三斗一升五合　皃七ツ成り　田水澤水　家居十七戸　八百十一口　馬三十頭。

【新集】舟川寄郷。萬治寛文の頃彌五左衛門と云者親郷勤めたりと云。

高五十四石一斗三升六合（内五十一石八升六合 田高／同三石五升 屋布畑高）

田水澤川並澤々出水掛り

樋掛（長さ四間九本、同五間半三本、四間半七本）　高二十二石三斗五升　澤々出水掛り　高二十八石七斗三升六合。

惣刈八千六百二十刈　但二手打十把一束。

家十八軒　人九十五人（同四十八人男／同四十七人女）　駒二十五疋。

神社　神明（鎭守祭禮 三月九月十六日）別當本山永禪院、社地（二間三間）　山王、社地（二間三間）　鹿島、社地（一間一間）　西宮（一間一間）

十王庵（本山支配）屋布（二間三間）

金　長門（社家。本山永禪院拜領高より米三石配分 屋布四間六間。赤神權現、五社堂神主職）

唐舟番處　寛永二十癸未年建、三月より九月まで知行取、餘は扶持方勤之。

御直山有　字處上谷釜、ザク尻、青柳水、石五郎山、小山臺、右五箇處。

杉御留山一箇處　字處澤打澤、外に生へ延林二箇處（小瀧平／下谷釜）

鹽釜屋布跡有　正保三御改正の時御高六升除地になりと野帳に見えたり、其頃さかんなりと云ふ。

〇古銀廿四匁　但高十石に付、右は當村杉御留山並朱引領麓郷被仰付候に付御宥捨。

鰰引網株舟四艘（三郎衛門、彌左衛門／善右衛門、三郎兵衛）　手操網株家毎一艘つゝ。

〇彌左衛門と云もの佐藤の系圖處持せり。左の通。

藤原姓佐藤系圖

○近藤　○武藤
右四家は文行より分る

出羽に下向、下農家
恐天命此末不記

○幕紋　違鷹羽、地紺　差物五ッ石畳四角の中に一ッ入地の色アサキ

右之通到子孫不可有相違者也

出羽國秋田郡南男鹿住

佐藤彌五左衛門成宗（華押）

別紙一枚あり左之通り。

○正德三年以前の年數不相分、同年は當處の御改正なり。

新右衛門 肝煎勤 明暦三死去 —— 庄左衛門 親郷肝煎勤 貞享五死去

彌左衛門 肝煎勤 享保七死去す —— 彌左衛門 肝煎勤 寶暦七死去す

新之助 肝煎山守役 安永四死去す —— 新右衛門 肝煎勤め 寛政七卯死去

義右衛門 肝煎勤め —— 義平治 同 —— 彌左衛門 同 天保十五辰年退役

島の名　潜り岩陸にあり高十間餘琵琶目カ石、イドジ岩、毛島、下子ケ森岩絶頂に正觀音石像を安置す、女人上ることを禁す黑しま、狙板島、夷蛭地ケ岩、イゾヒラシマ、鹽瀬の崎この沖鹽瀬の水と云ふ殊の外水勢強くタッヒに等しと云ふ木挽落、齊キシマ、糠塚ノ崎この岩の上に大ウ人の足あとありと云

長者屋布、扉島、帆掛ヶ島南磯一の大島。女川村鵜ノ崎より帆掛ヶ舟の如くに見えるなり。故に名とす

○

浦かせの吹にまかする舟ならて
　浪間に高き名も帆掛島
　　　　　　　　　　　義秀
　　　　　　　　　　源知亮

門前村　本山領。

【舊記】に小濱村支鄕、門前村無高　人六十五口　家十三戸　馬十頭　此村永禪院支配なり。

社地　赤神山光館寺十一面觀音、二十七番札處、大佛師定長の作　辨天堂、赤神山權現山上にあり

二王雲慶の作　藥師、伊勢、不動、五社地藏、普賢、十一面、釋迦、千手也

赤神山日積寺永禪院眞言宗。社料百七十石五社堂及末寺中、上の御普請と云。末寺吉祥院長樂寺は久保田一乘院の支配なり、山中にあり。自寂院、仙壽院、圓像院、圓月院、照光院、泉光院右六ヶ寺今廢寺なり。

赤神山頂上まて門前より二里、眞山掛越しにもよし。漢の武帝の廟あり、徐福カ塚と云石あり可怪か。山中の細流れコハシミヅと云。五社堂の下井あり、寶物數品あると云とも記するに不可遑略す。神祕緣記の怪布を記す。脇本より本山入口小濱まて九ヶ村、西は海、東は山なり。東澤水以て耕作す。

皆漁業を產とす。海邊の勝地佳景、雅石奇岩圖畫の如し。回島は名蹤と云とも其口にあらされは至り難し、海荒く浪はけし、日に依て穩なり、强て至るへき地にあらす。昔西行に男鹿行を勸めしに名所と云とも珍勝の地にあらすと云て來らすと云。誠に奇異の靈場なり、好んて君子の至へき地にあらさるかとあり。

【新集】 當處本山永禪院支配鄕。往古祓川村と云。

無高　家十九軒　人八十一人　駒九疋。

金　備後　社家。米一石五斗、寺拜領高の内より配當。本山、山王宮司官職

鰰引網一艘　多左衛門。　鰰手操株家毎一艘つゝ。

產　黑苔草、心太草、イコ草、蚫南磯に蚫を取ること當海に限るなり屋萓門前カヤと云て男鹿一なり海鼠。

本山

○門前より二丁餘にして御神坂下赤神山二の鳥居一の鳥居は椿村中山のふもとにありの前に橋有、香爐橋と云。又は極樂橋、下馬橋とも云。大峯より落る川へかゝりたり、此川を祓川と云。參詣の諸人垢離を取り登山す、故に垢離川とも云。橋の袂に小社有、金剛堂と云。二の鳥居より五社堂まて十丁餘の嶮岨の神坂なり、自然の大石を敷並へたり。

寺院　永禪院眞言宗、紀州高野山金剛峰寺末、本堂庫裏住持普請、平岳にあり

號赤神山日積寺と、寺領百九石七斗九升七合、神領七十石。元天台宗、明德二未年より眞言に轉したりと云。

塔中吉祥院本坊より米五石五斗配當　長樂寺同上　右二ヶ寺日中普請。

仙壽院天保四巳年より廢寺せりと云ふ　圓月院、自寂院、照光院、圓像院　右五ヶ寺は寺號而已あり、年々切支丹御調へ出るなり。

金　長門本山より米三石配當。小濱の住　金　備後米壹石五斗門前の住　佐藤周防米壹石五斗配當增川村住居す　佐藤近江米六斗配當舟川村住　右四軒、下社家と云ふ。

阿吽門　仁王、慈覺大師の作、俗に仁王門と云ふ。御上普請なり　香爐橋より二丁餘あり。嘉永二己酉年仁王彩色す

山門　平岳にあり寺の普請

靈蹤記に曰、平岳の庭の端に立出て前面を眺望すれは西南の海原滄々渺々として積水可測からす、山色遠く空を含んで海上朗かなり、金烏波濤に映し銀波斜にして萬里の情あさやかなり。殊に秋の最中の良夜を思ひ出されて須磨や明石や和歌の浦、又は名に蓋ふ石山の湖月の詠めも餘所ならんと覺ゆ。斯る絶景都そ近きにあらんにはこそ賑ふらめ、惜むへし邊土にして徒に過んは泥中の珠玉に等しからん。遙に巽に當りて鳥海山突兀として貫ぬき聳へ三國無雙の面向不背の高峯に等しく、白妙の形勢山の全體不二山に髣髴たり。其麓より艮の方へ連なる本庄龜田の山々は海岸に突出して回涯に

隈なく、宛かも鳥海を富士に象とれは遠州灘に見ゆる三保の清見寺の風景かやとあやまたる。又庭前に準(なぞ)らへは海上即ち泉水にて連山築地の如く、沖に浮へる海士の小舟の處々に泊りしは置石に等布、又天色清明なるときは坤に當りて庄内の屬たる飛島、青島の二島見ゆると云り。頃しも季春の初旬なれは浪華潟の大舟を始め四國、九州、別しては長門、赤間關、播州室の津、越前敦賀の湊其外遠近津々浦々よりの交易渡海の大舟、順風に十分帆の外に矢帆(とま)打掛けて當國湊をさして入舟あれは、能代松前へ渡る出舟あり、互に舵を爭ひ家々の帆印附たるを二艘三艘或は十艘、又有る時に臨んては四五十も連綿と通舟の艤眼下に見るもあり。又は曉の嵐に纜を解て遙の沖に見える大舟は大海空浸し帆而已見得て天にかけるか如し。或は渚に漂泊したる漁の數舟の孤舟は秋の木葉の浮に似たりけり。佳景筆紙に述難し。

神社　藥師堂（南面五間四面。當山權現本地佛、兩脇日光月光二大士、十二童子を安置す。前山正面にあり）　辨天堂（蓮沼の中にあり。小社なり）　神輿堂

食堂（梁間四間餘行間八間。蓮池へかけ造りしたるなり、權現へ捧る供物を調へ神樂を奏す、祭式この堂にあり）　鐘樓閣（飛騨番匠左甚五郎細工。數百年經れとも屈曲の憂なし、誠に希代の樓閣なり）

鐘（明徳二年鑄之とあり）　觀音（身の丈け八尺、三十二軀は左右に安置す。永禪院本堂へ合殿）

毘沙門　兒宮　準胝觀音　馬頭　不動　注連堂　八幡　山王　日吉　大神宮

右十社昔は一社ツヽ、天保年中より藥師堂へ合殿す。

柴燈堂（梁間四間、行間七間屋根に六尺四方煙拔窓あり）

靈蹤記に曰く、年々正月三ヶ日、一日三時の勤行式ありて別當、社僧、神主、巫女參堂、深秘の法樂を捧け神樂を奏し國家安全の祈禱あり。堂の眞中に大圍爐裏（二間四方）大木の薪きを積上け三日の夜亥の刻に焚く、是れを柴燈護摩と云ふ。昔時より五社まて石を敷たる眼光鬼、首人鬼、押領鬼へ人神供の代り鏡餅（廻り三尺）此の薪の火に薫らせ又た油を以て其餅の窪たる處へ入れ、導師加持勤行中其刻限期すれは社僧衣を褰けて手に持せは、年老は兼て戸欄のミゾへ油を灑きて自由す。年老戸を明やいなや早く油餅を投れは社人太鼓を亂聲に鳴し螺笛を吹き、又參詣の群集凱歌の聲を發し手頃の棒を持て梁リをおとき叫けんで打たゝき、勢力宛も六種震動の如く也。この音に乘して彼三鬼飛來りて油餅をつかみ去る。宜哉、時しも雪の上といへとも翌朝見るに跡なしと云ふ。希代の不思議なり。

予も弘化午正月詣て拜するに如斯、今夜の燈の煙りは飛島へも見ゆると云、不思議なり。

三の鳥居　前山にあり、藥師堂の西方是より大峯へ登る石壇なり

無名の橋　三の鳥居より五六丁山上、橋の側に姿見の井あり、大石を以て橋とす。邪心のもの渉とき細き繩の如にして渉ること難しと云ふ

姿見の井　弘法大師加持の御供水と云、三尺餘の丸石の井なり。深さ一丈餘、井水に姿を寫して見えされは三年の中に歿すと云ふ。清水なり、登山の男女嗽をなす

中門（梁間三間）　萱葺の屋根、無名の橋より十間餘山上に在り。

五社　麓より十丁餘、山上悉く自然の大石を布ならへたり、餘は絶頂まて素道の嶮岨なり。五社共に梁間二間行間□□餘、外緣付き萱葺の屋根、左甚五郎の細工と云樓と同時の建立と云

右二堂客山權現　本地十一面觀世音菩薩

右一堂八王子權現　本地千手觀世音菩薩

中堂　赤神大權現　本地藥師如來　丈け三尺、日光月光十二童子安置す

左一堂三の宮　本地普賢菩薩

左二堂十禪子　本地地藏菩薩

何れも木像にして古佛なり。中堂赤神權現は銅像慈覺大師の作、永代不可開と云ふ。

古縁記曰、人王八十四代順德天皇御宇建保四年山主圓轉（自開祖十二世）有ニ靈夢一如來託宣曰我昔同塵以來結ニ縁于天台佛法一照ニ利生圓頓止觀嶺一移ニ三七和光影一成ニ此山鎭守一圓轉感レ之趣ニ相州鎌倉一訴ニ因幡前司廣大一（因幡守大江元鎌倉執權職也）以ニ聞幕府實朝公一則公命ニ圓轉一而堂社寺院盡形ニ容于叡山一一山三塔七堂伽藍建立云云。

舊註曰、今所レ存五社乃所謂山王七社也二社已廢配ニ祀其神於五社中一（山王合二十一社也本社七座謂上七社也攝社十四社凡廿一社也）

逆木　五社の前面にあり。昔權現三鬼に約して曰、麓より五社まて嶮岨にして諸人登山に難す、汝ら岩石を以て造るへしと云ふ。三鬼の曰、年に一人の肉を賜らは造らん。神是を許して曰、今夜鷄鳴を限りとして成就いたさは約に違ん。三鬼諾して石を運ひ道を造こと震動す。既に五社に近し、神驚いて鷄鳴の眞似をなしけれは三鬼大きに怒り側なる杉の大木を曳拔き眞ッ逆さまに差込ミたりと云。

虛空藏阼　虛空藏堂は梁間九尺行間二間、南向き、虛空藏菩薩の石像を安置す。五社より廿五丁餘山

上。

毛無山　林のなきか故に毛無しと云、是より女人登ことを禁す。大峯上り下りのものこの處に休む小屋あり　當歸川芎黄蓮あり、參詣のもの取りて土産とす。この所より本山の寺まて一里十丁餘、大峯まて十丁位なり。七觀音碑有、文政年中山本郡種村千福寺建立也。女人道あり、此處より男は大峯へ上り、女は眞山へ通るなり。

大峯　毛無より十丁餘、岩を立たることとく峻敷峯なり。俗に袴腰と云是なり。絶頂廣さ二十間四方位にして社堂の廓石を以てたゝみ上けたり風雨を防く。樹木は汐風のために育せす、四方眺望すれは西北渺々たる大海、南は鳥海山、飛島、靑島有り、南東の間には大平、森吉近郷近村の山々五十餘ケ村一ト目に見下す。佳景勝地の靈場なり。筆紙に盡し難く略す、四月下旬より七月まて登山よし、余は見合せへし。

藥師堂　絶頂に在り二間四面、藥師如來の石像を安置す。

御棟札左の通り。　杉一寸板、長三尺餘、幅七寸位。

奉再建赤神山本地藥師如來本社一宇大檀那佐竹義厚武運長久祈所　年號月日別當の名あり

傳曰、貞觀二年慈覺大士、以二異物一自作二一寸二分藥師之像一。入二瑠璃箱一納二石寶藏一。而安二置嶺上一。乃赤神權現祠也。云云。

秦ㇾ和下漢武帝慕ㇾ仙當山飛來
開ㇰ祭二山頭一
岩嶢神岳洪海登。　漢皇祠鎮靈峯頭。
行路懸隔雲霧外。　誰知長生仙境地。
右靈蹤記にあり。

御上普請箇所左之通。

大峯藥師堂　虚空藏堂　五社 五字　鉢間堂　不動堂　注連堂
毘沙門堂　馬頭堂　太神宮　山王宮　兒　宮　大黒堂
準胝觀音　金　堂　籠リ堂　辨天堂　前山藥師堂　鐘樓閣
大師堂　地藏堂　八幡本社　同拜殿　新　社　同拜殿
柴燈堂　金剛堂　仁王門　中　門　一ノ鳥居　三ノ鳥居
二ノ鳥居　橋三箇所

合三十八ヶ處、今は大概本堂藥師堂へ御纏なり。

永禪院の寶物左の通り

表

裏　銅扇三枚

弘法大師一七日ノ供摩ノ灰ヲ以堅メ作ルト云

裏

表

阿弥陀坐像

眉間逆頬兩鬼の牙なりと云。

御國家安全
鬼鬼鬼　永代不可開

この筒をふるに音あり。昔兩鬼の塚あり、幾年を經て後其塚を發く者あり、屍骨を出してこれを見

るに忽兩眼潰れたりと云。其骨を筥に納めて是れを祭る。其後筥を道場に置き毎年五月五日を以て是れを祭り食膳を供す。其筥の上を一箇年に一度ツ丶上封す、今も忘轉無しと云。

西王母ノ桃核

模シテナシ

半分ナリ御筥ハ御寄附ナリト云
御箱ノ蓋ノ内ニ

黒塗ニ
桃ノ金ノ
蒔繪

五寸

蟠桃新結子
青色幾百年
昔日兒偸去
得成羽化仙

天和壬戌地日
順菴　木村玄洞謹書

昔皇帝世に在とき仙術を慕ふれは西王母は紫雲の輦に乘し九色の班龍に駕し、下界に降て皇帝に謁見す。時に王母の侍女玉盤を以て仙桃七ツを盛り王母に呈す。王母四ツを以て帝に呈す。王母は自ら三ツを食ふ、帝食し止んて其核を收む。王母帝に問ふ、帝實くこれを植んとす。王母の曰、この桃三千年に一度實を結ふ、又中華は地薄ふして結はす、即ち止ぬと云。皇帝の食し植んと欲する仙桃の核是なりと云ふ、怪布說なり。

漢武帝白鹿乗西王母降臨圖掛物一軸　唐筆とも云ひ又慈覺大師の筆とも云何れにしても希代の名畫なりと云

同圖掛物一軸　狩野秀水筆

唐筆の掛物を天樹院樣御取寄せ御覽あらせられ、この寶物は尋常の品にあらすと御勞りあらせられ、秀水に被仰付て寫さしめこれを以て諸人に拜させ、正筆は祕藏たるへきの由を命せられ玉ふと云ふ。

御幣島龍像島大瀧圖御掛物一軸

義厚樣御筆　弘化三年丙午三月十四日永禪院阿寮の代拜領す。

御印左の通り。

義　厚

胎藏金剛曼陀羅二軸　弘法大師自刋自像一軸明徳年中改派の時高野山より拜領すと云

涅槃像一軸唐筆と云　十六羅漢知證大師筆　五大尊知證大師の筆

御綸旨二枚　人王百五代正親町院御宇元龜三壬申五月廿日 權大僧都、同年十一月廿日任大僧正 御綸旨、並天下泰平安全無爲の御狀二通、眞言開山より十一代目先師法印圓隆へ被下置候寫

宜轉任權大僧正
口宣案
上卿中山大納言
元龜三年霜月廿日　宣旨
權大僧正圓隆

宜轉任大僧正
藏人大中辨藤原秀光
圓隆僧正御坊

令專法流之相承宜被抽
天下安全國郡無爲之懇
祈之狀如件
五月廿日　右中辨秀光
圓隆僧正御坊

右三枚なり、茶の縮紙にて一枚二枚ツヽなり
菊桐の御箱に入れてあり。

神田之事

男鹿島の内

六石四斗一升八合　本山
十三石一斗九升六合　祓川村
六石七斗九升八合　小濱村
二十石八斗六升七合　四五六村
七十七石四斗一升六合　蓮島村
百三十五石一升　尼名川村
百三十三石二斗六升二合　鱒川村
七石七斗八升四合　平澤村
二百七十五石四斗五升二合　山田村

都合　七百二十二石三斗五升二合

右領地赤神權現奉寄進於後代不可有相違もの也
依而如件

文祿三年菊月吉日　安部實季（花押）

謹上日積寺權大僧都圓堯

杉山境御書附一枚　　その文言左之通

本山の杉におゐて薪の外切取るへからす但今まて切置候木成りとも手判なくしていたすへからさるもの也仍て如件

慶長十九年六月廿二日　　御居判

字處大まふ　三ノ瀧　月よし。

傳　記

當山赤神、傳稱前漢孝武皇帝祠也。其舊記曰。景行天皇二年壬申年。自赤神天降也。或曰昔日本武尊爲白鳥而飛廻武帝於漢朝。武帝駕白鳥乘飛車建赤旗。與両王母到此島。時五鬼化爲五色蝙蝠而從之。故以蝙蝠爲使者。景行十年庚辰冬十月也。或曰十一年辛巳春三月也。天皇遣武内宿禰令察北陸道。至此島見神靈而奏之。於是朝廷一皇女使與宿禰往祭之。因號曰赤神。（蓋漢以火德故）皇女則赤木大明神。（今號注連掛宮）五鬼者眉間逆頰眼光鬼首人鬼押領也。眉間逆頰爲父母。眼光鬼押領鬼首人鬼爲子。其父母死三鬼無死而住。男神窟女神窟海邊窟。夫自武帝崩年（武帝後元二年日本崇神天皇十一年）至景行壬申（後漢顯宗永平十五年なり）相去百五十九年也。至庚辰（後漢章帝建初五年）百六十七年。至辛巳（章帝建初六年）百六十八年也。迺武帝不惟於理爲遷。剡其紀年亦多謬乎。武帝不來於此島者固決。且日本記曰。日本武尊崩而後葬於伊勢國能褒野陵。時化白鳥從陵出之指倭國而飛之。群臣等因以開其棺櫬而視之。時衣空留而屍骨無之。於是遣使者追尋白鳥。則停於琴彈原。依其所造陵焉。白鳥更飛至

河內。留舊市村亦其所作陵。故時人是號三陵曰白烏陵。然遂高翔上天。徒葬衣冠是景行三年癸丑也。以此見之。以日本武尊化白鳥附會所謂迎武帝說。史記曰。武帝好神僊而屢遣方士入東海。求蓬萊蓋當此時方士。或有來此島者也。若徐福來于熊野則當推知此島也。三面帶海一面襟濤。而朝暮雲物蓋育之景風實隔塵裏可謂鼇頭靈山也　所謂不死之藥可採。所謂如意珠可攏。若夫方士繫舟於此島。而終留焉則須建武亭祠而祭之。然則爲武帝祠。宜哉謂三鬼無死亦以神仙庭誕。故日本記曰。景行二十五年乙未秋七月遣武內宿禰令察北陸道及東方諸國地形。且百姓消息　所謂宿禰奏神靈者蓋在此時哉。舊記所傳頗非無其謂也。後有能閑大師滿願上人者。始詣此山建十二神將。延曆三年甲子勝道勸請赤神於下野國日光山。同七年戊辰傳敎大師又勸請於叡山。（傳敎以後漢獻帝衣冠故か）貞觀二年庚辰慈覺大師到此山。建堂塔寺院號赤神山日積寺永禪坊。圖武帝飛來之像以爲當山神體也。慈覺因先說畫此像。則飛來之說從斯盛也哉。且以智人上人髑髏。作一守二步藥師像。入瑠璃箱納石寶藏而安置御殿。（崇頭は赤神祠也）慈覺窟口小島至捧幣帛祈神。因號其島曰御幣島。自爾以來有本地垂跡稱。曰赤神權現。藥師赤木明神不動眼光鬼普賢首人鬼文珠押領鬼阿彌陀也。同五年癸未造營已終。慈覺叡山歸是故以慈覺爲中興。應德元年甲子。安部貞任寄進杉藏田三町。嘉保元年甲戌清原武衡寄附比冷水田三町。永長元年安倍安任寄附副田田三町。承德二戊寅藤原淸衡寄附井森之內幡野磨崎箱井夷田田合十一丁、康和四壬午淸衡又寄附大部田田三丁。同五年癸未又寄附小支田四丁。嘉承元丙戌藤原基衡寄附北浦芹澤田一町。天和二年戊子（流記帳今考戊子元年而二年己丑也に當作之）基衡又寄附金河

椙田田一町八反深町田一町。同年賴綱寄附小鰰川田二町二三の字與段大鰰川田七段合三町椙田八段。天永元年庚寅秀衡寄附鹽釜田五段。同三年壬辰流記帳今考天仁三年則改之〇天永元年也元年は庚寅にして壬辰にあらす在天永三年と今改正これを秀衡又寄附杉田田一町。長寬二年甲申源秀爲備一切經。寄附東限猷川西限荒野杉宮前冷水。南限海長立。北限坪穴走大道。建久四年癸丑紀次郎鈴遠寄附今澤田一丁。同年公業寄附小石崎田六段。建曆元年己未寄附大鰰川田七段五合。流記帳今考處寄附人不記且元年辛未なり建保二年甲戌造營藥師堂。同四年丙子別當圓轉感靈夢訴鎌倉右府實朝公則命圓轉而堂社寺院盡形容于叡山。今存所五社則謂所山王上七社也。別當堯範曰二社廢而配祀其神於五社中爲赤神赤木眼光鬼首入鬼押領東者非是華表在臺島村。華表之內謂御坂七里寺院四十八坊。其余堂社不勝計當山以此時爲盛。則一社有號日吉山延命寺無量壽院其別當或任僧正中葉曾寺廢社入領之後勸請同郡飯島村又移矢橋村其什物猶有當山に

同五年丁丑安倍盛季再興二王堂。貞應元年辛丑流記帳今考辛巳在承久三年公業又寄附桃川田一丁。元德三年辛未安倍高季建多寶堂。貞和元年乙酉女川寂藏覆營大堂。觀應三年壬辰平秀門寄附中野田一段。延文元年丙申安部政季寄附雄勝郡西馬音內糠塚村應安五年安倍高季修覆五社同年船越賴季建觀音堂納三十三體佛像。明德二年辛未別當賴吽法印寄附鐘一口也。賴吽初出天台宗而終入眞言宗。當山自是爲眞言宗。永享三年辛亥安部盛季寄附小鹿島之內井森村瀧川村。永正十五年戊寅安倍堯季修覆多寶堂。天文十六年丁未石塚治郎左衛門安倍季滿修覆大堂。弘治元年乙卯永禪坊燒失。同三年丁巳女川基季修覆大堂。元龜元年庚午當山學頭遍照院住持圓堯法印圓隆弟子修覆拜殿。同三年壬申別當圓隆大僧正。文祿三年甲午安倍

實季（秋田城之助）寄附男鹿島之内七百二十石餘、同源義光（最上出羽守）寄附戸賀、此時義光領最上而有並呑仙北秋田之者故禱此神、慶長七壬寅實季移封常州、當此時神領盡絶焉、堂社寺院已漸破壞纔存者堂社三十區寺院九宇。同年淨光院殿（義宣公）爲羽州六郡大守。慶長十三年戊申執政澁江政光再興大堂。同十八年癸丑淨光院殿寄附小鹿島椿村之内百石。元和三年丁巳造營五社拜殿。寛永十五年戊寅鑑照院殿（義隆公）再興於堂社。正保三年丙戌鑑照院殿加寄小鹿島椿村小濱村之内五石余、慶安二年己丑鑑照院殿放鹿三頭於山中。數年鹿已蕃息。寛文二年壬寅鑑照院殿修覆五社。延寶三乙卯當大守（義處公）加寄小鹿島之内蘆野倉村之内寒水臺冷水臺梨子木臺多々臺小濱村之内小倉田臺新田之地、且修覆於堂社、同四年十一月九日土功已成遷宮。使小貫賴忠白銀三十兩供、同六年戊午公又修覆堂藥師堂虚空藏堂柴燈堂香爐櫃。同年堯範法印建三間四面寶藏、同七年己未公又修覆鐘樓仁王門。天和元年辛酉秋公始欲詣焉　七月某日先遣人補葺於永禪院及諸坊。二十六日公以永禪院爲旅館歷覽諸堂　詣五社而有神樂、見神寶及什物賜金銀百兩時服二領於堯範。又賜白銀四十兩於社人四人。

辛酉之秋予詣本山院主堯範語予曰。昔守奥羽者寄神田營堂社。舊記所傳不可悉盡。淨光院殿鑑照院殿守于此邦亦然。雖然未聞自詣焉。今秋大守初詣此山、此山顯明從期盛。予聞之曰。此山大美事何以加之哉。予來此山有年于茲。一二舊記未見緣起全備。故雖欲大成之全經螢火、今也聞之何能止止也。堯範出舊記若干、且告口授之説。嗚呼神著明也、若以虚誕衒神

德者祭神明也。神以爲種也，況亦紀年舛謬哉。故如是正作本山緣記別傳已納寶藏矣。神夫有
靈則必有所享焉云。天和辛酉十月己亥梅津藤原利忠跋以上。

余聞神仙靈異而蓬萊出記悉於天地、以龍鬼爲奴僕轉變自在也。夫西王母感通武帝好仙切。運帝殿於仙宮捧仙桃及珍肴香酒、亦韄八琅靈音駭容玄靈之妙曲塵谷。風人隔于問外于見。是豈交倫帝殿乎。蓋郭憲漢武帝別國洞冥記云封中起方壺山像招中諸靈異。抱朴子少于執百鬼。長房縮地脈者此謂乎。然則此島也四隣水湛、拂塵埃遠景、渺茫啓心肝。石鋒天日月交耀、瀧下綴瓊華暈迸光、至若山雲古晴雨海面示風靡矣。風景奇異宛隔風埃也、常情未知之且、神仙豈非棲之、以此觀之、武帝會王母之嚴麗者爲此嶋亦宜哉。雖衛凡骨隔見無由傳之、爰承我朝仁儀質直國也。是故周公得暢草天下彌泰平也。吳穎敗盧氏憑來秦暴惡徐福入濮、至若任那斯盧屠蘇、魯侯赤帝之後莫不歸依、此豈得非神道文明有仁民愛物之政哉、以此推之、武帝之神靈慕我朝之文明、候人民萬信之期當景行帝之時、再示現往昔之神靈增國家之光者、蓋慈覺大師朝廷之戒師日本擁護之大導師也。豈致令衆生誰惑虛誕乎。利忠矯紀年升錯而蓁神仙虛誕哉。余就神仙傳信世有仙也。內典諸仙之說且闕而已。

附錄

日本武尊執迎武帝之說。舊記景行二年壬申或十年庚辰或十一年辛巳云云。傳書紛々以不可決。見之古代日本書記、以時記異聞傳之乎。皆作景行四十三年癸丑也。武內宿禰景行天皇九年己卯産至、仁德天

皇六朝仕之人也。爾利忠所記景行二十五年乙未下向後亦至神功皇后時邊境蝦夷騷爭所々起，宿禰下向亦曁數回。推景行天皇在位六十年之內宿禰再下向時。至此島瞻神異而奏之乎。上來當俟後覽之取舍也。云爾弘化三丙午晚春如意現住看識應需艸。

日積現住阿察之代。

穐府栜岡林宗老隱士稱神德寫曰

赤神山在府城北。地曰男鹿島。突出滄海數里。三面皆水。赤神特中于天立。其勢巍々岩堯桑森欝鼓棲回涯。載酒探勝者皆言。怪巖危石望之丹碧宛然千日睫矣。土人營漁者容刀于波間。潮洞且躋其危艱不可言。宛是畫中之仙府也。嗚呼祀此神於斯也亦擬渤海之蓬萊山歟。此山海岸多有穴至如神石蝙蝠二洞。深大豁乎並呑海水。其幽奥無水之處未嘗測其遠近云云。意者是自康和之頃有鑄山之利。今此窟洞是其舊金穴耳。承安之初奥州金商字吉次者。到於此得其利而又能經回京洛以鬻金爲世營歟。且奥羽諸侯附神領皆有田至建保之頃。當山未寺有四十八坊。又其堂社不勝計云。此山榮盛者全是亦神權現平等利益之功德力也。列子曰渤海之東有山曰蓬萊。其上臺觀皆金玉神仙飛相往來也。封禪書曰。其物禽獸盡白黃金白銀爲宮闕。未至望此如雲及到反居水下。臨之風輙引舟去終莫能至者。是蓬萊之仙富造化之天工也。以此山特近人境爲自然之功德力歟。至今自京師海上往反賈舶祈無難於此山。其靈驗之新人皆莫不感仰者。謹舉愚考稱神德再拜稽首述之。

秋府隱士柹岡時縝謹誌

男鹿島詩歌序

本邦所以稱名區者二焉。古蹟爾勝景爾勝景者山水原野之奇絕。而駿之富山奥之松島爲稱首。古跡者不特故都舊邑。往昔有歌林聞人停車弭蓋一題麗藻則後之學焉者、沿襲因緣而連篇累章。遂爲詠懷之地。成章嘗游四方。每値所謂名區者靡不傍徨盤桓而尚討焉。而其景不必往名之浮實者亦多。獨怪男鹿島兩山雙聳亘海。遶麓倒景千仞薄雲沃日。石橋如出鬼工。瀑布如分銀河之派。至於龜壇龍頭小虎鷗島之屬。異形詭狀駢羅環拱。其他勝槩使人目奪神悅應接不暇。山上古廟、相傳是祀漢武帝。第未詳其所由而已。若夫梵刹靈觀高古雅妙。陰映乎蒼翠之間。寔東北海鐘秀之佳境也、然鬱湮不稱乎遐方何也。蓋去皇都千餘里。隔以峻山。且風濤之險不讓瞿塘灔澦。未嘗迎和歌者流舟楫也。此地也隷秋田郡、在本藩封域中。我執政今宮公奉嚴命、頻年觀察封內。今歲夏偶到此島。憩息之間題詩歌若干首。要成章爲之序。顧不欲專其遊賞亦其勝之不彰是慨焉。成章曰譬如和氏璧焉。久之天下知其爲至寶焉。知非後世有若在原業平僧圓位者、而千歲一遇揄揚盛跡於海內邪、公先爲之容而已矣。

享保十三年著雍涒灘秋九月

翠陰太田成章子達謹譔

享保十一丙午のとしより仰を奉りてさはかり廣き御封内を巡検し今年戊申のとしは山本郡と男鹿島とをめくりしに卯月五日渡鹿村より舟に乗て南磯へと心さし侍りしに晨より風雨を催して島めくりえならす日和を待むと思しかとも伴ひし人々に予か僕従もあまたなれは處の労費をいたみやむ事を得すはけしき雨風を凌き遙々の山路を経て双六村に至れりその道すから雲いつとなくはれ夕陽漸々西にかたふくころ風やゝ浪ことにおたやかなりけれは是偏に山神の應護なるへし又明日のひよりもはかり難しなと浦人共かすゝめしにより急き船にとり入り棹をはやめしほとに南磯殘なく一見し侍りぬ此土の風景彼の赤壁賦なとおもひ合せて絶妙なるのみかは今夕不思議に島々を詠め盡せし嬉しさのやるかたなきにひかれてしきりの年一向忘れ果にし道なからかす／＼の名所のうち目にとゝまり心にうかひけるまゝに口すさひぬるつたなき言の葉くさなれはかひやり捨んとをしからぬ物から後におもひ出なん便までとこゝに書とゝめ侍りぬ

源　謙　透

風もやゝ浪しつまりてこのゆふへ見るにたへなる男鹿かしま／＼

帆　掛　島

浦かせの吹にまかする舟ならて波間に高き名も帆掛島

龍　頭

雲をおこし波をうつまく面かけをたつのかしらのいはほにそみる

大　瀧　赤神權現の鎭在す山頂より直に海岸にながるゝ飛泉也

仰き見る神の宮ゐもいや高き嶺よりをつるたきのしらいと

御　幣　島

とりあへすみてくらしまに舟よせて神のまに〳〵猶いのらまし

小　虎　島

このしまは千里行かふ獸のおもかけありと名つけ置く劍

孔　雀　島

異國の鳥のすかたをうつしてや孔雀のいはほみるもめつらし

あぢか島よりのなかめをよめる　世に日本の四山と稱する鳥海山は同國飽海郡にあり此島より見渡せは連峰を帶海中になりいてゝ辰巳の方當れり

はるかなる波路へたてゝ島の海の高根につゝく四方のやま〳〵

美　砂　子　島　海中にぬき出たる岩石あり鵰是に巢くふ事年々不絕とかや

幾とせの古巢わすれしこの島にみさこのとりの今もむれゐる

舞　臺　島　むかし此山の諸神連舞樂ありしところとかや

千早振神あそひ給ふいにしへを舞のうてなの名にや殘れる

蝙蝠か窟　往古漢武帝こゝに渡り給ふの時五色のかうもり随ひ來れりと社説等に傳へり此故にこの窟屋に此鳥さはなりといへり

そいかみのちかひかはらてこの洞にとふかはほりのかすもしられす

孔雀か窟　本山の海岸に岩洞の廣深なるあり舟に乗なから是に臨む遂に其限をしるものなし島人嘗て曰此山の神につかふまつる鬼の爰に住める名なり誓ひの由ありて更に人物を惱す事なしと蓋往古金を掘し跡なるにや

鬼のすむ程はいつくとしら波のふかきいはやは見るもすさまし

さんきよ　風景を見侍るに其名は山橋の訛れる也

あら磯にうこかぬ岩のかけはしは千尋のうみもやすく渡ん

白糸の瀧

ふりあけて見れはけはしき岩間よりいとしもなかく落る瀧水

男鹿島船中見白糸瀧

扁舟波穏自徐々　仰見本山群嶺岨

素練直垂巉石際　長流四十六尋餘

かもめ島

たちさはき飛かふかもめ此しまにいつすみなれて名をとゝむらん

鷗の壇

君か國龜の岩ほのあるからはなを萬代の末もうこかし

同月六日本山に登りしに男鹿赤神山の社は漢武帝此しまに渡り給ひしを鎭め祭れるよし種々の由緣を聞侍りて

題男鹿赤神山

日の本のひかりあふきて跡たれしむかしはとをき神のみやしろ

蓬萊島上五雲邊　殿閣垂蘿幾百年
誰識漢皇停法駕　金莖承露學神仙

往古此島にて田村將軍夷賊の長を征伐し給ふと語り傳ふ處はいつくと尋ねしかは此磯のゐそかしま是也このゆへにその蝦夷共か骨なりとて今猶ほり出しぬる事有と實や寺内山の古四王權現の由來抔を思ひ合せてさありぬへく覺へけれは

あふくそよゐそのちしまもまつろひし昔かたりの跡をたつねて

水島

あら磯を漕出見れは水しまは波にうかへる舟のおもかけ

濱鹽屋村

しら浪も霞にこめてしつかなるはまのしほやの村の夕くれ

右三首は前日北磯をめくりし時によめる

寒風山にのほりて入日を見て

海原や空もひとつにはるかなる波の入日にむかふ山の端

本山眞山ともに林木暢茂し殊に杉の木たちゝのふりければ

わけ入も猶おくふかき山かけやこの神垣の杉のむら立

北浦村山王の社に鶯宿梅有花は既にうつろひたれと匂ひは猶四方に薫しければ

吹おくる風のかほりに鶯のやとりそしるし杜の梅かゝ

湯本村みやうけん堂の四面大木しけりあひたるもとに款冬多かりしければ

幾千とせみとりふりにし木のもとにをのれ時えし山吹の花

渡鹿の間は山まとはり巖そはたちて恰も明鏡なひらけるかことしまことに天然無双の湊也といへり此故に諸國の回船常に爰に入て風波の難をしのくとかや

波風をしのきよるへの浦なれは梶のまくらもやすき人ひと

この土鹿さはなり世に云ふ千頭に白鹿一ッと予かしはし回りし間にもしろき鹿三四ッ見侍り

妻こふるうさもあらしな嶺つゝき友うちむれて遊ふおしかは

海士の小舟のあまた千尋の面にうかひぬるをみて

世の中をおもひくらへてうきわさもやすきとやみむ蜑の釣船

有感男鹿島絶景

層巒湖海萃佳景　田野叢林見化醇

應是神仙游憩地　不知猶未引騷人

椿　村　嶮き山の岩間又麓の里にも椿古木多し

常盤なる葉色や千代の春添てはなもさかりの玉椿むら

此嶋の民居をめくりて

野も山も花にみとりにとり〱になかめつきせぬ男鹿の里々

つたなき言のはくさを書つゝけたる奥に

浦つたひかきあつめたるもしほ草見るめはかりの家つとのため

○

此地や元來風景無双なれどかつて西行上人の詠めに殘たれ、能因法師の歌枕にもれしかは雲の上にも聞へあけす、いたつらにあまさかるひなの孤島にてあるを、ことし義透は巡検を仰蒙り給ふてみなみ北の磯菜をつみ、島々の貝ひろふて見るめもあやなる家つとにとて和歌みそしはかり、詩三韵をなん記しもて予に見せ玉ふ。かたしけなさにそのらいしをけかすの罪を忘れて爰に書つけ侍りぬ。

浦つたひひろひし玉のことの葉やそのしま〱を見るかことくに

○

羽州秋田大御居形の執事源義邁は主君の御を蒙り御國巡檢の折から歌枕にもれし處々をまへ書してやまと歌三十首、詩三題を賦し源知亮へ見せ給ふを寫しとり予に亦送れるを見て、甘吟のあまりをろかなる言の葉種描き筆の跡をもかへりみす、こゝにおよふならし。

京都　新玉津島神主　藤原章尹

歌枕もれしあつまりをさいかたをみるこゝちする玉のことの葉

寶物、古書是等なり。外に數多ありと云とも記するに不可遑略す。

祭禮　六月十四日より十五日、眞山は十五日より十六日なり。年々八月の末、九月上旬本山永禪院に於て臺島村、椿村、双六村、小濱村　門前村相集り、鰤供養法事あり。

本山領嶌廻リ圖

美砂子島
昔ヨリミサゴ巣
絶スト云

小立粟

サブカ島

アカトリシマ

新条シマ

大立粟

油石

鉾立山嶌
漢ノ武帝渡御ノ節コノシマ鉾ヲ
立置タリト云

竜頭ケ嶌 高七十間余ト云
一ノ名山嶌ナリ 竜像ケ島ヒ云

大滝

滝ノ高サ七十間尓コノ滝ヱ卯午酉ノ三刻ニ毎日焼香ノ煙リ示現セリ昔銅像ノ不動立テアリト云今ハ寺務セリト云

御幣嶌

慈覚大師コノシマニオイテ山頂ノ薬师如来ヘ幣帛ヲ捧ケタル嶌ナリト云故ニ名トス田地ノ迹アリ寒中コノ嶌ヨリ黒苔艸ヲ取リテ上ヘ献スコレ御幣ニ供ロト云人取ルコトヲ禁ズ女人上ルコトヲ許サジト云

投石

俗ニ曽我五郎投石ト云ハ空説ナリ別當ノ説ニ三鬼禁ヨリ五社マテ石ヲ敷ク最早成就ノ所ニ神鶏鳴ノ真似シ鬼怒リテ投タリト云

舞臺嶋

鳶ヶ嶌

漢武帝渡御ノ時金弥三郎ニ命シテコノ嶌ニ舞ヲナサシメタリト云故ニ名トス今ニ金ノマテ孫連綿シテ赤神山ノ神主職ナリ怪敷説ナレ氏村長ノ語ナリ

孔雀嶌

亀ノ壇

小虎ヶ石

室师窟

漢ノ武帝渡御ノ時金弥三郎此窟ヘ糀ヲ入レ神酒ヲ造テ捧ケタリト云今ニ窟ノ辺リ糀ノ花ノ如キモノ岩ニ体ニカヽレリ不思儀ナリ

大烏帽子形

鬼ノ首頭

ミカノ坂

幕打嶌

亀壇ノ浜

鬼ノ尻掛

甲冑嶌

蝙蝠ヶ窟

鬚貫水滝

是レマテ本山領ナリ

是ヨリ下四ヶ村
臺シイ
双六
椿
小浜
領ノ嶋
田地跡
芦倉
浜
村跡
蝙蝠窟
白扉島
芦倉大島
幕打島
往古此處ニ村アリト云不勝手ニテ住マ居
ナリ兼比詰村江引越開発ニタリト云故ニ
比詰村ハ大概本山ノ寺ヲ菩提所ナリ田畑
家宅ノ跡今ニアリ天保十四卯年於テ居命
渡部斧松松前江渡リ白ヶ嶽ヨリ牧馬二疋
疋ヲ得級リコノ地ニ放シ牧トスケレド場狭ク草
飼ニ難ス殊ニ巌石ニ蹄ヲ痛メ成就セズ
中味ヶ嶋

黄雀ヶ窟
岩ノ色孔雀ニ似タリトテ
孔雀窟トモ云
此三ツノ石ヲ
取上ノ石ト云
黄雀ヶ窟ハ五六丁程奥深ク
岩洞ノ中ヘ舟ヲ乗入テ洞中ニ小石ノ
川原アリ廣サ六七間其余モアルベシ
右ニ穴アリ奥ナシモノ穴ハ燈ヲ持タ
サレバ入難シ三丁程モ赤土ナリ其
奥ハ泥ニシテ足ヲカクシ三丁程モ過
キテ又赤土ノ道ナリ夫ヲスキテ釘ノ
如キ一面ノ岩生ヒテ踏コトナラズ奥
ニ入ル人無シトソ必ス入ヘカラサルノ窟也
黄雀ヶ窟ノ入口ノ上ニ取上ノ石ト云テ三ツアリ大サ十人余持
ホトノ石ナリ其石幾度下ヘ下シテモ又元ノ如シ故ニ取上ノ石ト云
遊山舟
大味ヶ嶋
小味ヶ嶋
嶋巡リモノハ島ニ糸竹ニ
閑キ楽ムナリ女人コヽエ置
キテ男子計リ窟ニ入ルナリ
乗リ合窟ノ入口ニ大キニ声ヲ
発ス所フナリコレ鬼神ヲヨケル
為ナリト云

小山橋
コノ奥ノ沢ヲ
ダミ沢ト云
コノ橋ハ山ヨリ掛ケ下シ
タル橋ナリ橋ノ舟子ト
ウルコトナラス
舟隠窟
コノ窟ヘ舟ヲ乗入レバ
水ニ巻キ込マレ行衛
スレズト云フコノ窟ヨリ
入ル水渡部村ノ水元滝
頭ヘ出ルト云説アリ
大山橋
コノ橋ノ下帆掛ケ
通舟ス高サ
数十丈アリ

タミケ澤は大峯の傍邊巖壁聳たる嶮岨の幽谷にあり、鳥屋カ瀧の落口なり。俗說に、惡事を成すもの鬼神是れを掴み來りこの澤へ落すと云。再ひ出たることなし。又箱笈墓葬具の類、今に至るまて見ることありと云ふ。

牛ノ地獄　鳥屋カ瀧　ミサコ嶋　屏島　白立木　髮ノ水ノ瀧

白糸ケ瀧　これ迄なり。これより向ふの鳥北礒領なり

嶋廻はこれ限なり。是より加茂青砂へ行てよし。嶋の景に對して、上總の隱士安部潜龍文を作る。

其文に曰、

凡山水美者莫若奥羽地也而奥羽美者在松嶋象潟二勝者則天下山水中之晉楚各割據其地一雄一雌更相覇者蓋二千有餘年其夫高岸爲谷深谷爲陵造化之大變誰能禦之文化中象潟大震地涌水涸一朝爲陸八十八九十九之名僅存焉而其絶景勝狀與麥秀黍離故觀於是松島獨美遂定天下山水之盟嗚呼象潟既亡矣果其無有焉之敵者邪豈其然乎夫四海之大山水多其美者何限焉舜生於諸馮文王生於岐周皆戎夷之人也共行變於中國其山是觀雖山水亦宜然安知遐遠之地不復有山水中帝王者哉余客歳來于此地偶遊於鹿洲不覺喟然歎曰美哉山水巍々蕩々乎使人飄々然宜欲換骨蟬脫而登仙何必入於蓬瀛然後出乎人間譬諸馬則奔逸絶塵一日千里者也若夫松島以下者瞠若乎其後殆弗可及其前所謂山水中之帝王者其是邪不在靈國而在此豈不奇乎余嘗遊於象潟恨吾生之後焉余今而後無遺憾矣獨怪是山水而天下無得而稱焉抑亦讓而

自晦之者邪夫讓也者德之至者也至德而晦之仲尼之所稱不亦宜乎今縱使不得其德者其德固足以王子天下其咨示鹿洲亦山水中之泰伯哉頃者舟越村鈴木氏持其所畫鹿洲之圖來請余一言余乃書此以尾於其後矣。

弘化丙午孟春九淵逸民阿部潛伯龍撰于羽州秋田郡天王村寓居。

絹篩　卷之三

鈴木重孝著

中石村

◇中石寄鄉共田圃圖（圖繪參照……編者）

【舊記】石神より半里北。元乳牛村と云。

高五百八石八升　免五ッ二歩　田水澤水。

家居二十五戶　人二百八十五人　馬百五頭。

支鄉　橋本村、高屋村、右二ヶ村　社地　産神宮外に小社あり植立の松あり

【新集】　親鄉也。支鄉　谷地仲、石神、筥井、鮪川、琴川、右五ヶ村。

驛場上十五日當所下十五日谷地仲

宮澤へ　本馬七十六文　輕尻五十二文　人足三十八文

北浦へ　本馬五十四文　輕尻四十四文　人足三十八文

鵜木へ　本馬五十一文　輕尻三十八文　人足二十六文

瀧川へ　本馬五十一文　輕尻三十八文　人足二十六文。

高五百三十四石二斗七升六合（内四百九十八石四斗四升五合田高　同三十五石八斗三升一合屋敷畑高）

免五ッ二歩より。

田水堤十箇所並瀧頭川

高屋堤（繩手行間七十六間高二間半　下敷三間半）　高三十石餘　水元

月夜上堤（繩手行間十間半　下敷三間半）　月夜下堤（繩手行間二十二間　下敷三間半）　右二ケ處高二十石餘　水元

引澤堤（同行間二十四間下敷四間　高一丈）　高五十五石　水元

山王澤堤（同行間三十間　下敷七間）　高百二十石　水元

大澤上堤（同行間十八間　下敷六間）　同下堤（同行間三十六間　下敷七間）　右二ケ處高二百二十石　水元

金澤上堤（同行間二十六間　下敷三間）　同中堤（同行間二十四間　下敷五間）　同下堤（同行間四十九間　下敷三間）　右三ケ處高三十石　水元

瀧頭川懸　　高二十三石四斗四升五合　水元。

惣刈六萬八千百四十四束刈　三手打十把一束。

家八十九軒　人四百十五人（内二百二十一人男 同百九十四人女）　馬百十疋（内五十五疋駄 同五十五疋駒）

支郷　高谷村（此村の七右衛門と云者三代肝煎勤め、文政十亥六月安徳院様御渡野御本陣を勤め、天保十三寅年退役。本郷へ肝煎移る）　橋本村、右二ヶ村

神社五箇所　鎮守大保八幡（祭禮七月廿日 寄合角力有）社地（六間 十二間）　松林アリ　伊勢（松アリ）社地（六十間 六十間）

相染（松杉アリ）社地（三間 三間）　八幡（松アリ）社地（十四間 五十間）　山王（雑木アリ）社地（七十五間 五十間）

寺院　洞昌寺（禪宗平僧地、松原 鵜木村永源寺末）派號山、屋敷（十二間 二十間）　般若院（山伏 除地）號利益山ト、屋敷（七間 九間）

十王菴（永源寺末）屋敷（五間 六間）

往古より雛餌纏郷男鹿中瀧川村と兩村なり。當所纏七十六羽、内二十五羽定式代納、五十一羽雛上納。

右割左之通

鶏十一羽零五　中石村　　同一羽三九五　谷地中村

同五羽二一五　筥井村　　同二羽八八六　鮪川村

同三羽四三三　石神村　　同五羽一五二　琴川村

同八羽二二六　野石村　　同六羽七四二　福米澤村

同二羽五三三　本内村　　同二羽九四　松木村

同九羽一四二　鶇木村　同十一羽一四　角間崎村

同一羽七一　福川村　同四羽四一八　拂戶村。

已上

寶曆二申冬當濱へ相揚候古錢の考の寫。

淳化宋太宗勅筆、此錢より草書に有是、錢初り候由事文類集に有　至道至道（草書）ともあり、宋二世太宗の年號。寶曆三酉迄七百七十九年に當る哉　咸平　景德　天禧三世眞宗の年號七百五十七年

天聖　明道　景祐　皇宋寶元年中の鑄錢　嘉祐寶元年中の鑄錢、寶の字重ならさる樣に皇宋通寶と有之由、又聖宋とも有之よし、宋第四世仁宗皇帝の年號。七百三十二年にあたる哉

治平宋第五世英宗の年號凡六百九十一年哉　熈寧治平四年の次の年號　元豐宋第六世神宗年號　元祐　紹聖　元符宋第七世哲宗の年號、六百六十九年

右の錢古文字、眞字色々これあり、皆宋朝の錢に候　外に天福と云錢、これは晉の高祖の年號に候へ共まれにこれあり、多くは宋朝の錢のよし承知いたし候。但し讀み樣、上より見て右の下左へ廻りよみに致し、皇宋はかりは上下へ讀み、通寶は左右へ讀み、外は元寶とあり、大方廻り讀みに見え候。

村中植立松林有。自分松林數ヶ所。

○この村長兵衞と云ものゝ庭に椿の大樹あり、千年木と云傳ふよし。この家當初開村と云ふ、大概この家の別れなり。椿の根廻り六尺餘、枝の茂ること四間有餘、高二丈位珍樹なり。往來の節尋ねて見るへきの樹なり。

○驛場御助成米十石郡方より賜ふ。弘化元辰年借上けになる。

余勢　鰯網、高網。

谷地中村

【舊記】笘井より五丁北。

高六十三石四斗八升二合　免三ッ八歩　田水堤。

家居二十五戸　人百三十三口　馬四十頭。

社地　產神宮、伊勢松杉あり

【新集】　中石村寄鄉。驛場鵜木、相川、宮澤へ繼く、賃錢中石に同し。

高六十七石三斗七升七合内六十三石六合田高 同四石三斗七升一合屋敷畑高

免三ッ八歩成り　御改正詳ならす。

田水瀧ノ頭川懸り　高四十一石一斗四升　水元。

同水門懸り　同二十一石八斗六升六合　水元。

惣刈一萬五千四百八十刈　三手打十把一束。

家數二十二軒　人數九十五人内五十二人男 同四十三人女　駒二十八疋。

神社　稻荷祭禮三月十日九月十日　屋敷東西五十間南北五十間　伊勢松林あり

十王菴齊家宗、宮井耕岳院末　屋敷五間五間

當所小村にて驛場難澁形申上、寬政九辰年御當用より御助成として米十五石永久賜ふ。享保三亥年又々申立三石五斗被下都合十八石五斗賜はる。

〇長三郎と云ふもの天保四巳年米錢を獻して居下除地を免許す。

石神村

【舊記】谷地中より五丁西。

高百五十六石九斗四升八合　免三ッ八步　田水澤川。

家居二十八戶　人百五十五口　馬二十八頭。

社地伊勢松杉あり　支鄉狐谷地村。

【新集】　中石村寄鄉。

高百六十一石一斗三升六合內百四十六石七斗六升二合田高同十四石三斗七升四合屋敷畑高

免三ッ八步より二ッ八步まて。

田水瀧頭川並堤二ヶ所、水門一ヶ所

卯澤堤縄手行間五十八間敷巾三間半　高八石一斗　水元

錢上澤堤同四十八間敷巾四間　高十五石　水元

放留メ字所横手水門長サ二間巾六間高五間　高十二石　水元

瀧ノ頭川懸り　高百十一石六斗六升六合水元。

惣刈二萬六千百四十刈　三手打十把一束。

家三十九軒支郷ともに　人數百六十一人内八十一人男同八十人女　馬三十八匹内五匹駄内三十三匹駒

支郷　狐谷地村谷地中村と家繼きの村方にして瀧ノ頭川の橋を堺にす御墨印所持せり何年卯郷になるや

神社　山王宮祭禮九月十二日別當吉祥院　社地四十五間二十一間　伊勢松雜木あり

十王巷齊家宗、宮井村耕岳院末　屋敷七間七間

○新兵衛と云もの天保四巳年米錢を獻して郡方より一人扶持を賜ふ。同五午年より肝煎勤とむ。弘化元辰年借上扶持になる。

○三九郎　支郷狐谷地村にあり。これも同二人扶持を賜ふ所同しく借上になる。

箱井村

【舊記】箱井村　鮪川より五丁酉。

高二百五十石　免五ツ二歩　田水澤川　家居四十戸　馬八十頭　人二百二十三口。

社地　伊勢、八幡松杉あり

光學院齊家宗　吉祥院山伏除地

【新集】筥井中石村寄鄉　驛馬福川、谷地仲、相川、北浦へ繼く。

高二百四十二石一斗四升八合内二百三十石四斗二升五合田高同十一石二斗八合屋敷畑高

免五ツ二歩成り　正保二乙酉年御竿。

田水堤八箇所並瀧ノ頭川

狼澤堤繩手三十間下敷五間　高三十五石二斗　水元

是ノ澤堤同三十四間下敷二間半　上源寺堤同二十二間下敷三間　右堤高二十石四斗水元

山田澤上堤繩手二十四間下敷三間半　高一石五斗　水元

同澤下堤繩手三十間下敷三間一尺　高三十四石七斗　水元

出ヶ澤堤 縄手二十四間 下敷三間一尺　高八石　水元

湯出澤堤 縄手十六間 下敷三間　高一石五斗　水元

同澤下堤 縄手二十一間 下敷三間　高三石七斗　水元

川懸り　高百三十五石四斗二升五合水元

惣刈三萬三千百三十刈　三手打十把一束。

家數三十七軒　人數百六十九人内八十九人男 同八十人女　馬數四十九疋内八疋駄 同四十一疋駒

神社　諏訪鎭守祭禮七月廿七日鎌子祭りと云。往古より寄合角力ありと云とも享和年中喧嘩あり舟越のもの殺されこれより停止なりと云社地東西十二間 南北廿二間別當山伏吉祥院。

伊勢、社地東西廿四間 南北十九間　相染、社地二間 二間

寺院　耕岳院齊家宗、城下 大悲寺末號閑田山ト、屋敷間數不詳　吉祥院山伏 除地號十方山ト。

附人植立雜木林六箇所有り。田地高免に付引繼助成として六石九斗三升一合賜ふ。

鮪川村

【舊記】琴川より半里北。村中植立の杉林あり。

高百四十石　免六ツ　田水出水。

家居三十戸　人百六十二口　馬六十頭。

社地　薬師、伊勢、八幡松杉あり

【新集】　中石村寄郷。

高百三十七石九斗六升五合 内百二十三石八斗六升七合 田高 内十四石九升八合 屋敷畑高

免四ッ成より三ッ成迄　正保三酉年御竿。

田水堤七箇所並瀧頭川

大澤堤 縄手行間二十四間 下敷三間　高四石五斗　水元

寺の澤上堤 同十五間 下敷三間。　同澤中堤 同十六間 下敷三間　同澤下堤 同二十四間餘 下敷三間

右三堤　高三十石五斗九升八合　水元

築立堤 同二十四間 下敷二間

箱井澤堤 同廿間 下敷二間　高十一石三斗四升四合　水元

川懸り　高七十七石四斗二升四合。

惣苅二萬千七百七十苅　二手打十把一束。

家數四十一軒　人二百四人 内百九人男 内九十五人女　馬八十六匹 内五十七疋駄 内二十九疋駒

神社　不動 祭禮三月廿八日、別當吉祥院。瀧ノ頭に宮あり、この瀧の水分けて渡部村へ落る故に渡部村にも鎮守とす 社地 東西五十四間 南北六十間　宮毎に雑木杉松林有

神明、社地八間四間　山王鎭守九月十五日　八幡山王ニ同殿社地十八間廿二間

十王庵宮井村耕岳院末屋敷三間四間

○太三郎　天保四巳年より肝煎勤め、同年凶作に付米錢を獻して郡方より一人御扶持を賜ふ。弘化元辰年借上けになる。

○この村へ御鷹匠時々廻在に付助成として一石賜ふ。

○この村寒風より切石を出して業とす、村中植立雜木林有。附入林數十ヶ處有。

琴川村

【舊記】濱間口より一里北東の間。川は東より流れて北に落、海へ入る。

高二百三十六石五斗　免五ッ五歩　田水澤川。

家居四十六戸　馬九十頭　人三百三十五口。

支郷　安士田村、木會村。

社地　伊勢、藥師、八幡松杉あり

【新集】　中石村寄鄉鮪川より半里南澤入の村居なり。

高二百四十三石九斗三升九合内二百三十四石五斗五升一合田高同九石二斗九升屋敷畑高

免五ッ五歩より四ッ成まて　正徳四丁亥年御竿。

田水堤十五箇所並澤川

福田澤堤縄手行間廿七間下敷三間　高十八石五斗二合　水元

牛澤堤同十八間下敷三間　高廿三石九斗三升六合　水元

外澤堤同三十六間下敷三間　高十三石五斗　水元

小堤十三ヶ所　高十九石五斗　水元

川懸り　高百五十九石一斗一升三合水元

惣苅三萬二千六百四十苅　三手打十把一束。

家數四十一軒但支郷ともに　馬六十七匹内十六匹駄同五十一匹駒　人數二百七人内百八人男同九十九人女

支郷　菴田村濱邊の村家二戸　木會村家二戸

神社　藥師如來祭日四月八日別當吉祥院　社地東西廿四間南北四十間林あり　伊勢、社地十四間十二間　山王、社地八間十二間林あり

八幡、社地廿間三十間　荒神、社地十間十八間林あり

十王菴齊家宗、箱井村耕岳院下た　屋敷六間六間林あり

御札山字處青柳福田と云壹箇所。

鄕中植立山〔字處腰谷澤、大久澤、三ッ倉澤〕右三箇所〔但雜木林〕附人雜木林九ヶ所。當村澤入惡田にて高免地詰りに付寛政二辰年より助成として米七石四斗二升三合賜ふ。

中間口村

【舊記】　山田より十丁酉。

高八十七石二升三合　免五ッ　田水澤水。

家居廿二戸　馬四十頭　人百三十二口。

社地　十一面觀世音、伊勢〔杉雜木あり〕

【新集】　是より北浦村寄鄕。澤入の村居なり。

高九十五石三斗二升三合〔内八十六石四斗四升一合田高、同八石八斗八升二合屋敷畑高〕

免五ッ成より四ッ成まて。

田水鳥ノ巢川關根三ヶ所あり。

惣苅二萬七千八十苅　二手打十把一束。

家數十九軒　駒二十七疋　人數九十六人（内五十三人男 同四十三人女）

社地　觀音、神明杉雜木あり

十王菴（禪宗、北浦村 雲昌寺末）屋敷

御留山雜木林字處鳥ノ巣山と云、當所水ノ目林なり。一里餘の大長根にして大澤三ヶ所、小澤百餘ヶ所有、男鹿一の雜木林なり

御帳附附人取立雜木林十五ヶ所餘あり。

余勢産物　大豆小村なれとも數百石出す

濱間口

【舊記】相川より一里北、鶴田とも云。

高九十九石三斗一升五合　免四ッ五分　田水瀧川　家三十五戶　人百八十一口　馬七十頭。

社地　觀音堂、藥師雜木あり

【新集】　北浦村寄鄉。濱邊の村居、相川より一里位、菴田より一里位。

高八十五石三斗二升（内七十六石六斗三升一合 田高 / 同八石六斗八升九合 屋敷畑高）　免四ッ五歩。

田水瀧川並堤二ヶ所、出水七ヶ所

淺田堤 鑑手行間十四間高サ一丈　高二十石餘　水元
苗代澤堤 同十四間下敷二間高サ九尺　高十石　水元
川懸出水七ヶ所 字所雅田澤、寺澤、岡代澤、樺川、岩瀬澤、濱田、大澤　高五十五石餘　水元
惣刈一萬五千四百五十刈　二手打十把一束。
家二十四軒　人數百二十二人 内六十二人男内六十人女　駒二十三疋。
神社　熊野山、社地 五十間三十間　神明、社地 六間六間　宮毎雜木杉あり
十王菴 禪宗、北浦村雲昌寺末
御札萱山 字所五郎兵衛澤と云、見繼の爲諸鄉役御免なり、杓成而已上納す
往來橋一ヶ所 長サ七間大木屋普請、橋の麓に石碑あり土中より出たりと云、文字見えす
附入雜木林三十七ヶ所あり。この村困窮に付年數を以て助成として五石八斗八升八合を賜ふ。

相川村

【舊記】水口より一里北。眞山川、本山川合して海へ入る所なり。
高百五十五石二斗　免六ッ五分　田水眞山川。

家居四十五戸　馬八十五頭　人二百三十一口。

社地　伊勢、鹿島松杉あり

【新集】　北浦村寄郷。驛場、北浦村と十五日代り。北浦へ八丁、湯元へ一里十四丁、脇本へ三里十六丁、賃錢詳ならす。

高百二十九石七斗六合内百二十五石二升 田高 同四石六斗八升六合 屋鋪畑高

免六ッ五歩より五ッ五歩成まて。

田水眞山川三筋有り字所小増川、大増川、眞山川と云、元は一筋にして下も三筋に落て海に入るなり

惣刈二萬四千七百八十刈　二手打十把一束。

家四十戸　人數百八十一人内九十二人男 同八十九人女　駒四十一匹。

神社　觀音鎭守祭禮三月十七日 社地東西四間南北七間　此宮東の向山の上にあり、風烈しくして時に破損す、よりて弘化四丁未の年今の地に遷す。神明、社地四間五間　春日、社地四間六間

十王堂湯本村山伏常樂院末 屋敷四間六間 元濱際にあり。嘉永年中今の地に移。

○鰰漁は昔より引網四十八筒の株にして手繰網は堅き制禁なり。當所はブリコを取りて業とす。代々の肝煎手繰網平引に致したき趣き願けれとも成就せす、于時三四郎肝煎中金川村と申合强て願立て、肝煎召放され叱りを蒙りたり。然る所天保四巳年 六凶作に付今年に限り平引手繰り免許す 翌午の

年益大漁なり。これに依りて試として三ケ年又免しけれは、年増大漁にて廣太利を得しかは、格別の趣意形りを以て永久半引の株とす。弘化四丁未八月南磯は家毎株札一枚宛、北磯は願立次第渡し玉はる。役銀五匁つゝ納む。

○この村困窮の驛場に付助成として御當用より米三石賜ふ。又郡方よりも三石賜ふ。

○猪助と云者祖父の代に山本郡ソ種村より引移り郷屋敷に居す、天保四巳年米錢獻して郡方より壹人扶持を賜ふ。天保十四卯年借上られ、嘉永元申年燒失以來今の地へ居住す。

産物　鰰干鰕、鰊、ブリコ。

北浦村

【舊記】自眞山一里北。眞山の川は南より北へ流れ、この村へ出て海に入る。

高五百石　免六ッ二歩　田水眞山川　家居百五十戸　人七百五十口　馬二百三十頭。

社地　山王古社なりと云。安部賴季の開基、棟札康安二年とあり。元祿年中まて時々御代參ありと云。杉あり。外に小社數多あり

雲照寺禪宗、久保田正洞寺末　瑞光寺　常在院二ケ寺とも齋家宗妙心寺末　長應院山伏除地　四ケ寺ともに杉雜木林あり

紀丹後正　社家、眞山別當。昔强弓の達人ありて湖の八郎の目を射たりと云、夫より代々目牛なり、是なるや知らす。眼は七代迄祟りをなし今の丹後八代也とそ。湖を舟に乘ること今も叶はすと云

紀大隅正　紀但馬正　社人、皆な丹後か別家なりと云

唐舟番處　久保田の士これを守る、四人扶持六ヶ月代りと云。

○村の端に五輪野と云處あり。中々大いなる五輪ありて左右に小き五輪七つあり、古く梵字計り見得て年月見えす、石の角摺れて古く見得る。此村の者も知らす、唯田の字に呼ふ古しへ寺ありと而已聞けりとそ。按するに、仙北郡金澤責めの時武衡は雄勝郡山田にて命を殆し、家衡は男鹿へ遁れて潟端に命を亡ふと云。山王ノ宮は安部氏建立と云、その故を以てこの處に落來り時の至るを待んとするを發覺して命を亡ふか、如何樣に來由あらん。

【新集】　親鄉北浦、寄鄉相川、濱間口、中間口、町田、山田、瀧川、安善寺、眞山、水口、野村、黑崎、湯本、北平澤、畑、濱鹽谷、戶賀、濱中、鹽戶、加茂、青砂、寄鄉合二十ヶ村、往古は北磯七ヶ村戶賀、畑、濱鹽谷、鹽戶、濱中、加茂、青砂は戶賀親鄉にて繹たりと云。

驛場

脇本へ三里二十二丁	本馬百十六文	輕尻七十七文	人足五十八文。
谷地中へ二里十三丁	本馬六十七文	輕尻四十四文	人足三十三文。
湯本へ一里六丁	本馬三十六文	輕尻二十四文	人足十八文。
戶賀へ一里廿六丁十二間	本馬五十五文	輕尻四十文	人足二十八文。

相川へ八丁、野村へ十五丁餘、眞山へ一里八丁、濱間口へ三十四丁餘、瀧村へ二里、加茂へ二里三十五丁、水口へ十丁餘。

脇元通りは明和六丑より始り、文政九申年より、三月朔日より九月三十日迄の事に定る。委敷は脇元の部にあり

高三百三十二石五斗六升六合（内三百六石九斗八升 田高／同二十五石五斗八升六合 屋敷畑高）

免七ッ成より五ッ成まて　寳暦五亥年御改正御竿。

田水眞山川並堤出水

杉原上堤、杉原下堤（右二堤繩手山形り）　高三石七斗三升六合　水元

十二櫻本田堤（繩手百間二十八間／下敷十四間）　平臺山茨島給分提二ヶ所　右三ヶ處高十一石三斗四升七合　水元

出水懸　三石六斗二升　水元

川懸り　高二百八十八石六斗七升八合　水元

惣刈六萬三千八十刈　二手打十把一束。

家百二十五軒　人數五百九十七人（内二百九十四人男／同三百三人女）　駒百十五匹。

神社

山王（鎮守祭禮六月十四日）　別當大寶院（社地南北百九十四間東西二百十間○嘉永三戌年自後／并行正神主方より古來上諸事立御紋付油引燈籠四ツ御寄附）　神明

白山、社地（東西三十八間／南北二百十間）　天神　社地（東西六間／南北卅間）

寺院　雲昌寺（禪宗正洞院末）號北浦山ト、屋鋪（二十三間三十三間）　瑞光寺（齊家宗應供寺末）號鳳凰山ト、屋鋪（十三間三十三間）

常在院（同宗大悲寺末）號九鬼山ト、屋敷（四十五間五十間）　長應院（山伏除地）號日吉山ト、屋敷

十王堂（湯本山伏常樂院末）號松雄山龍泉寺ト、平僧地なり。

社家　紀丹後正（紀の宗家、下社家宮澤支鄕五明光村鈴木佐仲）赤神山（眞山）山王（北浦）容人（眞山）神主職。

處持の古書寶物左の通。

眞康八郎の眼へ弓を射たる來由の寫。

頃は大永四年十二月十日の夜先祖彌五郎紀眞康旦那用にて戸賀村へ罷通り候處一ノ目潟の傍に少女一人相顯れ眞康に向て申は舟越村潟主八郎我か居所を奪んとて毎夜通ひ候これに依て自分弓矢を持つて退治いたし吳候と其恩賞に潟尻水口村字所山名野村字所柏野右二ヶ處分水を揚け田地開發致させ自分永々の處務に致すへし殊に百日の旱魃にも有之候時は子孫に至る迄雨乞ふへしと少女强て賴み候に付眞康答へ候は變化のものに候得は矢坪知れ申さしと云は少女申は夜半の頃に潟の眞中に黑雲一村舞ひ下り候夫れを目當てに射玉へと堅く約束いたし夫より歸宅いたし則弓矢を帶て一ノ目潟へ來き三笠松の影に忍ひ待居たる處案の如く夜半の頃彼の潟の眞中に黑雲一村舞ひ下り候を目當に射候得は雲中に聲ありて汝この恨によりて是れより七代の間許るさすと彼の矢を投け返し失にけり眞康か左りの目にあたり其儘歸宅右の矢を拔き家の重寶に備へけり夫より連綿して伊賀太夫まて七

代の間日半なり舟越の渡り通ること相ならす依りて湊久保田往來の節は山本郡相廻り諸用相勤罷有候右の趣き大檀那安部九郎公え申立て山々名柏木野開發致候て神主代々所務仕候尤干魃の節一ノ目潟へ罷り出て加持祈禱仕候得は則其印有之候其節は野村八郎兵衛と申すもの代々由緒有之雨乞の使に參り萬事調へ物は同人の宅にて仕度致候。

嘉永五壬子年迄三百三十二年に相成る寶物弓八郎を射たる弓と云　矢一筋　矢ノ根さしまたなり

三十六歌仙寶季公の筆と云、二十四枚あり十二枚失ふ

紀志磨正丹後正の分地　八幡眞山司官職。

紀越前正右同斷　白山北浦司官職。

右三軒ともに除地なり。

唐舟番所寛政二十癸未年建、宮澤濱より湯本村の濱まで擔なり

五升備藏天保十五辰年建つ　鄕御備藏嘉永四年辛亥に建つ

古仲　亘　籏元近進三十人扶持こ　祖父和吉肝煎勤め、文政年中帶刀苗字を免許す、郡方より二人扶持を賜ふ。文政十亥年宏德院樣御渡野の節村端れへ御本陣を建て二夜御旅館とす、同十二丑年金子を獻して郡方より十三人扶持を賜る、郡奉行蓮沼仲紋付の裃賜ふ。天保三辰年死去す。其子恒吉に實三男也、後に和吉と云天保四巳年米錢を獻す、御紋付裃賜はり肝煎勤め、同六未年三月雲昌寺に於て男鹿中の諸

寺院を請して巳午兩年の無緣供養をいたし、同十一月中御賞言を賜ふ。同七申年旗本近進に召立られ十五人扶持並に御直筆懸物一軸賜ふ、同年重右衞門に改たむ。弘化三丙午年八月八日死去、其子亘家跡相續す。

天保七申年賜ふ
懸物の圖

齋藤又藏　鄕士。知行二十石地形にて賜ふ。親父平七、文政十亥年苗字居下除地を許さる、天保四巳年米錢を獻して鄕士に召立られ新地二十石を賜ふ。天保年中に死去す、其子又藏家跡相續す。

余勢　歩一（他村の鰰引舟の引揚たる代錢の高より十歩一を取りて鄕中入錢になる）　置場（他村の舟引上たる鰰を納坪に致置く處の地代を取りて鄕中入錢になる）

海獵　鰰干鰕。

野村

【舊記】北浦より五丁西小山越、昔上畑村と云。

高二百五石　免六ッ八歩　田水水口川。

家居三十七戸　人百七十八口　馬百五頭。

社地　伊勢、相善、觀音杉少々あり

念佛菴淨土宗

【新集】　北ノ浦寄郷。舊記に小山越とあれども非なり。

高百五十一石三斗五升九合内百三十八石九斗六升六合田高 同十二石三斗九升六合屋敷畑高

免六ッ二歩より四ッ成まで　御竿未詳。

田水堤五ヶ所並關根懸り

一ノ目瀉請堤四ヶ所　高四十石七斗六升九合　水元

小美澤堤縄手行間十二間　高九石六斗一合　水元

關根懸り　高八十八石五斗九升六合水元

惣刈三萬三千刈　二手打。

家三十五軒　人數百五十四人内七十九人男 内七十五人女　駒四十七疋。

神社　神明鎮守祭禮三月十六日社地八間十一間　觀音、社地七間十一間　相染。

十王堂湯本村山伏常樂院末

湯元村

◇一ノ目潟圖（圖繪參照……編者）

【舊記】自野村十丁西小山越

高五十二石一斗一升二合　免六ツ三歩　田水水口川。

家居三十五戶　人百七十七口　馬百一頭。

支鄕湯尻村　村中竹藪あり　社地湯善宮。

常樂院山伏除地　妙見と云麓の山の崎にあり、今この所に移す。温泉も亦たこの所に出す、役銀四十五匁六分、其後地震にて温泉絕す。今又出て銀十匁に減す。この村大同二年に始まると云、肝煎渡部市右衞門、山伏常樂院開基の村なりとぞ。故に村中彼等か一族なり。系圖等無しと雖舊家なり。

竹藪多く家每にありて村の產なり。

【新集】　北浦村寄鄕。　驛場、北浦へ一里六丁、相川へ一里十四丁、戶賀へ一里十八丁、黑崎へ廿三丁、加茂へ二里十一丁。

高五十五石一斗二合（内四十三石四升二合　田高／同十石四斗四升四合　屋敷畑高）

免六ッ三歩成り　寶曆四戌年御竿。

田水川懸ケ。

惣刈七千五百八十刈　家三十軒　人數百二十五人（内六十一人男／同六十四人女）　駒二十二疋。

支鄕湯尻村（濱邊の村落にして魚獵を業とす。本鄕より七丁餘、舟かゝりの潤あり／年々瀬印立て候合力を賜ふ。濱邊笠谷と云處あり、稀に湯出ると云）

神社　妙見大菩薩（鎭守祭禮四月十八日八月十八日）社地（二百九十間四方／古大木あり）

妙見大菩薩靈驗

夫妙なる哉奇しくも妙見大菩薩の御本地を尋ね奉れは天地未た開けさる時始めて生出ます天御中主尊におはしまして天地萬物造化八百萬神等の御祖の太御神におわします抑此太御神の御變身におわします故に妙見大菩薩と號く妙とはかけまくも畏き神奇にして世の中の人の目に見えぬかくりことを籠れり見とは世の中の人の目に見えて人の力に及はさる顯事を申すなり夫妙見とは其作し玉ふ所の事業一切の國土を守護す諸人を大慈悲を以て救ひ守り玉ふ事餘の諸菩薩に超越て神變奇妙なること思量分別を以て測り知るへきことに非す是れ本地報身如實知見にして妙中の極妙なるを以ての故に妙見と號るなり誠に畏く尊き太御神におわします其靈見御功德は四海に普し常に世人の知る所なり上は上皇を守り下は下民をのなてしゆへに心信の輩は貴賤老若男女貧福の隔て

なく惠を萬世にたれ玉ふ誰か是れを不敬哉不仰哉神は人の敬によりて威を増し人は神の徳によりて添運命平全安に妙見大菩薩の奇なること唯一摘そふのみ委くは神津代の巻古事記延喜式北辰妙見菩薩靈應編に其靈驗靈徳仙蹟灼然其書につきてまみゆへしとまつ筆をおきぬ。

（里語に曰、當社は田村將軍利仁公の建立なりと云、延暦十八己卯年奥羽の夷征伐の爲勅命を蒙り同十九庚辰年當國に下向あつて悉く夷を退治し、七日の間當所の温泉に軍勞を養ひ當社を建立す、天下泰平五穀成就の守護神に祀と云舟越の天王宮もこの時の建立なりと云、大同年中の建立と舊記にあれとも非なりと云り。大同年中は寺内古四王再建と云、利人公奥羽へ三度下向と云。利仁公歸洛ありて弘仁二年五月行年五十四年にして逝去すと云。

伊勢（妙見社地の内に宮あり杉の大木あり）

常樂院（山伏除地社料四石七斗六升）屋敷（九間十九間）號龜尾山ト。　十王堂、十三所擔（戶賀、島、濱鰺谷、濱中、鹽戶、加茂、青砂、黑崎、水口、野村、相川、北浦、湯元）

十王堂（山伏常樂院末）屋敷（六間九間）高地、五升七合。

○元和年中常樂院、王泉院と云山伏舟越村の渡りへ橋を懸たりと云も今はなし。水底に橋柱又は雨秋の土持石今に殘れり。又た實季と安東友季と合戰の時橋の上に戰ふたりと云こと秋田軍記に見えたり。王泉院と云ふは何れの住か知れす。

余勢　温泉名湯、御役銀十匁。

小屋一軒二間四間程湯壺三ヶ所あり、疾小瘡の妙なり、春秋群集せり。一回り湯役

文化七庚午年地震の時溫泉絕へけれとも四五年去りて出たり。又天保年中地震に絕たれとも湯尻の

濱字處笠谷と云處へ涌出て、三年過て元の所に湧出たり。是偏に妙見の加護なりと云。

○地震以來溫泉絕たるにより難澁の趣申立、御當用より引繼にて米十石助成として賜ふ。小村にて驛

場勤め候に付助成として郡方より五石賜ふ。天保十四卯年借上けになる。

○村中植立雜木林二ヶ所　附人植立杉雜木林十二ヶ所あり。

水口村

【舊記】自加茂二里半北山越。此村より本山腰を回くる道よからす。山中瀉三ツあり、一二三ノ瀉と續

いてあり、村中植立の松あり。

高二百二十石八升　免六ッ三步　田水本山川。

家居二十五戸　人百三十口　馬四十五頭。

社地　伊勢、觀音杉あり　念佛菴。

【新集】　北浦村寄鄉。

高百四十石八斗九升一合（内百三十石四斗三升 田高／同十石四斗六升一合 屋敷畑高）

免六ッ成より四ッ五歩まで　寶暦三酉年御竿。

田水眞山川並堤、出水懸り

瀉尻堤（縄手行間二十八間／巾數六間一尺）　高五十石水元　川並に出水懸り　高八十石四斗三升。

惣刈二萬八千五百刈　二手打十把一束。

家二十四軒　人數百七人（内五十五人男／内五十二人女）　駒二十六疋。

神社　觀音（鎮守／祭禮）　伊勢、社地（東西三十八間南北四／十六間、杉大木あり）

十王堂（湯元常樂院末）屋敷（三間／五間）

◇嘉永元戊申御陣屋圖、御陣屋場所圖（圖繪參照……編者）

黑崎村

【舊記】湯元より半里西山越、小村なり。

高二十一石一斗二升　免五ッ三歩　田水出水。

家居十九戸　人百十一口　馬二十二頭。

社地　伊勢、鹿嶋、八幡、十二神將雜木あり

【新集】　北浦村寄鄉。

高二十八石四斗八升三合（內十八石二斗六升五合　田高／內十石二斗一升八合　屋敷畑高）

免五ッ五歩より三ッ五歩成まて、元文五申年御竿　田水澤々出水懸り。

惣刈五千百六十刈。

家居二十一軒　人九十四人（內四十七人男／同四十七人女）　駒十八匹。

神社　伊勢（鎮守／祭禮）社地（南北九間／東西十二間）　阿彌陀堂、社地（三間／六間）　十二神堂、社地（二間／三間）

稲荷、社地（二間／三間）　白山、社地（二間／二間）　不動、社地（十一間／十六間）宮毎に杉並に雜木あり

十王堂、屋敷（四間／十一間）湯元村山伏常樂院末

北平澤村

【舊記】高十一石四斗一升　免五ッ五歩　田水出水。

家二十七戸　人百十九口　馬二十一頭　社地牛頭天王。

【新集】　御墨印村。小高の村故弘化二巳年願申立て黒崎村へ加郷に成る。

高十八石六斗九升二合（内十二石三斗三升八合 田高／同六石三斗五升 屋敷畑高）

免五ッ五歩より三ッ五歩まて。

惣刈四千刈、二一手打　田水出水懸り。

家數十軒　人四十七人（内二十四人男／内二十三人女）　駒十二疋。

神社　天王宮（鎮守祭禮／三月七日）

村中植立松林一ヶ所、附入雜木林十ヶ所。

○この村の濱を名石の濱と云、大小の石 圖の如し、故に名石と云。

廣島　この島より硯石を取る。砥坐　この所より砥石を取る。

◇臺綱圖（圖繪參照……編者）

畠ケ村

【舊記】平澤より一里西小山越。

高十三石一斗三升八合　免六ッ成　田水澤水。

家居五十一戸　人二百六十口　馬六十疋。

社地　伊勢、藥師（雜木あり）　菴（淨土宗の草菴なり）

【新集】（畑ケとも皆なり）　北浦村寄鄉。眞東向の村居、北七ケ村の內。

高二十六石二斗四升六合（内十九石八斗一升二合 田高／内六石四斗三升 屋敷畑高）

免六ッ成より三成ッまて、正保四丁亥年御竿　田水出水懸り　惣刈二千五百刈。

家六十一軒（内十八軒濱邊／内四十三軒上村）　人數二百八十四人（内百四十八人男／内百四十人女）　駒五十二疋。

神社　山神（鎭守祭禮）社地（四間六間雜木あり）　神明、西宮、鹿島、社地（三間四間雜木あり）　金比羅、社地（二間二間雜木あり）

十王堂（湯元常樂院末）屋敷（四間六間）

○この村は岩濱にして地震の患なしと云とも漁舟の出入不自由なり、又後濱にも舟置場あり。下タ村に岩間に出水あり。この井弘法大師加持の井と云、旱魃のとき外の井水不足すれともこの井常に變らすこれを家毎番繰りに汲んて渇を濕、これを島の番水と云。番水する時は豐作なりと云なり。村端れに南無妙法蓮華經石碑あり、海底より上たりと云。

當領島

水嶋　島より十丁餘北の方、四時この島に於て漁す。春は黑苔草、和布、夏心太草、鮑、烏賊、秋は鈎、冬は苔草をとりて渡世とす、この村富饒なり。水島の廻り一里餘と云、水島の內小島左の通り。

臼岩、大黑岩、コクシ岩、泊り口澗、高石、障子岩、小倉島、小フラ島、砂子原。

當所より戸賀領迄の島は、
寢ふだ島、高岩島、鍋石、こ手崎、大島 親ノ洞、除キ岩、牛ヶ崎、爽ノ洞、美砂子島、男妙頭島、女妙頭島、立鉾ノ崎、赤澤ノ洞（[illegible]なり）赤島、茶臼島、白岩、
（大潜り、網干裏、子ダエキシマ　圖繪參照……編者）

戸賀村

【舊記】渡鹿村　從留村西山越（鹿か賀とも）　社地山王（雜木あり）　菴（念佛菴と云）
高二十一石　免六ッ成　田水澤水、
家居九十五戸　人四百六十一口　馬百二頭。
支郷濱中村　高三石五斗七升二合　免六ッ成り。
舟懸りの澗あり。この所菰冠りとて秘賣女あり、代錢いらす。
當舟番所、自三月九月まで知行の者六人扶持、自十月翌二月迄扶持方四人扶持、六十日交代。
濱鹽谷村　從戸賀十一丁西、小村なり。
高七石七斗八合　免六ッ　田水出水　家十七戸　人八十九口　馬二十頭　社地伊勢（雜木有）

【新集】戸賀　北浦村寄郷。先年北磯七ヶ村（戸賀、畠、鹽戸、濱中、濱鹽谷、加茂、青砂）の親郷なりと云。

高十八石八斗二升一合（内四石八斗三升二合 田高 同十三石九斗八升九合 屋敷畑高）

免六ッ成、正保四丁亥年御竿　田水澤水　惣刈千四百三十刈。

家七十一軒　駒五十七疋　人數二百九十六人（内百五十六人男 内百四十人女）

神社　山王（鎮守祭禮三月十五日）　伊勢、社地（五間五間 松林あり）

十王堂（山伏常覺支配）屋敷（三間四間）

唐船番所　山上にあり、寛永二十癸未年建。先年春勤二人冬勤一人なり、天保十一庚子年より春勤四人冬勤二人に極る。

川方出入役所　郷中備藏（唐舟番所の側にあり）

舟懸り澗有、水底滑にして大風の時碇きかぬと云。南北東に山を抱へ西一方の入口なり、俗にこの澗を鉾提の澗と云ふ。當所より鹽戸まで海路一里餘。

舟宿持株六軒　彌助、喜兵衛、善左衛門、清右衛門、藤兵衛、久左衛門。

村中植立松雜木林四ヶ所、附人植立林四ヶ所。

當所より畑ヶ村へ行街道嶮岨なり、赤坂と云。日和山、番小屋、大森、小森何れも無類の氣色なり。

余勢　小鯛、若布にて漁す、是名産なり。この漁場極りて他村の者入ること能はず、一村中合一ト手

に舟を出し分ン取りの手柄あること、譬へは軍舟の如し。嘉永四亥年五月入梅の頃、余一宿致し汐濱へ出て見るに、舟數百餘艘なり。舟毎に網二十羽計りつゝ持てり、小鯛のあること誠に夥し。漁人に何の爲に一手に舟を出すやと問へは、漁場狹くして一ト足先なりと云ふ。

支配郷濱鹽谷村　御黑印村なり。文化年中加郷なりと云ふ。

高八石二斗七升四合（内五石五斗四升四合 田高／内二石七斗三升 屋敷畑高）

免六ッ成　田水出水　惣刈六百五十二束刈。

家十二軒　人數五十八（内二十六人男／内二十四人女）　駒二十七匹。

御留山楳取立山あり。

神社山神（鎭守祭禮）社地（四間四間）　十王堂（山伏、常樂院末）屋敷（四間五間）

二ノ目瀉　當領にあり。狩人吉右衛門と云。

戸賀領島

地藏岩、黑柄、牛崎、舟島、新城島、白立鉾、白岩、田名子島、長床島、烏帽子形、洲鼻崎、風吹窟、水尻濱、犬戻り、浦島太郎岩、湯壺（温泉あり、この所より湯元へ流す出口と云説もあり、刎岩より流す出口とも云なり）　長島（この島黑苔草を生す上品と云、御幣島にひとし）　障子岩　道心岩、殿田赤島、鍋島、赤島。

◇美砂子島、根太島（圖繪參照……編者）

○渡鹿のまは山まとはれ巖そは立ちて恰も明鏡を開けるか如し、まことに天然無双の湊なりと云へり。此故に諸國の廻舟常に爰に入て風波の難をしのくとかや。

波風をしのきよるへの浦なれは梶のまくらもやすき人々　義　遜。

鹽戸村

【舊記】從濱鹽谷三丁。

高四石三斗五升　免六ッ成り　田水出水。

家居十七戸　人八十九口　馬十五頭　社地不動（雜木あり）

【新集】　北浦村寄郷。加茂へ一里餘、道甚た難所なり。左りに三ノ月潟當所領にあり、右に大車と云山あり、無類の景色なり。

高五石四斗八升六合（内九斗六升 田高　内四石五斗二升七合 屋敷畑高）

免六ッ成り、正保四丁亥年御竿　田水澤水　惣刈三百五十刈

家三十軒　人數百五十人（内六十八人男　内八十二人女）　駒二十九疋

神社　八幡（鎮守祭禮三月十五日）社地（四間五間　雜木あり）　神明、社地（二間三間）　白神不動、社地（五間七間）

十王堂山伏常樂院末屋敷十間五間

○この村濱は岩石なり。漁舟の出入不自由なれどもゝ自然巧者を得たりと見えて暗夜にも岩へ舟を打ことなしと云。村中竈坂と云字あり、昔この所にて鹽を燒きたりと云ふ。川方下役あり。この村鮭の差網あり、漁場定つて株なり。無株のもの、並に他村より網を卸すこと禁す。

支郷濱中村　御黑印村、寬政年中に加鄉になり。

高三石三斗八升内一石三升三合内二石三斗四升七合　田高屋敷畠高　免六ッ成、正德四丁亥年御竿　田水出水。

惣刈四百八十刈二手打　家十六軒　人數七十四人内三十七人男内三十七人女　駒七疋。

神社山神鎭守祭禮二月十二日社地四間三間　十王堂山伏、湯元常樂院末屋敷五間三間雜木あり

村中植立松並に柴林二ヶ所有り。

鹽戶より加茂領迄の島

舟島、仙代栗、大戎島、小戎島、燕島、鯖島、鷗島、白舘鉾、胃島、阿字島、後濱西南に當り濱の名榎ノ濱、日釣濱、雁ヶ澤濱、獨鈷鼻。

◇翅板島、舟島、宮島（圖繪參照……編者）

加茂村

【舊記】賀茂村　從鹽戸村一里余、山越大難所なり。舟にて一里半、此舟中至景にして男鹿小濱より加茂迄の景に劣らす、風なくは必小濱より回島せは鹽戸迄乗るへし、波あらは乗へからす。

高八石五斗七升　免六ッ成　田水出水　家居七十戸　人三百六十口　馬百頭。

支郷青砂村　社地伊勢、觀音雑木あり　菴念佛菴なり

本山の麓小濱より加茂廻りすれは舟中二里半にして至る、加茂よりも又同　南の果を小濱村と云、北の果を加茂村と云、北濱は東海西山なり、山は本山なり。鹽戸より加茂へ山道一里、海上一里餘佳景なり。

ミサコ島、宮島辨天の宮あり、鐙島、甲島、赤島黒若名産なり、手綱島、根太島、水洲崎、女鳥島、其外岩と岩の間を通る舟路あり、島の腰を廻る時あり、日和よき時は眺望千里に至る、日和悪き時は又命にも至るへし、日和を占ふこと肝要なり。

【新集】加茂　北浦村寄郷、鹽戸より一里十一丁、水口迄二里餘、この村は西南向きなり、東北に本山あるか故に旭おそし、夕日は海上に暮る限りなり、當所の濱小石にして海草を乾すこと他村に勝り

たり。

高四石八斗三升八合内一石八斗一升六合田高内三石二升三合屋敷畠高　免六ッ成、正徳四丁亥御竿　田水出水懸り。

惣刈五百二十刈　家三十五軒　人數百八十三人内八十八人男内九十五人女　馬二十二疋。

神社　觀音、社地二十間二十四間　稻荷、社地二十三間二十八間　鹽竃、明神　社地二十二間二十三間

不動鎭守祭禮三月二十八日、村端三丁位澤に社地石祠あり、夫より三十間位奥に高さ十丈餘の大瀧あり不動ヶ瀧と云ふ

十王堂湯元村常樂院末　屋敷五間十間、この菴は加茂青砂の村堺にあり菴地加茂と云、又青砂と云て度々爭論ありと云

村中植立杉雜木林五ヶ所、附人持林一ヶ所。

產物　心太草諸村にあれとも當所上品とす　和布俵形に拵兩小口へサンタラをつけ小繩立横に結ひ城下湊に出名產なり　イコ草、黑苔草、四季漁南北磯一の漁場なり

當所より鹽戸領迄の島

鐵ヶ崎、平子島、青岩、大割島、小割島、大赤島、小赤島、長崎岩、中ノ島、大美砂子島、小美砂子島、馬ノ爪岩の上に馬の蹄の跡あり故に名とす　大黑島、小黑島、琵琶島、苗代島。

濱澗の名

紅ノ下濱、名木澤ノ濱、スクタ濱、石橋ノ濱、鰐ヶ色澗の名　黃色ノ瀧オイロの濱へ落る瀧なり、高さ十五間餘　黃色の濱、湯戻ノ濱、

高須ノ濱　長者屋鋪ヶ濱昔此の濱富饒のもの住めりと云　果ヶ濱、茂手ヶ濱、釜久太濱又鯨濱とも云

青砂村

舊記に加茂村支郷とあり、何年か加郷を放れて別村になりしや聞かす。北浦村寄郷加茂村と寢物語りの村居十王菴堺にして別村なり。此村は濱に岩ありて舟を置くに不自由なるか故に、先年より加茂の領地の濱へ置けり。故に良もすれは爭諍ありと云とも上載にて先年の通りになり、今に至る迄青砂の舟置場と云なり。南磯門前より海陸ともに二里餘、陸地大難處にして行事かたし。

高七石九斗八升五合（内五石七斗三升四合 田高 内二石二斗五升一合 屋敷畠高） 免六ツ成、正徳四丁亥年御竿。

惣刈千五百二十刈　田水出水懸り。

家十九軒　人數百十二人（内五十八人男 内五十四人女）　馬十四疋。

神社伊勢、山神、社地（東西二十二間南北二十四間、杉雜木あり）　十王菴（加茂村と堺にあり 兩村にて擔ふ）

村中植立柴林松林三ヶ所、附人植立松林一ヶ所。

當領の島（カン金岩ノ圖……圖絵参照、編者）

カン金岩、木掩ノ濱、長岩、穴ノ窟、曡ヶ岩、釜屋敷、笠置島、ヲロキ島（南より加茂越の難處、手にひろきて通るなり）　蓮花島、五德島（辨天島、立岩、夷祠島合せて五德なり）高下濱、白糸瀧（本山より落る瀧なり、瀧頂より水際迄落口四十八瀧なり。北領これ迄なり）

南北海草男鹿の海に生せさる草記さす

黒苔草、猿毛、蔓藻、紫ツメ、和布、ヒソ〳〵、黒藻、ミル藻、エゲシ、アオサ、心太草、イゴ草、海素麪、シヨナ、陣馬草、袋苔草、天乳、根株、カンコ、海人草、海苔、幅菜、トツサカ、シヨデ、藻タ草、スガナ、

眞山村

【舊記】安善寺より一里東山越の難處、外に易き道あり。田地に宜しき野あり、百石も開くへし、水至り難し。

高二十八石　免四ツ五歩　田水澤水　家居十三戸　人六十八口　馬十八頭。

社地　赤神山大權現、雷神、伊勢、八王子、藥師五社、上の普請なりと云

光飯寺遍照院眞言宗寺社料百石寶物左の通り。

不動、コンカラ、セイタカ三幅對明澤の筆　不動像、心經、十一面觀音以上三品弘法大師の筆　慈覺大師自畫自讃　出山釋迦雪舟の筆

纎紅錦仙人盤を圍むの圖　法花經慈覺大師の筆　龍ノ面慈覺大師の作、顯せは雨ふると云　尉子入釋迦唐土經山寺より奉納ロメイ石と云ふ由なり　軍配團安部貞任奉納　天狗爪、鐘。

【新集】眞山　北浦寄郷。北浦より一里八丁、安善寺より一里一丁十八間、北磯靑砂村へ山越二里餘、

嶮岨なり。村の入口に一ノ鳥居あり。

高三十二石六斗五升五合内二十五石五斗五合 田高 内七石一斗五升 屋敷畠高

四ツ五歩の免成　正保四丁亥、貞享二乙丑　延享三丙寅三ヶ度の御竿　田水澤水。

惣刈五千二百四十刈　二手打十把一束。

家十六軒　人數六十二人内三十三人男 内二十九人女　駒十七疋。

寺院光傳寺眞言 密寺　寺領九十石二斗六合内五十石二斗三合 内四十石杉山獻して拜領す 元高　號赤神山遍照院と。

本堂行間十二間 梁間七間　庫裡行間十一間 梁間八間　文庫　右三ヶ所寺の普請。

境内に柏の大樹あり、千年木と云。枝葉榮へて地に垂れたり、實を取ること一石餘と云。

神社　赤神山大權現御國十二社の内 祭禮六月十五日　藥師堂寺の西南に有り、當山權現の本地佛、日光、月光二脇士十二神を安置す、堂三間四面萱葺の屋根古社なり　庚申堂青面金剛童子並に萬體佛を安置す、梁間三間行間二間五尺、藥師の隣にあり　柴燈堂行間八尺間五間 梁間八尺間三間　八幡堂春日、八幡、神明、赤木、雷神合殿す。梁間二間半行間三間　五重石塔藥師の石像を安置す、高二丈餘　般若堂本尊地藏菩薩、脇に般若面有り 行間三間半梁間三間半なり　愛宕山行間三間 梁間三間　三寶山小祠なり　辨天堂　御輿堂行間三間梁間二間御輿二基あり　天神堂寺の地内に有小祠なり　五社堂赤神山客人權現、先年五社有、近年一社にまとひたりと云、行間三間梁間三間　虚空藏堂五社より六丁餘山上の峯にあり、行間七尺梁間七尺五寸東面なり、石像の八王子を安置す　藥師堂眞山絶頂大峯にあり、二間四面、石像の藥師を安置す　犬子石。

棟札左之通。

聖主天中天迦陵頻伽聲令法久住利益人天天下泰平國土安穩
卍奉修練大峯藥師如來祕法供大檀那主公御武運長久祈所
哀愍衆生者我等今敬禮　當山別當現住第廿一世法印尊唯（花押）

華表二ヶ所　仁王門七尺五寸間二間梁間三間仁王安置す　鐘樓堂二間四面　鐘差渡一尺七寸五分、羽州秋田郡小鹿島赤神新山光飯寺當院主三位法印賴賢大勸進聖壇那源春權律師康安二壬刀六月朔日嘉永五壬子年迄四百九十二年願主權小僧都敎辨　嗽水閼伽井淸水と高札有　鰐口壹鉤慶長十六辛亥六月十三日院主圓通願主　天入

御普請十八ヶ所、餘寺に修覆。

大峯藥師堂、虛空藏堂、五社五宇、藥師堂、御輿堂、八幡堂、庚申堂、柴燈堂、鐘樓堂、仁王門、大般若堂、愛宕、華表二ヶ所

御普請に付御役人賄諸入料高千石へ割合。

三百二十七石四斗北浦　百六十一石六斗二升一合野村　七十石七斗二升濱間口　百二十四石七斗三升相川
四十一石四斗一升五合黒崎　百五十石六斗五升水口　五十九石四斗九升三合湯元　十七石五斗三合谷地中
十三石四斗四升石神　二十一石六斗六合畠　十三石七斗一升六合戸賀　七石五斗五升八合濱鹽谷
三石二升二合加茂　二石二斗五升一合青砂　八石一斗七升四合鹽戸

赤神山大權現緣起　眞山別當光飯寺。

凡正法千年像法末法前。我朝景行天皇御宇十一辛巳歲。東山道出羽國之奥秋田郡男鹿莊西崎玉河之側

金地上忽然放大光明。其色紅赤而照海面耀山頭。于時有三鬼名曰眼光鬼首八鬼押領鬼。即驚騷尋光脚漸行詣於彼。遂見渚之中於盤石上五體靈神影面立四角一中位。桃顏後於比叡住其已來身。護持佛法及王法。百皇已後來此嶋我還本土常寂光。于時鬼王歡喜踊躍作禮而退。即時催諸鬼調淨供捧香爐大燒香。自南崎至西崎立一面。曳列捧傳供曲躬稽顙恭敬供養矣。尊神受此供、了。即遙廻此島。而北面九宿南面八宿勅十禪師每宿留守爾也。乃還着本座而各々作此詠言

南孤嶋映霞洪波疊萬里而漫々。　北仙峯串雲崇嶺峙千尋而峨々。

東濱滿百里人畜往還步白銀砂。　西瀧落十丈神仙遊化飛瑠璃氷。

所謂我德如山我智如海。我施利生速、瀧水。我授福壽多濱砂。地形最表示到是無何之境。是有緣之地也。須現堅固石像降服難化衆生。其腰下之入水洗我波願遍大海救鱗甲。脣上之出水吹我風、願遍法界利人畜。像色紅赤而盡未來際。其色若變改當知還本土。即說偈言。若聞我名一經其耳衆病悉除身心安樂。若聞我名一稱南無現受快樂後生淨土。聞我名者千手護持。聞我名者大光普照。聞名我者上生都卒、何況禮供必得菩提說此偈已。即放紅頗梨光普照八方上下遂變堅固盤石。帶紅赤色光去海岸數十丈。出水際五六丈也。最初影向盤石名神壇。最初燒香北浦曰伽羅濱。最初獻傳供南崎曰厨崎。最初拜放光所曰見付大路。光色紅赤故號赤神。寔有所以哉 于時大行事瀧藏境四至云 東限甲神崎。南限海邊西限玉河北限濱浦。禪定如是。依爲散末世疑霧注之云々。

當山建立聖人始行菩薩捨身、菩薩智安菩薩能證大師萬卷持者眉間逆頼等最初建立也、已後火災三度焚燎。十一面觀音毎度飛〻登面出矣遂不〻改其跡〻造〻覆精舍〻今本社是也　第三建立慈覺大師也　從手自身神體金蓮裏御座奉〻頁上〻納〻于石唐櫃〻敢不開之于今在於當社下宍實〻々々。

寫本云、明德二辛未歲舊本古朽及破損候間無是非書替之者也。

寶物左の通。

龍面の圖

この面錦の袋に入れ寺社役人立會封印致、常に開くことなしと云。大旱魃の時上へ申立封を切り雨を祈ると云　元文年中封を切り雨を乞ふに其印ありと云。其後開きたりと云ふことを聞す

舊記には、此面慈覺の作とあれとも又一說には天竺毘首羯磨天の作とも云、何れか是ならん。是當山一の寶物たり　近年面損したりと見えて探りて見るに小きかけもあり。

雨上けの面圖

この面一體赤し。龍面を出し長雨の節この面を祈るときは晴れ上ると云作知れす

この外に面幾つもあれともこれを略す。參詣の節心付け拜見あるへし。

蓮華石

丸さ三四寸位のものにして敢て正い石とも見えす、又木とも見えす木の石に變したるもいならんか蓮花も亦細工ものとも見えす、稱する程のものにもあらす。

石蛤

上の方蛤にして下の方黒き方石なり開くことなし。

草配圖　長一尺七八寸、草にして黒し

この圖、舊記に安部貞任奉納とあり、又た秋田賀季處持の圖にて町田村九右衛門より奉納とも云、この圖詳ならす。

法華經壹巻紺地金泥なり、舊記に慈覺の筆とあり又一説に弁慶の書ともあり　不動像、コンカラ童子、セイタカ童子三幅對の繪なり、長さ三尺五寸位幅八寸位なり、舊記の如く惠心の筆と云

西王母の桃の繪　三方正面の釋迦一軸筆不知　弘法大師自畫像一軸　光明皇后御眞筆大般若一軸　蜀江錦一尺四方位のものにして白く仙人等を持つの圖赤なり布目至つて荒くして今時の葛織の様のものに見える　厨子入釋迦尊像舊記に羽黒山寺より奉納ホウメイ石と云ふとあり、又慈覺大師入唐の時持來りとも云、鳳鳴石にて天竺

の毘首羯磨天の作と云ふ　石劍一振　天狗爪三ツ（鷲の爪の如きものなり）

この外懸物あれとも破れ損したるによつて略之。寳物拜見の上大峯かけ越しにして登り安し、前山諸堂拜し、十丁餘登りて五社あり。往古五社の所近年一宇に纏めたりと云　とも五社と唱ふ。中央赤神山、右は客人、八王子、左は三ノ宮、十禪子を安置す。これより又十餘丁にして虚空藏峠に至り、虚空藏堂有。本尊八王子の石像を拜す。暫く休息をなし、これより二十餘丁誠に險阻にして登りに難し。眞山頂きに藥師堂あり、この所より眺望すれは東方寒風山、遠くに森吉、太平山、北の麓は戸賀の澗、入舟出舟秋の木の葉の散るに似たり。沖は渺々たる大海、遙かに松前臼ケ嶽幽かに見えたり。南は鳥海山海に築出したる如し、佳景言語に絶す。これより段々の下り坂なり。本山大峯の麓に至り總の淺井あり、名水なり、諸人嗽をなし又は渴の助とす。これより七八丁の坂あり、嶮しきこと屛風を立たるかことし、是をキントリ坂と云。先きに登る者のキンヘ迹の者の頭當る程に險しき故に名とす。眞山大峯より本山大峯へ二十丁位なり、大峯を俗に袴腰と云なり、その譯本山の部にあり略之。

産物　叩キ松。村中植立松林有り。

○この村喜平治と云もの天保年中回國の砌四國へ渡り、弘法大師の舊蹟八十八ケ所へ詣て其所々より土を持來り男鹿中の靈場へ奉納す。

一番　本尊釋迦蓮善寺、當所光飯寺に納め　　二番　彌陀如來極樂寺、當所光飯寺に

三番　釋迦尊金仙寺、水口村觀音堂に
五番　地藏尊地藏寺、青砂村山神堂に
七番　彌陀尊十樂寺、濱中村山神堂に
九番　釋迦尊鳳葦寺、戸賀村山王社に
十一番藥師藤井寺、北平澤村天王社に
十三番十一面一ノ宮寺、湯元村妙見宮に
十五番藥師國分寺、北浦村山王社に
十七番藥師井戸寺、同村常在院地內に
十九番地藏立禪寺、同村瑞光寺地內に
廿一番虛空藏大龍寺、同村志磨正屋敷に
廿三番藥師藥王寺、安全寺阿彌陀堂に（已上阿波國札所）
廿五番地藏門寺、瀧川村神明社內に
廿七番十一面鳩峯寺、町田村稻荷社內に
廿九番千手國分寺、濱間口村熊野山宮に
卅一番文珠五大山寺、鮪川村山王社內に

四番　本尊大日大日寺、加茂村不動堂に
六番　藥師安樂寺、鹽戸村八幡宮に
八番　千手熊谷寺、濱鹽谷村山神宮に
十番　千手キリハタ寺、畑村山神宮に
十二番虛空藏セウ山寺、黑崎村神明社に
十四番彌勒常樂寺、野村神明社に
十六番千手觀音寺、北浦村丹後屋敷に
十八番藥師恩山寺、同村越前屋敷に
二十番地藏鶴林寺、同村雲昌寺地內に
廿二番藥師平等寺、相川村觀音社內に
廿四番虛空藏東寺、瀧川村瀧川寺に
廿六番藥師西寺、山田村藥師堂に
廿八番大日大日寺、中間口村觀音堂社內に
三十番彌陀一宮寺、琴川村藥師社內に
卅二番十一面千手寺、箱井村諏訪社內に

卅三番藥師廣福寺、箱井村耕岳院に
卅四番藥師福聞寺、石神村山王社內に
卅五番藥師極氣寺、谷地中村稻荷社內に
卅六番不動正黃寺、中石村淨昌寺に
卅七番彌陀ニイタ五シユ、中石村大保八幡社
卅八番千手有摺山、八面村鹽釜社內に
卅九番藥師寺山寺、野石村八幡社內に
四十番藥師觀手在寺、宮澤村神明社內に
四十一番地藏稻荷寺、五明光村稻荷社內に
四十二番大日藤木寺、福米澤村熊野堂に
四十三番千手懸石寺、本內村虛空藏社內に
四十四番十一面大寶寺、松木澤村神明社內に
四十五番不動岩谷寺、鵜木村永源寺に
四十六番藥師淨瑠璃寺、堂村觀音に
四十七番彌陀八坂寺、鵜木村大淵の氏神堂に
四十八番十一面西林寺、同村鎭守稻荷社內に
四十九番釋迦淨土寺、角間崎村稻荷社內に
五十　番藥師ハンク寺、福川村山神宮社內に
五十一番藥師イシテ寺、百川村實光院地內に
五十二番
五十三番彌陀圓明寺、檜澤村藥師社內に
五十四番不動延命寺、渡部村氏神に
五十五番大通智證佛別空寺、浦田村觀音堂に
五十六番地藏大山寺、飯森村稻荷社內に
五十七番彌陀八幡寺、浦田村宗泉寺に
五十八番千手サレエ山、大倉村觀音堂に
五十九番藥師國分寺、排戶村虛空藏社內に
六十　番大日横峯寺、同村峯玄院に
六十一番大日厚恩寺、舟越村善昌寺に
六十二番十一面一宮寺、同村龍門寺に

六十三番毘沙門吉祥寺、同村八龍神社に
六十五番十一面三角寺、天王村天王宮社内に
六十七番藥師小松尾寺、脇本村天神社内に
六十九番観音観音寺、同村神明寶前に
七十一番千手イヤ谷寺、同村大龍寺に
七十三番釋迦出釋迦寺、比詰村八幡社内に
七十五番藥師善通寺、馬生目村不動に
七十七番藥師東隆寺、舟川村藥師宮に
七十九番十一面崇德天王寺、増川村八幡宮に
八十一番千手國分寺、女川村地藏院に
八十三番観音一ノ宮寺、椿村観音社内に
八十五番観音八栗寺、本山門前備後屋敷に
八十七番観音長尾寺、本山吉祥院に

六十四番彌陀里前上寺、天王村自性院に
六十六番千手雲邊寺、同村神明社内に
六十八番彌陀琴彈寺、脇本村西念寺に
七十番馬頭観音本山寺、同村萬境寺に
七十二番曼陀羅寺、同村本明寺に
七十四番藥師高野山寺、馬生目村神明社内に
七十六番藥師金藏寺、金川村八幡社内に
七十八番彌陀道場寺、當村嶺德院に
八十番
八十二番千手白峯寺、臺島不動宮に
八十四番千珠八島寺、小濱村山王社内に
八十六番十一面志戸寺、本山長樂寺に
八十八番藥師大窪寺、本山永禪院藥師堂に

已上土佐、讃岐、伊豫三ヶ國札處。

右は天保十二辛丑年參詣、同年男鹿靈場へ奉納。

安善寺村

【舊記】町田より一里餘、叉野あり一里程横二十五丁餘、水あれは田地に開きたし。
高百三十九石　免六ッ三歩　田水澤川　家居三十戸　人百六十三口　馬四十頭。
社地　御嶽、日ノ宮、雷神三社は眞山本山の前殿なり、安善寺は寺號なれとも今寺なし　藥師慈覺大師の作四社ともに杉あり。　菴眞山の下菴なり杉松あり
【新集】　北浦村寄鄕。　山中の村居にして田地澤入なり。
高百五石六斗一升六合内九十五石八斗六升四合　田高内九石七斗五升二合　屋敷畠高
免六ッ五歩成より四ッ成まて　惣刈一萬六千刈三手打　田水眞山川。
家三十八軒　馬三十七疋内十九疋駄、内十八疋駒、この村往古より駄置かす弘化三丙午より始めて置く
社地　阿彌陀堂、神明堂鎭守祭禮境内南北三十間東西百十間杉大樹あり　照日宮、社地五間五間　山王、社地十二間廿四間
雷電堂、社地十間十二間宮毎に杉雜木あり　十王菴眞山光飯寺末
御直山、杉林十四ヶ所有杉林見繼の爲五斗米は二斗米にて上納
字所　道石、屈山臺、新林、大和臺、仙野臺、寒戸臺、釜臺、仁王山、身瀧山、大瀧山、石木戸、猫澤、鈴掛臺、蜂起澤。

村中植立杉林並に雜木林あり。

瀧川村

【舊記】仁井山より半里山越、山奥より二里餘。水は南より濱間口へ出て海に入る。

高六百七石一斗四升二合　免六ッ五歩　田水澤水　家居六十一戸　人三百八十一口　馬二百頭。

支郷　神田、川原、上島田、下島田、杉下、萱置場、三森、長者屋敷と云有。昔有德の者有とぞ、糠を捨たる跡森となりてあり。山中大凡一里　右七ヶ村。

社地　山王、熊野、伊勢、八幡松杉あり　龍泉寺禪宗松原補陀寺末　福藏院山伏百姓地二ヶ寺とも杉あり　杉御留山有り。

【新集】北浦村寄郷。北浦へ二里、相川へ一里二十六丁。

支郷　神田村家五軒　萱置場家二十六軒　川原村家四軒　三森村家十一軒　杉ノ下村家九軒　上島田家十軒　下島田家六軒

右七ヶ村を瀧川と云、家數合六十四軒。

高三百八十二石二斗五升七合内三百六十二石二斗七升九合田高 内十九石九斗八升屋敷畠高

免五ッ五歩より四ッ五歩まて、寶暦二年丑年御竿　田水瀧川。

惣刈七萬七千八百六十四束刈二手打

人數三百二十六人内百六十八人男 内百五十八人女　馬百二十六疋内三十八疋駄 内八十八疋駒

神社

山王鎮守名禮社地東西九十間南北五十間、三森にあり　伊勢、社地三十五間四十間　熊野、社地十一間十間、苙畑に在り

八幡、社地三十五間、廿五間杉ノ下村にあり　羽黒山、社地六十間七十五間　諏訪、社地羽黒に同じ鳥田村に有り宮崎に杉大木並に雑木あり。

瀧川寺禪宗松原清光寺末神田村にあり號神田山ト　瀧本院山伏百姓地神田村にあり號瀧頭山又熊野山とも。

御直山杉林八ヶ所有、見纏の爲五斗米三斗上納なり。

字所　大瀧、黒瀧、淀釜、三ノ瀧、伽如房澤、新内澤、釜谷澤、鈴懸臺。

御備藏行間三間半梁間九尺神田村にあり

往古より飼鷄纏男鹿中、中石村と兩村なり。當所纏九十一羽の内三十羽定式代納、殘り六十一羽生鷄上納。其村々瀧川、仁井山、比詰、脇本、飯村、飯森、大倉、浦田、樽澤、百川、大崎、山田、町田、野村、中間口、濱間口、水口、安全寺、右十八ヶ村。

附人植立松杉雑木林百二ヶ所有り。

目黒周兵衛

萱置場に住す。文政十二丑八月より小平と云ものと兩人にて肝煎勤め、天保四巳年大凶作に付六十石餘の御高荒地を開田す。其上米錢を獻す。且積年の勤勞によりて天保十二辛丑年帶刀苗字を免許す、二人扶持を郡方より賜ふ。弘化元辰年借上けになる。天保十四卯年町田村肝煎兼勤す、同十五辰年親郷北浦村肝煎勤め、弘化三午年木山方山守兼勤す。

○當所の山中に染屋の形付け粘に用ゆる白土あり。天保年中試のため國中所々の土を江戸へ登せたりと云、其節この山の土上品なりと云江戸表に於て賣弘むるの能書左の通り。

御免羽州秋田産染形粘白土賣捌所

益御機嫌克被遊御座恐悦御儀に奉存候然は各樣御存之通り形付染物之儀は譬は浴衣地一反に付餅白米二合位より四合位小紋糠一升位より一升二合位ゴ入大豆二合位宛浴衣地に模樣を出す而已にて右多分の餅米大豆糠遣ひ捨て職業の費ひ據なく用ひ來り候へとも年々豐凶に不拘穀數洗流洗捨りに相成全以て冥利も宜からす事と存付別段辨利宜敷染方も可有之哉何か外品にて染出し度數年丹誠工夫致心掛罷在候所出羽國産白土江戸表へ持來候に付少々貰ひ受け見請け候處誠に清白の土性にて製法により形粘にも可用立や風と心付去る丑年より巳年まで五ヶ年の間工夫丹誠仕り數度形附仕損等多分出來染上け方不行届に候へは尚又工夫仕り右白土へ海草蕨粉三味煉い交せ粘に仕立て遣ひ見候處形粘に用候樣漸々工夫出來來り追々染上けためし見候處餅米粘に糠を煉い交せ染上け候よりは右粘にて染上候得は却て美敷染上り地性も弱らす殊にゴ入等不致候故晴雨に不拘職人手間賃並に諸式代張場地面懸り等一切無之誠に稀代の染方に御座候殊に餅米大豆小紋糠等の費ひを相省き至極冥利も宜敷御座候間乍恐御公儀樣へ奉願上候御調の上關八州其外諸國へ手廣く賣弘め候樣蒙御免此度江戸表へ出張賣弘め仕候間白土御用向き被仰付被下置候樣奉願上候尤形粘遣

ひ方仕法書相添差上可申候若仕法書にて出來兼候儀も候はゝ私方より職人差上粘煉方染上り迄御傳授仕り美敷染め上り候樣御斷可申上候右御傳授に職人差上候ても諸雜用並禮金等一切請不申候只多分の穀類を潰洗流捨候儀は無勿體候間五穀の實利にて渡世の御方樣一同子孫長久商賣繁昌希ひ右白土粘工夫候へとも土粘染と唱へ候ては田土同樣にも相聞得可申候間秋田粘と御唱へ被下候樣奉願上候　以上

弘化四丁未年

製法所武州埼玉郡備後村森田六右衛門出張
江戸本庄二丁目綠町一丁目　森田六右衛門
賣弘所　馬喰町一丁目　竹屋藤助

町田村

【舊記】中間口より十丁西。

高五十二石　免四ッ五歩　田水澤水　家居三十戸　人百五十八口　馬四十頭。

社地　伊勢、稻荷杉あり　村中植立杉あり。

○九右衛門と云もの武田家の系圖連綿してあり、古き竪紙也。元津輕家に仕官して故ありて男鹿の華輪に來り御當國に來るは助右衛門義久と云、其子政方、夫れより七代義久より別紙に書付てあり。本系圖は虫はみなから慥に見ゆるなり、又寫もあり。白鞘の九寸五分の銘は行光とあり、刀一腰、鑓一本卯年代官へ上たりと云。昔富家なり、今困乏なり。

【新集】　北浦村寄郷。澤入の村居。

高五十七石八斗一升五合（内五十石八斗五升九合 田高／内六石九斗五升六合 屋敷畠高）

免四ッ五歩より四ッ成まて、正保二年の御竿　田水出水並に堤一箇所、閘根一箇所。

惣刈九千八百五十刈（二手打）　人數九十九人（四十九人男 五十人女）　家十七軒　駒數十七疋。

神社　稲荷（鎮守 祭禮）社地（東西二十五間 南北三十三間）　伊勢（杉雑木あり）社地（東西二十九間 南北三十間）

村中植立杉林一ヶ所、附人雑木林五ヶ所有。

○九右衛門　武田氏。舊記に男鹿花輪とあれとも其所今に尋ねかたし。當九右衛門か曰く、先祖助右衛門義久南部より當國へ落來り北浦村に住す、其後寛文七未年九右衛門 光國の代に 北浦より引越町田と申す野山の地を開發して一村とす、連綿して村長を勤め來りと云。何時の頃か眞山光飯寺へ軍配團並長刀一振り寄附と云。其外武器類ありと云とも祕して見せす、但軍配團安部貞任處持とも云、秋田實季公處持ともあり。今に眞山の重寶となりてあり。

定紋

源家武田系圖

清和天皇七代　右衛門尉義光　號新羅三郎

義光

義業　進士判官代　相模守

義定　從五位下左衛門尉　近江源氏

義經　若狹守　號綿織

義兼　手島冠者　號柏木

義弘

兼明

義清 號武田冠者 又號逸見
清光 號逸見 黑源氏
光長 號北藏太郎
基義 逸見判官
信義 壽永元年於賴朝亭凡誅
遠光 加賀美治郎
義定 從四位下 安田三郎
清陸 平井四郎
義行 祭古藏人
義成 淺利與一 強弓
信清 八代與三
忠賴 板垣三郎
行忠
朝忠
兼信
有義 武田兵衛
信光 伊澤四郎
信政 伊豆守
信時 伊豆守
時綱 六郎
信忠 惡三郎
政經 五郎
信宗 井澤三郎
時朝
時仲
時村
義行
昌義 號佐竹冠者 常陸源氏
忠義 太郎
義朝
義宗 三郎
隆義 常陸介
義政
義季 佐竹藏人
秀義
義繁
長義
義胤
貞義
行義
盛義 平賀冠者
義信 號五位先生 四郎
惟義 太郎
朝政 從四位下 左衞門
朝信 小野三郎

定紋

源家武田系圖

清和天皇七代

右衛門尉義光

號新羅三郎

義光
　｜
義業　進士判官代　相模守
　｜
義定　從五位下左衛門尉　近江源氏
　｜
義經　若狹守　號綿織
　｜
義弘

義兼　手島冠者　號柏木
　｜
義明

義清 號武田冠者 又號逸見
清光 號逸見 黒源氏
光長 號北藏太郎
基義 逸見判官
信義 壽永元年於賴朝亭凡詠
遠光 加賀美治郎
義定 從四位下 安田三郎
清隆 平井四郎
義行 奈古藏人
義成 淺利與一 強弓
信清 八代與三
忠賴 板垣三郎
行忠
朝忠
兼信
有義 武田兵衛
信光 伊澤四郎
信政 伊豆守
信時 伊豆守
時綱 六郎
政經 五郎
信宗 井澤三郎
信忠 惡三郎
時朝
時仲
時村
義行
昌義 號佐竹冠者 常陸源氏
忠義 太郎
義朝
義宗 三郎
隆義 常陸介
義政
義季 佐竹藏人
盛義 平賀冠者
義信 號五位先生 四郎
朝政 從四位下 左衛門
惟義 太郎
朝信 小野三郎
秀義
義繁
長義
義胤
貞義
行義
細飾卷之三
三七三

義資

義秀

忠義 志摩四郎

貞長 逸見彌四郎

光朝 秋山太郎

長清 小笠次郎

光行 子孫末 南部三郎

經光 加賀美治郎

信宗 井澤三郎 — 信武 甲斐守
- 氏信 刑部太郎 — 満信
- 直信 左馬頭 — 信繁 太膳太夫

朝信 太郎 号一子
- 親信 又太郎
- 信經 又太郎
  - 時信 甲斐六郎
  - 貞信 與一

信長 武田太郎 一條道者

信隆 武田太郎 — 政隆 — 政嗣 — 光嗣 上總介

信賢 治部少輔 — 國信
- 禪僧 長子 小市
- 信貞 — 政清 — 義久 助左衛門
  - 政貞 丸内形號 通貞、禪門
  - 男子

信守 — 信昌

光政 九右衛門 號宗聖、禪門 — 政方

山田村

【舊記】瀧川より半里西山越。

高百八十七石五斗　㝃五ッ五歩　田水出水　家居二十五戸　人百二十八口　馬三十七頭。

社地　藥師、伊勢松杉あり　㠶北ノ浦雲昌寺末　萬藏院山伏百姓地

【新集】　北浦村寄郷、

高百八十八石三斗七升八合内百七十八石八斗七升二合田高 同九石五斗六合屋敷畠高　㝃五ッ五歩。

秣刈二萬二千七百五十二束刈　二手打。

田水堤六箇所並瀧川出水懸り

大澤堤長手行間二十間 敷巾三間一尺　高五十石水元　袖ノ澤堤同十七間 敷巾三間半　高四十石水元

芹頭澤堤、大寶澤堤、小寶澤堤、宮澤堤、團根懸り、出水懸り　高八十八石八斗七升二合水元

家二十五軒　人百一人内五十五人男 内四十六人女　駒二十四疋。

神社　藥師眞言宗祭禮 四月八日社地東西三十二間南北二十九間、杉雑木あり　神明、社地三十三間 十十三間　十王㠶禪宗雲昌寺末　大善院山伏百姓地　號歸依山ト。

御留山取立林一箇所字所阿彌陀 澤鄕山なり　附人取立林十五箇所。　村中に橋一ヶ所有

【舊　記】

男鹿一圓稈魚獵業又近年山添村大竹植産竹宜家毎植置海草多出南北濱通村居女齒不レ染道歩行男女皆素足物言高人呼浪打聲牛質直力強女荷負事男子勝食物之常米蕎雜飯喰風荒寒強木汐育粟蕎麥類風爲損田地少漁以第一獵有時大賤服當脚不隱然天王舟越浦元北浦舟川等村々非レ左、十二月十三日年々於二御臺所一御酒賜男鹿御直百姓爲二規横一正月六日年々御年始申上御渡野時肝煎御出迎罷出十二月中年々獻上物御規式松讓葉鮭鰤引鮑螺鱈御幣島黒海苔共節魚等也、男鹿東西十里南北八里餘有四面皆海也。

◇男鹿圖（圖繪參照……編者）

【新集】男　鹿　秋田郡　往古小鹿と書、享保元文の頃より男の字を書くと云。元文年中の書に小鹿と書たるも見えたり

高一萬百五十六石一斗三升一合　弘化三丙午年調

内千三百五十五石九升四合　舟越村寄郷共

内二千六百八十八石二斗四升二合　脇本村寄郷共

內九百五石二斗六合　舟川村寄鄉共
內千九百三十七石三斗二升四合　鵜木村寄鄉共
內千三百八十六石七升　中石村寄鄉共
內千八百七十九石一斗六升五合　北浦村寄鄉共

惣刈百八十一萬四千六百五十刈

內三十六萬三千三百三十刈　舟越村寄鄉共
內五十一萬七千八百八十刈　脇元村寄鄉共
內十萬二千二百十束刈　舟川村寄鄉共
內二十七萬六千七百十束刈　鵜木村寄鄉共
內二十三萬九千二百二十刈　中石村寄鄉共
內三十一萬五千刈　北浦村寄鄉共

家數二千七百八十五軒

內六百五十五軒　舟越村寄鄉共　內三百六十三軒　鵜木村寄鄉共
內二百六十九軒　中石村寄鄉共　內七百三十二軒　北浦村寄鄉共
內四百七十四軒　脇元村寄鄉共　內二百九十二軒　舟川村寄鄉共

人數一萬三千六百十六人

內三千百四人　舟越村寄郷共　內千七百十四人　鵜木村寄郷共

內千二百五十一人　中石村寄郷共　內三千六百二十七人　北浦村寄郷共

內二千二百十三人　脇元村寄郷共　內千五百七人　舟川村寄郷共

馬數二千九百五十五疋

內三百八十三疋　舟越村寄郷共　內六百八十疋　鵜木村寄郷共

內三百八十五疋　中石村寄郷共　內七百四十四疋　北浦村寄郷共

內四百九十八疋　脇元村寄郷共　內二百六十八疋　舟川村寄郷共

村數五十九箇村　御黒印所持

內四ヶ村　舟越村、寄郷天王、拂戸、大崎。

內七ヶ村　鵜木村、寄郷福川、角間崎、松木澤、本內、福米澤、野石。

內六ヶ村　中石村、寄郷石神、谷地中、箱井、鮪川、琴川。

內九ヶ村　舟川村、寄郷金川、南平澤、增川、女川、臺島、椿、双六、小濱。

內九ヶ村　脇元村、寄郷飯村、大倉、飯森、浦田、樽澤、百川、北詰、仁井山、田谷澤、岩倉、毘沙門。

內廿一ヶ村　北浦村、寄郷相川、濱間口、中間口、山田、町田、安全寺、瀧川、眞山、水口、野村、湯元、黑

崎、北平澤、戸賀、畠、濱鹽谷、濱中、鹽戸、加茂、青砂。

支郷三十八ヶ村

天王村ノ内　江川、蒲沼、細谷、下出戸、上出戸、鹽口、吉田、上羽立、松淵。
挿戸村ノ内　渡部　鵜木村ノ内　堂村
福米澤ノ内　土花　野石村ノ内　宮澤、八面、猿川、五明光
中石村ノ内　高谷、橋本　石神村ノ内　狐谷地
琴川村ノ内　木曾、菴田　仁井山村ノ内　仁澤、馬生目
北詰村ノ内　羽立、田中　浦田村ノ内　鯖澤、餓鬼石
樽澤村ノ内　岡谷地、大保田　瀧川村ノ内　萱置場、上嶋田、下島田、三森、杉下、川原
湯元村ノ内　湯尻　金川村ノ内　姫ヶ澤、黒崎（この村寒島の支郷也）

御普請社地三ヶ所

本山（赤神山諸堂）　眞山（赤神山諸堂）　天王宮

寺院二十七ヶ寺

禪　宗　龍門寺（船越）　自性院（天王）　本明寺（鵜元）　萬境寺（同村）　大龍寺（同村）　宗泉寺（浦田）　洞泉寺（金川）　瀧川寺（瀧川）
雲昌寺（北浦）　永源寺（鵜木）

眞言宗　永禪院本山　仙壽院本山　長樂寺本山　吉祥院本山　光飯寺眞山　醫王寺富澤

齊家宗　寶光院百川　耕岳院宮井　常在院北浦　瑞光寺同村　向性院渡部

淨土宗　善昌寺舟越　西念寺脇元

一向宗　善行寺舟越　圓應寺同上　善法寺脇元

日蓮宗　堯林寺舟越

平地六ヶ寺

地藏院小増川眞言宗　嶺德院舟川禪宗　峯玄院拂戸ゼン宗　福昌寺福川ゼン宗　洞昌寺中石ゼン宗　桂源寺田谷澤ゼン宗

山伏十七ヶ院

源龍院舟越　本學院天王　般若院中石　吉祥院宮井　大學院平澤　澤寶院百川　大正院脇元　見藏院仁井山　大寶院鶴本

寶勝院角間　福性院福米澤　極樂院野石　長應院北浦　大善院山田　瀧本院瀧川　常樂院湯元　映照院臺島

社家十二軒

鎌田肥前天王　小松對馬拂戸　紀丹後北浦　紀志摩同上　紀越前同上　鈴木備後仁井山　佐藤近江舟川

佐藤周防増川　金長門小濱　金備後門前　伊藤但馬脇元　鈴木佐仲五明光

士七人

渡部斧松渡部　渡部謙助同村　古仲亘北浦　齋藤又藏同村　太田慶之助舟越　太田庫之助同村　西村鐵之助同村

御役所三箇所

舟越方（郡）　舟川方（川）　戸賀方（川）

御番所五箇所　寛永二十年に始めて建

舟越（十歩一）　舟川（唐舟番）　小濱（同上）　北ノ浦（同上）　戸賀（同上）

五升御備藏八箇所

舟越（十四ヶ村分）　渡部（一ヶ村分）　鵜木（六ヶ村分）　中石（六ヶ村分）　北ノ浦（十三ヶ村分）　戸賀（七ヶ村分）　瀧川（一ヶ村分）　脇元（九ヶ村分）

郡方御備藏二箇所

舟越（御役屋構内にあり）　同村（献納藏と云）

杉御直山五箇所

安全寺山（十四ヶ所）　瀧川山（八ヶ所）　臺島山（十ヶ所）　双六山（七ヶ所）　小濱山（五ヶ所）

杉雜木御留山

山田（雜木林一ヶ處）　濱道谷（樺一ヶ處）　濱間口（萱山一ヶ處）　中間口（雜木林一ヶ山）　小濱（杉林一ヶ處）　双六（杉三ヶ處）　臺島（杉林一ヶ處）　大崎（松林）

外に御帳附林數ヶ所有略之。

御吉例之事

御引證實錄に曰、義宣公御遷封御入部の節男鹿兩磯村長とも仙北院内迄御出迎に出候所、道路を賦は

す出迎候段奇特に思召され即ち御酒を賜ふ、各々酔に乗して曼陀羅を謡ふ、御喜ひ斜ならす已後百姓に致へしとて御意を賜ふ。湊御城に御座なされ候節時々肴を献し、御賞として年々二ヶ度御臺所に於て御酒を賜ふ。其例今に元の如し。

又或説に曰、男鹿は脇元安東家の百姓なり。天正年中湊實季に亡され男鹿一圓湊へ屬しけれ共、實季は我主の敵なりと恨を含み内心不屬の所、國替の趣き聞付、我君は水戸より來るとて皆々喜ひ、兩磯申合せ干魚、和布類を背負院内まて參り獻したりと云。是等の古例か年始の松、讓葉、五月の菖蒲、ヨモギ、年暮御煤掃等に至る迄男鹿より獻るなり。

正月六日年始登城の村々戸賀、濱塩谷、濱中、畠、加茂、青砂、黒崎、北平澤、湯元、塩戸、右北磯十ヶ村。舟川、金川、南平澤、増川、女川、臺島、椿、雙六、小濱、右九ヶ村南磯と云、以上十九ヶ村なり。

十二月十四日（先年十三日）皆濟登城村々北浦（先年よりこの舊例なしと雖も文政年中肝煎吉信和喜助中視郷付添のことに申立免許なりと云）戸賀、畠、濱塩谷、濱中、塩戸、加茂、青砂、北平澤、黒崎、野村、水口、相川、湯元。右十四ヶ村南磯九ヶ村以上二十三ヶ村御臺所へ獻上物左の通。

北方獻上物

鰰二十七駄（内六駄初鰰上納、殘二十一駄代銀納　但一駄古銀四匁此代銀八十四匁）

鰰日差七百串（内五十串品上納、殘六百五十串代銀納　但百串一匁二分此代銀六匁五分）

黒苔草八升　右之品にて早納、但一ヶ村一升宛八ヶ村より。戸賀、濱鹽谷、濱中、鹽戸、加茂、青砂、畠、黒崎、北平澤）

蚫四十貝　但一ヶ村五貝宛、右八ヶ村より
無残代銀納、但十貝に付二匁二分宛此代銀八匁八分

鱈二十七本　無殘代銀納、但一本に付百銀一匁宛此代銀二十七匁
內六本畠、五本黒崎、四本加茂、二本湯本、十本（黒崎、平澤）

鹽引鮭五十六尺　內七尺品納、殘り四十九本代銀納、但一本に付二匁五分此代銀百二十二匁二分、內八尺
相川、八尺北浦、十尺湯元、十二尺畠、一尺濱中、四尺野村、四尺水口、四尺黒崎、四尺平澤

南方獻上物

鰰十六駄　內二駄孕鰰、內四駄カノ鰰上納、但し一駄千二百入にて初魚なり
殘り十駄代銀納、此代銀五十四匁但し一駄に付五匁四分

目刺五百串　內五十串品納、殘四百五十串代銀納、但し百串
に付一匁五分此代銀六匁八分九ヶ村より上納

鱈四十本　無殘代銀納、但一本に付一匁三分五厘此代銀五十四匁、內五本舟川、三本金川、
二本南平澤、五本增川、五本女川、五本臺島、五本椿、五本双六、五本小濱

蚫二十貝　無殘代銀納、但一貝に付三分三厘八毛此代銀六匁七分五厘
內六貝七分椿、六貝七分双六、六貝七分小濱

鮭鹽引二尺　無殘代銀納、但一尺に付代銀三匁三分七厘五毛
內一尺双六、一尺小濱

セヱ貝一鉢　口黒貝一鉢。

右品々御臺所に上納皆濟の上御臺所役出張一ヶ村宛呼ひ出し盃を賜ふ。肴には鮎の鮨と鰰の鮨を賜つて着坐して大盃を以て數盃傾け、銘々醉に乘して曼陀羅臼引謠を張り上け西宮舞、酒コシ舞、仁王舞を始め思ひ〳〵の藝を盡し七ツ時頃立つたり舞を暇乞とす。御在國なれは御出坐ありて舞を御上覽あり、夫に時の郡奉行の宅へ行相纏らす數盃を傾け、謠ひ舞、藝を致し、夫れより吟味役男鹿の宅へ行

酒飯の馳走あり、終夜の酒ことなり。右を天樹院様秀水に命して被爲畫、跋文左の通。

跋

此ひと卷の圖は男鹿てふ村のおほみたからに年の始終り大みき賜ふことのあるを狩野秀水に仰せてゑかゝしめ給へる也抑この男鹿と云は秋田の郡のうちにして西の海原にのそみ出たる島山なり南の磯北の磯はさまりなゝ村の村長師走中の三日久保田の御城たるみくりやにまうのほりて濱貢を捧く鰰の目さし鮭の鹽引蚫鯣黑菩等定まれる數の外はしろかねに替てこれを納めり又私のさゝけ物に松と楪をたてまつるこは初春の御祝と用ひ玉ふとなん睦月六日にも又村おさ參りてあらたなる年のよろこひをのはふ（この時二十三村と云）セヱと云貝口黑と云貝を奉る酒賜ふ式冬も春も異ることなし彼人くさみくりやにあまたなみ居たるに御厨の小吏なる者牒をもて呼ひ出す時みくりやのおさなる人ひとり毎に盃をやり鰊の鮨をみさかなに與ふこれなんおふ國の君に代り奉りて此盃を下す趣なれはうやまいかしこみて上もなきみめとす鮎の鮨は家居にもち歸りて貯へつゝわらはやみなとやめるものに戴かしむとそ此盃の式悉く濟れて朱の大椀を獨り〳〵に與ふ酒は錫の大とくりなりみさかなは數ノ子の番椒味噌にてあひたると鰰の鮨のみなり各大椀をもて酒を傾くること量りなし皆々醉ひ興してひなふりのうたをうたひ舞ひおとりほしいまゝにゐらきしてそき出る迄も我々はけふなむ　大きみの御もてなしにて斯醉にきと卒止の守れる番所

の方と云ともおそれ憚ることなく放逸なるを昔より更に咎めず却りて歩卒なとたすけいたはりて歸らしむこの男鹿のおほんたからは慶長の頃當陸よりこのみくにゝうつり玉ひける時早々まゐりてよろこひのはひ貢を捧るより今に至る迄年々かゝるためしとはなれりとそいとかたしけなる御めぐみなりけり。

わたつみの深きめくみにおほきみをあふくも高き男鹿のしまやま

文化二つの年きのとのうしのむつき四日仰をかうふりて

臣　源　常　富　謹識□□

帑のあまれるまゝにたはふれうた一首。

大みきに顔赤神の神よりもかみのめくみやふしおかむらん

又男鹿の民草に代りてよめる三首。

何々は(早)有かたくてはのた(早呑)ほとにかへによた(醉)とてらち(埒)くちやね(無)ては(早)

にし(鮓)の子を口い(一杯)へほは(傾張)たおやか(辛)れてか(辛)れもよ(據)きね(無)てな(南鐐)はみそたむた

さこ(雜魚)すきかよ(能)かそおま(舞)やせう(謠)てとかのいほ(蠕螂)にしよ(能)かとこ(是)らは(早)見(度)て(物)むた

右　　　七十一漁父　手からのおか持

舟川鄕村中所持古書寫

慶長七年寅七月中　屋形樣初て御入國の節南北村々より肝煎共院內迄御出向罷出候所御尋ね被成置候は自分共何程の道法の處出向ひに罷出候やと御尋ねに付我々共在處より五日路有之候段申上候處遠路の處罷越候段深切に被思召置御酒拜領被仰附頂戴仕り則ち御供にて土崎湊へ罷越申候處被御出候は何んぞ珍敷肴にも取上け候はゞ獻上可致被仰出歸宅の上村々有合鮑サヾヱ其外の肴湊御假御殿へ獻上仕り候其後南北より度々朝夕の御肴差上げ御褒美頂戴仕候　屋形樣湊御假御殿に被遊御坐候節六郡に無之諸收納相濟其上御年暮御祝儀用の肴品々差上候に付同十三日吉例に致年々暮處へ罷出可申の由被仰付候處　屋形樣より御[illegible]被下置頂戴仕候翌正月三日は年始に湊御假御殿へ罷上り鮭セヽ口黑小サヽニ黑苔草奉獻上候處被仰出候は自分共獻上の品にて則四日鷹野門出御祝儀相成候依て自分共門出の祝儀に年々無滯罷出候て可相勤由被仰出候其節御留守跡の爲御年寄樣廳上下にて御肴代相勤め御盃拜領仕候土崎の湊御假御殿に被遊御坐候節男鹿の內鵜木村へ御鷹野に被爲入候由にて御休被建置折々御渡野の節南北兩磯村々へ御肴被仰附差上申候尤獻上等仕候其節被仰出候は自分共村々に江戶表へ御獻上致す珍敷肴有之や御尋ねに付申上候は鮭魚に御坐候尤も八月中より十月中旬迄鮭取上申候此魚鹽引等に致候て御獻上如何に御坐候哉と奉申上候被仰出候は其肴取り上け候に付村々物入等如何致候や御尋被成置候御答申上候には右鮭取上候には剣舟中梁舟天間舟丸木舟等無之候得は取上申義不相成其上臺綱と申すもの拵鮭魚引揚候はゞ餘計も取上可申由申上候被仰出候は何成

とも入用次第の品願申出候はゞ被下置候由被仰出候故小濱村より臺島村迄臺網四ヶ筒取立申度由申上候處早速願之通被仰付右網仕立候所鮭餘計取揚申候故二十尺獻上仕り鹽引鮭百五十尺都合百七十尺差上候其節御中老両人年々被遣候て御手拵被成置候右舟網共に痛み候はゞ舟本杉本木被下置網損候へは拜借銀被仰付申候其後鮭魚一圓無之無據訴申上候て今に二尺宛上納仕り候
湊より久保田御城へ被遊御引移其後鶴木村御假家貞享年中御引上げ被成置候て太平村へ御初野に被為出候に付前の通り十二月十三日正月四日久保田へ罷上り御祝儀可仕被仰出今以て無相違罷上り申候　已上。

鰰之事

鰰は年々十月小雪の頃に出る魚なり、男鹿中の半餘勢にして大漁の年は大きに賑ふ、不漁の時豊年と雖も大に不景氣なり。天王市へ駄送の鰰は大漁小漁に不拘南より一萬駄、北より四五千駄位つゝ年々出すなり。最中の頃は、南北ともに一日に千駄位出すを其日限りに賣捌くなり。又舟積にて湊、久保田に行こと夥し。余は干鰰に致すなり。先年は喰用而已にして干鰰にいたると云ことを知らず、鰰漁仕舞の時賣殘の魚海へ投捨たりと云。近年生魚舟積にして近國へも出すなり。
干鰰は寛政三子年より始りたりと云。上形に鹽のこやしに致すに上品と云、故に近年大きに繁昌す。
天保十亥年郡方に纏び沖出の時、南北両磯にて七十五六萬貫餘と云、其餘勢莫大たし　御役銀左の通

り。

十貫目に付御役銀一匁（銀にて六十目）封貨一厘二毛（銀にて六十目）合一匁一厘二毛、この分六十五匁銀に直一匁零九六三となる、外に湊問屋口錢四分五厘、中買口錢三分、舟川戸賀舟宿口錢二分、兩付鄕中係り三厘、兩村御番所へ一分、湊町森太治右衞門へ世話料一分。

◇絢干之餕圖、納壺圖（圖繪參照……編者）

鹿之事

男鹿山鹿の義は往古より有之所秋田家に狩絶、其後鑑照院様御代鹿三疋御放被成たること、今宮義透日記に見得たりと云。寶永三丙戌年天祥院様御代に始て男鹿島の鹿を狩る、正德二壬辰年鹿狩三千餘討取る、享保十五庚戌年圓明院様御代鹿狩八千餘討取る、寬保二己巳三月三日通耆院様御代御鹿狩五千七百餘頭討、取る寶曆三癸酉年三月恭温院様御代御鹿狩九千七百五十餘頭討取る。安永元壬辰年源通院様御代御鹿狩二萬七千百餘頭討取る、内黑白の鹿二疋有り、其後獵人打絶す。文化十二酉年男鹿山中鹿の有數御取調に付濱鹽谷村獵師吉右衞門、瀧川村五郎助山中相廻され候所、漸々四五疋ならて見當らさる由申上たりと云。これに依て此年より鹿打御差止になると云こと吉右衞門の語なり。寶永三より安永元年迄の御鹿狩の事秋藩季年に見得たり。舟川村に所持の願書の寫。

乍恐以口上書奉願上候御事

南磯九ケ村

一當高七百十一石二斗六升六合

右の御高場所鹿多く罷成り御田畑へ相障り年々鹿喰荒捨高に罷成り御百姓迷惑仕候故先年より大雪の年は去々年春中迄數ヶ度奉願上候處に御憐愍を以て御人足御扶持米共に被下置鹿追被成下候故御田畑助成仕り諸收納等も無滯上納仕候然れ共殘鹿御座候故中一ヶ年も追不被下候得は一ヶ年の四土用に子出生仕り申候儀に御座候去秋大不作共上御田畑第一喰散御百姓共困窮に罷成第一當夏飯料に去秋中麥作仕候畠堀り散け樣に喰ひ荒し申候ては一向實取可申樣も無御座候御百姓迷惑千萬に奉存候

一南磯村々御高七百五十一石二斗六合の御高に不限男鹿村々一統の御高場所へ相障り願村々同前に迷惑致候得共北南兩磯の儀は鹿出生所にて第目に相障り申候故願元村に罷成り諸雜用共に元村にて償ひ申候去年中より久候夥敷罷成り依之去春中より空鐵砲御拜借仕り晝夜番人附け打鳴し共上柴垣繩綱垣等二重三重に仕候得共追破り御田地作物喰散し第目當夏中飯料の麥作等實取り可申樣無御座候て御百姓難義至極迷惑に奉存候此時節御物入奉願候儀恐多く奉存候得共第一鹿追手立の義は雪重疊に仕候然れは去十一月中より大雪故鹿殊の外やせおとろひ此時節追被下候得は殘り少なに追留可申候やに奉存候雪不足にては鹿追留申義不罷成候左候得は鹿多罷成り防き可申樣も無

御座[illegible]年[illegible]作[illegible]有[illegible]數[illegible]故[illegible]田地[illegible]申候得は御百姓相續可申樣無御座候故
此時節年悲願ひ申上候
一此時節年悲御物入奉願上候も恐至極に奉存候得共以御慈悲戌の年の通り御人數千人被下置度奉願
上候先御扶持の儀は先年の通り一日一人に付一升三合宛被下置度奉願上候
一南磯有人足四百十七人殘御人足五百八十三人他郷より前之通御觸合を以て被下置度奉願上候當年
の義は近年覺無之大雪にて鹿第目に鹿落場近處へ集り共上大雪にて鹿喰物も無之痩衰へ罷有候鹿
追日の義は來始め方より晴天五日追被下置度奉願上候雪解候ては鹿與山八方へ散け罷有候得は御
人足千人被下置候ても劍山手廣にて鹿追留難く奉存候故御慈悲を以て鹿追被成下候はゝ雪消不申
内に鹿追日日限の通り近々追立申度奉存候
一鹿追と申候は早天に遠山へ相廻難所へ掛廻り申候義に御座候其れは毎度鹿追仕舞以後御扶持米拜
領仕り配分致候得は去々年中より大不作故諸收納仕候得は當年米所持仕候御百姓一切無御座候間
恐縮至極に奉存候へ共願ひ申上候間鹿追被成下候はゝ御慈悲を以て追日前に御扶持拜領に被下置
度奉願上候鹿追被成下候はゞ御代官一人御侍小筒御鐵砲打樣御兩人外に空鐵砲十五挺筒藥火繩共
々被下置度奉願上候遠山より懸廻り候義に御座候間空鐵砲無之候得は鹿驚き不申候尤痛み不申御
鐵砲何挺筒藥火繩ともに不足に無之樣被下置度奉願上候右段々奉願候通り今年鹿追不被成下候得

は御田畑共々鹿喰荒に罷成御難義仕申上候外無御座候猶今年上作に御座候間右鹿食被散候ては御百姓共相續可申樣無御座候故無據此御時節乍恐鹿追之義奉願上候以御慈悲鹿追被成下御田畑助成仕御百姓御助け被成下度乍恐奉願上候

右之趣宜敷樣に被仰上御百姓御助け被成下度奉願候　以上

寶暦六年子正月十二日

南磯九ヶ村肝煎並長百姓連印

小栗新兵衛殿

鰊手操株引網株之事

鰊漁は先年より南は引網株三十三艘、北は四十八艘にして余は皆引網なり。故に年々手操網を隠し引致し爭論止ことなし、故に年々郡方御示被附置たり　巳年凶作の年より御試被成置弘化四未年南北へ手操株札被下置たり、南磯は家毎一艘つゝ、北は願次第被下たり、南は二百九十二艘、北は百三十八艘なり。

表

裏

長サ五寸幅二寸五分、檜板なり。

引網株は其家に持來りと云も證據となるへきものなし、依て嘉永元申年株札下されたり。

寸法同斷。

郡方

鑑照院御代寛文十一年亥十月九日初て郡奉行被建置、回坐より宇留野源兵衞、中川宮內兩人被仰付、其後右の內役替被仰付右代り諸士より被仰付候。但諸士より代被仰付候事天和元の頃にも可有之哉年頭盃酒記に、天和二戌年諸士の部に初て郡奉行相見得町奉行の上に出たり。天和三亥年七月二十二日黑澤味右衞門町奉行より郡奉行に轉役被仰付候事、梅津半右衞門忠雄宴日記にあり、通番院樣御代郡奉行御再興、平元茂助、吉田藤右衞門兩人へ被仰付年月知れす　寛政七卯九月天樹院樣御直書を以て被仰渡候は、今般の思召を以て古來相復郡奉行一郡へ一人宛被居置一人限支配所に被仰付候御評定奉行上席

秋田郡左之通り。

金　宇平治　寛政七卯年より享和元酉六月迄

今泉三右衞門　享和元酉九月より同三年亥四月迄

太縄新藏　享和三亥十月より文化三子五月迄

小野崎主馬　文化三子十月より同二(ママ)年丑六月迄

橋本甚之丞　同二丑年九月より同六巳八月迄

關　喜右衛門　同六年巳九月より同十一年戌迄

蓮沼　仲　文化十一戌年より天保四癸巳年迄

太縄新右衛門　天保四巳十月より同六未十二月迄

泉　藏人　同未十二月より同九戌十月迄

小貫東七郎　同九戌十月より弘化二巳五月二日迄

吉川十郎右衛門　弘化二巳五月廿一日より嘉永元申十一月廿八日迄

吉川久治　嘉永二酉三月十四日より同九月廿一日迄

清水衛門　同二酉九月より

男鹿御代官

厚木瀨兵衛　享保五年より　吉川十左衛門　菊地十左衛門　阿久津與七郎

牛丸市左衛門　小栗新兵衛　太縄主税　神谷與左衛門

三浦小右衛門　高久彥右衛門　片岡彥左衛門　和田東之進

寛政十年二月三十日被仰渡候は、此度御代官被相止一郡限披處被分置候。

吟味役

平澤小七郎　安藤久兵衛（文化四年より）　寺内文吉　竹内主税（文政二年より）

小田野兎毛（文化七午年より）　小貫八兵衛　助川八十郎（天保十年より）　森田圭鈴（天保十二丑年より）

芳賀采（文化三未年十二月より）　本山貞五郎（嘉永寅正月より）

海岸里類　嘉永戌九月中御調

湊町　濱七丁二十間　相生新田　濱十六丁四十間三尺　穀丁　濱十三丁廿二間四尺

堀川（夜島領）八丁五十五間一尺　中野　濱一里十八丁五十一間　出戸（天王領）一里十七丁廿五間五尺

天王　濱二十四丁六十間九尺、内五間五十九間川幅とあり　舟越　濱一里六丁一間五尺　脇本　濱一里四十九丁 但内十五間川幅

金川　濱十六丁四十八間　舟川　濱十五丁五十四間　南平澤　濱十一丁廿四間

増川　濱十一丁二十五間三尺　女川　濱二十六丁五十二間三尺　臺島　濱十五丁四十八間

椿村　濱十丁三十一間　双六　濱六丁四十九間　小濱村　濱九丁三十一間

湊町より舟越迄濱道六里十九丁五十二間、舟越より舟川迄三里二十三丁一間、舟川より円前迄三里一丁、湊より十三里七丁五十三間。

青砂　濱一丁五十九間　加茂　濱一里四丁　鹽戸　濱九丁三十八間

濱中　濱六丁四十七間　濱鹽谷　濱十丁五十二間　戸賀　濱一里四十三間

畑　村　濱二十七丁二十七間　　北平澤　濱二丁四十二間　　黒　崎　濱二十丁一間

湯　元　濱十六丁四十三間　　野　村　濱二十二丁十五間四尺　　北　浦　濱七丁一間

相　川　濱二十六丁五十三間　　濱間口　濱三十二丁三十六間　　琴　川　濱十八丁四十四間

谷地中　濱一里二十四丁三十七間　　中　石　濱八丁十一間　　宮　澤　濱二里十二丁二十間

釜谷より能代迄三里十五丁十五間。

能　代　濱十一丁三十七間 内百十四間川幅　　向能代　濱十丁二十七間　　落　合　濱二十丁五十間

須田より八森迄二里二十四丁三間。

八　森　濱十五丁二十八間　　濱　田　濱十七丁十四間　　椿　村　濱十二丁二十九間

茂　浦　濱三丁五十間　　立　石　濱七丁十八間　　横　間　濱四丁四十間

立　沼　濱二十七丁　　小　入　川六丁二十六間　　岩　館　濱一里八丁五十間

御岬明神森迄二十三里十八丁五十九間三尺 但青砂村より

瀧ノ下御岬より明神森迄海岸三十八里四十一丁九十八間 但三十八里四十二丁三十八間なり

久保田より舟越村迄六里二十九丁四十八間二尺五寸 但陸地なり。

新　保　男子[illegible]に是を専して業す

靈曜記に、男子は押並て是を着るなり、此の糸布の正字未だ見ざる也。予謂らく、經は布にして緯は

木綿の古き切を細く裁織なり、依て今糸布と書くことは愚案にして記す。布はフの音あり、所謂シフと云へきを土地訛つて自然とシホと云なるへし、又是に依つたるあり、經、布にして緯は紙を細く裁つて糸車にて撚織つたるを紙布と云、是等の類に似たる故にしふと云へきをシボと云なるへし。後人シボの正字あらは書き記し玉へ。御笑草に一句、

糸布着てもおなし浮世の櫻かな。

男鹿言葉記

オマセル（爲賜と云ことか）　コズバレ（來ず遣たと云ことなるべし）　トスア（土着のことなるべし）　ヲレイ（我）　ロス（留主）　オッカナ〳〵（可怖と云ことなるべし）

テヾ（夫のこと）　アハア（妻のこと）　フルケ（古積のことか）　マクラッタ（眞喰と云こと）　世倅を叱るに、赤ダミ黒ダミと云ふ。靈蹤記に、或漁夫か已か女房と見えて向より來る妾に云く、アバアンガハラ、ナンスニ來ズバッタ、トスアジヤマミヤカレ（容体見）、ヲレイロスニ（留主）トコサアエ（就處）キヤ（往）カッタアコサ（此處）コスバッテ網テモ揚ギヤカレ、オッカナ（可怖）オッカナ（可畏）オッカナ（可懼）、コノマゴンダラ（棒鱈）、女房音聲少しやはらかに是へコンデコ（小鯛子）ノ珍シエモ（物）ウタ、テヽ（夫）（男申）モサア共（儔）タロコトフルケコサ（此處）アケ（哭）トレヱ、夫男曰くヱエヤカマシヘ、ウンナ（已）ア又マ喰ツタナアと云へは女房曰く何モサア（行）、夫男曰く篦棒何ン仕タモカン仕タモ入ルモノカアと云へは女房曰くヲラトタア（耶父）、コシヤクコ（業心焦事）タア、アントレヒと二人物語りして我か家へ歸けり。

『絹篩圖繪』

男鹿圖

八龍湖圖　琴湖トモ云
長廿六里　横四里位
巡リ二十一里余
泛八龍湖
一帆直欲訪蓬瀛天水澄鮮鏡面平碧海今
人相接伴風標公子亦蓬迎
天民 著
盟鷗約鷺不相猜一葉仙舟任所之絲竹管絃寧足羨
江山風月得閑時
晩向海門觀打魚西風纔起欲波初四山金碧斜陽裏
萬頃玻璃秋雨餘
二舟下網截江遮一舸驅魚渠打波二艘次第合来
雲々十百銀刀似擲梭
満江波浪満江花々結軽煙晩作霞月出東山高
二丈清光無復點煙遮
發酬快及水光清出網鮮鱗雪色明砕作膾村汲
潮洗金蕫不用倩香橙
五明湖ヨリ真坂村迄 秋田郡
文政九戌五月
八竜湖 柳光
十五日

文化十三丙子四月懸ヶ場争ニ付
公裁ノ上井戸前網目當ノ通り
相極マル
塩口
不動
天王村
松ノ下網屋
松山

田地
八竜堂
舟越村
羽黒山

北
東
中石寄郷共
田圃圖
高千三百八十六石
七斗四升
狐谷地
高谷
谷地中村
巻田
中石村

一ノ目潟圖
諺ニ廻リ一里余ト云コノ浮ノ
主竜女ナリト云舟ヲ嫌フト云旱魃ノ
節笹ヲ以テ舟ヲ拵ヒ浮ヘ流シ
ケレハ其印シアルト云極寒ノ内
氷ルコトナシ寒明キノ日ヨリ一面
ニ氷リ濁テ人馬渡ルニ自由
ナリト云不思議ナリ二ノ
目浮ハ浜塩谷村領
ニアリ十二三丁ヨト云
三ノ目浮ハ塩ウ村領
ニアリ一里ヨアリト云
何ト奇麗ナルコト言
語ニ難述
大車
日和山
三ノ目浮
二ノ目浮
一ノ目浮
戸賀街道
水口村
浮ノ落口

御陣屋場所圖　水口領
字所鑓塚下タ臺ト云
文化三丙寅年五月松前御加勢ノ砌戸賀
御固メノ為御陣屋建置カル天保五甲
午年六月津軽沖ニ異國舟見得候
由御達ニ付右御固人数被差出
武頭望月伊太夫上下六十余人
真山光飯寺ヘ被備置陣屋
建置カル、ニ付地均イタシ止ミ
嘉永元年五月居置
カレ同八月取毀ス村
方ヘ備置カル
本山絶頂
東
虚空蔵峠
有陰ニ川
コノ山
加茂山
西
北

寒風山
滝川
海
御陣屋
北門
一ノ目潟

臺網圖　三月中旬頃ヨリ猟初メ四月上旬頃最中トス
鱒ハ海鱒川鱒二種アリ川ノ方ヲ上品トス海鱒ニ次
トス、コノ所ニ猟スル鱒ハ川鱒ニ勝リテ名産ナリ俗ニ黒
嵜ト唱フ此猟場岸巌石ニシテ深ク出水有鱒ノ付
ク処ナルカ故ニ漁場定マリテ二ケ所ナリ岩上ニ苫屋ヲカ
ケ枚十尋ノ網ヲ水底ニ沈メ沖ニ小舟二艘ニ二人ツヽ乗ナ
置キ岩上ヨリコノ小舟ハ水上ニ綱ヲ浮ベ、網中ニ苫屋ヲ掛
タル小舟一艘浮べ功者ノ漁人息ヲ忍ビ居リ魚ノ来ルヲ見テ声ヲ
發スレハ沖ナル小舟水上ニ浮ヘタル綱ヲ手
早ク引ケハ沈ミ置タル網張上リ魚ハ網
ノ中ニ狼狽スルヲ沖ノ二艘ノ小舟網ヲス
クリ寄セ魚ヲ得ルコト奇代ノ仕業ナリ
圖ヲ見テ考フヘシ
水嶋　義透
沖ノ小舟二艘
苫ヤ舟
黒崎村

水島
畠村

大潜り
潜道
列千丈
男岩
女岩
子ダエキシマ
絶頂ニ沼アリ

美砂子嶌
コノ島ノ絶頂ニミサゴノ巣アリ大サ臼ノ如ト云傳ヒニハ昔ヨリアリト云
根太ト島
廻リ廿丁余ト云
戸賀ヨリ遠見ノ図
根太ト島
舟ニテ西ノ方ヨリ見ル図
高サ五十間余ト云
小島

俎板嶋
長サ八十間余
舟島
宮嶋
廻リ廿間余鷗ノ巣幾万ト云数ヲ知ラズ東ノ方洞アリ漢人舟ヲ入レ春夏秋冬共茶水島ニ同ジ島ノ上ニ小高キ野有弁天堂
洞

カン金岩ノ圖
南ノ方二丁位アリ大窟ナリ中ヘ入リテ見ルニ高サ
六七丈余ニシテ入口三ケ所ニアリ一方ハ南一方ハ西一方
ハ北ナリ北ヨリ入ニヨミ波荒キ時窟ニ満奥深キコト
十間余ニシテ至リテ奇麗ナリ天井ニ窓アリ南
ノソヨリ山越往来通路アレ氏コノ岩ノ上嶮ナル故ニ大
難処ニシテ案内ナケレハ通ルコト難シ故ニ他ヨリ
夜中怪敷モノ入コトナキ故ニカンノ金岩ト云

釣干鰕之圖

冬干トモ云弘化二巳年椿村塩釜支配致ス仙臺屋八三郎発明ニテ鰤猟仕舞ノ頃細キ繩ニ繋キ干ニシテ試ルニ砂干ヨリ[illegible]三割余モ目形アルニ殊ニ掛キ方一割余モ値段勝リ結構ナリ翌年ヨリ御仕入ヲ得テ取リ掛ルニ上手ノ者ハ一日ニ二駄余繋ク也浜ヘ稲干ノ如クニ扱ヒ繋キ奥ヨ釣置雨雪掩ヲ干鰕莚ヲ圖ノ如クニ致シ五七日モ過テ釣干ヲ逆サマニ又釣干スナリ沙干ヨリ上品ニシテ納屋ヘ久シク貯置又故腐ルコトモナシ無類ノ仕法也近年大キニ流行又年中ニ干上リ箇リスルモアリ又正月休ミニ繋ルモアリ

逆サマニ釣替タル圖

軒干圖
生マ干図

納壺圖
鰰ヲ翌春迄貯置ク所ヲ
納壺ト云図ノ如ク四方厚キ
板又ハ竹簀茅萱簀ヲ以テ
囲ヒ丸竹ノ簀ヲ下ヘ
敷置ナリ其上ヘ砂ヲ三尺
位上ゲ其上ヘ柴ヲ上ゲ犬
鳥ノ除ヲナシ又網ヲ張
置クモアリ翌春雪解
ヲ待テ揚上ゲ野ニテ干シナリ
余ノ干鰰ト違ヒ至リテ乾キ
易シ
鰰其儘ノ図
鳥追網ヲ張図
簀囲納坪之圖
鰰坪浪除置図
浪除杭

昭和三年十月

大野權治郎　校訂
深澤多市　參訂
國本善治　校字

絹篩終

由利十二頭記

由利十二頭記序

人皇第四十三主元明天皇和銅五年始て奥州を割て出羽を置と云、然れとも當時王化未遍風俗未開、故に土民等禽獣の肉を食、其皮を衣、宛然たる巣居の道風俗の蝦夷とも謂つへきか。是を以て大なるは小なるを合せ強は弱を使し禽獸の行に異ならす、何そ禮義の道を知らんや。

同第五十三主桓武天皇延暦大同の間坂上田村麿を征夷將軍に任せられ奥羽征伐ありし以後、稍王澤に服すと雖動もすれは背叛に至る事度々なり。同七十主後冷泉天皇永承中東夷屡叛に因て、源頼義を後に陸奥守とし鎮守府將軍に任せられ奥州征伐有て酋長阿部頼時父子を討、在陣する事十二年寇賊稍平ケ東国始て安しと雖奥羽半國は猶蝦夷の巣窟にて天日未照、就中出羽由利郡は爭亂打續郡主不定、田野荒果人民安き思をなさす。同第百一主後小松天皇應永元年足利將軍義滿公の時郡民の願に因て鎌倉より十二人の地頭を下す、是を由利十二頭と云ふ。夫より又慶長の末に至る迄二百二十年の間十二頭の徒互に制精して戰爭止時なく終に相侵滅す、幸に存し

て元和一統の後に至る。然れとも或は封地沒收せられ或は繼嗣斷絕して由利一郡遂に今の六鄕侯、生駒、仁賀保子及我藩の四封と成しより玆に二百有餘年、四民共に太平の化に浴し田野日々に開け、貢賦昔時に數倍して目出度藩邦となる事是皆東照神君の賜也。爰に略十二頭の顚末を記せるを由利十二頭記と云、誰か手に成る事を知らすと雖是を知者絕て稀なり。余其散逸せん事を患て修輯して加るに愚按を以て一卷とす。且最上家の臣日野備中守、進藤但馬守か檢閱せる由利一郡の檢地帳を以て附錄とす。覽者本書と合せ視は少く補なきにしもあらすと云。

干時嘉永二年己酉閏四月二日

龜田藩　佐藤憲欣識

由利十二頭記

出羽國由利郡に十二人の大將有り、是を十二頭と云。應永元甲戌年九月中旬鎌倉より其人々には仁賀保兵庫、子吉修理助、瀧澤兵庫、矢島大江五郎、潟保彌太郎、到米某、下郵、小笠原、石澤孫四郎、打越左近、岩谷右兵衛、羽根川孫市、或云鮎川小平太、赤尾津孫八後左近と云。

愚按するに作山峯の嵐に曰、羽州由利郡一本百合に作る、鳥海山の北五十里に在。昔年奥州泰衡か代には由利忠八郎維久と云者の領なりしか、泰衡滅亡の時維久生捕られしを賴朝公御助ケありて再ひ由利を領し子孫相續く。中世鳥海彌三郎と云者忠八郎維實を討て由利を領す、其子常滿律師と號し由利を領す。其臣近藤長門守、渡邊隼人二人主君律師を殺し其地を分つ。幾程なく二人滅ひ以來百餘年の間郡司不定、或は最上にせめられ又は秋田仙北にせめられして人民安き事なく、田野荒果、郷村も名のみ残りて家居なき處も多し、康安より貞治の頃迄の亂なりと云 鳥海氏は阿部宗任か子孫なるへし。日本百四主後土御門天皇應仁元丁亥年將軍足利第六世義政の時由利の士民鎌倉へ登り、時の執柄太田持資を以て郡主なき事を訴へる、則ち十二人の地頭を下す、由利十二黨

是也、仁賀保の城は小笠原大和守重鑒、矢島の城は大江大膳太夫義久、赤尾津の城は赤尾津九郎、子吉村は子吉兵衞少輔、前田伊豫守、打越左近、石澤邑は石澤治助、岩谷村岩谷右兵衞朝繁、潟保村は潟保雙記齋、鮎川村は鮎川筑前守、下村邑は下村彦治郎、玉米村は小笠原信濃守、右の人々天正年中專邑食す、と云。 右本書と合せ考るに應永元年と應仁元年と上下七十三年の相違あり、且足利將軍義政公を第六世と記せとも第六世は義教公にして義政公は第八世也。 其外十二黨の姓名も異同あり孰れか是なるを知らす。 八幡殿、貞任征伐の時鳥海彌三郎と云者鎌倉權五郎を射て眼に中り、權五郎其矢を拔て彌三郎を討しとあり、其間賴朝公の時代迄遙に隔れは彌三郎と云者前後二人ありと見ゆ、暫此に異聞を記して後の君子の鑒裁を待耳。

十二頭の內仁賀保は大身也、本姓は小笠原氏、信州より下たり初は大和守と號し大和州とも申す、嫡子を小和州又大和守とも申しける。 矢島と一家也、鮎川と矢嶋は緣者なり。

矢嶋の先祖は本は小笠原なり、應永二乙亥年三月信州より下り矢島に居城す。 初代義光、其嫡男光久、其嫡男光安、右三代は大江を名乘る。 光安を大江大膳大夫とも、又矢嶋五郎とも申しける。

愚按するに梓山峯の嵐に曰、由利忠八郎維實生害の時幼少の男子乳母抱き深山に隱れ、其子孫三四代浪々の身にてありしか鎌倉へ訴狀を捧け由利の內瀧澤一ヶ所を賜り瀧澤忠八郎と號す。

又信濃源氏の子孫根井式部少輔と云者、矢島義久を賴み矢島の領內に居舘を築住す。

又天正年中、矢島滿安と云者身長六尺九寸熊のことく五六人にして食ふ飯を一人にて食ふ、鮭の魚の丸燒を一本食、酒を飮、飯椀にて七度迄飮む、最上義光其勇猛を賞すと云へり。

又天正年中南部九の戶攻に御下文にて着到人數の內、仁賀保兵庫勝俊、岩谷右兵衛朝宗、子羽川吉兵衛、瀧澤亦五郎、石澤某、芹田與兵衛、根井上總介茂治等見ゆる也。

永祿三庚申年矢島より瀧澤を攻む、其節平根與右衛門と云者高名しける、然れとも石澤より後詰に依て矢島勢二十人はかり討死相引となる。戰場は中修なり、元龜元庚午年九月下旬到米より矢島を責るに到米勢多く討死す、矢島方は雪消て歸陣なり。

天正三乙亥年八月下旬仁賀保より矢島を攻む、矢島勢重て新庄の城に籠る、仁賀保勢はさすり瀨より押寄せ打負て敗軍す。天正四丙子年二月廿日仁賀保と矢島と根井舘に對陣せり。和州より仙北小野寺へ被申遣けるは、三月朔日の夜神代山に篝を燒山の手より御加勢被下は鄕內より夜討可致由相認め行人に爲持遣しけるに、矢島勢是を出し行人を殺し其書を奪ひ主君に差出す。依之其夜に及て神代山に篝を燒せ、舍弟太郎に城を守らせ自身は築舘に廻り、一勢は矢島より廻る。然るに果して仁賀保勢小野寺より相圖の炎と心得鄕內村へ責寄る、和州親子ともに根井舘に控る處に矢島勢双方より押寄せ責討ける程に、和州詮方なく自殺せられ、子息次郎は川を下りに杉澤まて落行處に矢島勢嚴敷追掛前杉にて討取る。其余の勢は大川を下り小坂迄落けるに矢島勢小坂へ廻り詰石まて追討し首二百餘級取り、味方の勢

も三十八斗り討死あり。

仁賀保和州親子生害の後從弟の内少輔家跡相續す。其頃又矢島勢押寄けれとも不落、仁賀保勢川上の水をせきとめ其夜城中より夜討しける故矢島勢大に被討敗軍す。天正八庚辰年三月仁賀保の百姓とも如何なる事にや矢島へ内通す、依之矢島氏ふなの木もち迄出されければ門出あしきとて引返さる。天正十壬午年矢島氏去年の意趣により子吉を責んと大勢を催し打寄けるに、兼て申合にや仁賀保方加勢至りけるか故矢島勢車引にそ引にける。其節仁賀保より矢島へ送る歌に。

　矢島殿今朝の姿は百合の花今は子吉の松を引かや。

矢島返歌に、

　仁賀保殿手をかさしたる吉原を矢島の風に露や落けむ。

仁賀保宮内少輔家來へ手當悪しきや又如何なる野心にや有りけむ、家中不殘一味して天正十一癸未年七月六日主君へ敵するに依て宮内少輔無是非自害の由風聞す。矢島氏是を聞、願ふ處の幸と軍勢を催しふなの木もち迄押寄るに鮎川氏後詰の由相聞得夫より引返す。

宮内少輔生害に依て仁賀保家退轉せんとす、依之八月に至り家來中相談之上子吉氏の子息八郎を申請跡名跡にて相續し、則仁賀保兵庫と云。即ち使者を以て矢島へ申遣けるは、我等仁賀保殿より所望に依て當家を相續致候就夫此末相共に舊怨不思御心易申合候元小笠原一黨の處古和州殿より以來度々御取

合被成事無本意に存候於拙者は疎意不致候由被申ける、矢島氏被致承知使者に對し被申けるは、被仰越候趣悅入候貴方御事仁賀保御相續の由珍重存候此後互に睦敷可申合間御心易可被思召由被申述、其後矢島へ悅儀の使者を遣し雙方懇意他事なかりし。天正四丙戌年春冬師馬場四郎兵衛と云者親子三人矢島領谷地澤山の內大村杉の澤の杉盜取りけるに、谷地澤次郎兵衛と云者追掛け其男を打殺し、殘る者追散らす。仁賀保氏是を聞て腹立上矢島へ使者を以て申斷けるは、御領內谷地澤治郎兵衛と申者山賊致し此方冬師の者を打殺候間急度曲事に被仰付可然由申遣。矢島より返答には、冬師の者共谷地澤へ入込杉盜取候故打殺候夫に何の御斷可有共不被存候冬師の者共曲事に被仰付今後ヶ樣の徒事不仕候樣被成可然由被申遣、從是又中惡敷成、仁賀保より四月中旬より數度斷るといへとも矢島には捨置ける故に仁賀保氏悚兼五月廿日打寄ける。矢島氏是を聞きふなの木もち迄出迎散々に攻戰ふに、赤尾津氏仁賀保へ加勢の由相聞得けれは矢島氏引返す。矢島氏去る五月の戰殘多被思けむ、八月三日仁賀保へ押寄せ根城の後水の手を忍ひ夜中に責落さんと工みしかと、仁賀保にて要心嚴しく謀成兼、日中に取出起して山の手足場あしく矢島勢散々に討なされ五六人死して引にける。

天正十四丙戌年九月七日最上氏より矢島へ使者を以て被申越は、矢島殿事武略無隱候故大閤へ其段申上候處御褒美の餘り御逢可被遊由、依之明年必連登候樣にと被仰出候間態々使者を以申進候御支度被成明年御登御目見可然候由被申遣けれとも、如何被思召けるにや返事もはか〱しからすとや。

天正十五丁亥年の春矢島より瀧澤を責め既に二三の塀迄攻入しに、熊谷治郎兵衛方より飛脚を以て仁賀保殿ふなの木もち迄責寄る由注進に因て、先瀧澤を指置直に釜か平よりふなの木もちへ向ふて散々に相戰、鮎川氏も矢島へ加勢故に彌勇み追討し首五十餘級取り、八幡堂より木の坂迄の戰に首級數多取り矢島氏の働き比類なくて見得にける、且手負も終に七人なり。

天正十五年の六月仁賀保氏鮎川氏中分にて矢島仁賀保和睦相調ふて其悦の使者に仁賀保より矢島へ赤石與兵衛を被遣、矢島よりは小助川□□宛を遣さる。

天正十五年極月廿日、仁賀保より芹田伊豫を以て矢島五郎の息女於藤を嫡子藏人へ縁組致度由所望也。矢島氏も滿足に被思可遣由返事あり、然とも矢島家中の評判には小和州殿を此方より討候節は如何あらむと私語ける。

天正十六戊子年正月廿日仁賀保より□頭小松を矢島へ被遣けるに、折節大雪にて一兩日逗留の内矢島氏被申けるは、仁賀保矢島の境石慥ならさる間雪消へは古老の百姓共へ申付矢島境改置度被申ける。右之段小松仁賀保へ歸り申けれは仁賀保氏尤に被思其後被申けるは、先達て小松へ被仰開境目の儀此方にも左樣存候間四月朔日雙方より役人百姓共立會の上境改させ可申段被申遣。依之矢島より金丸帶刀、大江主計、熊谷治郎兵衛其外古老の百姓共を被遣、仁賀保より芹田伊豫、赤石與兵衛、富樫平三郎、牛島四郎兵衛古老百姓共相具し四月朔日に出會、蛇乃口、不動澤、館森、鬼乃倉、石すのふ、桑谷地頭、離森、笹

長根、ふない木もち、大谷地頭、大森迄先規の通踏分、其大場に大石あるを雙方より人夫を以て南北へ溝をもり、是を割石と名付て境一々に相極る。

天正十六年四月の末鮎川氏矢島氏と出會の時被申るは、先達て仁賀保の境御改被成候由一段の御事に候乎前方の百姓共年々兎や角とやかましく候間改置度由被申ければ、矢島より金丸帯刀、大江主計、熊谷治郎兵衞、在郷侍杉澤某、佐々木對馬、田彌五郎其外古老百姓共相添差遣ける。鮎川より木下彈正、高橋藏人其外古老百姓も相添出會す。大谷頭、石森、土淵、取上右迄先規の通踏分、是又石を取重る故取上石と云り。

天正十六年七月最上氏より又矢島へ被申けるは、今度大坂へ御登り大閤へ御目見相濟候は丶由利郡の大將に可被仰付早々思召立樣にと也。依之矢島氏被思には、最上殿より御念頃の御使立身の先□也と悦れ、左候は丶追付罷登るへき旨宜敷返答なり。然るに此由仁賀保被聞及異見には、内々承るに追付最上へ御登可被成思召の儀實正に候は丶、御無難御下着の程無心元候間返す〲も御無用に存候旨被申けれ共、矢島氏無承引八月朔日最上へ以使者申遣る丶は、兼て被仰付下候通明年罷登大閤へ御目見仕度就夫以使者大坂へ御伺申上間宜敷御添狀被下度由被申遣ければ、最上氏尤と承引し則添狀を被遣。依之大坂へ使者を被爲登處に大閤の上意に、矢島五郎事兼て最上の物語にて聞及なり明年罷登へき由視着致候左候は丶同道にて可相登旨御念頃に被仰下ける。

天正十六年十月五日矢島氏爲御禮最上へ被相登、相從家來には豐島、相庭、金丸、大江、小番、金子、佐々木、牧、土田、三浦、木村、小沼、伊藤、堀內、山田、柴田、茂木、金野、菅原、三堵、高橋、阿部、畑山、加藤、次藤新田、半田此外雜兵百人餘召連、留守居には舍弟太郎、小助川喜兵衛、同掃部其外兵士百人餘附置、最上を指て被登ける。無程到着あれは最上氏喜悦不淺諸事首尾能逗留せらる。爰に仁賀保氏より留守居太郎へ被申遣るゝは、五郎殿御登被成事由利の大將蓮孰れも不屆に被存候五郎殿留守の內に城責落し二度と矢島へ入れす內談なり然れ共某斯て候得は貴殿の事は能樣に計意可申就夫五郎殿を矢島へ御入れ不被成樣に御工面專一に候由被申遣けれは、太郎殿大に驚如何せむと內談あれ共差當りて計略なけれは、無是非五郎の子息四郎を殺害し五郎を不入と構へけり。然るに奥方於藤は小助川盜取り西馬音內へ落ける、掃部伊藤も心變す。斯て西馬音內より右の段早速最上へ披露しけれは、五郎大に驚き取合す十一月十一日最上を打立神代山より直に新庄の城に責入へき由被申けれ共、供の人々漸く中樹の猿倉半七方へ先爲案內金子、阿部を指遣す。半七宿爰に四五日逗留有て在鄉士を催し、同月十八日新庄の城へ責入に城中大に驚き村々士一人もなく我先にと八方へ逃隱る。五郎、喜兵衛を追掛長廊下にて組留首討落し、夫より東西南北馳廻り當るを幸に薙倒太郎並に子息二人も被討たり。討取處の首を轟日木へ獄門にかける。扨も仁賀保より寄來る軍勢前杉に充滿せり、五郎も八つ森に陣を取り夜軍となり、我さ〳〵と切て出て追まくり追立られ爰を先途と戰ひける。然るに仁賀保の軍奉行案內者の民部討死す、其外

大半被討車引に引取る。仁賀保氏打負無念に被思赤尾津、打越、潟保、瀧澤、石澤の大將達へ被申遣けるは、五郎殿明年大坂へ被登大閤へ御目見被致候得は定て由利郡は矢島殿一人の支配に可被仰付然る時は我か難儀に可及間押掛折取るへしと被申遣けれは孰れも尤と同じ、急に思立極月二十日新庄の城を四方より押寄息をも突せす責ける程に、五郎心は矢たけにはやれ共多勢に小勢難叶散々被驅立、身には數ヶ所の手疵を負乍無念西馬音内差して被落ける。其時五郎一首の歌を被詠たり。

津雲居て矢島の澤を詠れは本さら杉澤小夜の中山。

去る程に寄手の大將達何國迄も追掛んと我もく〳〵と跡をしたひて西馬音内にて終に五郎を討ち取りたり。西馬音内氏も寇を先途と戰ふ處、小野寺氏より無事を入れ双方和睦して由利勢は引にける。其後仁賀保氏より矢島八森へ菊地長右衛門、酒井縫殿助、萱原甚助を城番に差遣され、百姓共へ五郎殿の時代の如く可相勤旨被申付此人々翌年正月廿日仁賀保へ歸ける、仁賀保氏被召とて於藤同道也。

愚按するに、此於藤と云者は矢島五郎の息女にして仁賀保藏人へ緣組致すとあれとも未仁賀保へ入輿せさりき。矢島五郎留守の節舍弟太郎變心に依て奥方於藤、小助川盜取り西馬音内へ落ると有る時は五郎の奥方於藤を差すに似たり。但五郎の奥方と於藤と二人の事にや、兩條の內孰れにして誤なるへし、今考へきなし。

天正十六戊子年極月より矢島も仁賀保の領地となる。其後文祿元年矢島より降參四十人の內少々矢島

へ歸り仁賀保氏是より小知給り相勤けるか、同二年の頃は大方矢島へ歸り何れも奉公しける。然るに同八月中旬右四十人の者料理被下由にて皆々仁賀保へ被召不殘討取へき樣子見えけれは、四十人の者取物も取合す皆々逃走る、相庭は老足難叶追手の爲に討る、其餘の者は矢島へ歸り方々に隱居せり。

文祿の中間上杉彈正大弼景勝の出張成、出羽酒田九萬石城代信田修理より矢島浪人の方へ內通の事あり。其趣は今度石田治部少輔關東へ攻下るに依て主君景勝も關東へ責登らるゝ筈、私事は酒田より仁賀保へ攻入り退治可致間其節各々も落合可給と申越す。矢島浪人大に悦ひ願處の幸ひ仁賀保氏を討取て主君の仇を報し我々か恨を晴さんと則信田に從ひ、慶長五庚子年九月八日八森定番菊地長右衛門等をたはかり出し八森を乘取りける。番衆被謀乍無念可取返方便なく福國寺へ入にける。矢島浪人是を聞き散々に戰菊地を始め十五人を打取る、酒井縫殿助、菅原甚助は笹子へ逃夫より仙北へ落ける。仁賀保兵庫是を聞き大に驚き赤尾津、打越と調し合せ八森の城へ押寄責戰、矢島浪人愛を先途と討共多勢に少勢攻立られ終に八森の城を責落され笹子赤館へ引籠。依之赤尾津、打越兩將は直根口より押寄せ、仁賀保氏は川內口より責登り瀨目か峠より峰筋に影道を作らせ直す赤館を責め、直根口の寄手はかまち平より登り目の下城迄責付午の刻より西の刻迄相戰ふに、城兵夥敷鐵砲打掛け寄手矢庭に十五人打殺さる、されとも城中にも相庭、金子、阿部等討死す。寄手大勢なれは少もひるます荒手を入替責けれは、矢島浪人怺籴城を捨て西の下刻仙北さして落にけり。寄手□を得て一度に攻入城に火を掛け片時の煙

となん。是は扨置、爰に九月七日の夜西馬音内三左衛門の計略にて仁賀保に入於藤を盗取り西馬音内へ引取ける、兵庫歸の上詮儀すれとも行方不知。抑此企、六月中より矢島浪人の大尾別當を賴み大峯入と僞り上方へ登り所々へくゞり、方便を廻らし兵庫を一太刀恨んと兎角する內治部少輔關ヶ原にて打負景勝も無本意酒田九萬石も江戶へ被召上、信田も本國へ引退、依之兼ての計略相違して又仙北へ逃行ける。普賢坊は九月十八日仁賀保へ大峯札差上る處に打殺され、供の大貳、新藏兩人は普賢坊金作りの太刀計りを取り漸く逃出し冬師四郎兵衛か宅へ駈込一飯を乞、夫より駈出すに四郎兵衛迄の躰にもてなし山中にて大貳を殺し金作りの太刀を奪取る。新藏是を見て大に驚き矢島をさして逃去りぬ。

慶長六辛丑七月下旬仁賀保兵庫仙北大森の城を責らるゝ事あり、其節矢島より人夫數多出たり。

慶長八癸卯年仁賀保兵庫常陸國武田へ國替被仰付登られたり、不殘最上出羽守領となる。惣高五萬四千八百五十八石九斗五升五合也、內四萬石は最上の家來楯岡豐前守同年八月より元和八壬戌年迄二十年知行す。初は赤尾津の庄高舘に居城、慶長九年矢島浪人の働きを以て於藤を以豐前守の室とす、後慶長十五年庚戌年子吉の內本庄に住居、其節城普請に由利中より人夫大勢出す、矢島より二千五百人なり。

赤尾津より本庄へ移城は慶長十七年とも云、其節赤尾津の町家寺共に不殘本庄に引越ける。

愚按するに仁賀保氏常陸に國替とあれとも下に元和元年より鹽越に居城とあれは無程舊領へ歸ると見へたり。

慶長十七壬子年由利郡へ最上氏より検地被入、奉行は日野備中守也。矢島百姓共田畑差出し仙北へ退立歸らす。依之翌年進藤但馬守奉行にて検地入替られ矢島高三千石二斗二升八合となる、百姓共皆々立歸るなり、

慶長十九甲寅年瀧澤院去意風、鳥海由順逆の出入に因て翌年十二郡の頭中頭最上の行藏院へ登り、役行者開山聖寶再興中立先規の通被申付ける故意風上方へ浪人しけるなり。

○

一由利惣高五萬四千八百五十八石九斗五升五合

右は最上出羽守内日野備中守検地下あり。

内

一高四萬石　　楯岡豐前守

慶長八癸卯年八月より元和八年迄二十年知行す。初は赤尾津龜田に居城す、後慶長十五庚戌年小吉の內本庄に居城。

一高千八百五十八石九斗五升五合

右は最上藏人楯岡豐前守預り。

一高一萬石　　瀧澤兵庫頭

慶長八年より元和八年迄瀧澤に居城。

一高三千石　　岩谷佐兵衛

右は慶長八年より元和八年迄岩谷に居城。

右の高四口元和八壬戌年八月に最上氏退轉に因て上高になる。請取渡し前後共御仕置御上使石川八左衛門、伊丹喜之助、坪井金兵衛、曾根源藏、糸原甚左衛門、近藤勘助、水野河内。

一由利惣高　　本田上野介

元和八壬戌年の納より同九癸亥年十月春秋一年本庄に居城、後仙北横手へ流人せらる。

一高二萬石　　六郷兵庫頭

元和九癸亥年十月より本庄に居城。

一高二萬石　　岩城但馬守

同年より赤尾津龜田に居城。

愚按するに作山峯の嵐に曰、平鹿郡増田の城一萬石岩城忠次郎貞隆公領し給ふ、元和の初信州川中島一萬石台命に因て拜領故被返、又元和九癸亥年先領信州川中島被召上由利の内仁賀保にて二萬石賜る、是を龜田に改るといふ。又由利郡龜田は十二黨の内赤尾津九郎住す故に赤尾津と云、後岩城氏龜田に改むと云。又正保二年調とあり岩城河内守拜領高二萬石仁賀保九十箇村、外千石新田、

内一萬八千八百七十石一斗二升二合由利郡分、六百六石七斗八升山本郡分、百二十石一斗八合仁鳥郡分、以上四ヶ條暫く錄之參考に備ふ、

一高三千石　内越左近

元和九癸亥年十月より矢島に居城。

一高一萬石　仁賀保兵庫

同年十二月より鹽越に居城。

一高七百石　仁賀保主馬

是は仁賀保兵庫四男御旗本なり。

一高千石　本田上野介

是は御扶持方にて大澤より渡る。

一高百五拾八石九斗五升五合　御領

但仁賀保兵庫預り。

右七口高合五萬四千八百五十八石九斗五升五合。

但し右の内

一高七百石　仁賀保主馬

寛永五戊辰年死去上り高になる。

一高七千石　　仁賀保藏人

寛永八辛未年死去上り高となる。

一高三千石　　内越左近

同十二乙亥年死去上り高となる。

一高千石　　本田上野介

同十五戊寅年死去上り高となる。

一高百五拾八石九斗五升五合　　御領

但し仁賀保藏人預り、上り高となる。

右上り高五口合一萬千八百五拾八石九斗五升五合。

但し酒井宮內少輔預右の內

一高一萬石　　生駒壹岐守

寛永十七庚辰年八月十九日流人にて鹽越へ着、同年十月下旬矢島へ住居。

殘高千八百五拾八石九斗五升五合

但し酒井宮內少輔預り。右請取渡前後御仕置御上使小林十郎左衛門、白井總六郎。

愚按するに、此書題して十二頭記とすとも永祿以後の事のみにして應永より永祿迄百六七十年の間の事絕てなし、且仁賀保矢島の始末のみ詳なり。瀧澤、岩谷、打越三家は元和の後斷滅すとあり、其他子吉、潟保、到米、下村、石澤、羽根川等盛衰興亡共少も概見せす怪むべし。思ふに仁賀保、矢島兩家の內の舊記にして他家の事に不及か、又は喪亂の間散失して不傳か、歎息に堪へす。今六鄕侯の臣に到米、瀧澤の兩氏あり、定て往古二家の子孫なるへし。我藩に赤尾津氏あり、赤尾津の苗裔なるか、故有て赤尾津に改は是亦矢島氏の遺臣の後ならん。其外猶あるへし、他日博古の人に問て是を記さんとす。愚按するに、附錄諸役被下但し由利錢也と云を見れは當時其錢由利一郡に通用する事今の仙臺通寳の如なるへし、然れ共其形並に文字等絕て知る人なし。

昭和三年十月

深澤多市　校訂

國本善治　校字

由利十二頭記終

蘆名記

○蘆名御先祖記錄　附古文書四通

一大夫判官遠江守盛員公。建武二年八月十七日夜中先帝蜂起、足利尊氏方にて於片瀨浦父子討死す。眞盛公康暦元年鎌倉より始て下向、小田山町號黑川居城也。

一修理大夫盛氏公、嫡子盛興公え黑川居城相渡盛氏公は山崎新城え移給。御名此二字如何申小矢野三左衛門を打を常世與惣右衛門有合三左衛門を打、依是又新城より黑川之城え盛氏公御移り諸事御下知也。

一盛重公白川義親え御養子天正九年九歲にて白川え御出也。其品は和田安房守常陸より牢人白川に居城す、安房守武略にて佐竹え内通により義親降參有之、依是佐竹え一和して義重公御二男義廣白川え御養子也、白川より會津え御出之品は會津盛隆公御息女義親え御養子にて義廣公え御取合等之處、盛隆御子早世にて義廣十一歲にて又會津え御出也。白川義親大閤公より御科之事あり、白川斷絕牢人と被爲候也

一天正十七丑年大崎正宗武略により豬苗代城內通して心を合、正宗會津え出馬也。先手片倉小十郎、伊達安房守、羽根田因幡守三千餘人にて摺上原敵備立る。依是盛重公諸軍勢召連新橋川越一戰調布可有是處に、味方にて飛田を始て一家宿老之內逆心有是旗本馬廻り人數にて一戰有、正宗は先手之人數に合戰爲致、正宗は旗本馬廻り之人數にて番代山より道島渡越會津本城え自身出馬し城を乘取也。盛重拾五歲之時一家老逆敵大勢、味方敗北により閏六月十三日會津落城す。依是常陸御立退き。

一盛興公御逝去により盛氏公御養子に岩瀨二階堂より盛隆公御出にて天正九年に三浦之介に被任、盛隆公御子早世にて佐竹常陸之介義重御二男平四郎義廣公、天正拾參年酉十一歲にて會津え御養子にて盛重公と申。同十七丑年大崎正宗と御一戰にて閏六月十三日會津落城す、依是常州え御出三年之內江戶崎五萬石にて龍ケ崎御居住有。是處に慶長七寅年義宣公御年三十一歲、盛重二十八盛泰公共に義宣御同道にて常陸より秋田え之御國替にて御父子江戶崎より御下向。翌年角館にて壹萬五千石義宣公より被進、慶長八卯年角館え御移也。盛泰公二拾一歲にて同十八年四月中旬大坂合戰に附義宣公御同道にて御登、同六月廿五日に盛泰公於伏見家康秀忠公え御目見相濟、翌年廿貳歲にて御逝去。盛重公御國替之後は御名乘義勝と申、寬永八未六月七日行年五拾七歲にて御逝去。蘆名御名字斷絕可仕處に同年十月平四郎盛俊公御誕生にて新田共に都合一萬六千石無御相違。盛俊公十三歲之御年南光僧正御取持にて江戶え御登、上野え御逗留之內寬永二十年六月二日家光公え御目見、同九日若君

樣え御目見相濟御逗留之內、南光僧正三木□御大切に付江戸より御下り、十月盛俊公御子千鶴丸樣慶安三寅年御誕生、慶安四年六月十日盛俊公行年貳拾歲にて御逝去。千鶴丸樣二歲にて一萬六千石無御相違處、承應二巳年六月十三日行年四歲にて御逝去、依是蘆名御名字斷絕也。

爲音信見事之折到來祝着候將又御普請一入御苦勞共猶期面之節也　恐々謹言

六月廿一日　家康　花押

蘆名平四郎殿

大坂入場に付御使札殊爲祝致太刀一腰馬一疋小袖三祝着之至りに候猶大久保相模守可申候　恐々謹言

十二月一日　秀忠　花押

蘆名平四郎殿

眞田表爲仕置出陣付御見廻之御使札令祝着候依而去る二十五日義宣御歸陣之由尤に

存候貴所には御在陣御苦勞察入候就中眞田安房守則可申付と存候御居城近邊押結の處自命可相助の旨眞田伊豆守を以て種々懇望に付て赦免候猶大久保相模守本田土佐守可申候　恐々謹言

九月九日　秀忠　花押

蘆名平四郎殿

其元忠々猶存有是に付御二到來祝着致候猶期後音之時候　恐々謹言

卯月三日　秀忠　花押

蘆名平四郎殿

此外數通有之候得共御文言暫事無是候。

○慶長三戊年於江戸崎諸士一騎駄輩家名改覺

小野浦、新城、飛田、中目、金上、針生、佐瀨、鎌田、一家並之名字也。

阿部主計頭
針生越中守
小貫左馬之介
黑田山城守
吉川勘解由
横田藏人主
小田野若狹守
小野崎大膳
井田因幡守
澁川十太夫
遠藤日向守
本名無助
菅沼彥右衞門
三平三川守
澁川筑前

赤津彈正
沼澤出雲守
磯部內記
横山丹波
瓜生式部
小山新藏人
羽根石駿河守
羽根田但馬守
樋渡刑部
小田左兵衞
青木和泉
中地平右衞門
樋渡七郞左衞門
江畑新左衞門
君田信濃守

小中伊勢守
小野浦主膳
赤上采女正
檜野原左京亮
佐瀨攝津守
荒川主水
原大藏
三森安藝守
蓮沼右近
畑源兵衞
川井勝左衞門
坂地久八
中地文五郞
荒井彥右衞門
根本伊豆

妹尾三門守
新田八兵衞
本名下野守
石川玄蕃頭
田村山右京亮
青木但馬守
荒井長門守
相馬喜助
川口左馬丞
河原田治部太輔
佐藤惣左衞門
倉明次左衞門
對田因幡
横田左門
高森右門

次江六郎　宮崎右衛門　小熊五郎八　成田季庵
岩橋孫左衛門　青木四郎兵衛　針生和泉守　生江九右衛門
佐藤右衛門　佐瀬八郎左衛門　栗村□□　成田勝藏
三輪次郎左衛門　赤井八左衛門　横塚五右衛門　佐藤九助
小林新之丞　中丸藤左衛門　横田八右衛門　山内織部
逸見杢之助　白石右門　西方進右衛門　長沼刑部
關上九右衛門　飛代文四郎　上館越中守　三橋佐門
千代喜藏　常世彌左衛門　林重右衛門　豐島永蘭
東條大學　對馬與五郎　小嵐藤左衛門　池田次郎左衛門
大館波負

右人數九十七八、此外扶持方侍有り。

○慶長七寅年
義宣公御國替にて秋田え御同道之刻御供之面々左之通

中口五郎兵衛　常世彌左衛門　瓜生八右衛門　次江作左衛門
佐藤惣左衛門　蓮沼勝右衛門　河原田肥後　畑源兵衛

經德八郎兵衛　石川玄蕃　山内囚獄　雪十郎右衛門
茂木六左衛門　東條大學　本名無助　小野崎九郎左衛門
池田次郎左衛門　林齋　千代次左衛門　松野利助
大崎茂左衛門　油尾帶刀　宮崎重助　君田喜兵衛
次藤惣彌　荒井彥右衛門　岩井傳之丞　澁川正右衛門
隱明寺半兵衛

右人數一騎にて御供拾九騎其外馱輩扶持方侍も御供仕候、猶會津御譜代江戸崎御譜代跡下あり。秋田え御下り角館御居城と相定り御役割被仰付左之通り。

御一門　中日五郎兵衛　家老　眞壁十兵衛　家老　蓮沼勝右衛門
家老　澁川正之助　同　小野崎九郎右衛門　番頭　常世彌左衛門
番頭（外に宿切合御館範）　茂木彌五左衛門　番頭　石川玄蕃　同（寺社奉行共ニ）　河原田縫之助
同　次江作左衛門　同　宮崎重助　同　三森平右衛門
同（寺社奉行共ニ）　岩橋又右衛門　武頭　小山久右衛門　武頭　横塚五右衛門
武頭（町奉行兼）　山内囚獄　同（町奉行兼）　大島茂左衛門　同（町奉行兼）　千代次左衛門
同　同　油尾帶刀　側小性　石川八五郎　側小性　瓜生傳八

側小性　岩橋太郎八
同　佐藤源太
同　茂木新之丞
同　大島喜代之助
納戸役　戸崎長左衛門
勘定頭　次藤惣彌
用人（側小性頭）　樋渡內藏之助
同　小高市郎右衛門
膳番（小性頭）　佐藤惣左衛門
御守　茂木勘兵衛
大目附　荒井彥右衛門
刀番　田中五兵衛
歩行頭　池田治良左衛門
同　青柳藤右衛門
大小性頭　中村甚右衛門

側小性　横塚杢之助
同　蓮沼菊千代
同　河原田造酒
同　三森甚之助
納戸役　新國藤左衛門
勘定頭　遠藤門兵衛
用人　經德庄兵衛
膳番（小性頭）　瓜生八右衛門
同（同）　松野半助
大目附　和知八良兵衛
同　針生越中
刀番　東條大學
歩行頭　岩井傳之丞
大小性頭　雪　十郎右衛門
大番頭　瀧澤長左衛門

側小性　小野塚永之助
同　澁川賴母
同　油尾長治
納戸役　田名部助之丞
同　黑田孫八
用人（側小性頭）　林重右衛門
同　澤谷新右衛門
膳番（小性頭）　佐瀨六良右衛門
御守　眞壁八良右衛門
大目附　舟田孫左衛門
刀番　隱明寺半兵衛
同　本名無助
歩行頭　水野內藏之介
大小性頭　小沼半右衛門
大番頭　君田喜兵衛

大番頭　大久保喜左衛門
同　小田野利兵衛
文書役　戸澤主水
平小性頭　高杉與惣兵衛
平小性　猪野甚兵衛
同　血澤太郎左衛門
同　原田八良兵衛
同　菊池權右衛門
見分役　江畑孫兵衛
鷹方役　小松新左衛門
郷代官　田中利左衛門
平鷹方　赤井八左衛門
藏方役　長野茂兵衛
金役　五所袋門右衛門
平目附　下川部茂左衛門

同　菊池三良兵衛
同　小泉治右衛門
文書役　大澤甚兵衛
平小性頭　赤澤多郎右衛門
平小性　矢口文左衛門
同　三橋八兵衛
同　北原土佐
見分役　大釜角右衛門
鷹方役　平野四良左衛門
郷代官　小田野勘介
同　檜野原拾一郎
平鷹方　磯部内記
藏方役　菅門右衛門
平日附　長谷川又兵衛
同　小泉治右衛門

同　馬場日但馬
同　村上與兵衛
文書役　菊地市郎兵衛
平小性頭　板倉忠右衛門
平小性　竹部八良兵衛
同　樋渡勘右衛門
同　小林主水
見分役　鶴田傳兵衛
鷹方役　江井仁右衛門
郷代官　梅澤監物
藏方奉行　武村權之丞
平鷹方　和泉市兵衛
金役　戸ヶ澤傳兵衛
平目附　青木彌右衛門
歩行小頭　篠崎内藏之丞

歩行小頭　下田勘助

此外表番平番歩行足輕小者中間數多有是。

年號月日。

○寛永十四丑年より肥前國島原喜利支丹起により久保田より御軍役被仰付給人知行高調帳寫

一高弐百石　眞壁重兵衛　一同弐百石　小野崎九良左衛門

一同百五拾石　澁川庄右衛門　一同百三拾石　茂木六左衛門

一同百弐拾石　蓮沼惣左衛門　一同百拾石　宮崎重助

一同百　石　河原田縫之介　一同百　石　蓮沼彌七郎

一同百　石　常世彌左衛門　一同百　石　三森佐内

一同百　石　岩井傳之丞　一同九十石　石川兵部

一同七拾石　赤井市右衛門　一同七拾石　小山久右衛門

一同七拾石　千代六郎右衛門　一同七拾石　河原田平右衛門

一同七拾石　瓜生八右衛門　一同七拾石　新國藤右衛門

一同六拾石　小沼平左衛門　一同六拾石　三森五左衛門

一同六拾石　大山半左衛門
一同六拾石　佐藤與惣兵衛
一同六拾石　山内囚獄
一同六拾石　畑四郎左衛門
一同六拾石　深谷傳治
一同六拾石　次江惣右衛門
一同六拾石　本名九左衛門
一同六拾石　千代孫十郎
一同六拾石　經徳藤右衛門
一同六拾石　荒井形右衛門
一同六拾石　青柳又左衛門
一同五拾石　三輪四方之介
一同三拾石　田中五兵衛
一同三拾石　鶴田徳兵衛
一同三拾石　田名部助之丞

一同六拾石　菊池三良兵衛
一同六拾石　林重右衛門
一同六拾石　小野崎内匠
一同六拾石　横塚五右衛門
一同六拾石　池田治良左衛門
一同六拾石　蓮沼作右衛門
一同六拾石　佐瀬六郎左衛門
一同六拾石　岩井助左衛門
一同六拾石　深谷五良左衛門
一同六拾石　小山甚五左衛門
一同五拾八石　次藤惣彌
一同四拾石　東條彌左衛門
一同三拾石　樋渡勘右衛門
一同三拾石　新國十三郎
一同三拾石　和泉市兵衛

一同貳拾五石　江井仁右衛門　一同貳拾三石　檜野原十市郎
一同貳拾石　雪十郎右衛門　一同拾五石　江井權右衛門
一同拾五石　磯部十良右衛門　一同拾貳石　竹部八良兵衛
一同拾　石　遠藤淸右衛門　一同拾　石　淸水士齋

右人數五拾九人此外扶持侍有り。

御國替之刻江戸崎より御供致候御歩行之者に地形被下候人數

一高三拾五石　小林孫兵衛　一同三拾五石　原田杢右衛門
一同三拾石　小坂吉右衛門　一同三拾石　篠崎內藏之丞
一同三拾石　小林主水　一同三拾石　北原靑兵衛
一同三拾石　大野忠兵衛　一同三拾石　增子六郎兵衛
一同三拾石　關口嘉右衛門　一同貳拾石　長谷川又兵衛
一同拾三石　柳澤會右衛門　一同拾　石　三橋丹後

右人數拾貳人。

右惣高合四千三百三拾三石。

久保田より露(マヽ)銀之外に足目被下候算用騎馬一騎之分に被下候積也。

一銀五拾四匁　秋田より肥前國迄上下百八日片道五拾四日足目之分、但主人一日に
五分宛
一同三百貳匁四分　但一人四分宛右同斷、上下七人
一同百八匁　乘馬壹疋一日壹分宛、日數右同斷
一同貳百四拾貳匁六分　乘馬掛駄錢上下日數百八日之分之外被下候
一同五拾五匁　逗留百日積り乘馬ぬかわら之分、一日一分五厘宛
銀合七百六拾貳匁　騎馬一騎之分。
一銀貳拾貫貳拾八匁八分　一騎二十七騎之分
一同三貫六百四拾八匁七分　足輕八拾八人、但一日壹人に付四分宛
一同貳貫七百七拾貳匁四分八厘　足輕荷物丈馬八疋、但壹疋三百目宛久保田より小荷駄指持被下申候
右銀合貳拾六貫四百七十八匁九分六厘。
御手前より外に被下候分也
一同三貫四百五拾七匁四分　歩具足羽織其外入目足目之分
歩　行　八拾人
足　輕　百貳拾人

小人馬屋者共　五十八

右之通り御帳仕立被指上候以上。

○跡下り面々又は御當國御抱も有之候付御家中御調取有之候通申上候寫

會津御譜代

御一門　中日五郎兵衛

常世彌左衛門　佐瀬六郎左衛門　瓜生八右衛門　次江作左衛門

佐藤惣左衛門　河原田縫之助　蓮沼正右衛門　瀧川介右衛門

岩橋又右衛門　隱明寺半兵衛　畑源兵衛　田中五兵衛

東條大學　本名無助　雪十郎右衛門　山內四獄

池田次郎左衛門　千代六郎右衛門　（會津中越後境經徳ト申在處）　經徳八郎兵衛

佐竹より御附人

眞壁重兵衛　茂木六左衛門　小野崎九郎右衛門

江戸崎

石川玄蕃　宮崎十助　君田喜兵衛　次藤惣彌

佐竹御譜代之由

遠藤清右衛門　林　重右衛門　田名邊助之丞　松野利助

大崎茂右衛門　油尾帯刀

江戸崎御奉公

針生越中　荒井彦右衛門　戸崎長左衛門　横塚五右衛門

大久保喜左衛門　中川勘右衛門　瀧澤長右衛門　小沼平左衛門

水野内藏之助　岩井傳之丞　逸見杢之助　中村甚右衛門

白川御譜代之由

三森佐門　舟田孫左衛門　和知八郎左衛門　深谷新五右衛門

小高市郎右衛門

於會津御步行江戸崎迄御供に而御免

新國藤左衛門　樋渡勘右衛門　三輪彌兵衛　磯部内記

□□又右衛門　赤井八郎右衛門　江井仁右衛門　黑田孫八

泉市兵衛　高杉九郎兵衛　血澤太郎右衛門　猪野甚兵衛

板倉忠右衛門　武部八郎兵衛　甲野八郎右衛門　矢口又左衛門

於江戸崎御歩行秋田え御供に而御免

原田八郎右衛門　北原土佐　小林主水　篠崎内藏之丞
青木彌右衛門　關口又右衛門　下川部茂右衛門　增子多郎兵衛
小泉次右衛門　井上與兵衛

於御當國御奉公被召出候面々

戸澤一門並御譜代　大澤甚兵衛　大釜角右衛門
瀬利ヶ澤一門　瀬利ヶ澤佐渡守
大山一門並御譜代　大山多右衛門　江畑孫右衛門
梅澤一門並御譜代　梅澤監物　鶴田物部
津輕牢人（大阪牢人衆ともあり）　增川介右衛門
南部牢人　清水士齊　稻葉玄古
秋田御譜代　田中利左衛門　馬場目但馬
右同斷　戸ヶ澤傳兵衛　長野茂兵衛
右同斷　菊池三郎兵衛　同　權右衛門
右同斷　平野四郎左衛門　小松新左衛門

戸村より來る　青柳藤右衛門　小田野利兵衛
今宮より來る　菅門右衛門
院内村より來る　金丸久左衛門、高十石被下置同村に指被置候。
　　但し本名安部之所、金丸久左衛門は江戸崎御譜代之内にて右金丸之名字被下候由。

○承應三六月七日蘆名御名字御訴訟に久保田え相詰申立候人數左之通り

會津御譜代　新國藤左衛門　會津御譜代　小山伊兵衛　會津御譜代　岩井彌右衛門
同　檜野原主水　江戸崎御譜代　田中嘉兵衛　江戸崎御譜代　逸見多右衛門
同　小山甚五右衛門　會津御譜代　三輪惣右衛門　同　武藤七左衛門
同　江井佐内　同　樋渡勘右衛門　於角館　鶴田物部
於角館　長野杢之助　同　岩井傳右衛門　會津御譜代　江井仁右衛門
會津御譜代　小沼孫左衛門　同　江井忠右衛門　江戸崎御譜代　宮崎傳内

人數拾八人

後組

佐竹御附人役人連判不致申立同前　眞壁重兵衛　佐竹御附人役人右同斷　小野崎金右衛門　役人に而右同斷會津御譜代　澁川庄右衛門

役人に而右同斷 會津御譜代　蓮沼縫之助
會津御譜代　瓜生八右衛門
右同斷　千代嘉右衛門
右同斷　小野崎喜内
右同斷　蓮沼五左衛門
右同斷　佐瀬六郎右衛門
右同斷　畑九郎右衛門
右同斷　經徳五郎右衛門
右同斷　田名部八兵衛
右同斷　戸井七郎右衛門
江戸崎御譜代　宮崎只助
角館に而　眞壁與八郎
白川御譜代　和知戸右衛門
右同斷　三森兵助
角館に而　梅澤友彌

會津御譜代　常世彌右衛門
右同斷　石川八五郎
右同斷　澁川五兵衛
右同斷　蓮沼助左衛門
右同斷　同五郎右衛門
白川御譜代　三森佐門
右同斷　本名宇右衛門
右同斷　經徳伊兵衛
江戸崎御譜代　君田喜兵衛
會津御譜代　中村門兵衛
右同斷　蓮沼頼母
角館に而　眞壁兵左衛門
右同斷　大鎌角右衛門
白川御譜代　三森田宮
角館に而　稻葉九郎兵衛

佐竹御附人　茂木勘兵衛
會津譜御代　次江友之助
右同斷　經徳庄兵衛
右同斷　次江七郎右衛門
右同斷　瓜生傳之助
右同斷　蓮沼内藏之助
佐竹御譜代　小野崎五右衛門
右同斷　經徳治右衛門
會津御譜代　雪市助
右同斷　江畑忠右衛門
右同斷　同三彌
角館に而　眞壁治部之助
江戸崎御譜代　次藤惣十郎
角館に而　菊地權右衛門
右同斷　青柳藤右衛門

江戸崎御譜代戸嘉澤十助　右同斷　梅澤惣兵衛　右同斷　高杉又左衛門
角館に而　青柳武兵衛　右同斷　大澤甚兵衛

中組

會津御譜代　河原田新右衛門　會津御譜代　佐藤與惣兵衛　會津御譜代　岩橋太郎八
白川御譜代　小高市郎左衛門　白川御譜代　舟田三右衛門　江戸崎御譜代林　市郎右衛門
右同斷　深谷四方之助　江戸崎御譜代林　監物　會津御譜代　東條彌左衛門
會津御譜代　瓜生清右衛門　右同斷　林　齊　角館に而　平野吉右衛門
角館に而　金丸久左衛門　角館に而　菅八左衛門　白川御譜代　深谷内記
江戸崎御譜代針生杢兵衛　江戸崎御譜代宮崎善四郎　會津御譜代　池田吉兵衛
會津御譜代　磯部傳左衛門　角館に而　鶴田傳兵衛　右同斷　山内半助
右同斷　磯部久右衛門　江戸崎御譜代遠藤傳右衛門　江戸崎御譜代泉　市兵衛
江戸崎御譜代原田名兵衛　角館に而　金丸長左衛門　角館に而　金丸四郎右衛門
角館に而　金丸新左衛門

人數貳拾八人。

右三組之者共蘆名御名字御訴訟企中に付正壽院様より先組後組之隱居致候者を以一通被仰開共上屋敷

え無殘爲呼被仰渡候、先組之者御名字御訴訟之事家中二分に被成申立候、尚先組へ之御爲に不被成候事に而一同致申立候而可然、夫迄も落合無之候事に候はゞ蘆名御名字四郎三郎樣御名字被遊候樣と申立、不相叶候はゞ先組者共久保田相詰申立候樣にと被仰渡候處之後組之者申立候は、先組存寄相違申處に二分に被成候事如何御請難成候由申上候、先組之內より人數三拾人心當次第相詰而之存寄候間先組申分申組と罷成申候、共より家中三組に罷成り御訴訟申立候事。

一久保田え右三組罷登御訴訟申上候處に後に屋形樣より爲上使大越賴母、生田目壹岐兩人を以仰渡候は、願申立候儀尤に被思召候得共蘆名名字四郎三郎樣御名乘被遊候儀、公儀え御聞合被成候儀難相成思召候而時節を以御了簡も可被遊思召、角館に而御知行被下御譜代之者無殘四郎三郎樣え御奉公に被附置候處に、蘆名重物之事宇津宮彌三郎殿より願候へ共此上は蘆名名字御了簡難被遊思召に而、無殘屋形樣より御知行御扶持方被下置四郎三郎樣御奉公に江戸え被爲登候由被仰付候事。

一四郎三郎樣御入被遊候外相殘申者角館に而河內殿與力先組之者は無殘仙北え引越多賀谷左兵衞與力に被仰付候由被仰遣候事。

御名字相叶不申候に付出家致江戸え罷登	岩井傳右衞門	御暇申上江戸え罷登西尾隱岐守殿へ仕	小田野主稅
御暇申上候	檜野原主水	御暇申上候	江畑正八
右同斷	深谷半兵衞	右同斷	岩井彌右衞門。
[illegible]	大山多右衞門	御暇申上候	三[illegible]久兵衞

○後組御訴訟口上書

一三月晦日名字之御訴訟四五拾人相談之內承申候に付只今俄に御訴訟企無心本存候乍去名字之儀譯御座候共□はより相談可申はと存相殘り申者共相談仕見申候處に早後室所え申入候就夫年寄共に申候は何も名字御訴訟仕可候由後室所え申入候私共存候は今程は切目も無之候御訴訟申上候儀落合不申候併後室被存候は相殘り者共如何存罷在候哉不審に可存候間切目以四郎三郎樣え一通も二通りも御訴訟可申上旨後室方え爲聞可申候由年寄共にも相達候得は尤之由同前落合申候に付後室方右之趣申入候事。

一右品は一代不成幼少之者跡式無相違被仰付其上去年千鶴丸相果しかりの者無之候間後室を始家中之者散々に可罷成と存候所に存之外千鶴丸跡式として四郎三郎樣被仰渡それぞれに被仰付候得は乍憚　屋形樣御重恩難有奉存併譜代之名字事候得は被御出之時分一應も二應も四郎三郎樣え御名字御名乘被成置被下候樣に可申上と存候事。

一後室存寄は家中貳分に而御訴訟申上候儀何之道惡敷事に候間兩方寄合相談申候樣にと申候に付寄合相談申候得共互に理合落合不申其品は先組之者共存寄は四郎三郎樣相叶不申候はゞ騰方成共可申立存念に御座候拙者共存寄は去年より四郎三郎樣御扶持被下騰方へ□申候儀遠慮存候事。

一　其以後隱居仕候者を以後室方より双方え被申候は兎角家中武分に而は如何候間切目を以可申上と存候五月中一同に可申候間相意得申候併与組之者共心根と拙者共存寄相違申候て今一同仕儀罷成間敷候由夫仕候隱居之者共にも申定指置候事。

一　五月七日屋敷双方呼申候而後室被申候は家中武分之事に候得は中場寄合申候而もたかへに落合申間敷候間後組之者共四郎三郎様不相叶候はゞ脇方とも御訴訟可申上存寄候間相殘り御訴訟可仕之由被申渡候間私共定元にて一同仕候とも御公儀に而武分に罷成如何存候間右は相互に行違申候間同心罷成間敷候由申上候に付如此に候以上。

六月

總御家中連判

此度　殿様御跡敷御訴訟就申上起證文之事

一　何も如斯同心仕候上は理非を不論違背申間敷事附而年寄衆え様子申上候に付縦此儀相止め申様に□□言有是とも合點申間敷事。

一　何も之惣代久保田え被參候衆縦ひ申誤御座候故迷惑に罷成候とも其人を恨み申間敷事。

一　若此人數内一人も二人も誤に罷成り曲事に被成候はゞ殘者をも同前相果し可申事。

附　御公儀より被仰出様に寄り御暇申上候儀も候はゞ同前致可申事

右條々於違背者

梵天大帝釋四大天王惣而日本國中大小之神祇別而此國之氏神大徳山八幡大菩薩之御罰身體に可□罷

者也仍而起證文如件。

承應三年午三月廿日

岩井傳右衛門　　小山甚五左衛門　　林　重右衛門　　泉　市兵衛

江井仁右衛門　　同　左内　　佐藤與惣兵衛　　池田吉兵衛

新國藤右衛門　　千代十郎右衛門　　田中忠左衛門　　菊地杢右衛門

金丸九右衛門　　山内半助　　大澤甚兵衛　　島田掃部

千代隼人　　林　監物　　泉　忠兵衛　　金丸新右衛門

深谷三季　　小山伊兵衛　　岩井助兵衛　　東條彌左衛門

横塚茂左衛門　　河原田新右衛門　　長野杢之助　　三輪無助

長野藤右衛門　　林　助之進　　宮崎傳内　　樋渡勘右衛門

次藤七左衛門　　原田名兵衛　　河原田又藏　　檜原主水

舟田三右衛門　　磯部又右衛門　　小沼孫左衛門　　田中嘉兵衛

大窪傳右衛門　　針生杢兵衛　　鶴田杢右衛門　　雪　又右衛門

逸見角左衛門　次藤與惣左衛門　田名部助之丞　田中理左衛門
菊地三之助　磯部源助　荒井清右衛門　平野吉右衛門
荒井正九郎

右五拾參人。

○江戸崎に而慶長三戊戌年三月廿七日京都御譜請出錢人數覺
茂木六左衛門所持之書付寫しとあり

金上殿　新城殿　鵜浦殿　中目殿
佐瀬殿　針生殿　藍田殿　小中伊勢
井田因幡　菅沼彦左衛門　横田左衛門　畑源兵衛
高成田右衛門　佐藤六兵衛　黑田山城　本名無助
檜原左京　川井勝左衛門　荒井彦右衛門　織田左兵衛
沼澤出雲　安部主計　澁川筑前　瓜生式部
坂地久八　白石主膳　松本伊豆　豊島□□
蒔守與五郎　河原田兵部　小凪藤右衛門　田村山右京

三瓶三河
川口右馬介
岩橋彌左衛門
君田信濃
吉川勘ヶ由
成田意庵
三森勝藏
横山丹波
佐瀬攝津守
宮崎右門
相馬喜助
佐藤九助
原大藏
樋渡七郎左衛門
栗村神之丞

三輪次郎右衛門
蓮沼右近
青木但馬
鹽澤刑部
横塚五右衛門
荒井主水
青木四郎兵衛
江井八郎左衛門
西方近右衛門
佐瀬八左衛門
逸見杢之助
横田八右衛門
小松新藏
小熊五郎八
羽石但馬

陶　作左衛門
常世又左衛門
關戸九右衛門
長沼刑部
横田藏人主
江畑新左衛門
三橋右衛門
荒井長門
千代木藏
上館越前
瀧川十太夫
林　久左衛門
生江九右衛門
遠藤日向

中地平右衛門
新國八兵衛
小貫左馬介
針生越中
味尾三河
三森安藝
佘明治右衛門
織田若狹
磯部內記
赤津彈正
赤上釆女
中地又五郎
青柳和泉
本名下野

京都に而御金

右人數合九拾壹人。

○江戶崎に而御番之侍覺

右は古之歌書之裏に御番割下帳有之を見出し書付申候
歌書は澁川庄右衛門所持なり

金上兵庫守　織田左近之介　赤塚善左衛門　渡部藤兵衛
鵜浦甲斐守　織田若狹守　磯部内記　羽石駿河守
鹽田播摩守　三橋左衛門　妹尾參河守　生田七右衛門
荒井長門守　三橋丹後守　妹尾新治郎　豐島新一郎
三瓶三河守　黑田山城守　山月少齋　佐藤惣左衛門
佐藤新助　樋渡七郎左衛門　同　九右衛門　針生越中守
夏井玄蕃　横田藏人主　由川清左衛門　荒井彥右衛門
遠藤日向守　澁川十太夫　佐瀨太郎左衛門　荒井四郎左衛門
瓜生式部少輔　新國八兵衛　佐瀨源助　針生民部少輔

上島源助
西方近右衛門
檜原織部之丞
赤井八郎右衛門
上館越前守
赤井平左衛門
西海枝宮内太夫
三輪丹波守
西村源助
宮崎善次郎
畑源兵衛
須田刑部少輔
梅津伊賀守
中目式部少輔
長沼刑部少輔

青柳主水正
成田市左衛門
檜原七右衛門
峰坂豐後守
東條大學助
岡松豐前守
泉三次
中地善五郎
中地又五郎
常世與右衛門
深谷新右衛門
吉川清左衛門
□□左衛門
□戸信濃守
□戸五兵衛

佐瀨平治
逸見杢之助
早崎馬之助
川口左馬丞
宮下藤助
千代治左衛門
小山久右衛門
前田伯耆守
河原田如礫
河原田縫之助
山中久左衛門
赤上釆女
青木美濃守
君田信濃守
君田三十郎

針生小治郎
小中伊勢守
山口久助
横塚五右衛門
池田次郎左衛門
蓮沼勝右衛門
蓮沼右近之丞
相馬喜助
舟田久兵衛
關戸九右衛門
小貫左馬介
堀川八藏
田代茂右衛門
吉川三郎右衛門
小島四郎右衛門

沼津權兵衞　大川原佐渡守　岩橋久左衞門　[illegible]ヶ八七右衞門
本名右門　志賀右馬之介　田村山六介　鵜浦勘ヶ由
泉四方助　成田意庵　陶作左衞門　羽石清藏
河原田清次郎　青木因幡守　青柳久左衞門　小野崎大膳
新城圓阿彌　伊藤九助　新城半助　經德彥九郎
赤井半次　川口小平次　舟田兵藏　秋元五郎左衞門
井田因幡守　松本八郎右衞門　青津彥七郎　青津五郎八
青柳藤右衞門　三輪次郎右衞門　織田左兵衞

人數合百三拾四人。

○明曆二丙申九月蘆名御譜代之者從角館檜山之所替被仰付候人數

新國藤左衞門　小沼孫左衞門　江井仁右衞門　同作內
田中嘉兵衞　小山甚五左衞門　小山伊兵衞　檜渡金彌
宮崎傳內　島田物部　次藤與三左衞門　次藤七右衞門
長野藤□□　三輪無助　長野杢之助　逸見角右衞門

角館に而病死
千代十郎左衛門　人數合拾七人。

慶長十九寅年大坂御陣に付同冬義宣公御進發盛泰公御同伴

○元和元卯年六月廿五日於伏見盛泰公秀忠公に御見得相濟

一此頭知行新田共に壹萬六千石

騎馬廿五騎

眞壁　次江　澁川　茂木　川原田

常世　瓜生　佐瀬　岩井傳右衛門　小山

三森　蓮沼　佐藤　新國　千代

畑　林　小沼　三輪　樋渡

檜野原　宮崎　岩橋　深谷　横塚

與力士　池田　雪

田中　武藤　竹部

從士十八人

與頭　小林　柳澤

足輕廿五人

其外中間小者。

惣人數百五拾八人　三十八人

○慶長七寅年秋田之御國替に付盛重公御同道之節に而一騎御供之面々

中目五郎兵衛　川原田縫之助　陶作左衛門　常世萬左衛門

畑　源兵衛　瓜生八右衛門　小野崎九左衛門　石川玄蕃
蓮沼□□　宮崎重助　木名無助　佐藤惣左衛門
荒井彦右衛門　茂木六左衛門　千代治左衛門　澁川庄右衛門

右外駄輩扶持方侍御供。

○會津小田山城住の節御旗本知行附

一萬八千石　猪苗代　三浦大夫盛國　　一萬石　關柴館　關柴備中守
五千石　大鹽の館　三坪大藏　　三千八百石　慶德の館　慶德善五郎
五千石　荒井の館　富田將監　　三千石　笈川のたて　松本太郎左衛門
三萬八千石　津河城主　金上遠江守　　一萬石　沼澤の城　沼澤出雲守
八千石　山内伊南　伊南源介　　八千石　同丹島城　山内丹波守
二千石　棚倉　棚倉玄蕃　　四千石　浮島館　浮島帶刀
五千石　中野目館　中野目式部太輔　　五千石　鹽川の館　平田兵部少輔
五千石　小松の館　松本源兵衛　　五千石　大寺の館　佐瀬河内守
五千石　河口のたて　横田治部少輔・　　一萬五千石　山内横田のたて　山内刑部左衛門

三千石 伊南のたて 山内播磨守　　四千石 白河城主下 栗村彈正

三萬八千石 田館 白河義助　　四千石 山内伊北館上 河原田兵部

八千石 安城 鹿子田出雲守　　一萬石 須賀川城 二階堂盛義

一萬石 鵜野浦館 鵜野浦甲斐守　　八千石 稻川館 栗村下總守

一萬五千石 中地口城主 新國上總守　　二萬石 二本松城主 二本松右京

二百石 佐瀬平八郎　　七百石 荒井新兵衛

二千石 高田間館 高田間太郎左衛門　　五千石 片平館 片平助右衛門

八百石 大里藏人　　五百石 三代 小檜山縫殿允

四百石 伴野治郎兵衛　　三百石 伴野五郎兵衛

其外少祿之面々數多有れとも略す、是は組士持の人々也。

○蘆名御系圖　附御家中御名字訴訟之次第

人王五拾代桓武天皇　葛原親王一品式部卿　高見王無位無官　高望王上總之助始賜平姓　良文高望五男、村岡五郎、鎮守府將軍　忠通村岡五郎鎮守府將軍

爲通三浦平太三浦之祖　爲綱平太郎　義綱三浦介　義明三浦之大介、治承四年八月十七日於三浦衣笠城戰死　義連會津左衛門七男佐原十郎尉長七尺五寸、一生功業あり　盛連從五位下遠江守　經連猪苗

代大炊之見于佐原系圖なり猪苗氏助此飲別猪稱左原氏子孫　經泰猪苗代屬邑王城方　赤房　義泰　廣盛比田氏別有系　比田次郎盛義藤原氏別有系　藤倉三郎光盛從五位下會津

政宗亡さる。天正十七寅の六月十日夜會津沒落、義勝公是より會津の地を退去兄佐竹義宣公え便り常州に立退、此趣に依りて奉訴家康公、江戸崎土岐卜仙の遺跡之地四萬八千石を受領す。慶長七年義宣公常州より秋田え御國替之節江戸崎沒落、義勝公義宣公に相隨秋田え下向、義宣公より仙北郡一萬五千石御合力にて角館え居住。嫡子平四郎盛泰容□美にして心慮正しき故義宣公御愛憐有是御養子之御約束被遊候。大坂大防戰之砌も御同道、御上洛之節も御同道於二條御城奉見公方樣、御下向之後元和二年七月十七日二十二歲にして父義勝に先達て卒、法名元亨院殿德岩乾公と申。父義勝は寛永八年六月七日五拾七歲にて卒、法名大運院殿性翁天公と號す。

盛俊千鶴後平三郎、號主計、室は宇都宮の息女。義勝卒去五ヶ月目寛永八年十月二十日妾腹に誕生、義勝公御嫡子平四郎盛泰之次男也。則家督無相違被仰付、盛俊十三歲之時寛永廿未の年三月蘆名門葉武州上野南光大僧正江戸え被呼登、今度蘆名先公之芳恩欲報大僧正權現樣え光緣を結奉るといへとも一度も自己の望を不申上候。蘆名は親族の目みなれは處領の願を訴奉らんとて大僧正の院中に介抱、其節名改平三郎盛俊に成る。南光の働にて先奉見家老將軍樣に、御取次松平伊豆守殿其節御三家樣より古爲御祝儀蘆名の紋引龍の御小袖二重宛御音物有是、其外諸大名よりも御附屆有是段々御首尾能被成候處に大僧正遷化にて御所領の願も相止候。依て屋形樣より梅津半右衞門を以て被仰遣候は大僧正御所存之未故宮樣にも御疎意は有是間敷候得共、兎角大僧正遷化にて御願も遂かたく可有是

間早々御下り可有是由にて入用金子等迄御合力故、同年十月秋田え御下りに候。於江戸御名を改候爲御祝儀、從屋形樣より判金貳枚御時服二重被進。盛俊二十歲之時男子御誕生千鶴と號す、慶安三年二月十七日也。千鶴君二歲之時父盛俊公慶安四年六月十日廿一歲にて卒、法名廣猷院殿雄山宗英と號す。室は後松樹院と號す。千鶴公二歲父盛俊卒、千鶴君二歲之時家跡無相違被仰出、承應二年六月十三日四歲にて卒、法名自性院殿月山淨光、千鶴君死去之段則久保田え披露仕候處、爲御代官石塚市正爲上使小貫宇右衞門角館え被遣、上意之趣千鶴死去家中何も迷惑に可有是候千鶴若年死去之上は跡目をは可立置候間案堵可仕由被仰出、家中一同に難有仕合奉存之由御請ヶ申上候　其以後蘆名跡目之儀佐竹四郞三郞樣御入分も無是に付、蘆名譜代可附置由にて角館より家老小兒姓爲相登候樣にと被仰付、家老には蓮沼縫殿之介、小兒姓菊地三之介、眞壁治部之介、祐筆には戶井半兵衞、御供番には江井左內、小高市郞右衞門、高倉角右衞門、右人數江戶え相登り候　同九年中に至り蘆名之名字被立置候儀被仰出無是に付、久保田表承合候得共一切御沙汰無是故江戶え書狀遣し蓮沼縫殿之助に相尋候得者、四郞三郞樣蘆名之名字又は一字にても御名乘候樣に被仰渡無是、佐竹御名乘り公邊御勤之由申渡、巳九月より午正月まて相待候得共蘆名之御名字被立置候御沙汰無是に付、年寄共外指立候者共若し御訴訟之企も可有是かと何れも存候處に一切其儀無是候、御名字被仰付無是上は御名字御訴訟之企仕度と家中之者共相談申候。午の三月御訴訟仕度と申合せ候得共松樹院殿に伺候得者、當春に

至り水戸え御暇之儀被仰上候、蘆名之名字不立置と申上候得者松樹院殿御挨拶には、大形御名字不立置と相見得候事共子細は、舊冬四郎三郎より梅津喜内御使者に被下候御口上、千鶴名代之様には不被仰下候由被申越候。孰れも此段承り、然者家老始其外指立候面々御訴訟之企無是候不及是非、何れも相談同心仕候上者是非御訴訟仕度趣年寄ともにも申達し、譬此儀相止候様に申とも古主之名字之事に候得者久保田え罷登公儀え御訴訟、被立置間敷由被仰出候とも罷成る程は御訴訟可申上□詰、兎角先々相談區々に罷成候而者不相成故相談別心無是段孰れも相談趣證文調候。此せつ前の相談に除き候ものも有是候。

起請文之事

一殿樣御名字御訴訟申上候に付縱御公儀被立置間敷よし被仰出御座候共罷成程は御訴訟可申候事

一御訴訟申上候品々相談之儀相互に無氣遣出言可仕候事

一此儀相談之内於何事にも間にて氣懸不申相談可申事

右之條々於相背に梵天帝釋四天王惣而日本國中大小之神祇別しては此國之氏神大藏山八幡大菩薩之御罰身體に可相蒙者也

仍而起請文如件

田中嘉兵衛
舟田三右衛門
佐藤與惣右衛門
菊地杢右衛門
島田物部
宮崎傳内
宮崎七左衛門
針生杢兵衛
東條彌左衛門
原田名兵衛
菊地三之助
菊地文右衛門
田中理左衛門
大澤甚兵衛

江井仁右衛門
泉　市兵衛
長野藤兵衛
鶴田杢左衛門
大窪傳左衛門
大窪十郎左衛門
金丸九右衛門
林　監物
岩井彌右衛門
河原田新右衛門
岩井助兵衛
荒井正九郎
荒井忠左衛門
泉　忠兵衛

新國藤左衛門
岩井傳右衛門
池田吉兵衛
山内半助
三輪無助
次藤與惣左衛門
樋渡勘右衛門
林　助之進
小沼孫左衛門
樋原主水
磯部源助
雪　久左衛門
小山甚五左衛門

新國左内
林　重右衛門
林　杢之助
平野吉右衛門
千代隼人
逸見角右衛門
逸見新左衛門
深谷造酒
横塚茂左衛門
横塚亦藏
荒井清右衛門
田名部助之丞
田名部伊兵衛

人數五拾四人。

此度殿樣御跡式御訴訟申上候起請文之事

一何れも此度同心仕候上は不診理非違背申間敷事

　附、年寄衆に樣子申上候に付此儀相止候樣にと御意見有是候共合點申間敷候事

一何れも之惣代に久保田江被差候衆縱申損し御座候而も殘るもの共同前に相果可申事

　附、御公儀より被仰出により御暇申上候儀も御座候而も致同前可申事

右之條々於相背梵天帝釋四天王日本國中如前故略是。

承應三年午三月晦日

江井仁右衛門　小沼孫左衛門　岡　左　內　逸見角右衛門

宮崎傳　內　田中嘉兵衛　林　重右衛門　泉　市兵衛

岩井傳右衛門　新國藤右衛門　新岡彌右衛門　岩井助兵衛

金丸九右衛門　山內半　內　大澤甚兵衛　千代隼　人

泉　忠兵衛　金丸新右衛門　横塚茂右衛門　小山伊兵衛

三輪無　助　東條彌右衛門　林　介之進　原西名兵衛

樋淺勘右衛門　片田三右衛門　田中理左衛門　鶴田杢左衛門

大窪傳左衛門　磯部久右衛門　長野藤兵衛　同　杢之助
島田物部　佐藤與惣兵衛　千代十郎右衛門　田中忠左衛門
菊地杢右衛門　林　監物　深谷造酒　斎藤與惣右衛門
樋原主水　同　七左衛門　針生彦兵衛　小山甚五右衛門
河原田新右衛門　菊地三之助　磯部源之助　河原田文藏
田名部介兵衛　雪　久左衛門　平野吉右衛門　荒井清右衛門
荒井正九郎　池田吉兵衛　小田野十郎右衛門　田名部八兵衛

人數五十六人。

內々右之通り堅く申合家老中え申達候は、今程名字御訴訟之企も有是候哉、左樣に候はゝ何も同心仕度由申候得者家老中挨拶には、今程御訴訟合點無是候御訴訟早々可有是由兎角被仰出相待候樣にと申。何れも申候者、自然名字不被立置段被仰出候ても共せつ御訴訟難申立可有是かと承候得者御訴訟申儀も可有是候、又品に寄御訴訟申間敷事も可有是由申候者、被仰出無之以前申立候得者何之道御一門之事故被立置儀も相知れ不申候、被仰出以後は如何候と申候得者、何之道延引之外有是間敷候由にて合點不申候。右之通りにて家老眞壁重兵衛、澁川庄右衛門始其外指立候者共合點不申候故、此上は右之組之者計りも是非御訴訟申上候外無是と相談申候處に東條彌右衛門、深谷造酒申候は、家老共の

了簡に隨先々御訴訟相延候外有之間敷と申候。何れも申候者、相延し先々是非御訴訟可申上と申候事も不定之由年寄共挨拶申候、兎角御訴訟相止度處存と相見得候得者此者共計りも御訴訟申上候外無是と申に付、相談埒明不申候。

一其後深谷造酒、東條彌左衛門家老中に密談申候者、家中何れも蘆名之御名字御訴訟仕度覺悟に候得共訴訟相止可然存候。家中之者々相止度と申者も數多有是候、其者共に密談申候而何れも落合にて縦二十人三十人是非御訴訟申上度と存候而も、除候者大勢に候は丶、處存も難進可有是、左候得者家中一同之御訴訟は相止可申候と申談潛に年寄年寄を密談申候由。始より是非御訴訟申上度と存詰候者共には夢ほども爲知不申候。

一御訴訟相止可然と申いはれては蘆名遺物、家中諸士共に佐竹四郎三郎様へ可付置候、家老遠沼縫殿之助其外五六人四郎三郎様御用江戸え罷登候様に被仰付候、相殘るもの段々可付置候、蘆名に御奉公申候而者當分は天英様御威光に而蘆名は御家老凡人御客分にて威勢能く候得共、末々佐竹御家中に候得者何も陪臣に罷成り會津之昔しを思出し先祖に對し口惜事と存候。四郎三郎様は江戸御旗本御勤に候得は、四郎三郎様え付申候而者陪臣の名を遁れ蘆名家之斷絶は却而仕合、雨降りて地堅るとは此節ならんと喜候者も有是候。

一同年四月十五日夜九ッ過時江井仁右衛門一人、小山甚左衛門、同伊兵衛親子一處に罷在候宅え罷越門

を担ぎ内より呼候得者氣違申事には無是相聞申儀有是候ゆへ由申候。甚五左衛門さはに出夜分の尋は子細可有是と申候得者、自分い儀にては全く無其儀御名之御訴訟之儀に付存知之儀有是由申候而門を開き居宅え同道申候而種子尋候得者、仁右衛門申候は、主家之訴訟可仕御家中何れも無違心者共神文數通取替し候處に、東條鄕左衛門、深谷造酒御訴訟相止可然候旨御家中年寄衆に密せしめ、右兩人に同心仕神文にて申替候、無甲斐當十四日十五日兩日之内右之相談に除候者數多有之由承及候左樣之次第は一圓不存候哉と申候。甚五左衛門大驚き、主君之家斷絶之愁と云も餘りさめて名字計りも被立下度御家中諸氏愁傷之無是候、依之各相談數通之書紙取替候處に無相違にて御訴訟相止候企之趣、段々潛に相除き候事不忠不義之至神罰難免。縦不忠不義を忘れ主君之家相續之願をも打捨右之相談に除候者有是候とも、我等に於ては是非不相成迄主君相續願を奉訴訟、若し於御忿怒ては忽ち擲身命奉報主君之高恩に事無他事と申候得者、仁右衛門も各同子存分我心同前也、此上は思い定候と申候。仁右衛門嫡子左内、次男田中平右衛門、親子三人においては各親子存念同前之段申合候。仁右衛門處より三輪無助に潛に通候得者無助驚入、主君之忠信を重候や神文を取替候上は毛頭無違失段仁右衛門宅え走來り右之旨を堅く申合候。三輪無助處より新國藤右衛門に右之趣を潛に通し候得者、相除候者共樣子一切不存、我等においては神文にて申合候に無違心と申、則甚五左衛門宅え走來り右之旨を申合候。樋渡勘右衛門兼而堅心なる故伊兵衛處より申通候得者、驚罷越無違失段申合候。勘

右衛門處より千代隼人、同十郎左衛門處より潜に通候得者元より無違失走來り候而申合候。隼人處より小沼孫左衛門如何と存候而窺候得者、爲主君鄙命身をは違失可有是かと同く申合せ候。三輪無助新國藤左衛門、小沼孫左衛門、江井仁右衛門、同伊兵衛、千代隼人、同十郎左衛門、樋渡勘右衛門、右十壹人各勘右衛門ゑ其夜中走來り無違變段申合候。

一十六日岩井助兵衛、同傳右衛門、同孫右衛門御宗中潜に來是と云へ不審を云新國藤左衛門處ゑ來り、御名字御訴訟致度と存詰居候處に世間密に相談有之様に承及候、若し相變候儀有是哉と申候。藤左衛門右の有増を申談候得者大に驚、我等全く無逆心此上は忽身命を失候共各同前たるの由申合候。助兵衛處より長野藤兵衛、同杢之助を伺見候得者本より親子共に無違失段申合候。

一樋渡勘右衛門處より大藤與惣左衛門潜に通候得者、是心本より無逆心故親子共に勘右衛門に申合候。

一樋渡勘右衛門、田中嘉兵衛隣に居候勘右衛門用事有かましく出行を見てあやしく存、若しも名字訴訟の企を亦相變候事も候哉とて勘右衛門に尋候得者右之趣を爲知候 本より無逆心故相除候者も一切不存、何そ神文を背忠義を相忘れ可申かと勘右衛門申合候。

一逸見角右衛門外に出候處に、長野杢之助急き出行を見候て主君之名字御訴訟之儀にも候哉と相尋候。杢之助右之有増を語り候得者、本より逆心無き故全く此儀においては神文を空しくすへからすとて杢之助に申合候。

一島田掃部内外に出て候處に用有りかましく人の出行を見て不審に存し、次藤與惣左衛門宅ゑ來り名字御訴訟に企候かと尋候故有之有增を申候得者、是も驚て承り本より無違心段申合候。

一樋原主稅は三輪無助隣家也、無助脇方ゑ出行を見不審を成し尋候へは右之段密談、本より無違失故堅く申合候。

一宮崎傳內は掃部宅にて此段を承り本より無違心故堅く申合候。

次藤與惣右衛門　樋渡勘右衛門　同　七左衛門　千代隼人
三輪無助　三輪十郎右衛門　小山甚五右衛門　同　伊兵衛
長野藤兵衛　岩井介之丞　同　傳右衛門　同　孫右衛門
田中嘉兵衛　江井仁右衛門　小沼孫左衛門　新國藤右衛門
逸見角右衛門　樋原主稅　宮崎傳內　長野杢之助
田中平右衛門　江井左內　島田物部

右廿三人之者一味同心にて若しも御家中に忠儀を重し主君之名字を被立下度御訴訟之企是非御訴訟仕度と存るものも有之かと何れも容子窺候得者、壹人も此二十三人に同心仕候者も無是却而廿三人の者共を謗り罵る者計多く有是、尤廿三人之者同心之上は無異變段起請文度有是候。

中拔之人數

深谷造酒　　林重右衛門　　林監物　　林介之進
河原田新右衛門　　河原田文藏　　佐藤與惣兵衛　　原田名兵衛
鶴田杢右衛門　　小田野重左衛門　　田名部助之丞　　同八兵衛
磯部源之助　　同文右衛門　　横塚茂左衛門　　雫久左衛門
荒井正九郎　　田中理右衛門　　針生杢兵衛　　荒井清右衛門
平野吉右衛門　　山内半助　　舟田三右衛門　　大澤甚兵衛
池田吉兵衛　　金丸九右衛門　　東條勘左衛門　　東條新右衛門
大窪傳左衛門　　菊地杢右衛門　　泉　市兵衛　　泉　三之助
泉　忠兵衛

右人數三十三人、主君之御名字御訴訟仕度何れも先組同前に數通起請文調候處、神文を翻し三月十四日十五日之内右相談に相除き申候。

一相殘る人數廿三人承應三年午の三月十八日若井傳右衛門宅え出合彌申合、主家滅却を悲み、亡君えの忠義を顧候はゞ御名字計りを御訴訟仕度と存企候處に何れも神文の約心を空くして段々除候者有是候得共、此廿三人に於ては空く此儀不可爲、家老を始右之訴訟望依無是何も家老に同心し、此廿三人家老にも不相從傍輩數人に抜出纔に廿三人蘆名之御名字御訴訟仕度候共聊ニ可叶事にあらす、蘆名

家滅却に及候處に御家中騷動をも可有是かと上にも御氣遣之被思召候處に事靜り無別條處に、此廿三人諸士に拔出訴へを企候段騷動かと敷世間にも相唱候故訴狀指上候共取次の者有是間敷候、久保田御家老え捧け共れにても埒明不申候はゞ屋形樣御通り之先に而訴奉り、左候はゞ上に御憤りを蒙り忽御誅罰にも可被仰付候、左候迄も亡君之爲に身命を失候事露程も可厭事ならすとて廿三人起請文を調各旨に掛、蘆名之御名字御訴訟之企を相催候

一此度殿樣蘆名御名字御訴訟に付家中之年寄家老之者共御訴訟可申上處に、五拾人餘致血判是非共に御訴訟可仕申合候處、此内起請文を翻し推餘人相除候處に、殘る廿三人にて御訴訟申上候に付重て起請文之事熊野午王え。

一久保田え罷登候て戸村十太夫殿え蘆名之御名字御訴訟之儀御公儀え申上候に付自然十太夫殿被仰付何も御訴訟申上候共御公儀難斗候間可被歸由御意見候共聞にて吟味仕依其品涉汰可仕候若不被罷歸樣子に御座候はゞ御暇之御訴訟可申候事。

一御訴訟に付久保田え罷登候衆又角館に居候衆に不寄、頭取故抔と拔出之穿鑿も御座候ても一同に何れも罷出頭故に無是由可申分候。其上共曲事に被仰付候はゞ身上何事にも同然、若し御盛敗にも候はゞ殘る者共一同に相果可申事。

一尤何事に不寄善惡共に一同可仕事。

一此起請文之事相伺不申内は妻子にも他言仕間敷事。
右條々於相背は梵天帝釋四天王惣して日本國中大小之神祇、別て此國の氏神大藏山八幡大菩薩之御罰奉蒙身體もの也。依而神文如件。

承應三年午三月

右廿三人連名

一廿三人、家中に指立候もの共を指置御訴訟申上候儀推參に候得者主君えの志に候得者無是非此者共計も無是非御訴訟可申上と年寄共に爲知候處に、相殘る者申樣には、外に別に相談仕り御訴訟可申上申候間一同仕可申上處に別々に罷成御訴訟仕度と相談申候得共、彼の者共申も年寄中にも不相變兎角御訴訟は先延引仕度處存にて落合不申、此上は廿三人の者共計りも是非御訴訟可申上存詰候。

一廿三人の者共存詰たる事なれは、此上は久保田え罷登り不叶迄も達而訴訟可仕迚千鶴母上松樹院殿え菅八左衞門を以て暇を願申上候處、松樹院御挨拶には、忠義を存し不叶迄も名字訴訟仕度存詰暇を乞ひ候段感入候、然者家老をも不先立はづか廿三人訴訟仕度候とも聊不可叶却て御咎を蒙り候ては以の外に候、先々相止候にと達而被押留候得共存詰候事故强て暇を申立候。其後松樹院殿より菅八左衞門、三森内藏人兩人を御使として又隱居小野崎内匠、河原田閑地、宮崎三譽、本名定右衞門右之者共を相添へ家老始差立候者共亦彼廿三人の者共に籌策を入れ申渡候は、御家中の面々何之御名字訴

訟を仕間敷と申事にあらず、時を伺訴訟可仕と申合候由是訴訟を相延し之了簡也、廿三人の者只今に至りて蘆名家被仰付無是候得者、先々如何可有是只今是非御訴訟仕度と申は御訴訟を引請候了簡なり、年寄共の相延を當五月に引請廿餘人の者共に訴訟引請度と申を當五月迄相延、五月に至而は御家中一同一和相談仕訴訟申様にと申分故、家老始何れも右申分之趣主君之事に候へは名字御訴訟申間敷には無是時節を相伺申處に、廿餘人の者是非御訴訟申上度と申候得共卒爾に申立候得者延引に候故同心不仕候、五月に引請一同に御訴訟可仕段提入候由其御受を申上候。 廿餘人の者右籌策を受、主君之名字之事故家中一同仕御訴訟申上度候得共區々に罷成り無據り此者共計も御訴訟可申存詰候、右様之事にて一同仕儀有是候はゞ爭其儀に隨ひ申さんとて其請を申立候。

松樹院殿籌策にて落合申候人數

眞壁重兵衛　眞壁八郎右衛門　蓮沼金右衛門　澁川庄右衛門
小野崎金左衛門　茂木六左衛門　三森平右衛門　瓜生八右衛門
經徳正兵衛　當世源兵衛　小野崎武兵衛　佐瀬六郎左衛門
本名宇右衛門　蓮沼七左衛門　君田甚兵衛　青柳武兵衛
畑彌惣左衛門　青柳藤右衛門　小野崎三郎左衛門　蓮沼作左衛門
眞壁彌五左衛門　蓮沼五郎左衛門　林重右衛門　小田野十左衛門

舟田三右衛門　田名部介之丞　平野吉右衛門　大澤甚兵衛
荒井正九郎　金丸八兵衛　横塚茂左衛門　金丸新左衛門
磯部源助　同　文右衛門　千代六郎右衛門　雪　久左衛門
佐藤與惣兵衛　東條彌左衛門　菊地茂右衛門　泉　市兵衛
泉　忠兵衛　菊地三之丞　深谷造酒　河原田新右衛門
金丸四郎右衛門　荒井清右衛門　山内半助　針生杢之丞
田中理左衛門　池田吉兵衛　鶴田茂左衛門　大窪傳左衛門
原田名兵衛　林　監物　林　介之進　川原田文藏

右人數五拾七人前之廿三人同然仕、當五月に罷成候籌策之通り一同御訴訟申上候筈相窮め候。

一御家中二つに相成候處騒動敷處に女性ながらも松壽院殿了簡にて御家中一和なさしむる事、蘆名之家の可續事かと此間にても申唱候。

一午の五月十日松壽院殿之申分に相隨ひ候て双方之者共に被仰付候はゞ右約談之通り一同仕名字御訴訟可仕候公儀へ可申達次第は、四郎三郎樣名代に被立下候樣に御訴訟之上若し四郎三郎樣不相成候はゞ、縦一門之御方誰成りとも御知行之多少にも構不申只御當家に名字斗りも殘し被下置候樣之御訴訟可申上由被申候。家老始め後組之もの共申樣には、四郎三郎樣より外を以御訴訟申上候儀松壽

院殿爲にめ罷成間敷存候、少者手前共の爲にも不相成候、縱ひ二千石三千石にて御名字斗被立下候はゞ却而迷惑仕候事にと申候、併松壽院殿是非右之通りにて御訴訟仕候樣に强て賴候はゞ訴訟可仕申候、松壽院殿此段御承知松壽院殿爲ならざる儀は不苦候、名字斗りも被殘置候得者亡君之御志も不絕候故右之通りに申渡候處、其身共爲に不相成却而迷惑せられべく由申上候は無是非事にて候間、强て願儀無是段被申候。廿三人之者申候は始より御訴訟之筋目左樣に存候て右之通り御訴訟仕度と申候。

一右廿三人之者共松壽院殿籌策之通り家老始め何れも一和仕是非御訴訟可仕と存候處に、右之通りにて相談落合不申候達變申候付、廿三人之者斗り主君御名字之事に候得者前々處存に不相變候。

一右廿三人の者斗りも此上は御訴訟可申上と相談仕候砌、松壽院殿水戶の御暇を被仰立候儀に付戶村十太夫殿、須田伯耆殿角館へ御越、松壽院殿之御意見被成候子細は、縱蘆名名跡不被立置候ても女性之事故不自由成樣候には不遊可指置由兼々上意に候而水戶え御登り之儀被相止可然段色々達而御諫め候得共松壽院殿合點不仕申候に付十太夫殿御申には、水戶え御登り候ても宇都宮彌三郞殿御浪人分にて御不自由之處え御越御苦からに可是有候、此方にては屋形樣御如在被成置候事に無是候得者、當地は請何御勝手に可有是處に達而御暇と御座候事難申上、定て他え御嫁に被成候處存に相見得申候得者松壽院殿愁淚を被成、左樣之御積り迷惑仕候、全く可見兩夫に事無是由御申故、左樣に候はゞ是非御止候樣に御申候得共御落合無之、御暇之儀達而御申に付無據御意見相止め候。

一其節廿三人之者共御名字御訴訟達而申上度候處存之由十太夫殿及御聞、右之者共二三人宛御呼にて被申候は、名字御訴訟達而仕度由古主之事故尤に候得共强而申上若公儀より如何樣之御被仰出有是も難斗事に候間必延引可仕由樣々御申候御座候。松壽院殿事は右之通り落合不申候故無是非御兩樣久保田え御歸り被成候。

一古主御名字御訴訟之儀、廿三人初より各々存念之上は不義之家老傍輩にも相隨ふ事あらず此者共斗り御訴訟可申上候。蘆名家之斷絕御家中事靜に候處、廿餘人忠義を存詰御訴訟之企仕候に付騷々敷罷成候段上にも被思召間敷處にあらず、廿三人傍輩にも拔出是非之訴を申上候て却而御咎蒙り候可爲必定、然れども依忠儀失身命候事臣下之本意に候得者無是非事候只古家之斷絕而已嘆に不堪候。古主三人已前迄奥洲一番之大名なれ共處領滅却江戶崎え御移り候而纔に四萬八千石を御受領被成候砌、石田治部少輔殿對權現樣叛逆之企是有候に付權現樣より被仰下候は、今度石田治部少輔出張に付御味方せしむる者は馬廻り斗り可有成儀に候、左樣候はゞ當分恩拾貳萬石宛行共外人數を引渡し軍列之下知御賴被遊度由御懇書被下候。天英樣え通心被成候上は他え志を通し候事に無是迚右之御書に誓紙生衣を指添天英樣え指上候、如斯義勝樣天英樣え合せられ候故御兄弟之御中賴母しく御契心被遊候。常洲より秋田え御國替之節江戶崎沒落にて義勝樣天英樣に御隨ひ秋田え御下り、屋形樣より壹萬五千石御助成にて角館に御住居、其後盛俊公御若年之時蘆名門葉南光大僧正蘆名所領之願を訴

奉らんとて平三郎盛俊江戸え御呼被登候共、大僧正遷化にて空しく秋田え下り候、大僧正御遺言之內にも蘆名之儀有是などと風聞有是候得共不實事と相見得候　大僧正遷化之後東叡山日光山兩山一配之地と相成り大僧正之跡宮樣を被爲置候、南光大僧正の諡號慈眼大師と申唱候、誠哉大僧正御遺言故と承傳候。蘆名之所領之儀は絕言申斐なき家に候得共屋形樣御助勢御威光故蘆名之家相續仕罷在候處に、千鶴代御兄弟も無是四歳にて死去之上は蘆名の家斷絕に候、哀なる家のすへ如此の次第にて亡君之志も絕果君臣の契心も已に盡果て、御家中之面々右之通り一味相談の了簡にて奉及御訴訟候はゞ御當家に御名字斗りも殘被下候儀相知れ可申候處に、御家中何れも右之者無是段口惜しき處存と存彼之者歯噛をなし又愁涙前後を忘れ候。右之通りにて總廿三人御訴訟申上聊も可相叶事に無是候得共、哀の諸天の御加護にて若しも名字相續被仰出候はゞ亡君への忠義と存各々思詰又々松壽院え暇之儀を申達候。

一松壽院殿右之趣被思召籌策分にて一通り家中令一味、五月中何も一同仕各專御訴訟可申段堅く受合候得共又々引替訴訟仕間敷候。家老始何も同心せしむる上は蘆名斷絕之極なり、忘君之志を不顧忠義之辨無是故不及是非是非廿餘人達而訴へを申上候事却而迷惑に逢ひ候義無心元候得共、忠義を重し暇を申立候上は勝手次第久保田え罷登り候樣に申渡候。

一其後松壽院殿內請にて天寧寺宗傳院兩寺之和尚彼廿三人之者共樣々意見に御座候得共承引不仕、久

保田え罷登り支配仕候。

一廿三人の內長野藤兵衛、岩井助兵衛此兩人は老體共上少しく相煩罷在候。千代隼人、同十郎左衛門病氣、三輪無助も少々相煩在罷右五人在所に相殘り候。無助申候は、右之者共病氣故在所に相殘在罷故各々久保田え罷登り御訴訟申上候に付、若し迷惑に逢候而身命にも及申候はゞ各妻子片付相殘五人之者於在所に何れも同前に腹切可申候間、跡々氣遣有是間敷よし申合候。

一午の六月十七日廿三人之內拾八人久保田え罷登り、四丁目地主吉右衛門と申者之處宿者。

一同十八日右人數生田目壹岐所え參り相談申候は、蘆名御名字御訴訟家中一同仕可申上候處に何も落合無是候に付、廿三人之者計り御訴訟申上度存念之企故今度罷登候由右之訴訟出候得者、壹岐申候は御家中區々に罷成御訴訟之段不承屆候、取次候儀爲遠慮之由挨拶申候。故主君之名字訴訟之儀忠義之者に候得者人數之多少に寄申間敷候間御取次賴入候段種々申候得共合點不申候故、先つ町宿え被歸候。

一同日暮過壹岐所より用處候間誰成共壹人參り候樣にと申遣候間、小山甚五左衛門即壹岐所へ參り候得者、壹岐申候者、今程蘆名御名字御訴訟不承由候、其上家老始傍輩に拔出纔廿三人御訴訟存罷登り候儀且つは公儀御爲にも不相成候、本より右之儀も無心元候間御訴訟之儀は相止可申由申候。甚五左衛門挨拶仕候は、定て徒黨之樣に可思召候へ全く左樣の子細に無是候、家中一同相談仕り御訴訟仕度候へ家老共

え申達候得共合點不申、其後は右相談之組の者計りも御訴訟可仕と申合候處に何れも譜代相傳之恩を忘れ相談區々に相成候、無據此廿三人の者御訴訟存企候。右之處に壹岐と甚五左衛門是非問答仕、先組中組後組之次第具さに申に付壹岐承届、然者手前病氣に候間後藤又左衛門に其段可申通候間明日十太夫殿御屋敷え可罷出由申に付罷歸り、何れも右之趣爲申聞候。

○

訴状之寫

謹而奉啓上候此度蘆名千鶴名代御訴訟申上候儀は去年千鶴被致死去候已後名代之儀被仰付候も無御座候かと松壽院殿も被存春中御暇の御訴訟被申上候由承及候間當三月中に拙者共後組中松壽院え樣子尋ね申候者松壽院被申候樣には大形千鶴名代不被立置候かと被存候其子細は舊冬四郎三郎樣より梅澤喜內爲御使者被下置候御口上にも千鶴名代の樣にも不被仰下候由松壽院被申候に付則眞壁重兵衛澁川庄左衛門え申談候は松壽院え樣子承候得者大形名字絕候由被思召候間御訴訟可申上候哉若左樣に候はゞ何れも同心仕度候由申理候得者兩人申分には今程御訴訟申上候儀早〻可有御座かと兎角從御公儀何れの道にも被仰出候時分可申上候今程之御訴訟は合點不申候由申候に付而又尋申候は自然從御公儀被仰出御座候上は御訴訟も難申上奉存候間如何可有御座候哉乍去被仰出候上も御訴訟可被申上所御座候哉と申候得者兩人申樣には被仰出候樣子に

寄御訴訟申上儀も可有御座候又不申上儀も可有御座申に付何も御訴訟仕候者共申候は從御公儀被仰出も無御座前々御訴訟申上候はゞ千鶴事も御一門に御座候得者自然被立置候儀も知れ可申候間左樣被致可然哉と存候末々被仰出候時分御訴訟如何と存候間只今御訴訟被致可然と存候由申候得共合點不申候に付て推參なる申樣に有是候得共御訴訟申上候猶私共御訴訟可申上候由年寄共に爲知申候に付て殘る傍輩共申分には外に別々相談致御訴訟可申上候由申中に付て何れも御訴訟可申上と申候者共存候は名字御訴訟之儀御座候間一同致御訴訟可申上儀を別々に相成御訴訟申上候儀定而御公儀にても御不審に可有是と奉存候間互に申合せ御訴訟可申旨双方存寄相談申候得者彼者も申分も右年寄共同樣に少も不相變申候間同心不仕別々に相成申候共後松壽院へ共成爲申開候はゞ家中分々に相成儀無心元被存候由被申候而菅八左衞門三森藏人と申者兩人使に被致後御訴訟可申上と申者共と只今御訴訟可申上と申者と同心致御訴訟可致由被申候得共合點不申候就夫松壽院被申候得者可申上と申者共一和仕候樣にと被申候而右使兩人に閉居仕罷在宮崎由帶川原田閑知本名越前小野崎内匠本名宇右衞門抔と申者共を指添被申彼者共に被申付候は何れの道にも双方一和仕候樣に籌策可仕由被申候付是に付彼者共申候は後御訴訟可申上と存候もの共には從御公儀被仰出候儀程延申儀も可有御座候を五月中に相詰名字御訴訟可仕候亦只今御訴訟可申候者共には五月中に相延御訴訟仕可由に被申付候依而共双方和談に罷成相延申候處

五月初に松壽院以方へ被申付候は右約諾仕置候て右平御訴訟之企可仕候由被申付候樣子は四郎三郎樣名代被立置被下候樣に相成候得御訴訟申上候て被立置不申候儀に候はゞ繼御一門の御方なり共御知行多少に搆不申御寄子に名字等も被下置候樣にと御訴訟可仕候由松壽院を申付候得共後御訴訟可申上と申候者共申分には從四郎三郎樣を御訴訟申上候は、松壽院爲にて迷惑申間數候少は手前共爲にも罷在申間數候乍去顯而松壽院被申候はゞ御訴訟仕可由被申候得者松壽院被申樣には手前爲に不相成候得共少しも不苦候得共其身族爲に罷成可數上は頓被申間數由被申付候亦御訴訟可仕と申候者之申樣には初より御訴訟も前日在樣に存申候間在樣に御訴訟可仕由松壽院へ其旨爲申聞候處夫此度御訴訟に罷出候右父年寄共も指置御訴訟仕候事萬式の事に御座候得共萬分依に一向何も思召立候由中々迷惑成仕合に奉存候得共年寄共の儀は主計守幼少の時分より萬事指圖を申候得共只今に至る迄少も下知背申者無御座候得共此度之儀は右主名字御訴訟之事に御座候間年寄共にも申分共斯に奉存候此上は四郎三郎樣名代に被立置候は、雖有仕合に可奉存候者も不體成御事に御座候はゞ繼御一門之御中成りとも御當家に名字計りも殘し被下置候樣に偏に御取成奉御願ケ樣に少人數に而御訴訟申上候儀中々迷惑に奉存候得共五月中旬迄は人數も餘程御座候處相談仕御訴訟可申上候者共之内三月十四日十五日と此兩日の間に私共にも相談不仕人數卅三人除き申度由申理候而相除申候間不及是非相殘る廿三人之者共之儀は假

令除中若御座候共古主名判訴訟之事御座候間責而一通りも御訴訟爲申上度松壽院え暇を乞如斯
御訴訟に罷登り候猶義勝始主計千鶴事と御一門之儀に御座候間自然四郎三郎様を名代に御立被
成置被下候はゞ則　屋形様御岡前に候主人と申彌難有仕合に可奉存候若し不相成仕合に而餘人
をも被立置被下候はゞ此訴訟申上候由四郎三郎様御拖分之者も御座候間四郎三郎様御管不申上
如何と被思召候はゞ御管可申上候哉兎角御指圖次第に可仕候萬事之儀は角館御指引被成下候間
偏に奉願候外無御座候此旨宜預御披露候仍而恐惶謹言

六月　　　　　　　　　　　　　　　　　　廿三人連判。

一同十九日、右之訴狀壹岐指圖之通り持參何れも無殘十太夫殿え罷出右之訴狀後藤又左衛門賴申候得
者、又左衛門壹人にて取次候事遠慮之由色々申分候得共、強而賴申候故無據右之訴狀十太夫殿え披露
申候得者十太夫殿御申には、今程御名字御訴訟可被成候事に無是、本より四郎三郎様御事は江戸言上
不被成候得者名字御名乘に□被置候儀不罷成事に候。其上家老を不先立傍輩に拔出廿三人御訴訟申
上候段は松壽院殿にも御押罷成候由、其儀に不相從久保田え罷登候儀前代未聞の次第に候而御立腹
不淺、何も徒黨之企に無是候段家中言上始終之相談自身忠儀之者を勵し右之御訴訟止候段委曲申上
候處御聞濟被遊、左候はゞ同役令相談屋形様御登候故江戸え被仰候間其内在所え罷歸候樣にと被仰
渡候　何れも申上候は、偏に御聞濟江戸え言上可被遊候由難有仕合に奉存候、顯者何之道被仰出有是

候迄は久保田に五人三人宛ゟ相詰罷在申度由申上候、左樣迄にも無是此方より御左右次第罷登樣にと被仰付候故、任其意何れも先づ六月廿四日角館え罷歸申候而其後二人三人宛久保田え罷登り樣子窺候得共何れの道にも被仰出無是候。

一未ノ年屋形樣御下國被遊候以後、御訴訟申上候者共に久保田え罷登り候樣にと御老中樣より被仰付候故右之者共罷登候、十太夫殿、伯耆殿上意之趣被仰渡候は、蘆名之家斷絶に付廿三人之者共傍輩を拔出擲身命忠義を勵し蘆名名字訴訟申候條感し被思召候、蘆名名字之儀は誰ぞ被撰置可被立置候間左樣に相心得候樣と被渡候。年寄共を不先立傍輩に拔出御訴訟申上候故迷惑にも可被仰付かと奉存處に、名字可被立置候段、其上不存寄手前共式之事に候得共御訴訟之段忠義に被思召候上意心肝難有仕合に奉存候、何も乍憚右之御請申上候　御兩樣御申には、蘆名名字之儀は輕き仁被立置候儀は不被爲成候間其内御吟味被遊被仰付候儀に候間、先在所え可罷歸由に候被仰渡候間、右之御禮御兩樣迄申上何れも在所え罷歸候。

一其後度々御樣子內々窺申候得共右之通り可被仰出事無御座候故相延申候。

一申の三月朔日御召候故廿三人久保田え罷登候處、上意之趣戶村十太夫殿、須田伯耆殿被仰渡候。蘆名名字被立置候段兼而廿餘人之者に被仰渡候趣輕身に無之候故指立候仁を撰被成候事に候故連々被遊候處に、松壽院水戶え罷登度由申立候而樣々被留置候得共達而罷登度由申候に付無是非爲御登被遊

候。此度水戸より御飛脚を以て申遣候は、蘆名家斷絶之上は蘆名之家財後家松壽院え御渡可被成候處、一切に御沙汰なしに被遊候事不及是非候、家斷絶之跡後家より外共家之書物は不及申家財諸道具可申請者有是間敷候、後家へ御引渡無是段大名之御作法に不似合儀に候、但佐竹之家風に候哉何邊無殘家財御引渡可成候、若し御違失於有之には殿中に仕外無是候。其放逸之文章尤直札にて飛脚も御城え罷出御番衆以申入候、依之屋形樣以の外御立腹被成置前代未聞之文章畢竟宇都宮彌三郎了簡と相見得候、蘆名家可立置思召候故重物も于今被留置候、蘆名被立置候はゞ松壽院、彌三郎喜悦可有是處ヶ樣なる理不盡の沙汰に及上は蘆名家被立置候儀無是候、右家之重物家財早々水戸え可被遣思召候、廿三人之者共忠功は感被思召候得共右之次第故蘆名家不立置候、水戸より下し候狀之趣聽聞仕候樣にと被仰出後藤文左衞門高聲に讀上候。廿三人之者謹而上意之趣奉承知乍恐御立腹御尤に奉存候、一通蘆名家可立置段被仰出あまつさへ手前共式に御座候得共忠義感し思召候段難有仕合奉存候、雖然右之次第蘆名家不立段被仰出兎角蘆名之家運盡候處と相見得候へは無是非事に御座候。亦御兩人樣え向て申上候段上意も絶心肝難有仕合奉存候、可被立置蘆名家不被立置畢竟宇都宮殿故御座候得共、此上は御暇申立水戸え罷登り右之御恨み申述候外無是と申。十太夫殿、伯耆殿御申には、左樣之心懸以の外に候、各之儀は無是非事彌三郎殿も水戸樣の御介抱に候得者右之段申述候程之事にては品々より上に御出入にも成候、廿餘人之者共志被感置候。御懇之儀上意候上は、御請之外を申上候事

無是段申上候事を申上候事無之內申に御座候。本より雖有上意之段申上候彌右之御請御兩樣へ申上
十太夫殿御申には、其身共存寄不申上罷登度候由毛頭爲御登被成候事に無是候、此上は各願可有是候
人々之了簡願有之候物に候間幾重も入切願成とも可申上由歸府次第其外何れ成共被成公儀に可被仰達段御
中に候、何も過分至極候由申上退出仕申候。
一廿餘人各相談申候ゝ主家斷絕之上は餘事に願申上候事に無是候、此上は御暇之儀可申上申合候而訴
狀相調候

訴狀之寫

謹而奉啓上候蘆名名字御尋之儀被仰付最前申上御厚恩雖有仕合奉存候其年中御訴訟申上候處
に御免被思召候由被仰付ニ御座候上は大方名字被立置可有之　御意と少も疑不奉存罷在候處に
從松壽院處より飛脚指上被申候に付　屋形樣御立願被遂蘆名家被立置間敷候由少も奉對　屋形
樣へ申上候分無御座候共之品々具さに被仰付彌雖有仕合奉存候得共此度之儀者蘆名不立申候得
者第一古主之首尾と申諸人存候處何共仕樣無御座候此上は廿餘人之者共には迚も御芳恩に御暇
被懸御意之樣に偏に奉願候假令何方にて乞食仕申候共　屋形樣御重恩不淺難有仕合に奉存內々
被仰付候砌間如斯之品申上度奉存候得共被仰付候時分不及申上條延引仕候右之趣宜敷預御披露
候恐惶謹言、

一可被立置名字有之處、等故不被立置無據次第、此上は御訴訟之人數御暇申上候外無之旨之訴狀を壹岐
處迄持候處、壹岐殿え押候得共達而申候故十太夫殿え申達候處に是非右之訴狀相止候樣にと被仰渡
候得共達而御訴訟申上候。
一其後十太夫殿伯耆殿內々御指圖にて御町奉行大山孫左衞門宅え御訴訟之人數被招寄、大越賴母、生田
目壹岐、大山孫左衞門右三人被着其上被申候は御暇申上候儀相止候樣且色々意見に候得共合點不仕、
何ぞ御暇被下候ても他借をも可申事に無是候是非御暇申立度と申候得共何も請合無是、左得候者先
々町屋え罷歸り相談可仕由申候得者孫左衞門被申候者、左樣に候はゞ私宅え歸り相談申事も手延に
候間手前宅にて直々相談申樣にとて座風閣えの內え被入候　右人數餘りに相談申候事も無是、他國
え被出置候儀不相成候はゞ御暇同然之儀に候間由利日え御暇被下度由申候得共、右三人請合無是
御暇之御訴訟相止候樣にと斗り達而意見に御座候得共、御暇之儀は強而存詰候事に候間御志には有
御訴訟押置候得共、主君に別れ何ぞ身を立可申事無御座候、道路にて迷ひ飢餓死仕候ともと存詰候者
に御座候得者逆も御宛組御暇被下置候樣にと奉願候迄達而申上候付、無據御老樣にも思召可立被仰
渡候、
一御老樣よりは訴訟之者被爲召候間罷出候處被仰渡候は、御訴訟之儀達上聞に候處上意之趣者暇之儀は
不被下置候、彼等は古主之爲に存候名字老臣に不相隨名字訴訟仕候得共、子細有是名字不被立置候に

付角館に參り再び家老の下知を得候而迷惑に可仕候、依之湯澤、横手、檜山、大館右四ケ處之内在處を暫可被下候間左樣に相心得候樣にと被仰渡候。何も難有仕合に奉存由申上、町屋え罷歸何も爲御禮右之人數三ケ貳は大越賴母え參り候、殘る者共は假令被仰付候上に御座候とも是非御暇申上度由にて生田目壹岐處え參り申候。

一御訴訟之人數三ケ貳朝五ツ時以前大越賴母處え參、被仰渡候趣難有仕合奉存候、乍憚右御禮御老樣え迄申上度候段賴候得者重疊之事に有是と、左候はゞ早々可罷出由にて賴母髮結間も無是尤も朝飯をも不食、取る物も不取合彼者共を同道仕急き御老中え被罷出候。

一御訴訟之人數三ケ壹は壹岐處に參り候て又々御暇之段申立候壹岐申候は、此上に又御暇之儀申立候はゞ迷惑に被仰付候儀必定に可有是候。右之儀は擲身命御暇申立候事に候得者迷惑被仰付候共無是非候、自分之志を遂乍憚御爲不存儀は有是間敷候、兎角是非を言に不及候間何事も取捨御暇之儀相止候樣にとて手をあはせ申なだめ候。始彼之者ともに手をあはせ候事は無之候得共御爲御一に奉存候故私意に無是段感入申候、賴母は前後之次第をも不聞請唯御禮と斗り申候兩人共に御爲を大切に被存如斯次第故不及是非御暇之儀相止申候。

一右之者共先達而御暇申候得共被留置候、此上に又達而御暇申立候はゞ忠をも不忠と被思召押懸爲御討被遊御積りにて御武頭共外給人大勢被仰付被指置候由、折節野代御代官大久保丹後、久保田え罷登

御訴訟之者共と同宿被致候。親類中より右之趣密談爲知早々右宿相去候樣にと意見有是候得共、追掛爲御討可被遊段承り假令難儀に逢候共立除候ては武士之本意にあらず候とて同宿不申分候。御暇又々申立候儀相止候後共さに右之次第物語被致候。

一御暇之儀不相叶奉任上意被仰付候趣難有仕合奉存候段御請申上在處え罷歸候節、大久保丹後彼の者共同宿難有上意を蒙候段承彼の者之忠義を感候由にて首途に狂歌、「歸り行雲路野かれそなつかしき秋を待身のよはいならねば。」

一明曆二年申ノ七月下旬戸村十太夫殿より以飛脚角館え被仰遣候、右御訴訟申上候者共檜山え相移候樣にと被仰渡候。

一岩井助兵衛老體故甥岩井傳右衛門弟彌右衛門を名代となし隱居御暇申立候得者願之通り被仰付候。

一千代隼人病死家督同十郎左衛門に被下置候得共、病氣故檜山え不相移角館にて相果候。

一檜渡勘右衛門御訴訟以後角館え被歸相煩相果候。

一岩井傳右衛門、同彌五右衛門右兄弟存詰候は、主君え別れ主家斷絶に及依之訴を盡候得共不遇にて主家不被立置、雖然御重恩之上意を蒙り候上は御爲に不相成儀は存念にあらず、此上武道を勵み身を立つる事も無是處所詮遁世の身となり長く主君之靈神に使んとて自髮を切、腰の者を結付一通りの書置を殘し兄弟共に木食の行者と成り、潛に御國を立去り傳右衛門は於信州入捨身道場死、彌五右衛門

爲峯與上人武州目黒に住安養院、親助兵衛事右兩人の者出家仕り候に付先途御聞糺內角館に被預置候

一檜原主水、主君に別れ主家斷絶之上は事二君非可立身とて憐愍せし幼少之男子女子二人妻共に捨置爲亡君剃髮黑衣の身となり、栖馴し舊居を忍ひ出御國立際彼も木食之行者となり詣高野山、廿三人之內七人之者右之通りに御座候。相殘る十六人申ノ九月廿八日角館を被去、擲身命を三年之御訴訟にて彌貧乏となりいと淺間敷出立、妻子類葉を引連れ旅行可急樣もなく十月二日檜山え參着町屋に罷在越年仕候。

一長野杢之助弟淸左衞門浪人に候得共何れも同意にて同前檜山に參り歲十七に被成候。

一酉ノ三月戶村十太夫御申には、何方之在所に罷在給人ゝ支配頭有是給人之頭は望次第に候間望ミ可申上樣にと被仰渡候。依是爲惣代小山甚五左衞門久保田え罷登り在所預被申事に候間多賀屋左兵衞殿支配被仰付被下度候由申上候、御老樣御請合被仰上候處右之願通り被仰付候、

一去年屋形樣地形御普請從公儀被成置成就仕候に付、疎家茅屋之乍事出來次第酉ノ五月迄段々家移り仕候。

延寶元年丑五月　日

右一卷之盧名記名字御訴訟之次第子孫にも爲聞申度江井氏、長野氏、田中氏、逸見氏。右人數にて吟味之

上相違無是書畢。

延寶元年辰ノ六月十七日

一本に左の奧書あり。

延寶元年丑五月　日

享保二十乙卯暦暮秋中旬寫之

逸見氏

長野氏

滋彌

附錄

○岩瀬御臺樣御事

一御臺樣奥州須賀川城主二階堂遠江守盛義之御孫盛隆之御次女也。

一同州會津蘆名城主蘆名修理太夫盛氏隱居して止々齊と號す、嫡子の平四郎盛興家督相續す、然るに盛興天正之始に二十九歲にて父に先立て卒す。次男平八心愚にして家嗣事不能、是に寄て二階堂盛義嫡子盛隆を養子とす、三浦之介盛隆と號す。止々齊は天正年中六十三歲にて卒す。二階堂盛義は次男信濃次郎行親を以家の嗣とす。

一三浦之介盛隆に三子あり、一二は女子、三は男子にして龜王丸と號す。然るに盛隆天正十三年十月六日卒去、龜王丸は纔に當歲なれは佐竹義重之次男喝食丸十三歲白川不說齊養子に成玉ふを請受、嫡女

え搭養子に成し蘆名相續し玉ふ。此姫君後角館え御越小杉山御臺と號す。

一龜王丸は三歳にて疱瘡にて卒す。

一須賀川後室と申すは二階堂盛義之北之方也、伊達照宗娘にて輝宗妹也、寶壽院（義重公の御室なり）御妹也。盛義天正の始卒去す、後信濃次郎行親も卒去、行親に子なし。是に寄て會津盛隆の次女は後室の御孫娘なれは養子娘になされ婿養子なさるへき思召也（此姫君後に岩瀬御臺様と申す）須賀川の城は後家持にて御座なさる。

一天正十七年須賀川落城、姫君後室ともに常陸へ御越なされ（姫君時に六歳）常陸に十四年程御座なさる（姫君後に天英公の後の御臺に成玉ふ）

一慶長七年御國替之節後室途中にて御病氣重り御願にて須賀川長祿寺へ御越なされ御卒去、御臺秋田え御越なさる處に御離縁にて須田美濃に御預横手御城内に御座なさる、後に昌壽院様と申奉る。御知行大澤村にて弐百石被付置女房衆も數多附添參申候。

一天英様江戸御上下に御使者遣され御金御小袖等度々被進候由、鑑照院様御代迄も不相替右之通りに御座候由申傳候。

一寛永十六年八月八日昌壽院様御年五十五にて御卒去、御葬禮公義にてなさる。御導師天德寺御越被成御名代に佐竹主計殿蘆名よりも御名代被遣、梅津半右衞門、須田伯耆其外諸役人參候て天仙河原にて葬り奉り御法名昌壽院殿光圓正瑞大姉、御葬禮前は横手諸士天仙寺え相詰め不寢番相勤候由。

御臺樣御事大概右之通り御座候。

天明五巳年正月横手赤坂氏光廣より到來寫之。

◯南光坊天海性平□大僧正東叡山之開基寛永十九年十月朔寂す、慶安元年四月勅諡慈眼大師。

◯天和元酉年眞崎兵庫隆紀御家老被仰付候節、爲御歡十二月八日安正院殿より主計殿御組下稻葉九郎兵衞御使に被仰付日出度存候、手前事故遲成御悦申入候。右は蘆名主計殿奥方角館に御座候御知行貳百石被爲進候由。

◯岩瀬御臺樣御事

一奥州須賀川城主二階堂遠江守盛義之嫡子盛隆、會津城主蘆名修理大夫盛氏の養子となる、三浦介盛隆と號す。御子三人有、一二は女にて三男龜王丸僅に當歳なれは佐竹義重公之御二男喝食丸奉請嫡女え（北御姫君後に小杉山御臺と申す）圴養子と成也。蘆名家御相續主計頭盛重と號、後義勝と改む。

一龜王丸天正十四年十一月二日疱瘡を煩卒す。

一次女は（後岩瀬御臺樣と申は北姫君なり）須賀川後室の御養女となさる、後室と申は二階堂盛義之北之方也。盛義卒、次男信

秋田叢書刊行會 會報

昭和四年一月

綱領

一　縣内各地に於て郷土史編纂に關してなくてはならぬものを先とし漸次他の稀覯の珍籍に及ぶものとす。

一　校訂を嚴にするため同種の異本を極力探求して之を參照し其の正鴻を期す。

一　一般賣本にあらず、從つて價格も至廉を期し實費を以て同好の方々にのみ頒つの方法を採れり。

一　東北地方特に仙臺には仙臺叢書あり盛岡には南部叢書あり、又近く津輕叢書刊行の擧あるを仄聞せり。本叢書も亦是等のものと及ばずながら雁行し相提携して東北文化の建設に努力せんことを期す。

第一輯刊行書目

第一巻（既刊）

羽陰史略前篇　杵山峯の嵐

第二巻（既刊）

六郡郡邑記　緇綿　由利十二頭記　蘆名記

第三巻（近刊）

六郡祭事記　雪之出羽路（雄勝郡）　鹿角郡根元記

（以下第六巻迄大體前號豫告の通りなるも追て整理確定の上報告すべし）

第三巻所載書目解題

＝**六郡祭事記**＝　菅江眞澄翁の著作せる雪之出羽路及び月之出羽路處々に六郡祭事記を引て各地神社の神事に關する祭式風俗等を書かれてゐる。然るに此の六郡祭事記は所在不明であつた。博搜旁索の結果八澤木の波宇志別神社の神職大友氏が所藏せらるゝを聞き請ふて第三巻に載錄することにした稀覯の珍書である。謂ふまでもなく舊秋田藩領内の著名の神社の神事を有りのまゝに著錄されたもので是れによりて古來祭式の沿革を知るの便にもなり、又舊慣の既に廢滅したるもありて其の變遷の大要をも窺ふに足る。類本なきを以て大友氏所藏本を校訂せしに止まる。尚此の場合希望したきは各地の祭式神事に於て著名のものはカビネ型寫眞とし御惠贈を得たきことである、出來るだけ之を寫眞版として附載して研究の資料とすべし。

＝**雪之出羽路**（雄勝郡）＝　本書は第二巻に載錄することに豫告したがさて着手して見ると非常に困難なる事情に遭遇した。それは雪の出羽路平鹿郡だけは完備してゐるが雄勝郡の分は草本のまゝ委棄されたものと見へるのである。秋田圖書館本や其の他のものは皆艸本未完のまゝのものであることを

發見した。於是編輯員は各地に奔走して眞實正味の眞澄翁の筆寫本を搜索した結果内閣文庫にも佐竹侯爵家にも無いことが判つた。然るに幸にも江畑新之助氏が眞澄翁直筆本の雄勝郡雪の出羽路の草稿本を所藏されて居り、近利左衞門氏が別に寫本を所持して居らるゝことが知れた。編輯員は狂喜して歷訪し其の快諾を得て在來本と對比校訂增補して茲に完備せる雄勝郡の雪の出羽路が新修されたことである。これは地下の眞澄翁の引合せであると一同手を額にして相慶した。元來雄勝郡の分が雪の出羽路と稱すべきや否やは證據がなかつたが、江畑氏所藏本には表紙に翁の自筆にて雪の出羽路とあることなどは貴重なる發見である。是等のため第二卷に載錄するの豫定を變更せざるべからざりしは遺憾なりしも此の完本を得たるは此の遺憾を取り返して猶餘りあるべし。而して本書の校訂修補に大山順造氏之を專管したり。猶一言して置きたきは翁の繪である。翁の靈筆は此の寫生繪あるがために一段の趣がある本書には勝地臨毫から雄勝郡分七冊の繪畫全部は佐竹侯爵家所藏の眞筆本より之を寫眞版として附載する。これは本會の非常の犧牲で全く代表者の血と涙の貢獻である。其の繪畫の頁數も百七十餘頁に亙れり、恐くは他の追隨を許さゞる努力であらう。眞澄翁の著書は全部此の式を以て進みたいと思ふてゐる。

＝鹿角郡根元記＝　これも第二卷に收錄しかねて第三卷に廻した。これだけの貴重なる地誌なるに拘はらず類本がない爲であつた。南部叢書にも收錄されてないものである。

編輯報告

會員諸彥の御領承を願ひたい

珍書の刊行ほど世を益するものなく而して此の樣に困難な仕事は無いとは編輯局員の感想であつた。編輯の內容を申し上げて會員諸彥の御領承を願ひたい。

▲第一卷に輯錄した羽陰史略は七種の異本を對校したから先づ比較的完本であらうが、梓山峯の嵐はあれだけの善本を見付けたけれども著者の眞筆本は見當らなかつた著者の裔孫岡見氏は縣廳の土木課に居るから往問したが其の眞筆は何物も殘つて居らないといふことであつた。然るに千葉縣下に居られる樋口九三氏が此の原本なるべしといふものを所持して居られ御親切にも本會に送りて拜見を許された。絕無と思つた珍本に接したときは眞に愉快であつた。對校の結果若干の相違を發見した、これは適當の時期に於て叢書に附錄して御覽に供したい。

▲第二卷に收錄した絹篩、これは當初計畫の際には圖書館本の二卷本であつた。其の原本の直筆本を船越町の鈴木氏が所藏されてゐると聞いて居たが未だ拜見の期を得ないで居つた。幸にも友人の奈良環之助氏に邂逅したので事情を語つた。奈良氏も大に喜ばれて種々御示教を給はり且つ同地の篤學者大野權治郎氏を紹介して呉れた。直に船越町に至り大野氏と會見した大野氏も大に歡ばれて寫本と原本の對校を快諾せられた。然るに其の後の通報によれば驚くべし圖書館本は破本であつて原本の三分の二しかないといふ。是は眞に事前に發見してよいことをした。斯くて大野氏は家業多忙なりしを差繰りて每日原本所藏者鈴木順治氏の宅に行き十數日を經て完本に仕上げて呉れ、且つ校正にもお手傳して下された。茲に本會員一同と共に大野氏に感謝を表するものである。

▲眞澄翁の著作物は漸次翁の原本により刊行したいと思つてゐる。此の原本の拜借方を佐竹侯爵家の御家令石井忠利氏によつて願つた處が早速御承諾下され、其の原本は今は秋田より東京の御本邸に移され本會の編輯局員が時折御伺して拜借を許され謄寫に從事して居る。又大館栗盛家には翁の眞筆本の雜著繪畫は澤山ある是も御願した處が早速快諾を與へられた。德不孤必有鄰と聞てゐるが洵に其の通りである。此の快報を御報告して兩家から與へられたる御同情を全會員各位と共に感謝したい。

▲眞澄翁の著書には往々享保郡邑記を引用して說明さるゝ。此の郡邑記は今見當らず、此の原本を見んことを欲するは鄕土史硏究に志ある者の均しく希望する處である然るに第二卷收錄の六郡々邑記は大館栗盛家の所藏本で其の表紙に六郡々邑記と書いたのはたしかに菅江眞澄翁の直筆であることが判つた。本書の價値が如何に貴重であるかは謂ふまでもないことである。

▲尙非常に浩瀚なものや是非收錄しなければならぬものが山積して居るので硏究を凝らしつゝある。何卒同情ある各位の翼賛と忌憚なき御教示を御願ひする。

◈急告

本會々員は同情ある各位の御援助により漸次增加し基礎も堅固になりましたから御安心あれ。尙若干の餘地ありますから第一期會員左の如く增募します。本叢書の再版は容易でない事だから有志の方々は此の際速に御申込に預りたい先着順で滿員後は謝絕す

一新增募會員　二十名を限る

差當り第一卷分會費三圓五十錢送料十八錢送られたし。第一、二卷を發送すべし

會員各位に御願

▲第二卷の刊行も豫告より二ヶ月遅れたのは會員各位に對して全く相濟まないことである何卒御宥恕に預りたい

▲代金は本書受領の上は直ちに振替にて御送金を願ひたい。御存じの如く本會一切の經費は代表者一人の經理にて資金は極めて貧弱であるから御推察を願ひたい。

▲御送金なき方に對しては止むを得ず集金郵便の方法にて會費取立をなします。此の場合は規定の料金も加算して請求しますから此の點も豫め御承知を願ひます。

▲會費御送付のとき受領證を要するとか或は請求書を要するとか、其の他返信を要するものは返信料を添付せられたきことも御願して置きます。

▲本叢書第一卷から第六卷までを第一期會員とし御入會の方々は此の期間だけは退會せずに本叢書の頒布を受けられたい。別に保證金を要することでないが德義上の義務と御承知を願ひます。

▲本叢書は以上の如く會員組織の頒布本であるから分冊頒布の需求には遺憾ながら應じ兼ねます。必其の期だけの會員となることを要します。

▲本叢書の編輯、印刷、配本並に撰擇につき御意見ある方は何卒隨時御示教に預りたい。出來得る限り御要求に應じたいと思ひます。

○奥羽永慶軍記の追加篇と稱するもので未刊のものある等、御所持の方あらば御報を願ひたし。

規定

□體裁　菊版天色總布製(各卷箱入)每卷五百數十頁

□刊行　昭和三年九月第一回配本
昭和四年一月第二回配本
同　三月第三回配本の豫定

□頒布　豫約申込者に限る(但申込金不要)

□會費　一冊參圓五拾錢(送料實費を申受)

發行及申込所　秋田縣橫手町
秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八二五二番

濃次郎行親天正九年春頓死す、行親に御子なし。依之、會津盛隆次女は後室の御孫なれは養女になされ、末々は聟養子なさるへき思召にて須賀川城は後家持にて御座なさる。

一慶長七年御國替にて御當國へ御引越之節途中にて御病氣重り須ヶ川長祿寺にて御卒去なさる。御臺様御國え御越なさるといへとも御不緣成故須田美濃守え御預け横手に居住なさる、御女房衆も數御供にて參り候、由後昌壽院様と申御知行大澤村にて貳百石被付置候由（今□江寺邊御殿□なさる由）天英様御上下之節は御使被遣御金御小袖等度々被進、鑑照院様御代迄不相替右之通御座候。

一寛永十六年八月八日昌壽院様御歳五十五にて御卒去、御葬禮御公儀にて被成置候。御導師は天德寺御越に候、御名代主計殿御越蘆名義晴公より御代官被遣れ候。御老中半右衛門殿伯耆殿御越其外諸役人被指越而天仙寺地内にて奉葬候由。

御法名昌壽院殿光圓正瑞大姉。

一御葬禮前横手諸士不殘天仙寺にて不寢之御番相勤申候。

覺

一二階堂後室は伊達晴宗の妹也、寶壽院にも御妹に御座候由、義宣公、伊達正宗にも御叔母に御座候由。

一岩瀬御奉僕御國え御越の時は御歳御十八歟、横手にて三十八年被成御座五十五にて御逝去被遊候。御存生の内當所に罷在候須賀川譜代の面々常に罷出御奉公勤申候、妻女とも度々御近く罷出候由。

一御葬禮御公儀にて被成置候得共如何致候哉御法事不被遊、伯耆殿にても不被成御年忌毎の御法事譜代の者とも相勤申候、三十三回忌の御法事は天仙寺にて相勤申候、

蘆名記終

昭和三年十月

深澤多市　校訂
岡本善治　校字

昭和四年一月二十日印刷
昭和四年一月二十三日發行

秋田叢書第二卷

不許複製（非賣品）

編纂兼發行人　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市

印刷者　山本啓三
東京市麻布區宮村町十番地

深澤

發行所　秋田縣横手町
秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八、二五二番

發賣元　東京市麻布區宮村町十番地
史誌出版社
振替東京三四、六八五番

……不被成御年忌毎の御法事譜